

だ い よ じ

第四次

く に た ち し こ ど も そ う ご う け い か く

国立市子育て総合計画

2025(令和7)年度～2029(令和11)年度



2025(令和7)年3月

国 立 市

すべての子どもたちへ

あなたが生まれたこと、大きくなっていくこと、あなたらしくいられることを、このまちと、このまちにいる大人は、うれしくおもっています。

あなたが感じていること、おもっていること、かんがえていることを、あなたのちか近くにいる大人にいつでもきかせてください。

うれしいこと、かなしいこと、こま困っていること、あそ遊びたいこと、まな学びたいこと、やってみたいこと。

もっと自分たちのこえ声をきいてほしい、自分たちにめむ目を向けてほしいとおもっていること。

このまちと、このまちにいるおとな大人は、いつでもあなたのそばで、いっしょにかんがえて、せいいっぱいおうえん応援します。

あなたがあなたらしく、いましあわいに生きることを、しあわみらいむ幸せな未来に向かっていくこと、すべてのこ

どもがひとりひとひともち、たいせつけんり大切な権利を、このまちと、このまちにいるおとな大人は、あなた

と一しょたいせつに大切にして、まもまも守っていくことをやくそく約束します。



全ての子どもは、この世に唯一無二の命を授かった一人の人間であり、しょうがいなど様々な特性を有しているあらゆる人間は、生まれながらに等しく、自分らしく幸せに生きるための権利を持っています。

この権利は、子どもが成長・発達過程にあることから、自分の力で行使できないときがあり、そのときに大人の支援が必要となります。

子どもたちは、生まれてきた瞬間から、自分の思いを様々な形で精一杯大人に表明しています。この思いを、大人たちが真剣に受け止め、これを尊重し、その上でその子にとって最善の利益とは何かを考え、これに応えることによって、子どもの権利が保障されます。

「人間を大切にする」という理念を掲げる国立市は、子どもたちの思いを深く受け止め、また、様々な社会課題が想定される未来を生きる子どもたちのことを思い、改めて、子どもの権利について真剣に考え、子どもの権利が恒久的に保障されるまちの実現を目指し、この条例を制定します。



はじめに

我が国における子ども・子育て支援の歴史を紐解くと、1989(平成元)年のいわゆる「1.57ショック」を端にした人口減少への危機感の高まりが、施策の方向性について少子化対策へと大きく舵を切る転換点となり、そのまま平成という一時代を駆け抜けた経過があります。

日本初の総合的な少子化対策を示した計画となる「エンゼルプラン」の作成にはじまり、国は次世代育成支援対策推進法、子ども・子育て関連三法など各種法令等を制定、地方公共団体もまた保育園の増設や地域子育て支援事業の展開により、待機児童対策や子育て家庭の孤立の解消、子育て負担の軽減などに奔走してきました。

国立市としては、これを体系的に進めていくため、2003(平成15)年に第一次国立市子ども総合計画を策定、その後、第二次、第三次計画へと継承し、及び当該計画のアクションプランであり法定計画の国立市子ども・子育て支援事業計画を策定、両計画に基づき、児童福祉施策全般を推進し現在に至ります。

決して歩みを止めることなく、国及び地方公共団体による取組が積み上げられてきた歴史がありながら、その結果である今日の子どもを取り巻く社会状況は、残念ながら非常に深刻であると言わざるをえません。全国的に合計特殊出生率はかつて衝撃を与えた数値より低下した1.20人(東京都は更に低い0.99人)という値をマークし、少子化に拍車がかかる一方で、児童虐待の相談件数、いじめの認知件数、学校へ行けない児童・生徒の人数、自ら命を絶つ子どもの数などは、少子化と逆行して増加傾向にあるという、由々しき現実が目の前に存在しています。

今を生きる子どもたちは果たして幸せであるか。この主観的な問いに対しても、厳しい答えを突きつけられています。ユニセフが2020(令和2)年に公表した「子どもたちに影響する世界」における、日本の子どもの幸福度について、先進38か国中20位、特に精神的幸福度は37位であったということが報告されました。この報告が当時の国政にも衝撃を与えたことは記憶に新しいかと思います。国が、地方公共団体が、子どもの幸せについて、そのために必要な、子どもの主体的な権利の保障について、今一度考えなければならないことが示唆された、再び訪れた転換点と言えます。更に令和へと時代が変遷してすぐに新型コロナウイルスが世界的に流行、暗中模索する中で子どもたちの活動が大幅に制限された事実を振り返っては、子どもたちの幸福度が一層悪化している可能性すら否定できません。

かくある状況を踏まえ国は、2023(令和5)年にこども基本法を施行、併せてこども家庭庁を発足し、子どもの権利保障、子ども中心の社会構築を軸とした施策推進へと再び大きく舵を切ったところにあります。

国立市は、2024(令和6年)11月、子どもの権利の保障について規定した「国立市子ども基本条例」を制定いたしました。子どもは権利の主体である、全ての子どもが自分らしく幸せに生きること、育つことは、生まれながらに当然の権利である、という、国際条約に示された規定に基づきながら、多くの子どもたちの肉声を正面から受け止め、4年の歳月をかけて作成した規範が、奇しくもこども基本法が施行された翌年に制定となったことを受け、国立市の子どもたちの思いこそ時代の潮流そのものであるという強い実感に至りました。

本計画、第四次国立市子ども総合計画は、国立市子ども基本条例に基づく計画として、条例の検討と並走して策定を進めてまいりました。これまで積み上げてきた各種施策を継承しながら、改めて「子ども」主体の考えに立ち返り、全ての施策を子どもの権利保障の文脈で束ねなおしたものを、ここに示しております。

国立市子ども基本条例の施行日は2025(令和7年)4月1日、本計画は条例施行日に、条例と同時に船出をいたします。ここが国立市における子どもの権利保障の元年として、子どもたちの幸せの実現、子どもが健全に育つ社会の実現に向けて帆をあげて進めてまいります。



2025(令和7)年3月

国立市長 濱崎 真也

目次

第1章 計画策定にあたって	1
1 計画策定の背景	3
2 計画策定の趣旨	4
3 計画の位置づけ	4
4 計画の対象	5
5 計画の期間	5
第2章 子ども・子育てを取り巻く国立市の状況	7
1 国立市の人口と世帯の状況	9
2 国立市の少子化の状況	11
3 子ども・若者の状況	14
4 アンケート調査等の概要	19
5 子どもの権利に関する子どもの声	25
6 本計画に関する子どもの声	27
第3章 計画の基本的な考え方	29
1 計画の目標	31
2 計画の基本理念	31
3 計画の体系の考え方	32
4 計画の効果検証について	32
5 施策の体系	33
第4章 子ども基本条例の推進	35
施策目標1 子ども基本条例の推進	39
第5章 子ども支援	49
施策目標2 安心して過ごす仕組みづくり	53
施策目標3 自分らしく心豊かに育つ仕組みづくり	68
第6章 家庭支援	91
施策目標4 安定した暮らしを支える仕組みづくり	95
施策目標5 子育てが楽しくなる仕組みづくり	110

施策目標6 様々な状況の家庭に寄り添う仕組みづくり.....	118
第7章 地域支援	125
施策目標7 育ち学ぶ施設における権利保障の仕組みづくり.....	129
施策目標8 地域における権利保障の仕組みづくり.....	140
おわりに	146
第8章 第三期国立市子ども・子育て支援事業計画.....	147
1 計画の基本的な考え方.....	149
2 乳幼児期の教育・保育の整備	153
3 地域子ども・子育て支援事業の整備.....	162
第9章 第3期国立市放課後子ども総合プラン.....	195
資料編.....	201
1 国立市子ども基本条例	203
2 国立市子ども総合計画審議会条例	210
3 国立市子ども総合計画審議会委員名簿.....	213

子育て・
子育てコラム

※2024(令和7)年3月時点の肩書となっています。

○国立市子ども基本条例と子どもの権利	45
○子どもの声を「聴く」～おとなが試される本気度～	48
○「子どもの意見表明権」の意味	57
○子どもの権利	60
○医療的ケア児と家族への支援について	63
○子どもの権利をインクルーシブ社会で向上へ.....	67
○子どもの権利について	71
○はじめの100ヵ月.....	73
○子どもが権利の主体として尊重される, より一層素敵な街に	77
○子どもが見ている世界	81
○世界の子どもと国立市子ども基本条例	87
○子どもの権利の保障における「ゆとり」の大切さ	90
○はじめに子どもありき	104
○「ジェンダー平等のまちづくり」.....	109
○子どもの権利について国立市子ども基本条例の施行に向けて学校が取り組むべきこととは	139

第1章

計画策定にあたって

1 計画策定の背景

■急速な少子化への対策の必要性

我が国では、急速な少子化の進行並びに家庭及び地域を取り巻く環境の変化を受け、2003(平成15)年に10年間の時限立法として次世代育成支援対策推進法を制定、また同年に少子化対策基本法を制定し、少子化に対応するための総合的な施策の推進が図られてきました。

その後、次世代育成支援対策推進法が2014(平成26)年度を最終年度とする状況を受け、2012(平成24)年には、子ども・子育て支援法、認定こども園法の一部改正、子ども・子育て支援法及び認定こども園法の一部改正法の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律、いわゆる子ども・子育て関連3法が制定されました。これに伴い、量と質の両面から子育てを社会全体で支える子ども・子育て支援新制度が開始、地方公共団体においては子ども・子育て支援給付及び地域子育て支援事業の定量的目標を定めた子ども・子育て支援事業計画を策定しています。さらに、時限立法の次世代育成支援対策推進法についても、施策の推進を継続するため、10年間の延長、2015(平成27)年3月には少子化社会対策基本法に基づく少子化社会対策大綱が策定されています。

■子どもを取り巻く状況の複雑多様化

こうして長期的な少子化対策が国において図られていながらも、実態は依然として少子化の解消には至っておらず、むしろ出生率が低下の一途にあります。

また、少子化のみに留まらず、今日の子どもを取り巻く状況も複雑多様化しています。児童虐待の件数や学校に行けない・行かない状態の児童・生徒数の増加、7人に1人が子どもの貧困状態にあると言われている状況、ひきこもりや、性の多様性に関する課題、地域からの孤立、自殺率の増加、近年にはヤングケアラーが社会問題化されるなど、様々な困難が具体的に確認されています。これらの課題に対し、2010(平成22)年には子ども・若者育成支援推進法が、2014(平成26)年には子どもの貧困対策の推進に関する法律が制定され、対応が進められていますが、諸課題の件数の増加は留まることの無い状況です。このことは、この国立市においても全国的な実態とたがわないところです。

さらに2020(令和2)年には世界的に新型コロナウイルス感染症が蔓延し、国民全体の活動範囲が大幅に制限され、子どもたちは成長期に得られるはずの体験機会が喪失しました。近年までの子どもを取り巻く状況の変化は、子どもの健全な育成に大きく影響を及ぼしています。

■こども基本法に基づく、子どもの権利の保障の推進

このような危機的状況下、これまで子どもに関する所管様々な省庁において縦割りだった組織体制を一体化し、「こどもまんなか」社会を目指すこども家庭庁が2023(令和5)年に発足、同時に、子ども施策を社会全体で総合的かつ強力に推進していくための包括的な法律として、こども基本法が制定されました。当該法は、日本国憲法及び児童の権利に関する条約の精神にのっとり、全ての子どもが将来にわたって幸福な生活を送ることができる社会の実現を目指すことを目的とした、子どもの権利保障を基本理念とする法律で、同年12月には、当該法に基づくこども大綱が策定されました。地方公共団体は、当該法及び大綱に基づき、またこれまでの少子化対策、複雑多様化した課題への対応に係る法律の方針を踏まえながら、子どもの権利保障を軸としたこども計画の策定が求められるところとなります。

国立市として、国の状況・動向を踏まえながら、一人ひとりの子どもが自分らしく生きる・育つ権利が保障される環境の形成を目的に、そのための施策を推進する計画を策定いたします。

2 計画策定の趣旨

これまで国立市は、国の動向を踏まえながら、児童福祉施策について網羅した総合的な計画として国立市子ども総合計画を策定し、3期にわたって推進してきました。また、当該計画のアクションプランであり、子ども・子育て支援法に基づく行動計画として、国立市子ども・子育て支援事業計画を策定、2期にわたり推進してきました。新型コロナウイルス感染症に伴う施策の停滞を契機に第三次国立市子ども総合計画の期間を1年延長とし、2024(令和6)年度いっぱいをもって第二期国立市子ども・子育て支援事業計画と併せて終期を迎えるところにあります。

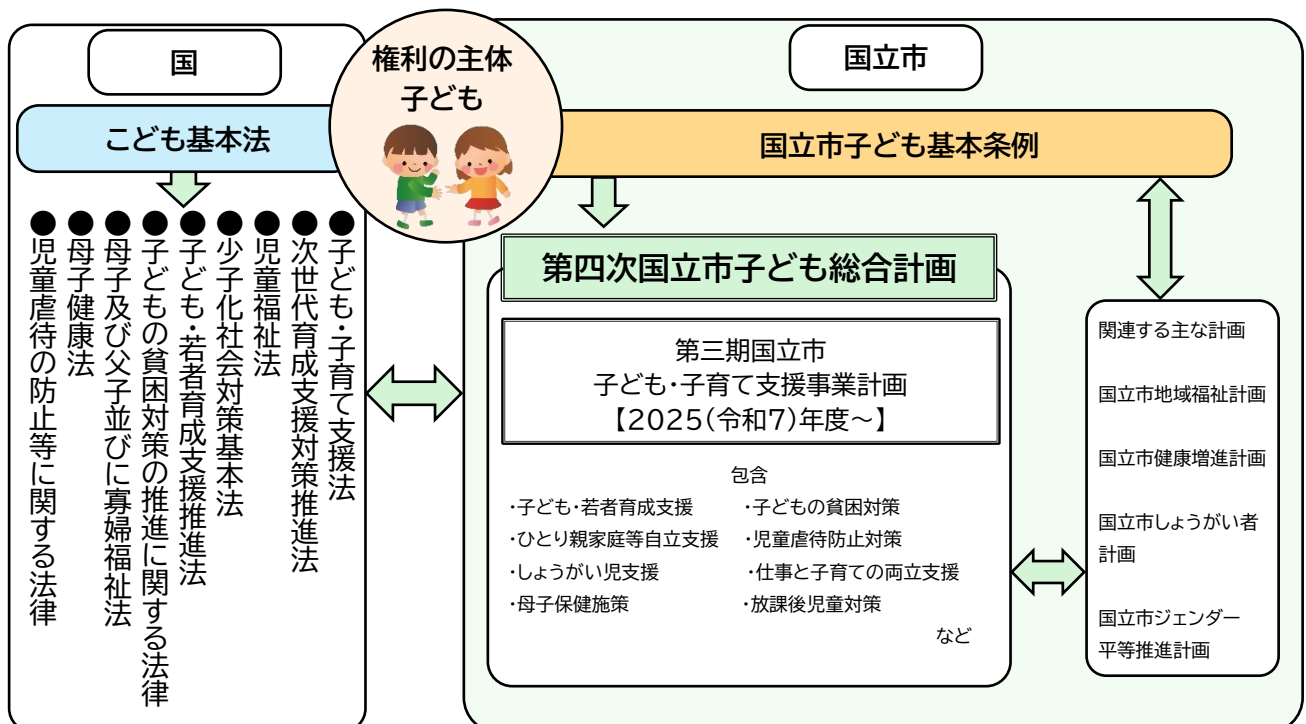
2024(令和6)年11月、国立市は、子どもの権利を恒久的に保障する市の規範として、国立市子ども基本条例を制定しました。当該条例は児童の権利に関する条約の精神にのっとるものとして、総合的な内容を定めており、第24条には子どもの権利保障に係る施策の推進を図るための計画として、国立市子ども総合計画を充てることと規定しています。

本計画は、少子化、子どもを取り巻く複雑多様化した課題、そして子どもの権利保障という、これまでの我が国そして国立市における動向と施策推進の経緯を踏まえながら、こども基本法、そして国立市子ども基本条例に規定する権利保障の施策を推進することを目的に策定するものです。

3 計画の位置づけ

本計画は、国立市子ども基本条例第24条に基づく、子どもにやさしいまちづくりを推進するための計画として策定します。また、こども基本法で市町村の努力義務とされている自治体こども計画に位置付けるとともに、これまでに下位計画として定めていた、子ども・子育て支援法に基づく子ども・子育て支援事業計画と一体化させ、次世代育成支援対策推進法に基づく行動計画、こどもの貧困の解消に向けた対策推進法に基づく子どもの貧困対策計画及び子ども・若者育成支援推進法に基づく子ども・若者計画を内包します。

同時に、市の上位計画である「国立市総合基本計画」、「国立市地域福祉計画」をはじめとした関連計画等との連携・整合性を図っています。



4 計画の対象

本計画の対象は、国立市子ども基本条例に規定する定義に基づくものとします。

国立市子ども基本条例(抄)

(定義)

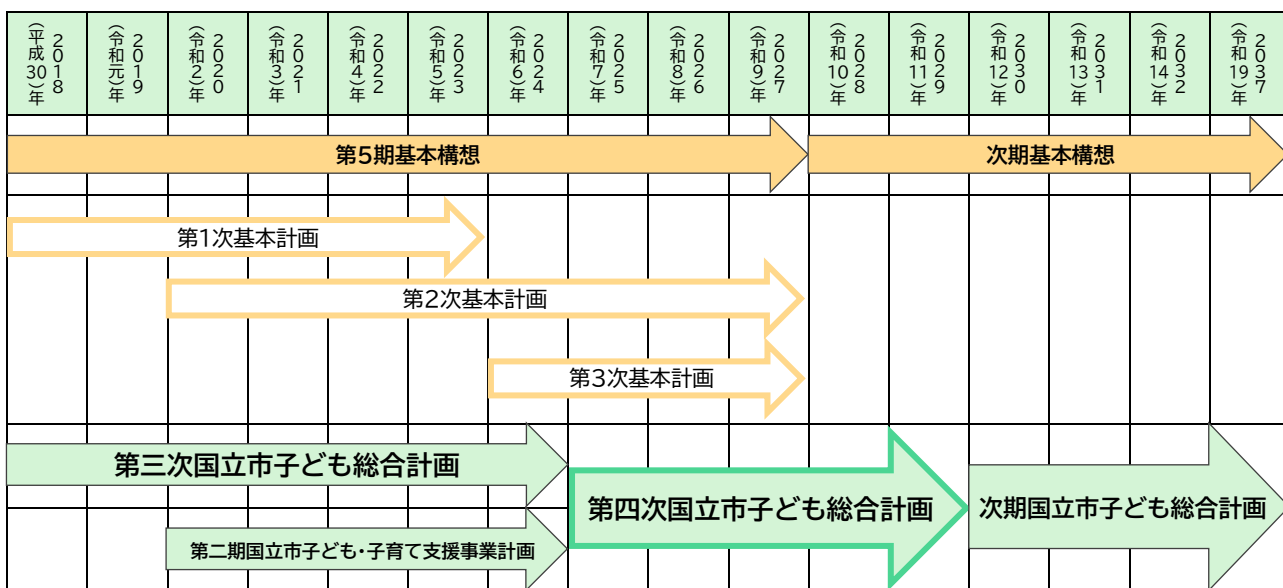
第2条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

- (1) 子ども 市内に在住し、在学し、又は在勤する18歳未満の者その他これらの者と等しく子どもの権利を保障することが適当と認められる者をいう。
- (2) 保護者 子どもの親権者、児童福祉法(昭和22年法律第164号)に規定する里親その他親権者に代わり子どもを監護・養育する者をいう。
- (3) 育ち学ぶ施設 市内に所在する、児童福祉法に規定する児童福祉施設、学校教育法(昭和22年法律第26号)に規定する学校、社会教育法(昭和24年法律第207号)に規定する社会教育施設その他子どもが育ち又は学びを目的として通学し、通所し、入所し、又は利用する施設をいう。
- (4) 事業者 市内で事業活動を行う個人及び法人その他団体(前号に掲げる施設に係るものを除く。)をいう。
- (5) 市民 市内に在住し、在学し、又は在勤する者をいう。

5 計画の期間

本計画は、前計画の終期が2024(令和6)年度であることから、始期を2025(令和7)年度とします。また今回より計画の一体化を図る子ども・子育て支援事業計画が法定計画として5年を1期とすることが定められていることから、本計画においても2029(令和11)年度までの5年間を計画期間とします。

また、国や都の施策の動向、社会経済情勢の変化や市民の意向などを的確に読み取り、必要に応じて適宜見直しを図ります。



第2章

子ども・子育てを取り巻く 国立市の状況

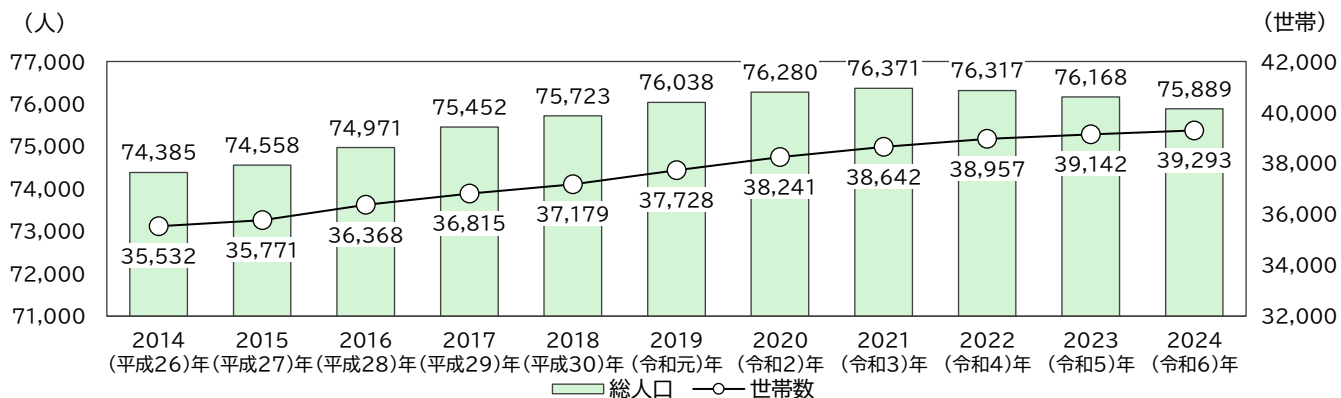
1 国立市の人口と世帯の状況

(1) 総人口と世帯数の推移

総人口は2021(令和3)年まで緩やかな増加傾向でしたが、2022(令和4)年に減少に転じており、2024(令和6)年では75,889人にまで減少しています。

一方で、世帯数は増加傾向が続いており、1世帯あたりの人員が減少傾向にあることがわかります。

図表 2.1 総人口と世帯数の推移(国立市)



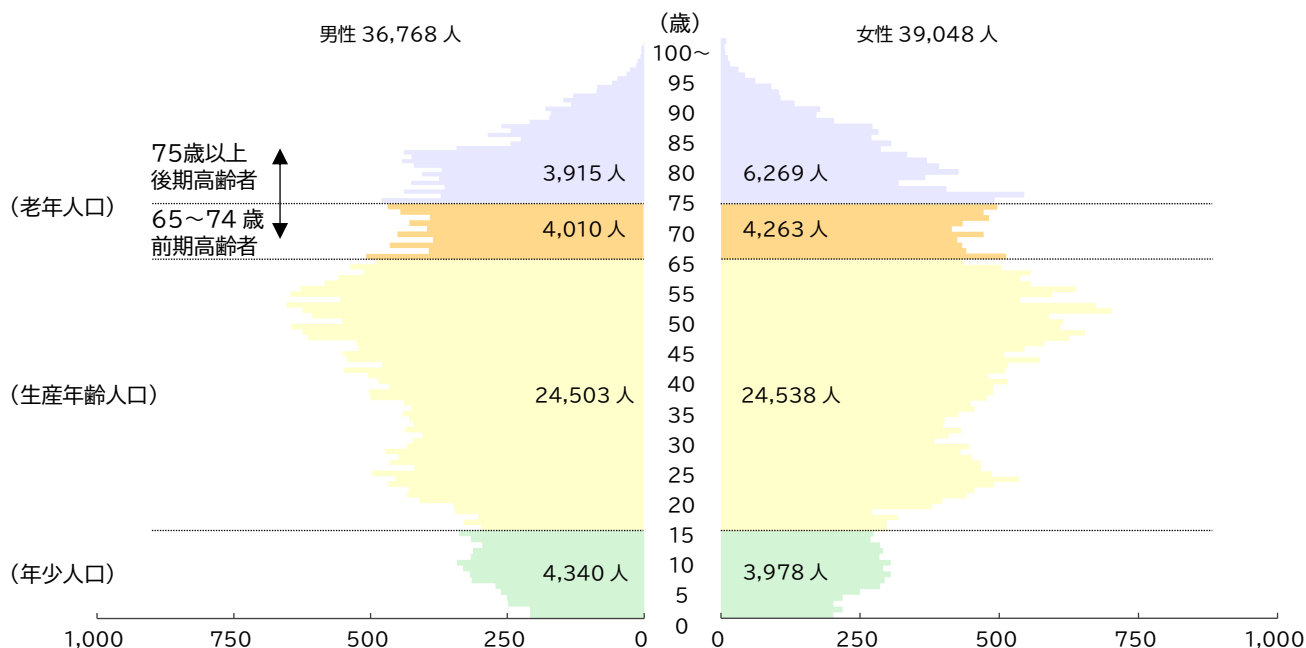
資料: 東京都の統計 住民基本台帳による東京都の世帯と人口 各年1月1日現在

(2) 男女別人口構成

2024(令和6)年4月1日現在の男女別の人口構成は、男性では年少人口(0~14歳)が4,340人、生産年齢人口(15~64歳)が24,503人、老年人口(65歳以上)が7,925人となっています。

女性では年少人口(0~14歳)が3,978人、生産年齢人口(15~64歳)が24,538人、老年人口(65歳以上)が10,532人となっています。

図表 2.2 男女別人口構成(国立市)

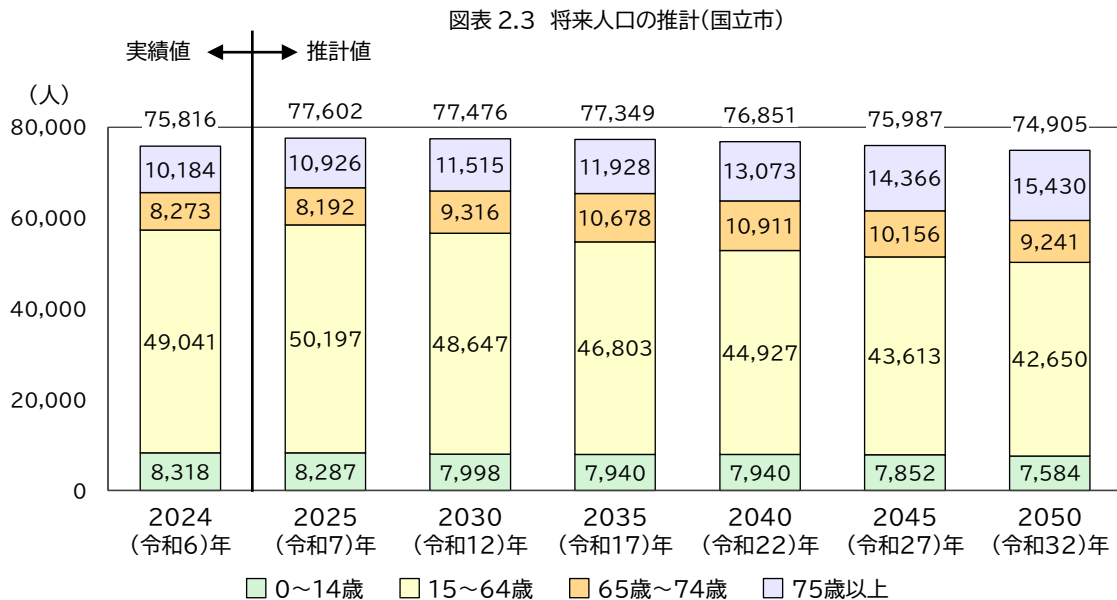


資料: 国立市住民基本台帳人口(2024(令和6)年4月1日現在)

(3) 将来人口の推計

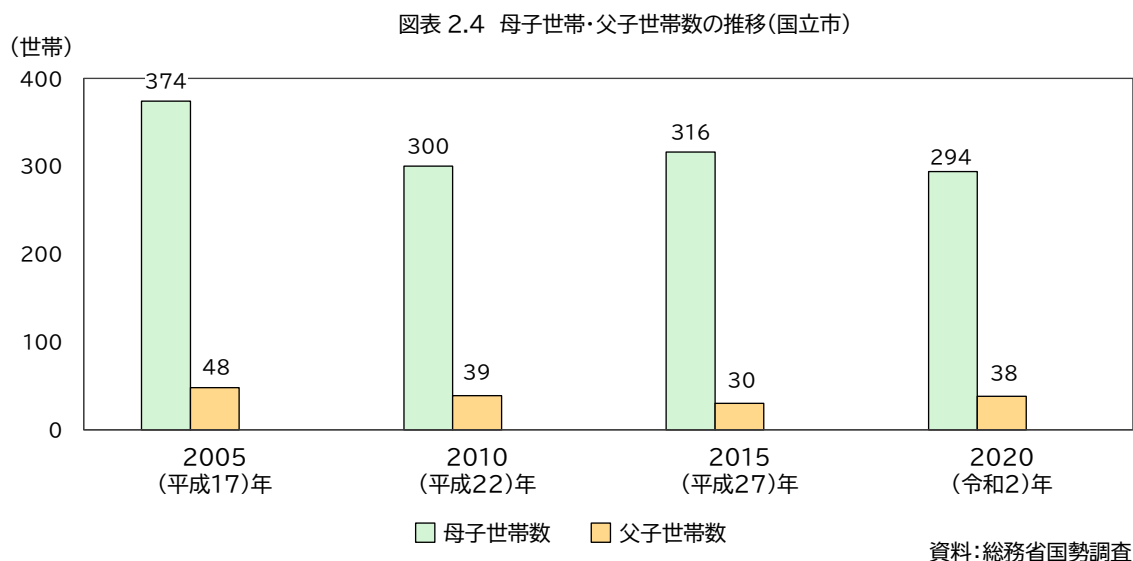
将来人口の推計は、2025(令和7)年をピークに減少傾向に転じると予測されており、年少人口(0～14歳)及び生産年齢人口(15～64歳)が減少傾向となることが予想されています。

一方で、後期高齢者(75歳以上)は増加傾向となることが予想されています。



(4) 母子世帯・父子世帯数の推移

2020(令和2)年の母子世帯数は、294 世帯、父子世帯数は 38 世帯となっており、2005(平成17)年と比較すると、母子世帯数は 80 世帯、父子世帯数は 10 世帯減少しています。



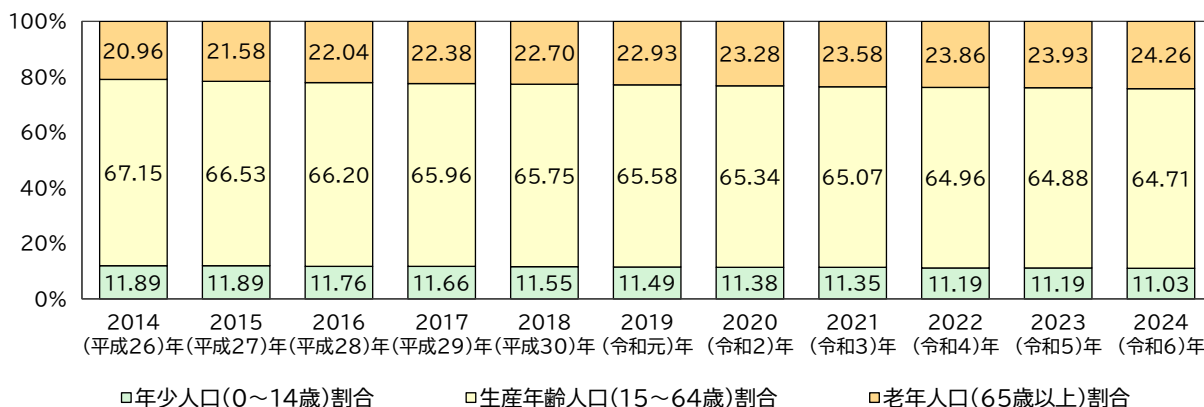
2 国立市の少子化の状況

(1) 年齢3区分別人口割合の推移

年齢3区分別人口割合をみると、2024(令和6)年では年少人口(0～14 歳)が 11.03%、生産年齢人口(15～64 歳)が 64.71%、老年人口(65 歳以上)が 24.26%となっています。

2014(平成 26)年と比較すると、年齢人口(0～14 歳)が 0.86 ポイント、生産年齢人口(15～64 歳)が 2.44 ポイント減少している一方で、老年人口(65 歳以上)が 3.3 ポイント増加しています。

図表 2.5 年齢3区分別人口割合の推移(国立市)



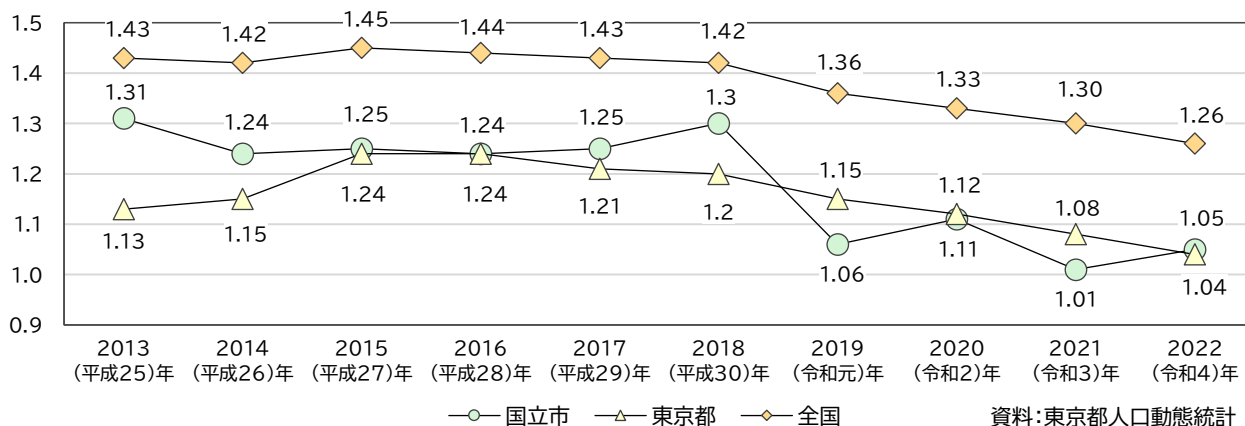
資料:東京都の統計 住民基本台帳による東京都の世帯と人口 各年1月1日現在

(2) 合計特殊出生率の推移

合計特殊出生率(女性が一生の間に産むと考えられる子どもの数)は、2019(令和元)年に 1.06 まで減少し、2020(令和2)年以降も同じ水準で推移しています。

全国と比較すると、例年下回っている状態が続いており、東京都と比較すると、2019(令和元)年以降下回っていましたが、2022(令和4)年は上回っています。

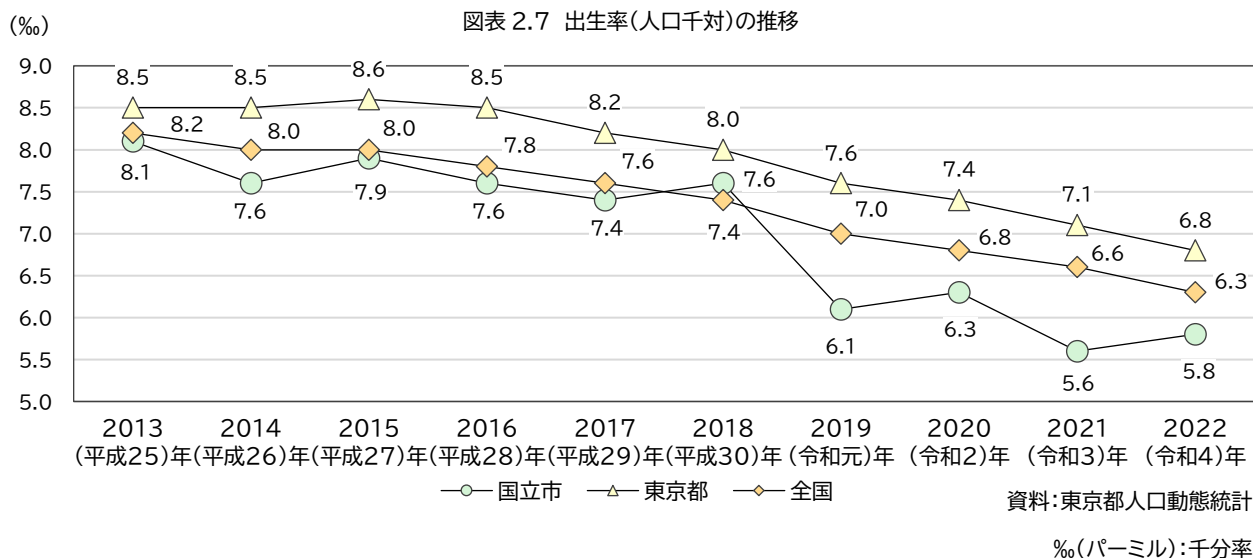
図表 2.6 合計特殊出生率の推移



資料:東京都人口動態統計

(3)出生率(人口千対)の推移

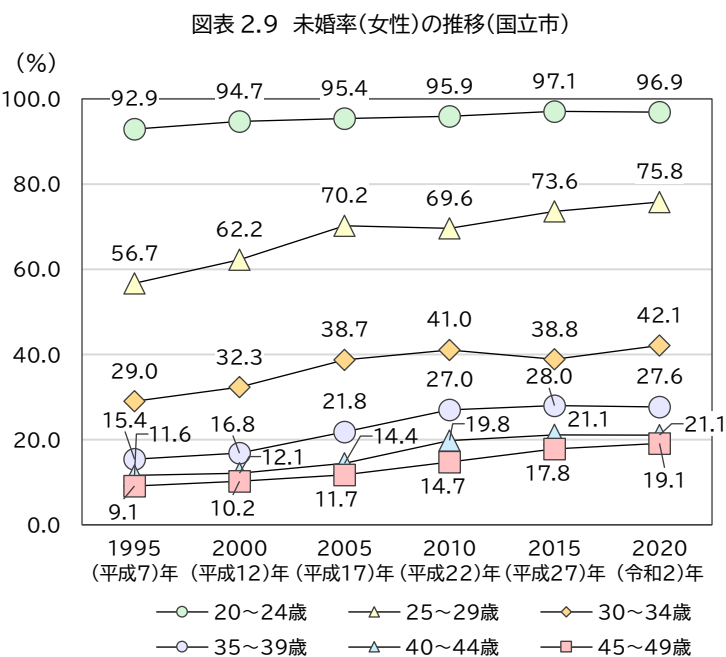
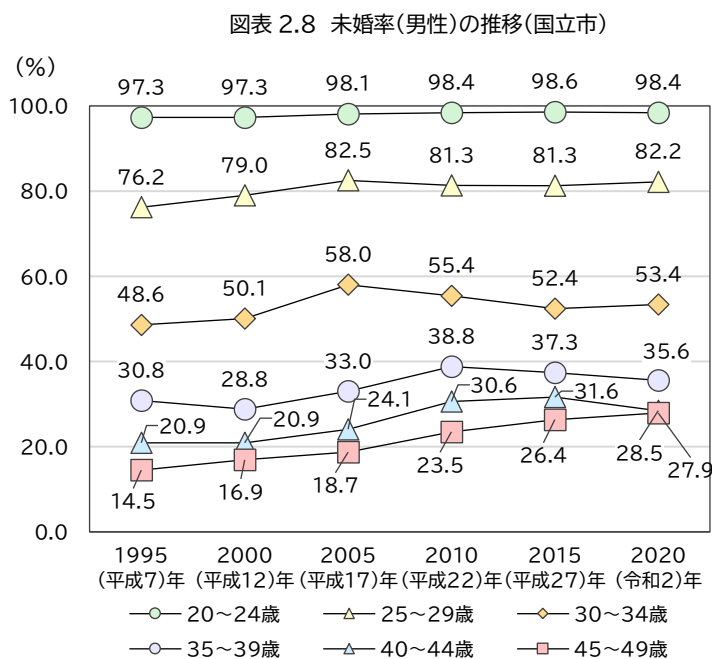
出生率(人口千対)は、2019(令和元)年以降、全国及び東京都を下回って推移しています。2018(平成30)年は7.6%となっていました、2022(令和4)年は5.8%となっています。



(4)未婚率の推移

男性の未婚率は、20～29 歳では概ね横ばい状態となっています。35～39 歳では 2010(平成 22)年以降減少傾向が続いており、2020(令和2)年で 35.6%となっています。

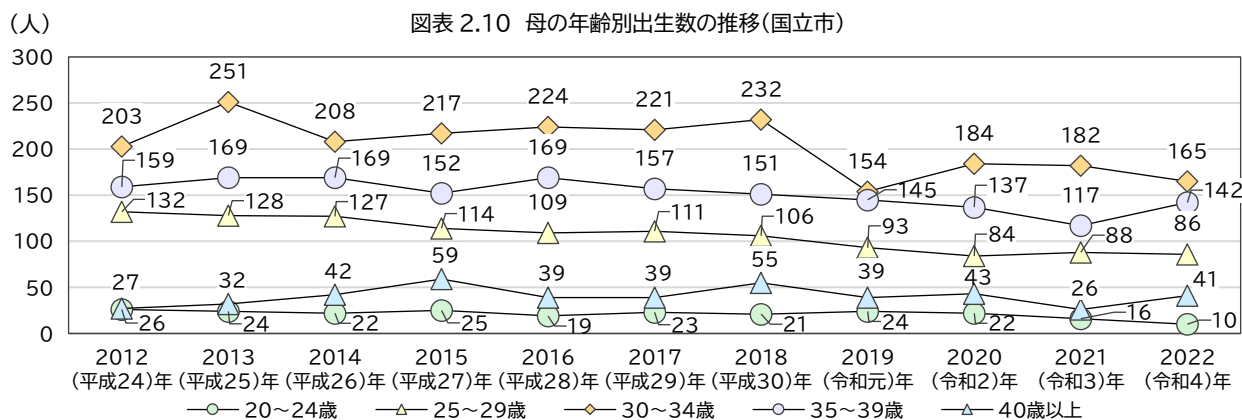
女性の未婚率は、25～29 歳では増加傾向にあり、2020(令和2)年で 75.8%となっています。



資料:総務省国勢調査

(5)母の年齢別出生数の推移

母の年齢別出生数は、20～24 歳の出生数が減少傾向となっており、2022(令和4)年で 10 人となっています。30～34 歳では 2019(令和元)年で大きく減少し、その後も 200 人以下で推移しています。



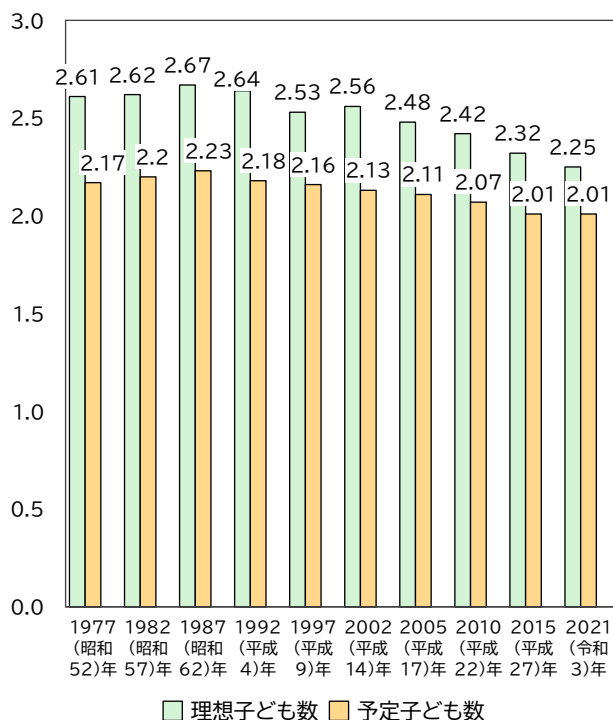
資料:東京都人口動態統計

(6)理想の子どもの数と実際に持つつもりの子どもの数

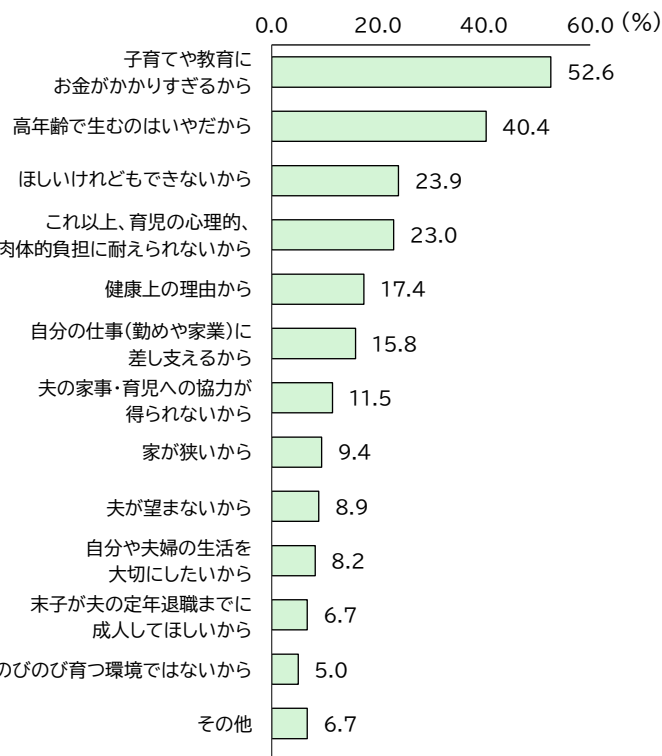
国立社会保障・人口問題研究所が実施した「第 16 回出生動向基本調査(夫婦調査)」によると、夫婦にたずねた理想的な子どもの数(平均理想子ども数)は、前回の第 15 回調査に引き続き減少し、2.25 人となっています。また、夫婦が実際に持つつもりの子どもの数(平均予定子ども数)は、2.01 人となっています。

理想の子ども数を持たない理由は、「子育てや教育にお金がかかりすぎるから」が 52.6%と最も多くなっています。

図表 2.11 理想子ども数と予定子ども数の推移(全国)



図表 2.12 理想の子ども数を持たない理由

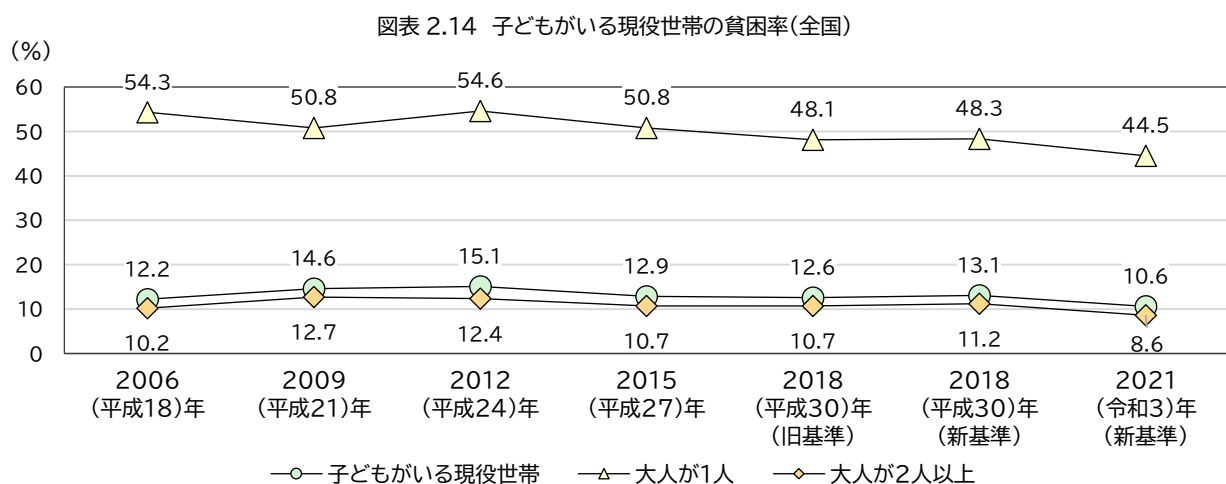
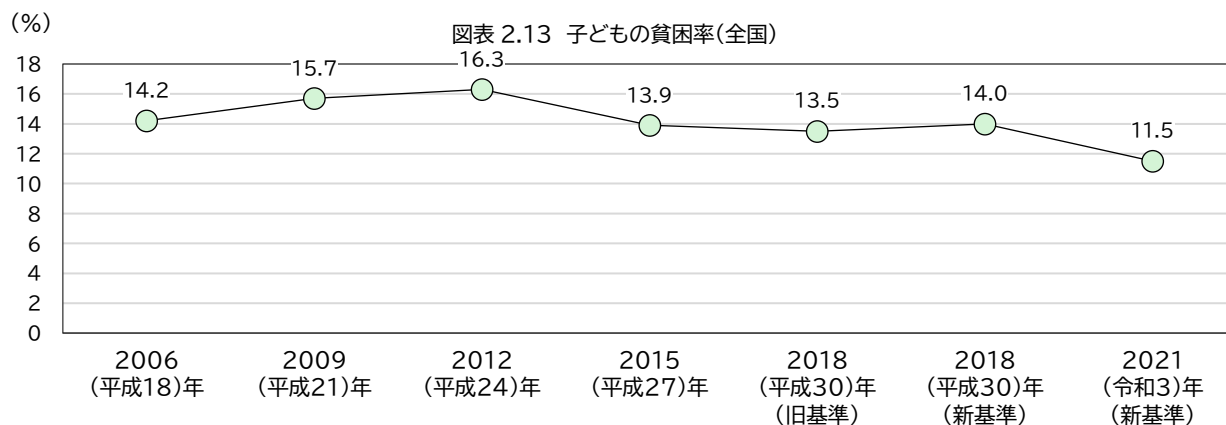


資料:国立社会保障・人口問題研究所「第 16 回出生動向基本調査(夫婦調査)」(2021(令和3)年)
 ※対象は妻の年齢 50 歳未満の初婚同士の夫婦。予定子ども数は、現存子ども数と追加予定子ども数の合計。

3 子ども・若者の状況

(1)子どもの貧困率

2021(令和3)年国民生活基礎調査によると、全国の「子どもの貧困率」は減少傾向にあり、2021(令和3)年では11.5%となっています。また、子どもがいる現役世帯の貧困率は(10.6%)であり、そのうち、「大人が1人」の世帯の貧困率は44.5%で「大人が2人以上」の世帯の貧困率(8.6%)と比較して多くなっています。



資料:厚生労働省 2021(令和3)年国民生活基礎調査

※貧困率は、OECD(経済協力開発機構)の作成基準に基づき、等価可処分所得(世帯の可処分所得を世帯人員の平方根で割って調整した所得)の中央値の半分に満たない世帯員の割合を用いて算出したもの。

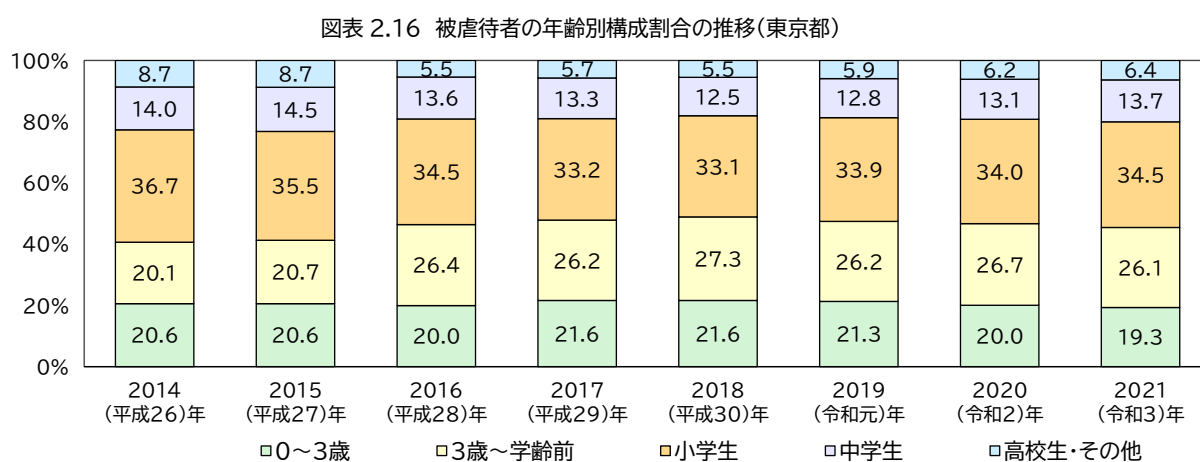
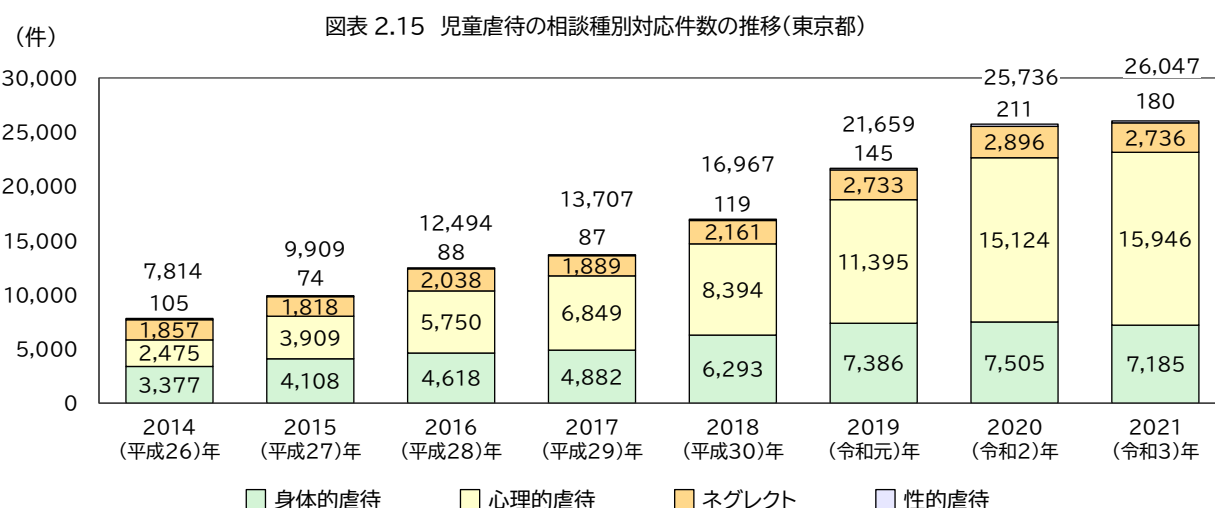
※大人とは18歳以上の者、子どもとは17歳以下のものをいい、現役世帯とは世帯主が18歳以上65歳未満の世帯をいう。

※子どもの貧困率:2021(令和3)年の貧困線(等価可処分所得の中央値の半分)は127万円となっており、貧困線に満たない世帯で暮らす17歳以下の割合をいう。

(2)児童虐待相談件数

東京都の児童相談所における児童虐待に関する相談対応件数は増加しており、2021(令和3)年では26,047件で、2020(令和2)年と比較すると311件増加しています。

相談の種類別にみると、心理的虐待が最も多くなっており、身体的虐待の約2倍の件数となっています。虐待を受けている子どもの年齢は、学齢前の子どもの割合が4割を超え、小学生が34.5%となっています。



資料:厚生労働省 福祉行政報告例

こども家庭庁による児童虐待の定義

身体的虐待	殴る、蹴る、投げ落とす、激しく揺さぶる、やけどを負わせる、首を絞める、縄などにより一室に拘束する など
心理的虐待	言葉によるおどし、無視、きょうだい間での差別的扱い、子どもの目の前で家族に対して暴力をふるう など
ネグレクト	家に閉じ込める、食事を与えない、ひどく不潔にする、自動車の中に放置する、重い病気になっても病院に連れて行かない など
性的虐待	子どもへの性的行為、性的行為を見せる、ポルノグラフィの被写体にする など

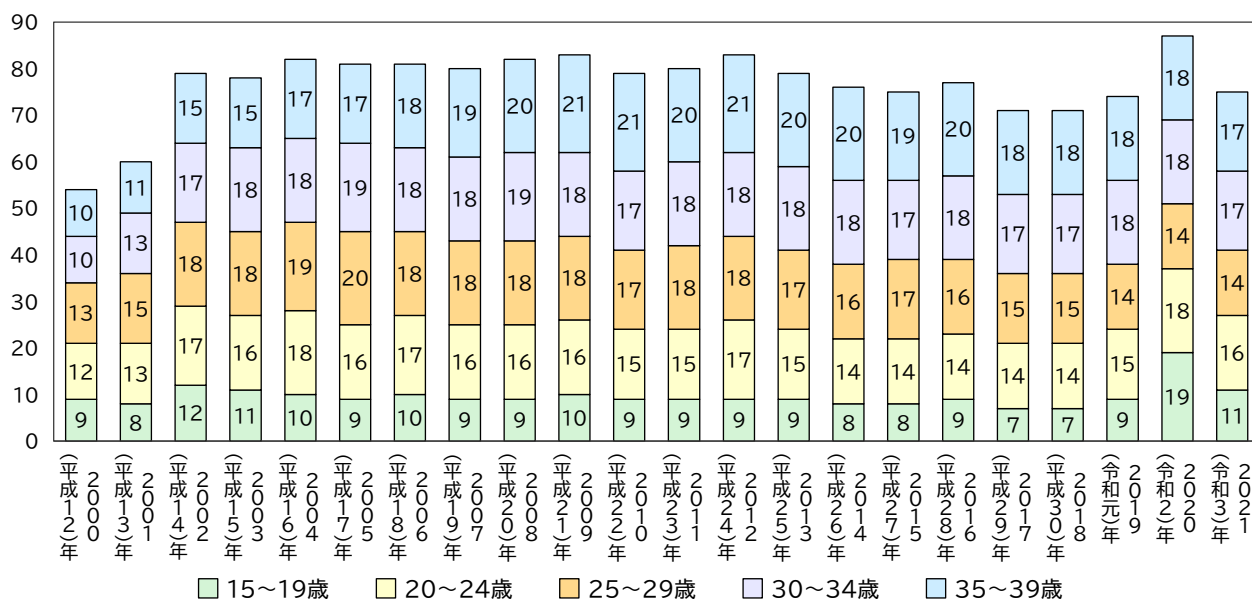
(3)若年無業者の状況

労働力調査によると、全国の若年無業者(15～34 歳の非労働力人口のうち、家事も通学もしていない者)の数は、2020(令和2)年では 87 万人にまで増加しましたが、2021(令和3)年では 75 万人となっています。また、35～39 歳も含めると、30 歳代の無業者は約 34 万人となっています。

15～34 歳人口における割合は、2020(令和2)年では 2.7%まで増加しましたが、2021(令和3)年では 2.3%となっています。

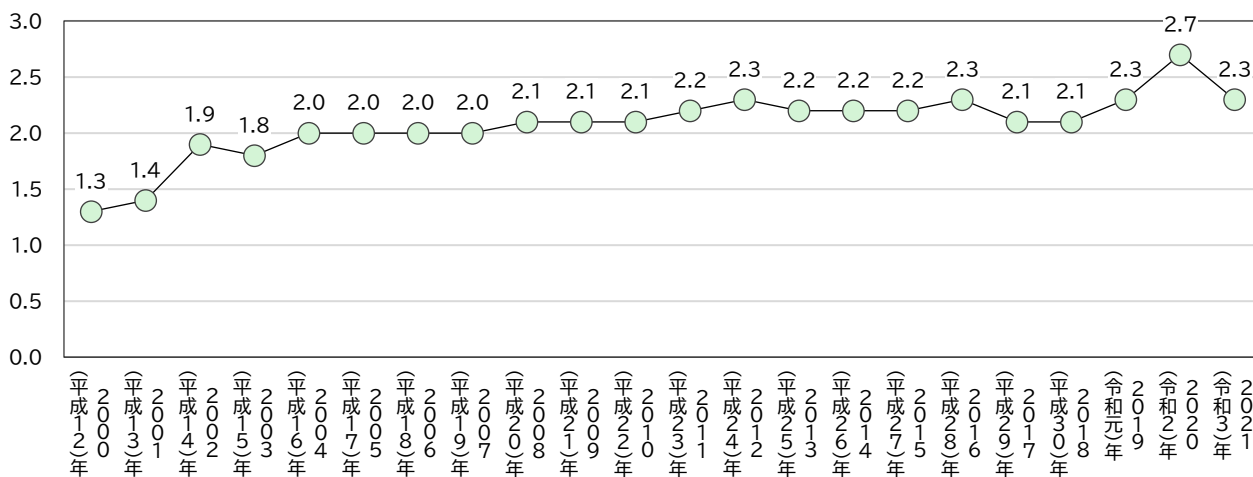
(万人)

図表 2.17 若年無業者数の推移



(%)

図表 2.18 15～34 歳人口に占める若年無業者の割合



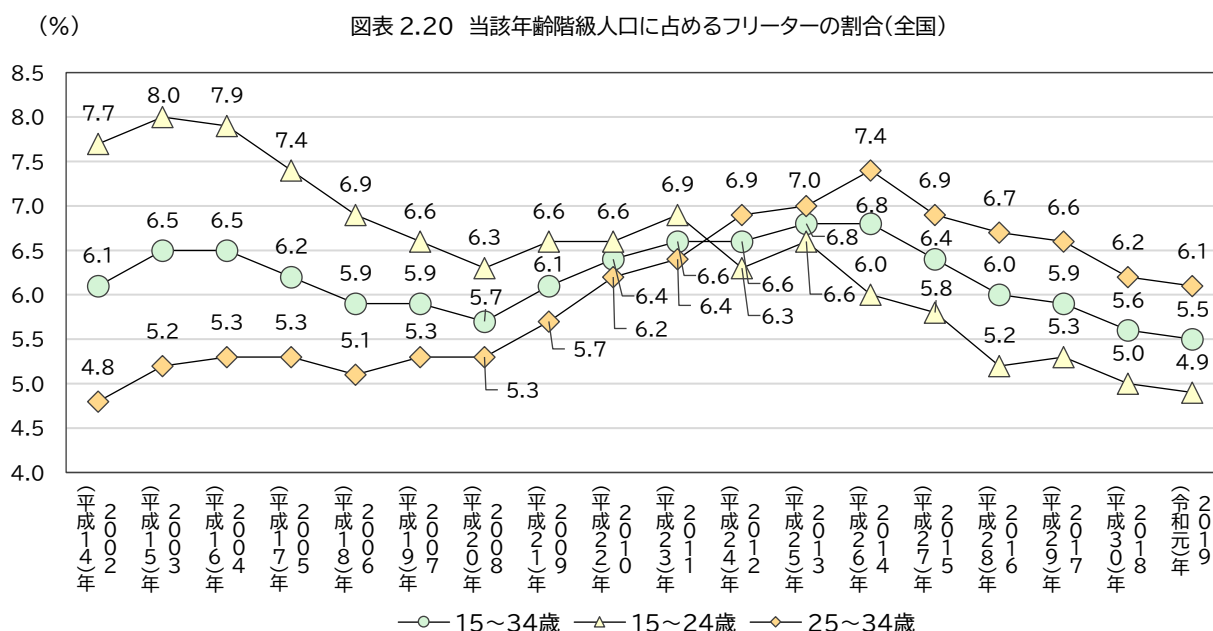
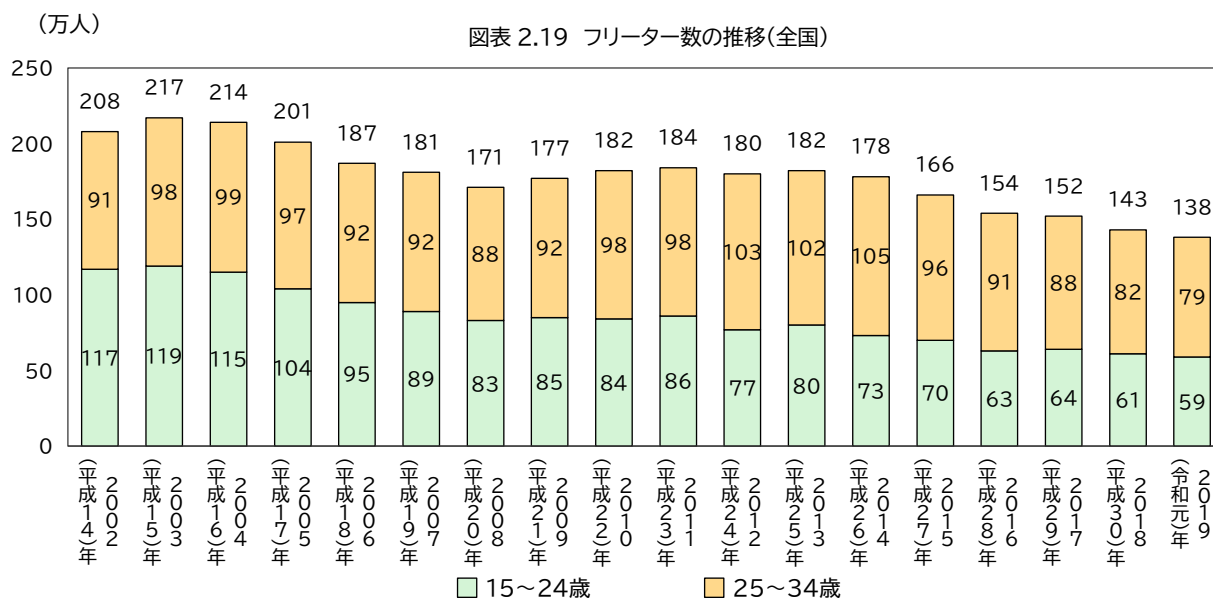
資料：令和4年版子供・若者白書(総務省)

※若年無業者数には参考として 35～39 歳の数値も記載

(4)フリーターの状況

労働力調査によると、全国のフリーター（パート・アルバイトとその希望者）の数は減少傾向であり、2019（令和元）年では138 万人となっています。

また、どの年齢階級別においても、2014（平成26）年以降は減少傾向となっています。2019（令和元）年では15～34 歳人口に占める割合が5.5%、25～34 歳人口に占める割合が6.1%となっています。



資料：令和2年版子供・若者白書(総務省 労働力調査)

※ここでいう「フリーター」とは、15～34 歳の男性または未婚の女性(学生を除く)で、

- ①雇用者のうち勤め先における呼称が「パート」か「アルバイト」である者、
- ②完全失業者のうち探している仕事の形態が「パート・アルバイト」の者、
- ③非労働力人口で家事も通学もしていない「その他」の者のうち、就業内定しておらず、希望する仕事の形態が「パート・アルバイト」の者としている。

(5)ひきこもりの状況

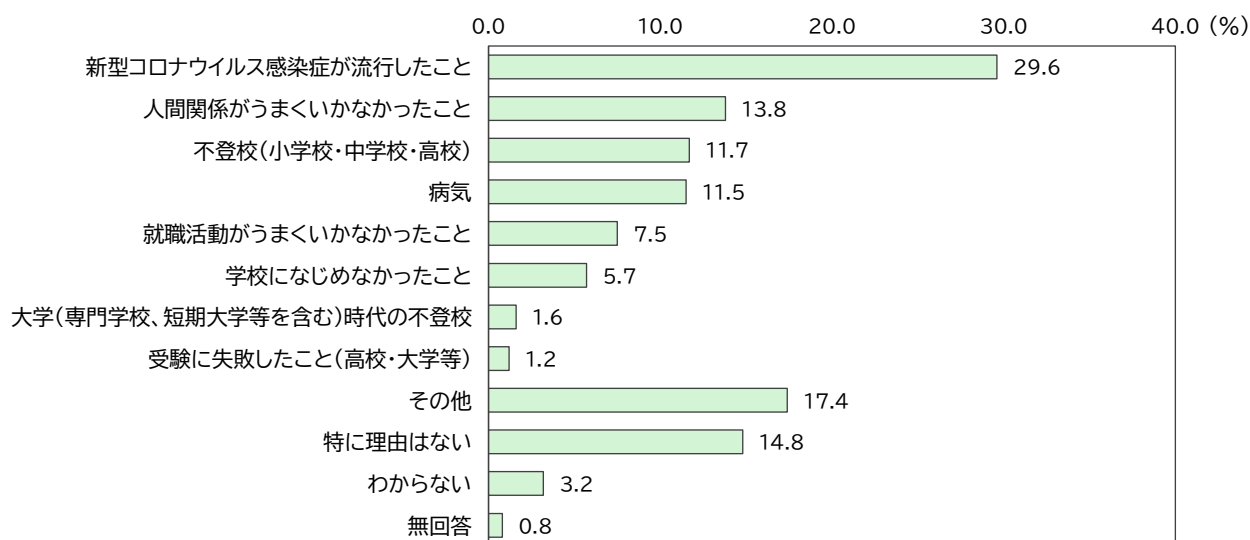
内閣府が 2022(令和4)年に実施した「こども・若者の意識と生活に関する調査」によると、全国で「普段は家にいるが、近所のコンビニなどには出かける」「自室からは出るが、家からは出ない」「自室からほとんど出ない」に該当した者(「狭義のひきこもり」)が 4.5%、「ふだんは家にいるが、自分の趣味に関する用事のときだけ外出する」(「準ひきこもり」)が 5.2%、「狭義のひきこもり」と「準ひきこもり」を合わせた広義のひきこもり(ひきこもり群)は 9.7%となっています。

また、ひきこもりになったきっかけは、「新型コロナウイルス感染症が流行したこと」が 29.6%と最も多く、次いで「人間関係がうまくいかなかったこと」が 13.8%となっています。

図表 2.21 普段の外出状況について(全国)

生活状況		割合(%)
普段は家にいるが、自分の趣味に関する用事のときだけ外出する	準ひきこもり	5.2%
普段は家にいるが、近所のコンビニなどには出かける	狭義のひきこもり	3.6%
自室からは出るが、家からは出ない		0.7%
自室からほとんど出ない		0.2%
合計	広義のひきこもり	9.7%

図表 2.22 ひきこもりになったきっかけ・複数回答(全国)



資料:内閣府令和4年「こども・若者の意識と生活に関する調査」

4 アンケート調査等の概要

計画の策定にあたり、子ども・若者の現状や、結婚・出産・子育てに係る現状や市民の希望を把握するためにアンケート調査等を実施しました。

(1)2023(令和5)度アンケート調査

① 就学前児童保護者

調査対象	市内在住の就学前児童の保護者 (0歳～5歳までの各年代より、300人ずつ抽出)		
調査方法	郵送による配付・回収		
実施期間	2023(令和5)年11月22日～12月12日		
回収状況	配付数	有効回収数	有効回収率
	1,800	832	46.2%

② 小学生保護者

調査対象	市内在住の小学校1年生から3年生までの保護者から無作為抽出 (小学校1年生～3年生までの各学年より、300人ずつ抽出)		
調査方法	郵送による配付・回収		
実施期間	2023(令和5)年11月22日～12月12日		
回収状況	配付数	有効回収数	有効回収率
	900	408	45.3%

③ 小学校5年生

調査対象	市内在住の小学校5年生から無作為抽出		
調査方法	郵送による配付・回収		
実施期間	2023(令和5)年11月22日～12月12日		
回収状況	配付数	有効回収数	有効回収率
	300	130	43.3%

④ 中学校2年生

調査対象	市内在住の中学校2年生から無作為抽出		
調査方法	郵送による配付・回収		
実施期間	2023(令和5)年11月22日～12月12日		
回収状況	配付数	有効回収数	有効回収率
	300	120	40.0%

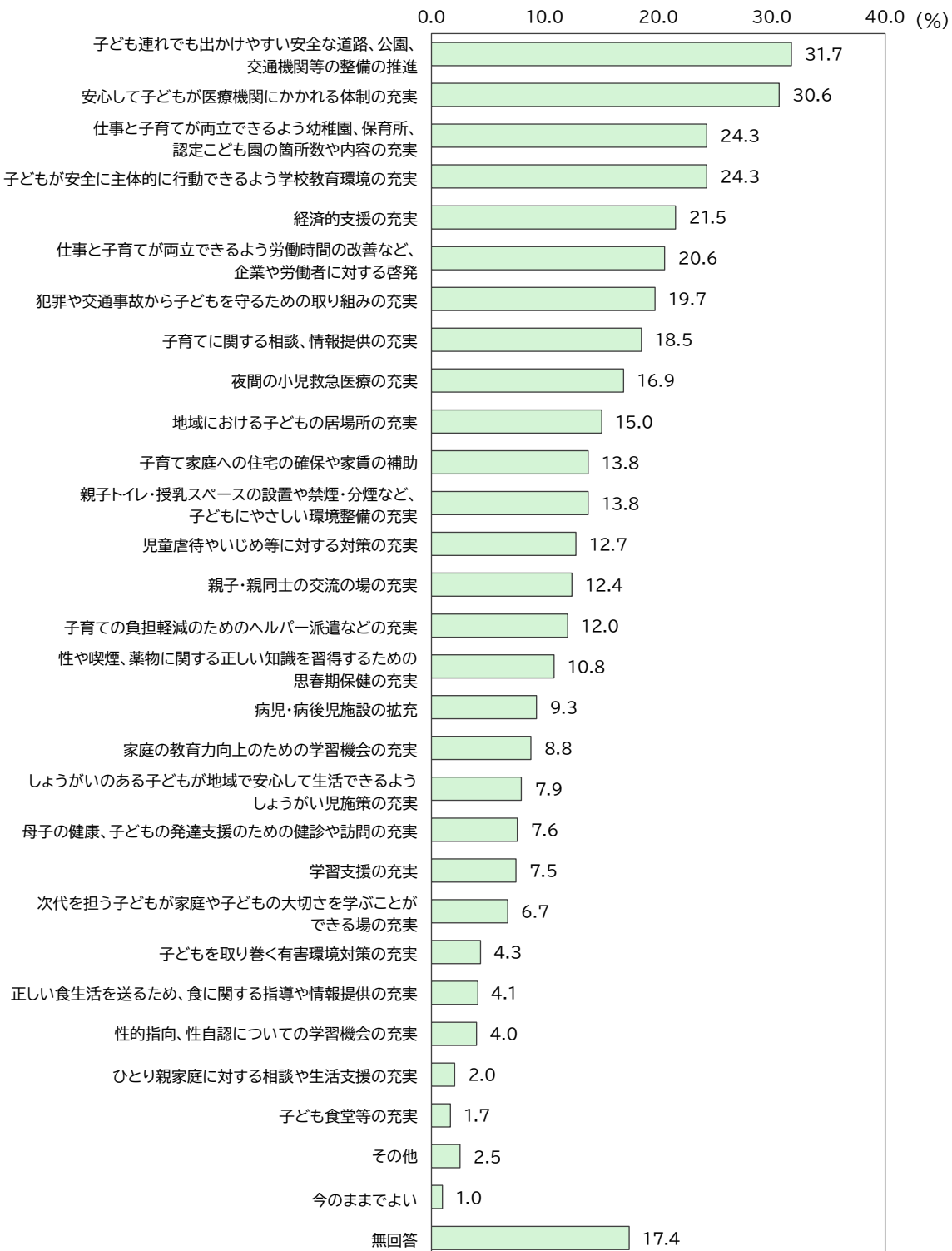
⑤ 2006(平成18)年度生まれ

調査対象	市内在住の2006(平成18)年度生まれの方から無作為抽出		
調査方法	郵送による配付・回収		
実施期間	2023(令和5)年11月22日～12月12日		
回収状況	配付数	有効回収数	有効回収率
	300	92	30.7%

(2)主なアンケート調査結果

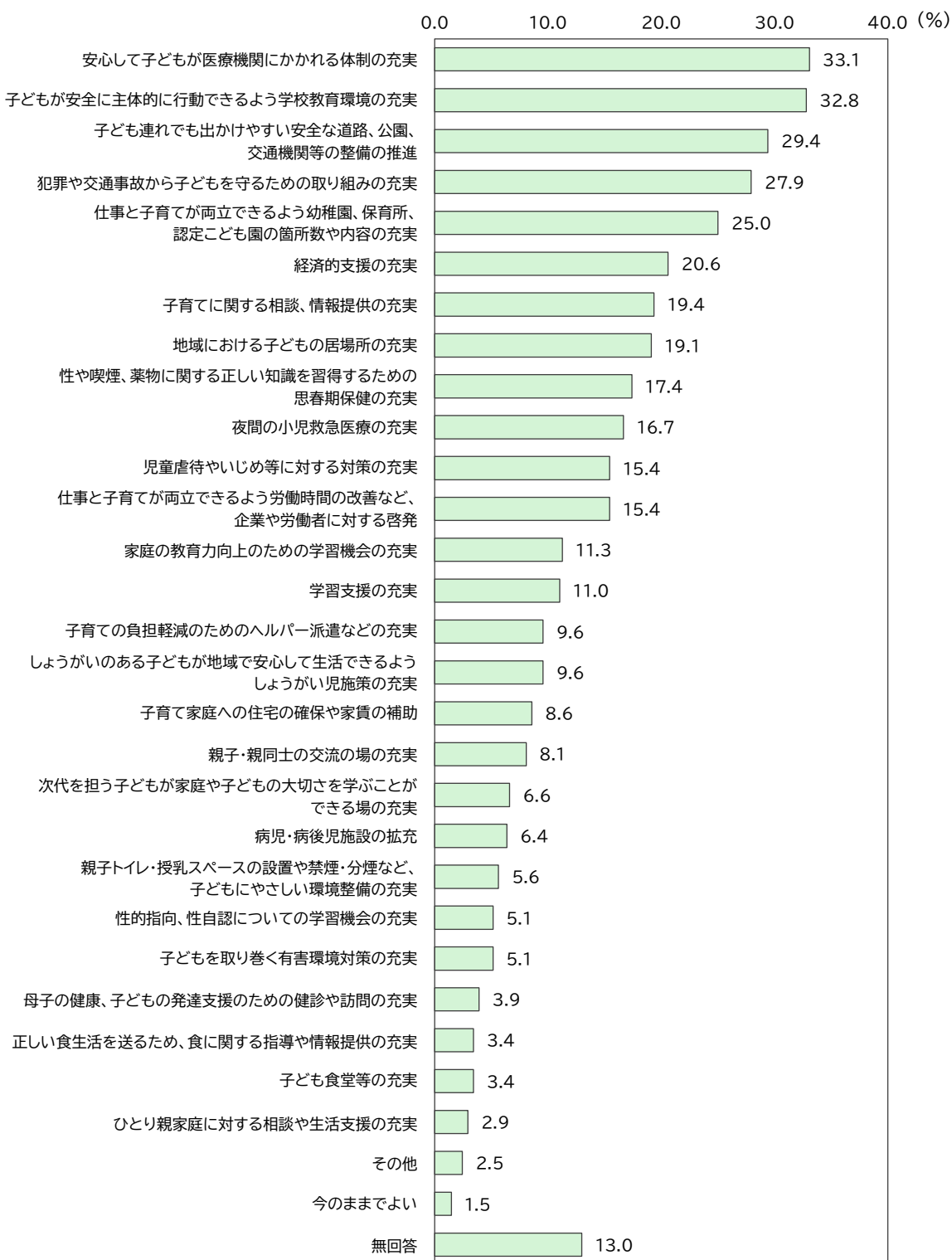
①就学前児童保護者(市で特に実施してほしい子育て支援策について)

就学前児童保護者の市で特に実施してほしい子育て支援策については、「子ども連れでも出かけやすい安全な道路、公園、交通機関等の整備の推進」が 31.7%と最も多く、次いで「安心して子どもが医療機関にかかる体制の充実」が 30.6%、「仕事と子育てが両立できるよう幼稚園、保育所、認定こども園の箇所数や内容の充実」、「子どもが安全に主体的に行動できるよう学校教育環境の充実」が 24.3%となっています。



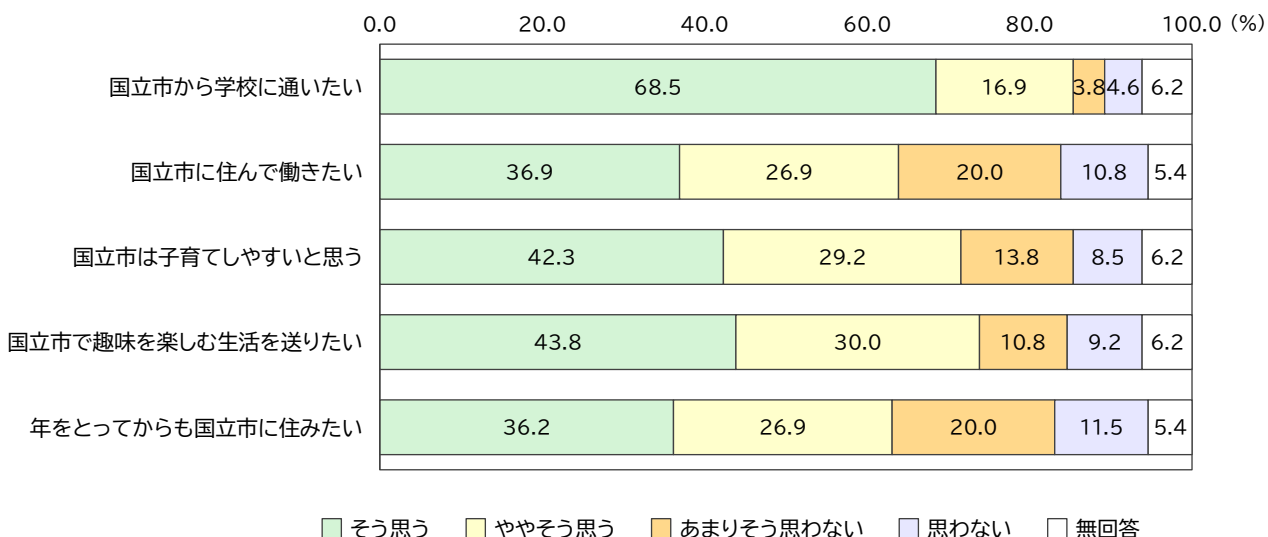
②小学生保護者(市で特に実施してほしい子育て支援策について)

小学生保護者の市で特に実施してほしい子育て支援策については、「安心して子どもが医療機関にかかる体制の充実」が 33.1%と最も多く、次いで「子どもが安全に主体的に行動できるよう学校教育環境の充実」が 32.8%、「子ども連れでも出かけやすい安全な道路、公園、交通機関等の整備の推進」が 29.4%となっています。



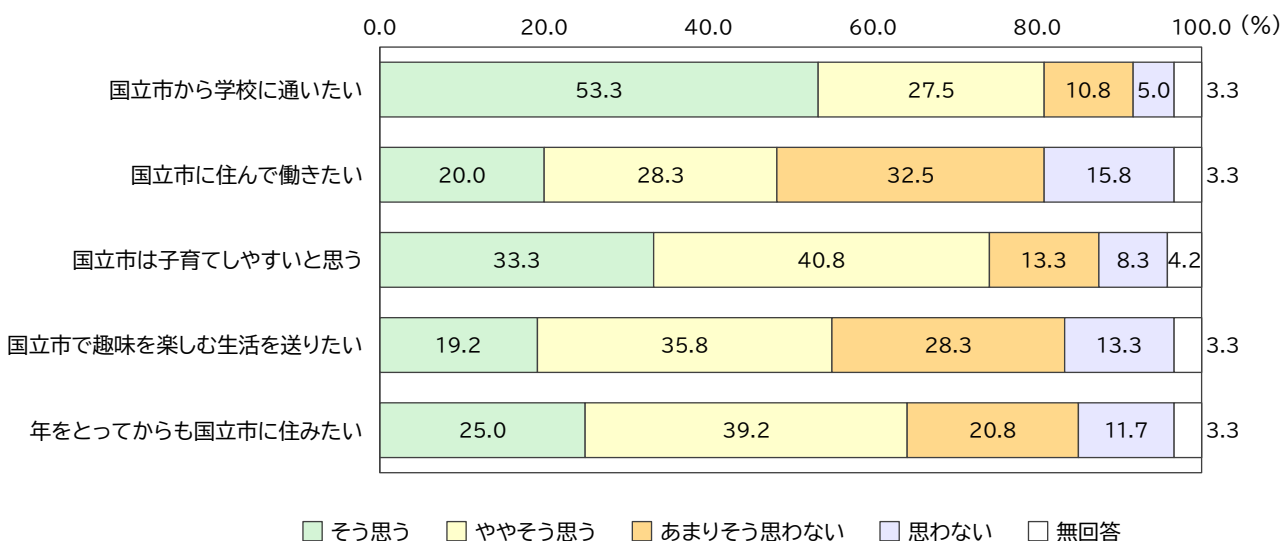
③小学校5年生(国立市での子育てについて)

小学校5年生の国立市での子育てについては、国立市から学校に通うことを希望している人(「そう思う」、「ややそう思う」の合計。以下、同じ。)は 85.4%となっていますが、年をとってから国立市に住むことを希望している人は 63.1%とやや少なくなっています。



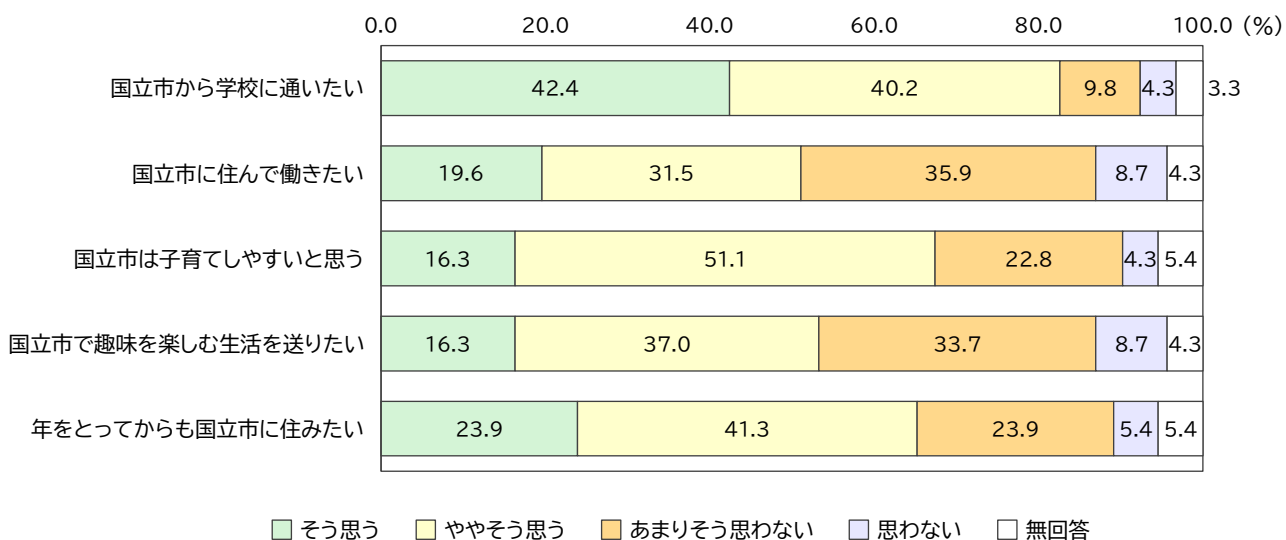
④中学校2年生(国立市での子育てについて)

中学校2年生の国立市での子育てについては、国立市から学校に通うことを希望している人は 80.8%となっていますが、国立市に住んで働くことを希望している人は 48.3%と少なくなっています。



⑤2006(平成 18)年度生まれ(国立市の子育てについて)

2006(平成 18)年度生まれの国立市での子育てについては、国立市から学校に通うことを希望している人は 82.6%となっていますが、国立市に住んで働くことを希望している人は 51.1%と少なくなっています。



5 子どもの権利に関する子どもの声

国立市子ども基本条例の作成にあたり、国立市に関わる子どもたちを中心にヒアリング等を行ってきました。

■ヒアリング等の実施経過

2020 (令和 2)年	子どもたちへのヒアリングを開始 子どもたちを集めて意見を聴く場として「子どもサミット」を実施(計 5 回)
2021 (令和 3)年	子どもの権利に関するシンポジウムを開催
2022 (令和 4)年	骨子案・素案を作成、パブリックコメントを実施(パブリックコメント意見数:98 件)
2023 (令和 5)年	子どもたちへの直接のヒアリング数:527 人 (内訳…小学生 326 人 中学生:83 人 高校生:99 人 外国籍の児童:7 人 しょうがいのある児童: 12 人) 「権利のたね」としてアンケート調査を実施(内訳…子ども:160 件 大人:14 件) 市長と語るタウンミーティングを 2 回開催 (参加者数 1 回目:13 人、2 回目(教育部主催):10 人) 国立市立小中学校全校を巡回、教職員への説明・意見交換を実施
2024 (令和 6)年	素案を作成、パブリックコメントを実施(パブリックコメント意見数:92 件)

子どもの権利の実態を把握するためには、子どもたちが子どもの権利について理解していること、その上で、子ども自身がどのような状態にあり、どのような気持ち・思いをもっているのか、ということを丁寧に把握する必要があります。このことを踏まえ、子どもたちの声を聴く手段としては、ペーパーアンケートやウェブアンケート以上に、対面でのヒアリングに注力してきました。また、ヒアリングの場所についても、職員が子どもたちのいる場所(学校や学童保育所、クラブ活動の場など)に赴き、聞き取りをする職員以外の大人がいない状況をつくり、安心して発言ができる環境を整えて実施してきました。また、ヒアリングの前段には、日本ユニセフ協会の作成した「子どもの権利条約カード」を用いて、子どもの権利についての説明を行っています。

子どもたちからあった声の一部を以下に記載します。

Q:自分の権利が守られていないと感じることはある？	・子どもには大人がわからない疲労がある(人間関係や部活、勉強等) ・本をゆっくり読みたいのに大人の都合でやめさせられる ・幼い弟の世話で休めない ・兄弟と比べられる。もっと自分らしいところを見てほしい ・自分の得意なこと、好きなことを尊重してほしい ・勝手に習い事を決められた ・好き(得意)じゃないことをやれと言われる Etc.
---------------------------	---

Q:自分の権利が守られていないと感じることはある？	・室内で遊びたいのに外で遊べと言われる ・自分の理解に合わせてやりたいのに、急かされたりする ・親が怒ると思うと、言いたいことも言えない ・意見の強い子に引っ張られる、同調圧力に屈してしまう ・夢を持ちたくても、なりたい職業に関する情報がない ・自分の将来やりたいことについて頭ごなしに否定される ・親、兄弟から叩かれたりする ・SNS 等で嫌なことを言われたことがある ・親がけんかしているのを見てつらくなる ・子どもだから口答えをするなど言われた ・習い事でうまくいかないときに叩かれた Etc.
Q: 自分の権利が守られるために、大人にしてほしいことは？	・暴力をしないでほしい ・姉・兄だから我慢しろ、と言わないでほしい ・話を聞いてほしい ・子どもに向き合う時間を作ってほしい ・否定するときは理由を説明してほしい ・生徒をえこひいきしないでほしい ・きつい言い方をしないでほしい ・説明もなく意見を否定しないでほしい ・相談しやすい環境をつくってほしい ・悩みの内容も様々、段階もある、多様化に合わせた相談先がほしい ・休日の過ごし方を親に勝手に決められる ・先生に意見を言っても受け止めてもらえない ・相談室のような場所は入りづらい ・学校内の相談場所は、先生に伝わるのではと思うと怖い ・親は忙しくても時間を作って話を聞いてほしい ・叱る前に両方の話を聞いてほしい ・アンケート調査等では、いじめ等について書かない ・隠している当事者がいることに気づいてほしい ・配慮に欠ける言葉をかけないでほしい ・話しやすい、相談しやすい場を作ってほしい Etc.

6 本計画に関する子どもの声

本計画の素案を作成した際に国立市の中学生と意見交換を実施しました。

(1)意見交換参加者

国立市立国立第一中学校	生徒会 4名
国立市立国立第二中学校	生徒会 5名
国立市立国立第三中学校	生徒会 5名

(2)内容

第四次子ども総合計画(素案)概要版を基に、市内公立全中学校に市職員が出向き説明及び意見交換を実施。

意見交換は対面型で行い、主に①計画に追記すべき視点等についてと、②今後計画の評価検証や各施策の実施にあたり、子どもの声を聞く手法等について当事者である子どもから意見を聴いた。

※特に子どもの声を聞く手法等については、本計画が、国立市子ども基本条例における権利保障を推進する計画に位置付けられていることから、より子どもの権利保障を推進する計画となるよう、今後子どもの意見表明をどのように推進していくのかを検討するうえで、参考にするべく問を立てた。

(3)声の紹介

①計画への意見

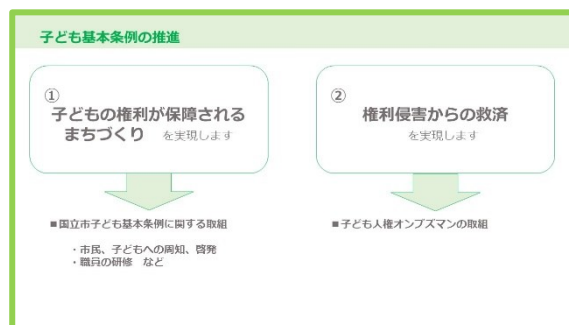
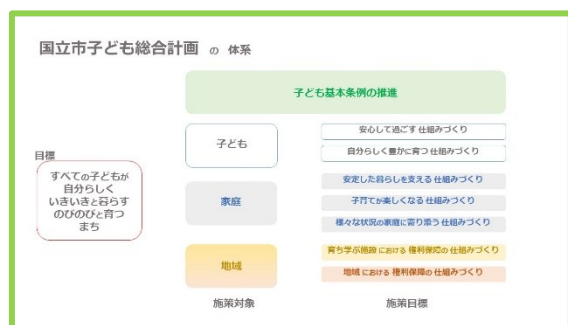
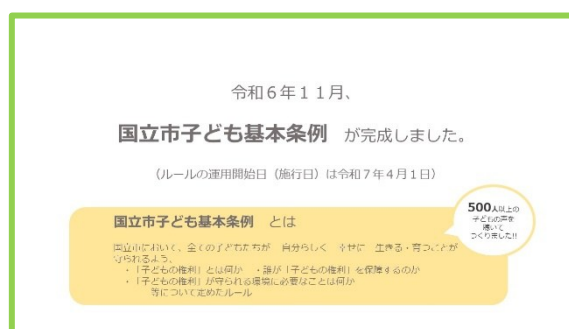
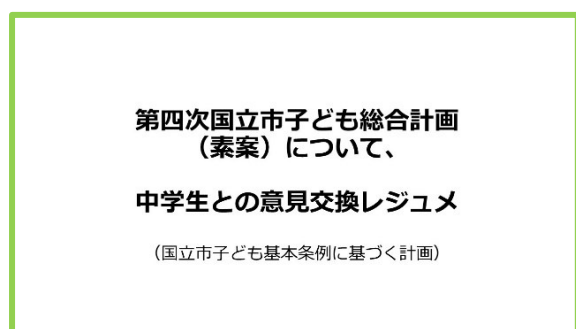
- ・オンブズマンの記載について、(こういったことが相談できるというような)具体例が載っていると良い。大ごとでないと相談できないというイメージが強いので、気軽に相談できることをアピールしては？
- ・LINEとかで気軽に相談したい。
- ・二中周辺は夜にライトが無くて暗い。塾で帰りは10時くらいになるから不安。
- ・北地域にある公園でボール遊びが全て禁止された。原因はルールを守らずに野球していた子たちが原因で車の窓ガラスを割ってしまったことだが、ボール遊び全部が禁止になっちゃうのはおかしい。
- ・条例や計画は子どもにはわかり辛い。解説が必要だと思う。
- ・もしもオンブズマンに相談したくても市役所にわざわざ行かなきゃいけないのはハードルが高い。矢川プラスとかで相談したい。
- ・中学生は忙しい。相談したくても平日は相談しにくい。土日だと相談しやすい。駅前に施設ができるのであれば、その中で子ども食堂があるといい。



- ・学習スペースが欲しいがどこにあるのかわからない。公民館で学習できるスペースがあるのは知らなかった。施設にポスターを貼ったり、学校や親から子どもに伝わるようにしてほしい。
- ・オンブズマンに相談する勇気がない。いじめがあった際の相談先のイメージなので、その手前で話すことにためらいがある。また、相談したときどんな対応がされるのかわからないため、例を知れたらよい。
- ・相談の中身によって誰に相談したいかわ変わるため、様々な相談先があるといい。
- ・いじめが発生した際、加害者側のケアも大切。

②子どもの声を聞く手法等についての意見

- ・施策の推進にあたって子どもの声を聞く際は、年代別に区切って聞く方がいい。その方が答えやすいし、他の世代の意見(年長者)に引っ張られることがない
- ・親とか身近な人を通してのほうが答えやすいかも。
- ・子どもの意見を聴取する際は、生徒会など中心となる人だけでなく、そうではない子の意見も聴取してほしい。
- ・市の取組は手紙とかで小中学校にも教えてほしい。



(意見交換の際に使用したレジュメ抜粋)

第3章

計画の基本的な考え方

1 計画の目標

すべての子どもが 自分らしく いきいきと暮らす・のびのびと育つ まち

国立市子ども基本条例の目的は、「子どもが自分らしく幸せに生き、育つことができるまちを実現すること」と定めています。これは、児童の権利に関する条約の精神にのっとり規定しているもので、こども基本法(こども大綱)の目指す「こどもまんなか社会～全てのこども・若者が身体的・精神的・社会的に幸福な生活を送ることができる社会～」と同義であると考えます。

先に計画策定の背景でも述べた通り、現状の社会において子どもたちの周りには様々な課題が取り巻いており、全ての子どもが自分らしく日々生活すること、将来に向かっていくことが不安定な状況にあると言えます。

本計画の5年間で法律・条例の目指す社会に向かっていくにあたっては、一人ひとりの子どもの置かれている状況に向き合い、一人ひとりのQOL(生活の質・育ちの質)が確保されるための施策を講じていくことが大切です。

国立市は、条例に基づき、子どもが安心して生きる権利、心豊かに育つ権利、自分の意見を尊重してもらう権利という、全ての子どもが生まれながらに持つ権利の保障の観点に立って施策を形成し、もって全ての子どもたちの自分らしい暮らし・育ちの実現を推進いたします。

2 計画の基本理念

本計画の基本理念は、国立市子ども基本条例第3条に規定する「基本理念」となります。

第3条 子どもの権利の保障は、次に掲げることを基本理念として進めるものとする。

- (1) 子どもを権利の主体として尊重すること。
- (2) 子どもがいかなる差別も受けることがないようにすること。
- (3) 子どもにとって最もよい事とは何かを第一に考えること。
- (4) 子どもがその命を守られ、愛され及び保護され、並びに心身ともに健やかに育つことを保障すること。
- (5) 子どもが自由に意見を表すことを保障するとともに、その意見を子どもの成長及び発達の段階、個性等を踏まえて尊重すること。

3 計画の体系の考え方

国立市子ども基本条例に基づく、子どもの権利の保障が、施策全体の軸となるため、体系図の最上段に「子ども基本条例の推進」という施策目標を掲げています。

その上で、各取組を束ねる施策の体系については、前計画である第三次国立市子ども総合計画と同様、取組の対象別に施策を区分する形を継承して示しています。

なお、本計画は、法定計画であり、総合計画の行動計画として位置付ける「第三期国立市子ども・子育て支援事業計画（以下、「支援事業計画」）」を包含しています。支援事業計画にあたる部分は、体系別の取組とは別に章を設けて掲載しています。

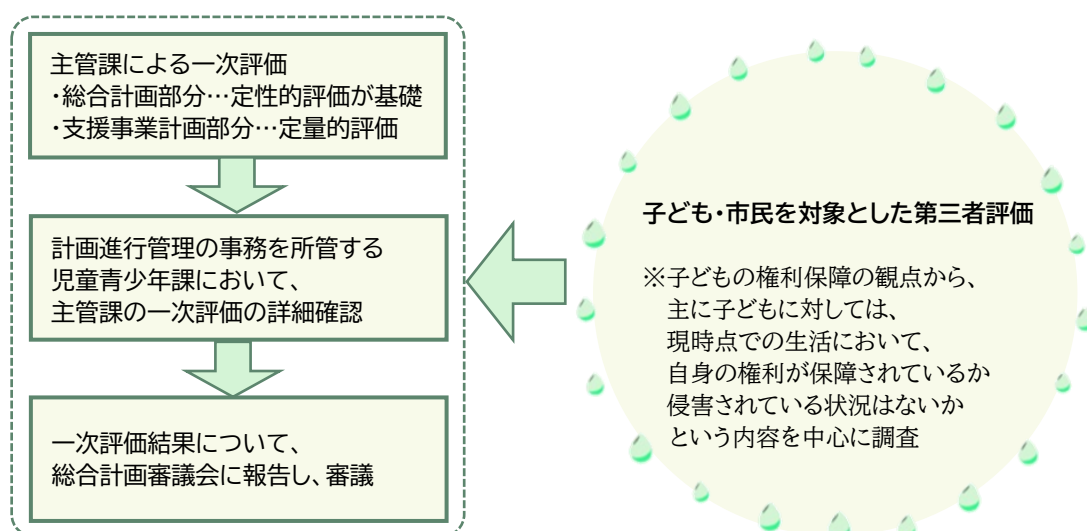
4 計画の効果検証について

計画の進行管理については、国立市子ども総合計画審議会において審議します。

進行管理においては、計画の進捗状況についてPDCAのサイクルのプロセスに基づき評価・検証をします。

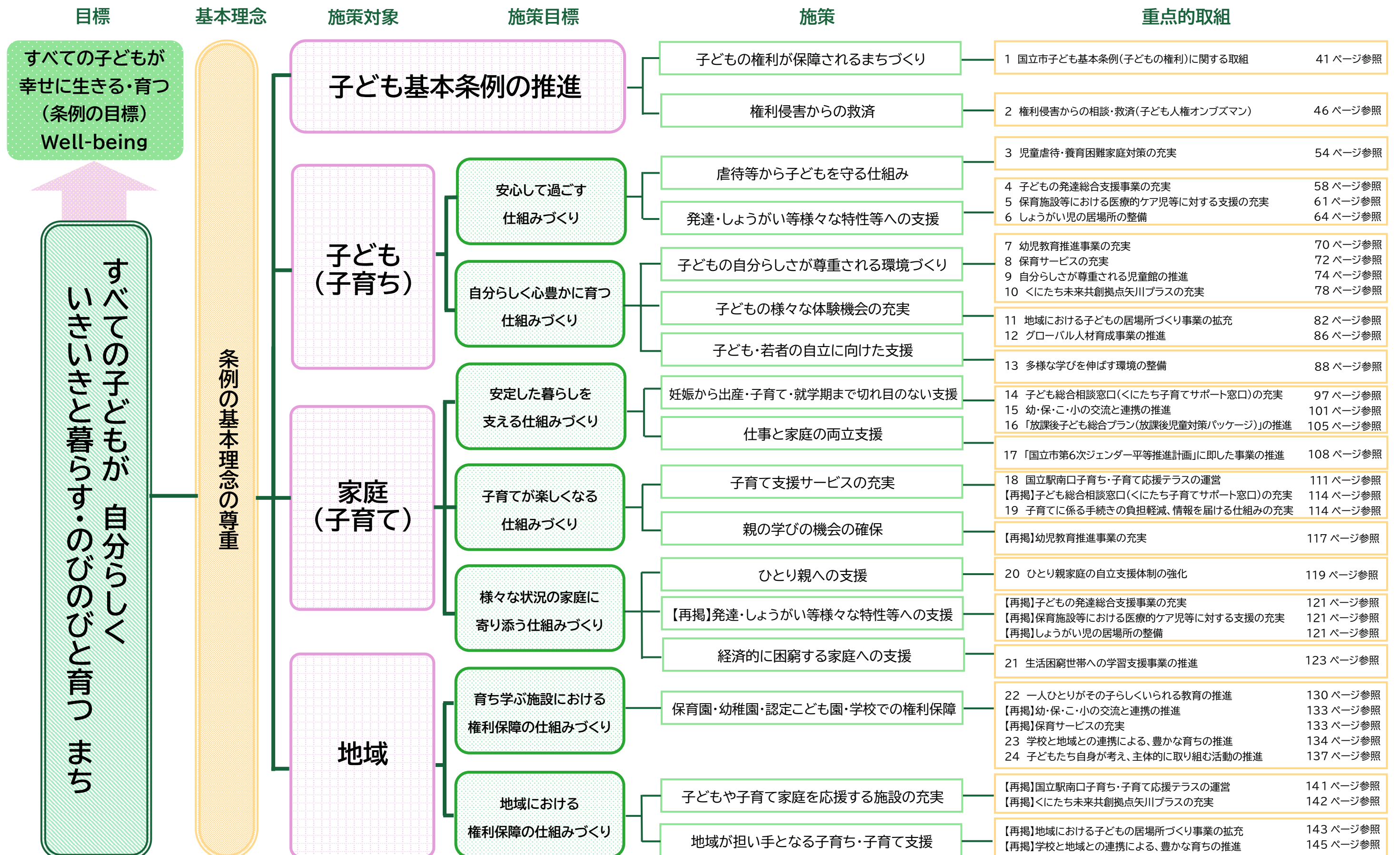
実施の進捗、庁内推進体制の整備、新規事業への取組など、状況に応じて事業担当部署に審議会への参加を促し、ヒアリング等を行います。

加えて、本計画が国立市子ども基本条例に基づく、子どもの権利保障の計画にあたることから、子どもたちをはじめ、市民に対し、子どもの権利保障の観点での客観的評価を確認するための調査・ヒアリングを行います。



計画の中間年度にあたる 2027(令和9)年度には、中間評価として、子どもに対するヒアリング調査・また本計画の施策・取組に対する意見を集約します。

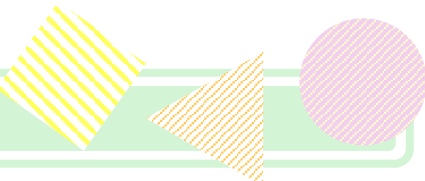
5 施策の体系



第4章

子ども基本条例の推進

子どもの年齢に応じた支援制度【子ども基本条例の推進】主な取組



施策 対象	施策 目標	妊娠期	0歳	1歳	2歳	3歳	4歳	5歳	6歳	7歳	8歳	9歳	10歳	11歳	12歳	13歳	14歳	15歳	16歳	17歳	18歳	19歳
子ども基本条例の推進		国立市子ども基本条例(子どもの権利)に関する取組																				
										子ども自身が活用できる参画型情報発信の充実												
											子ども参画による広報事業の推進											
												権利侵害からの相談・救済(子ども人権オンブズマン)										



施策目標1 子ども基本条例の推進

目標に向けた市の考え

1989(平成元)年、児童の権利に関する条約が国連において採択されました。この条約は、子どもを権利の主体ととらえ、大人と同様にひとりの人間としてもつ様々な権利を認めると同時に、成長の過程にあって保護や配慮が必要な子どもならではの権利も定めているものです。1994(平成6)年には日本もこの条約を批准しています。批准国は、法律を作り、政策を実施するなどして、条約で定められた権利が実現するようにしなければならぬこととなっています。

近年では、2021(令和3)年に東京都こども基本条例が、2023(令和5)年にこども基本法が制定されました。どちらの法令においても、「児童の権利に関する条約」の精神にのっとることが明記されています。

児童の権利に関する条約においては、あらゆる子どもの権利の実現を考えるにあたって以下の4つの原則が大切である、とされています。

- ・差別の禁止(差別のないこと)
- ・子どもの最善の利益(子どもにとって最もよいこと)
- ・生命、生存及び発達に対する権利(命を守られ成長できること)
- ・子どもの意見の尊重(子どもが意味のある参加ができること)

特に、子どもの意見の尊重(子どもの参加)については、それ自体が子どもの権利であるとともに、条約に定められた他の権利が実現するための大切な手段でもあります。子どもの主体的な権利を保障するために、子どもの権利を保障する立場である大人が、一人ひとりの子どもの気持ちや考えを尊重する必要があることを意味します。

日本が条約を批准して30年以上が経過しましたが、今日の子どもの権利の認知度はというと、2023(令和5)年に国の実施した「児童の権利に関する条約の認知度等調査」では、条約の内容を少し以上知っているという回答した割合は、中学生が18.2%、高校生が28.7%、大人が20.1%と低い結果にあります。国立市が2023(令和5)年に実施したニーズ調査でも同様の質問項目を設けており、当該調査で子どもの権利について少し以上知っているという回答した割合は、小学5年生、中学2年生、2006(平成18)年度生まれの方(高校2年生)が46.1%、保護者が58.9%と、全国結果より高い数値ではありますが、決して十分とは言えない状況にあります。

これに対し今の子どもたちの現状はというと、全国的に虐待件数は増加傾向にあり、また様々な理由で学校へ行けない・行かない児童・生徒の数も増え続けています。7人に1人が子どもの貧困状態にあると言われ、ヤングケアラーの子どもも確認されています。新型コロナウイルス感染症の蔓延により、子どもたちの体験機会が大幅に喪失しました。また国の報告によると、2024(令和6)年における小中高生の自殺者数は1980(昭和55)年以降で過去最多の527人にのぼり、深刻な状況にあります。

さらに、ユニセフが2020(令和2)年に公表した報告書「子どもたちに影響する世界」において、日本の子どもの幸福度が、先進38か国中20位、特に精神的幸福度は38か国中37位という結果が報告されています。国立市子ども基本条例制定のために市の行った子どもたちへのヒアリングにおいても、身近な大人に対し、自分たちの気持ちや考えを聞いてほしい、自分たちに向き合ってほしいと思っていることを伝えられました。自分らしく幸せに生きる権利を求める思いが、今を生きる子どもたちから強く求められています。

国立市は、2024(令和6)年に「国立市子ども基本条例」を制定しました。今後この条例に基づき子どもに係る施策を推進していく上で、改めて子どもの権利についてすべての市民と共に理解を深め、共に考えていくことができる環境をつくっていくことが何より大切であると考えます。このことは、国立市のニーズ調査においても、子どもの権利が守られるために、大人にお願いしたいことという質問に対し、大人・子どもが権利について詳しく知るための機会を求める回答が多くあったことから裏付けられます。

施策1 子どもの権利が保障されるまちづくり

重点的 取組1

国立市子ども基本条例(子どもの権利)に関する取組

所管課

児童青少年課

国立市では、第一次国立市子ども総合計画において子どもの権利に関する条例の検討を提示して以来、子どもの権利保障について取り組んできました。第三次国立市子ども総合計画策定時点で条例の制定に至っていませんでしたが、これに先行して「子ども参画」を推進することとし、施策の展開を続けてきました。2017(平成29)年には国立市総合オンブズマン条例を制定し、権利侵害の相談・救済の仕組みも構築したところにあります。

一方この間において子どもを取り巻く状況は、児童虐待件数や学校に行けない・行かない児童・生徒の数については全国に問わず国立市においても増加傾向にあり、また子どもの貧困問題、ヤングケアラーや性別に関わる差別など、子どもを取り巻く課題が複雑多様化している現状も存在しています。さらに令和になって間もなく新型コロナウイルス感染症が蔓延し、学校が一斉臨時休校となり、また外出自粛の要請が続いたこと等により、多くの子どもたちの体験機会が喪失、また行動範囲が抑制され、健全育成環境に大きく影響が生まれました。まさに子どもひとりひとりの、自分らしく生きる権利、育つ権利が侵害されている状況が様々な場面で生じていることを意味します。

この状況を踏まえ、国立市では、子どもを取り巻く様々な課題を解決し、全ての子どもが自分らしく幸せに生きる・育つことが実現できるよう、子どもの権利について規定した「国立市子ども基本条例」を作成することとし、およそ4年の歳月をかけて検討を続けてきました。

国立市子ども基本条例は、国際条約である「児童の権利に関する条約」の精神にのっとり作成しています。条約においては、子どもは権利の主体であるとした上で、子どもの権利を保障する上で、「差別のないこと」「子どもにとって最もよいこと」「命が守られ成長できること」「子どもの意見の尊重」という4つの原則が大切であるとされています。この原則に基づき、作成過程において、特に「子どもの意見」を大切にするため、500人を超える子どもに対し、職員が直接出向いて声を聴いてきました。そこで子どもたちからは、身近な大人に対し、「もっと自分たちのことを見てほしい」「自分たちの声を聴いてほしい」と思っていることを強く伝えられました。

この経過を踏まえ、制定した国立市子ども基本条例は、全ての子どもが等しく有する「子どもの権利」とは何か、「子どもの権利」はどのようにして保障されるのか、その理念や仕組みについて規定しています。

条例が制定された今後においては、この条例の内容の周知・啓発、また、4つの原則のひとつである「子どもの意見の尊重」を保障するため、子どもの意見が尊重される環境・相談しやすい環境を構築していきます。

取組内容	
1	国立市子ども基本条例(子どもの権利)についての周知・啓発
2	子どもの意見が尊重される環境づくり 子どもが相談しやすい環境づくり

取組内容1 国立市子ども基本条例(子どもの権利)についての周知・啓発

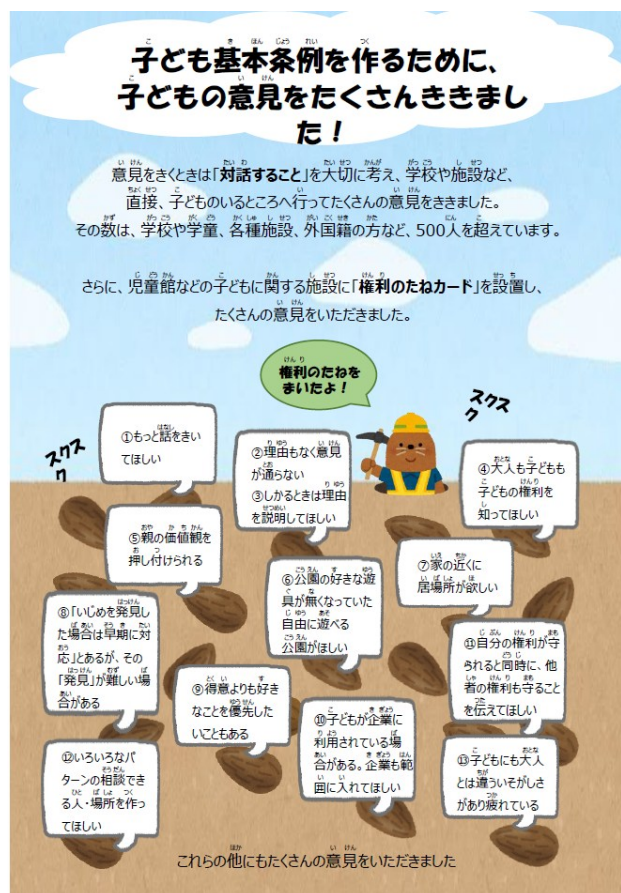
子どもの権利が保障されるためには、“子どもには自分らしく生きる・育つ権利があるということ”、また、“子どもの権利が保障されるためには大人の支えが必要である”、ということ、子どもも大人も共に理解していることがとても大切です。

一方で、2023(令和5)年度に市の実施した調査においては、子どもの権利(児童の権利に関する条約)に関する認知度は子ども・保護者共に約5割程度にとどまり、認知度の低さが明確な課題であると捉えられます。



イベントでの子どもの権利周知の様子

すべての市民に子どもの権利について認識してもらうため、子ども及び保護者や学校・保育園・幼稚園・認定こども園等の職員、また地域の人に対し、国立市子ども基本条例(子どもの権利)についての周知・啓発に取り組みます。



条例づくりの過程を説明した際のパネル

「国立市子ども基本条例」はどんな内容なの？

条例は、「前文」と「6つの章」からできています



前文

この条例をつくった思いや願い、子どもへのメッセージ、大人へのメッセージ

第1章 総則

この条例の目的や、子どもとはどんな人か、考え方、大人の役割

第2章 子どもの権利

子どもの権利について、「安心して生きる権利」、「自分らしく生きる権利」、「意見を表明する権利」の3つに分けて記載

第3章 子どもの権利の保障

第2章の「子どもの権利」を、保障するために大人がすること

第4章 子どもにやさしいまちづくりの推進

子どもの権利を守るために、そして、子どもの権利を守る大人を支援するために市が努力すること

第5章 権利侵害の相談・救済

困ったことや相談したいことがあったときに、助けを求められること

第6章 子どもに関する施策の推進と検証

子どもにやさしいまちづくりをするための計画をつくること、子どもの権利が守られているかを確認すること



「国立市子ども基本条例」が 制定されました！

第3号

「国立市子ども基本条例」は、令和6年国立市議会第4回
定例会(11月)で、全会一致で可決され、成立しました！

この条例は、令和7年4月1日から施行します！
(スタート)



直接お話をきくということを大切に、

これまで、学校や学童、各種施設、外国籍の方など、

500人以上の子どもの意見をきいて、

子どもの権利を守る条例をつくる準備をしてきました。

これをご覧になっている方には「まだ意見を言っていないよ！」

という方もたくさんいるかと思います。

条例を制定したあとも、みなさんの意見をたくさんきいて

いきますので、これからもよろしくお願いいたします♪



国立市子ども家庭部児童青少年課(令和6年12月発行)

今後はみなさんに、条例の内容についてどんどん説明していきますが、まず初回は！
条例をつくった目的や思いが込められている「前文」について紹介いたします♪



左がわは、
子どもへの
メッセージです

国立市子ども基本条例 前文

すべての子どもたちへ

あなたが生まれたこと、大きくなっていくこと、あなたらしくいられる
ことを、このまちと、このまちにいる大人は、うれしく思っています。

あなたが感じていること、思っていること、考えていることを、

あなたの近くに大人にいつでも聴かせてください。

うれしいこと、かなしいこと、困っていること、遊びたいこと、
学びたいこと、やってみたいこと。もっと自分たちの声を聴いてほしい、
自分たちに目を向けてほしいと思っていること。

このまちと、このまちにいる大人は、いつでもあなたのそばで、
一緒に考えて、せいじいばい応援します。

あなたがあなたらしく、今を幸せに生きること、幸せな未来に向
かっていくこと、すべての子どもが一人の人として等しく持つ、
大切な権利を、このまちと、このまちにいる大人は、
あなたと一緒に大切に、守っていくことを約束します。

全ての子どもは、この世に唯一無二の命を授かった一人の人間
であり、しょうがいなど様々な特性を有しているあらゆる人間は、
生まれながらにして等しく、自分らしく幸せに生きるための権利を
持っています。

この権利は、子どもが成長・発達過程にあることから、自分の
力で行使できないときがあり、そのときに、大人の支えが必要とな
ります。

子どもたちは生まれてきた瞬間から、自分の思いを様々な形で
精一杯大人に表明しています。この思いを、大人たちが真剣に
受け止め、これを尊重し、その上でその子にとって最善の利益とは
何かを考え、これに応えることによって、子どもの権利が保障され
ます。

「人間を大切に」という理念を掲げる国立市は、子どもたち
の思いを深く受け止め、また、様々な社会課題が想定される未
来を生きる子どもたちのことを思い、改めて、子どもの権利につ
いて真剣に考え、子どもの権利が恒久的に保障されるまちの実現
を目指し、この条例を制定します。



今回は、第1章「総則」
第2章「子どもの権利」
について紹介します！
おたのしみに～♪

条例全部は
こちらから↓



市内公立小中学生に配布した周知リーフレット

具体的手法

- (1) 国立市子ども基本条例の逐条解説、子ども版ガイドブック、リーフレット等の頒布物の作成
- (2) 国立市子ども基本条例に関する各種広報の実施(HP、CM 動画の放映、市報掲載等)
- (3) 子ども向け・市民向け説明会、職員向け研修会・勉強会等の実施
- (4) 子どもの権利の日(11/20)、児童館まつり等において、啓発のための企画を実施

取組内容2 子どもの意見が尊重される環境づくり

子どもが相談しやすい環境づくり

国立市子ども基本条例第3条の基本理念にも規定されているとおり、子どもは、自分の気持ちや考えに対し耳を傾けられ、尊重される権利(いわゆる意見表明権)を有しています。この権利は、子どもが一人の権利の主体として、自分らしく幸せに生きる・育つためにとても重要な権利です。

例えば、子どもに関する事業を新しく検討するときには、当事者である子どもたちが、その施策や施策に関わる状況などに対し、どのように思っているのか、どうしたいと考えているのか、きちんと把握しなければ、事業をその子たちにとって最もよい形で実現することは困難になります。

この権利が保障されるためには、子どもたちが意見を表明するためのアクセス環境を充実させるとともに、聴き手である大人が子どもたちとの信頼関係を築き、子どもたちが、自分の気持ちや考えを伝えてもいいんだ、と思ってもらえることが必要となります。

また、子どもたちが日ごろ悩んでいることや不安に思っていることなどを相談することも、子どもの意見表明の形の一つです。子どもたちへのヒアリングにおいて、相談できる場所の拡大や更なる設置を求める声が多数あったことから、現状ではまだ充足していないことがわかりました。

市は、子どもたちが過ごす施設をはじめとした公共施設において、日常的に子どもたちの気持ちや考えを丁寧に聴き、尊重していくための取組を進めるとともに、施策を実施する場合において、子どもたちの意見を施策に反映させるために必要な措置を講じることに努めます。

具体的手法

- (1) 子どもが自分の意見を表明しやすい・相談しやすいアクセス環境の充実
(子ども関連施設における窓口の明確化、HP 等を通じた意見を言いやすい環境づくり等)
- (2) 子ども参画の仕組みの構築・推進
- (3) 子どもに関わる部署の職員が、より子どもの気持ちや考えに寄り添うための研修の実施
- (4) 地域団体や大学等との連携を通じた、相談の担い手の多様化

取組	内容	所管課
子ども自身が活用できる参画型 情報発信の充実	子どもが自分に関わりのあることについて自由に意見を述べ、様々な活動に参加できるよう、情報発信の場を拡充します。また、子どもの権利を守るために必要な市の施策の中から、子どもに伝えたい情報・子どもに有効な情報について意見交換しながら、効果的に発信する方法を検討し、情報を発信していきます。	児童青少年課
子ども参画による広報事業の推進	子どもの社会参加の観点から「誰にとってもわかりやすい広報」の推進を図ります。	市長室

子育て・ 子育てコラム

国立市子ども基本条例と子どもの権利

国立市子ども基本条例スーパーバイザー
東京経済大学教授・弁護士 野村 武司

2024年11月、国立市子ども基本条例が市議会で可決されました。国立市では、先行して、「子どもの人権オンブズマン」がすでにあり、条例では、これを位置づけ、さらに子どもの権利とその保障について、基本理念とともに大切なことを規定しています。

子どもにとって、「いのちが守られて、生き、成長・発達すること」(子どもの権利条約6条)、これは基本的に大事なことです。また、子どもが最も身近なおとなとの関係で成長していくことを考えたとき、子どもとの関係を大人が理解して、実践することが大事です。

どんなに小さい子どもでも、自分の思いを伝えようとします。おとながそれに耳を傾け、受け止めることは大切なことです。ただ、それだけでは十分ではなく、(生まれたばかりの赤ちゃんに「お腹がすいたんだね」といってミルクをあげるのが始まりかも知れませんが)子どものそうした思い、考え、意見に応えようとしなければいけないはずです。「意見を聴かれる子どもの権利」(条約12条)とされているのがそれで、子どもの思い等に対して、大人の都合で対応するのではなく、大人が変わっていくこともまた求められています。

国立市子どもの権利条例では、こうした考えを柱に、子どもの権利を、子どもにやさしいまちづくりの中で保障し、進めようとしています。これを計画的に進めるために定められたのが「国立市子ども総合計画」です。今後は、計画が子どもの権利保障のためにできあがっているか、ちゃんと実施され、子どもの権利保障のためのものとなっているかを、子どもの意見も聴きながら確かめていく必要があります。ひょっとしたら計画を手直しの必要があるかもしれません。みんなの手で育てていきたいものです。

施策2 権利侵害からの救済

重点的 取組2

権利侵害からの相談・救済(子ども人権オンブズマン)

所管課

オンブズマン事務局

取組内容

1(継続)	子どもを人権侵害から救済するため、調整活動や救済の申立てに基づく調査を実施し、調査等の結果、必要に応じて是正等の措置を講ずるよう勧告や制度改善を求める意見表明を行う。
2(継続)	相談に対する解決方法を子どもと一緒に考え助言することで、子どもの相談する力や自ら問題解決に臨む力の育成を図る。
3(継続)	子ども一人ひとりの人権を尊重し、子どもの人権意識を育むための周知啓発を行う。

取組内容1 子どもを人権侵害から救済するため、調整活動や救済の申立てに基づく調査を実施し、調査等の結果、必要に応じて是正等の措置を講ずるよう勧告や制度改善を求める意見表明を行う。

取組内容2 相談に対する解決方法を子どもと一緒に考え助言することで、子どもの相談する力や自ら問題解決に臨む力の育成を図る。

2017(平成29)年度に国立市総合オンブズマン条例が施行され、国立市子どもの人権オンブズマン(以下「子どもオンブズマン」)の取組が開始して以降、子どもの相談対応・人権侵害からの救済に努めています。特に子どもの相談については、具体的権利侵害にあたる事由の有無にかかわらず、生活を通じて感じる不安や悩みなどについて自由に話すことのできる相談窓口として開所し、対話を通じて子どもに寄り添うことを日常的に行っています。

主な相談内容としては、いじめ、学校に行けない・行かない状態であること、クラスの雰囲気、教職員の対応、友人関係、受験、SNSトラブル、家庭環境、心身の悩み等について。これに係る調整・調査活動内容としては、子どもや保護者からの聴取を行い、子ども本人の意思を最大限尊重して、学校やその他関係機関との調整を行っています。

一方で、子どもオンブズマンへの相談件数について、相談方法は各種取り揃えているものの、子どもオンブズマンの認知度と比較して、実際に相談に至るケースは十分とはいえず、課題となっています。

これまでの活動に加えて 2023(令和5)年度からは矢川プラスに子ども相談員等が出向く「みんなの相談」事業をはじめっていますが、2025(令和7)年度に開所を予定している国立駅南口子育て・子育て応援テラスなど子どもたちが集まる場所でも定期的に子ども相談員等が訪問する機会を増やしていき、より子どもオンブズマンが子どもたちにとって身近な存在であることをPRしていくことで、相談しやすい関係を構築していきます。

具体的手法

(1) 相談体制・相談へのアクセス環境の充実

・フリーダイヤル・オンブズマンレター(無料で投函できる手紙)・相談フォーム・メール・出張相談会・来所・市内小・中学校に通う全児童・生徒に配布されているタブレットに、子どもオンブズマンへの相談フォームのブックマーク・2023(令和 5)年 4 月に開設された矢川プラスや今後開設する国立駅南口子育て応援テラス等に子ども相談員が訪問して子どもの声を聴く「みんなの相談」の実施・継続



みんなの相談

※みんなの相談は、子どもたちに子どもオンブズマンや子ども相談員を知ってもらうのが主目的であるため、オープンな場所で子どもと一緒に雑談をしたりゲームをしながら過ごし、対話の中で、必要があれば相談室などに移動するスタイルで実施しています。

取組内容3 子ども一人ひとりの人権を尊重し、子どもの人権意識を育むための周知啓発を行う。

オンブズマンの存在を認知してもらうため、リーフレット等の配布や学校の朝礼での説明等周知に努めていますが、子どもへのヒアリングでは、オンブズマンへの相談に対しハードルを感じている声が依然として存在していることを確認しています。

また、子どもだけでなく、大人に対しても、子どもの権利について周知・啓発の機会を創出し、人権意識を醸成していきます。

具体的手法

(1) 周知啓発活動の積極的実施

周知においては繰り返し実施することが大切となります。引き続き、オンブズマンカード・リーフレット・機関紙「オンブズマン通信」の発行・配布、小・中学校の朝礼等における周知活動、周知度調査の実施、市報・年次報告書等での広報、活動報告会の開催、市民まつり等への出展を行います。



子どもオンブズマン啓発物



市民まつり(啓発活動)

(2) 人権意識の醸成

市立中学校 3 校でのいじめ防止教育プログラム「スクールバディ・スポット講演会」、小・中学校での人権授業、わくわく塾の対応、ワークショップの開催、児童館まつりや人権月間でのイベント実施等に取り組めます。

子どもの声を「聴く」 ～おとなが試される本気度～

国立市総合オンブズマン(子どもの人権オンブズマン)

掛川 亜季

子どもの人権オンブズマン制度(子どもオンブズマン)には、子ども達から様々な悩みや相談が寄せられます。その中には、権利侵害や不合理と感じたことについて、おとなに勇気をもって言ってみたが取り合ってくれなかったという訴え、あるいはそもそもおとなに言ってもどうせ何も変わらない、というあきらめがちな相談が時々あります。また、子どもオンブズマンが子どもの声を代わりにおとなに伝えても、子どもに問題があるかのような応答がされてしまうこともあります。これは相談場面に限りませんが、おとなが子どもの声を自分に都合よく解釈してしまっているのではないかと懸念することもあります。

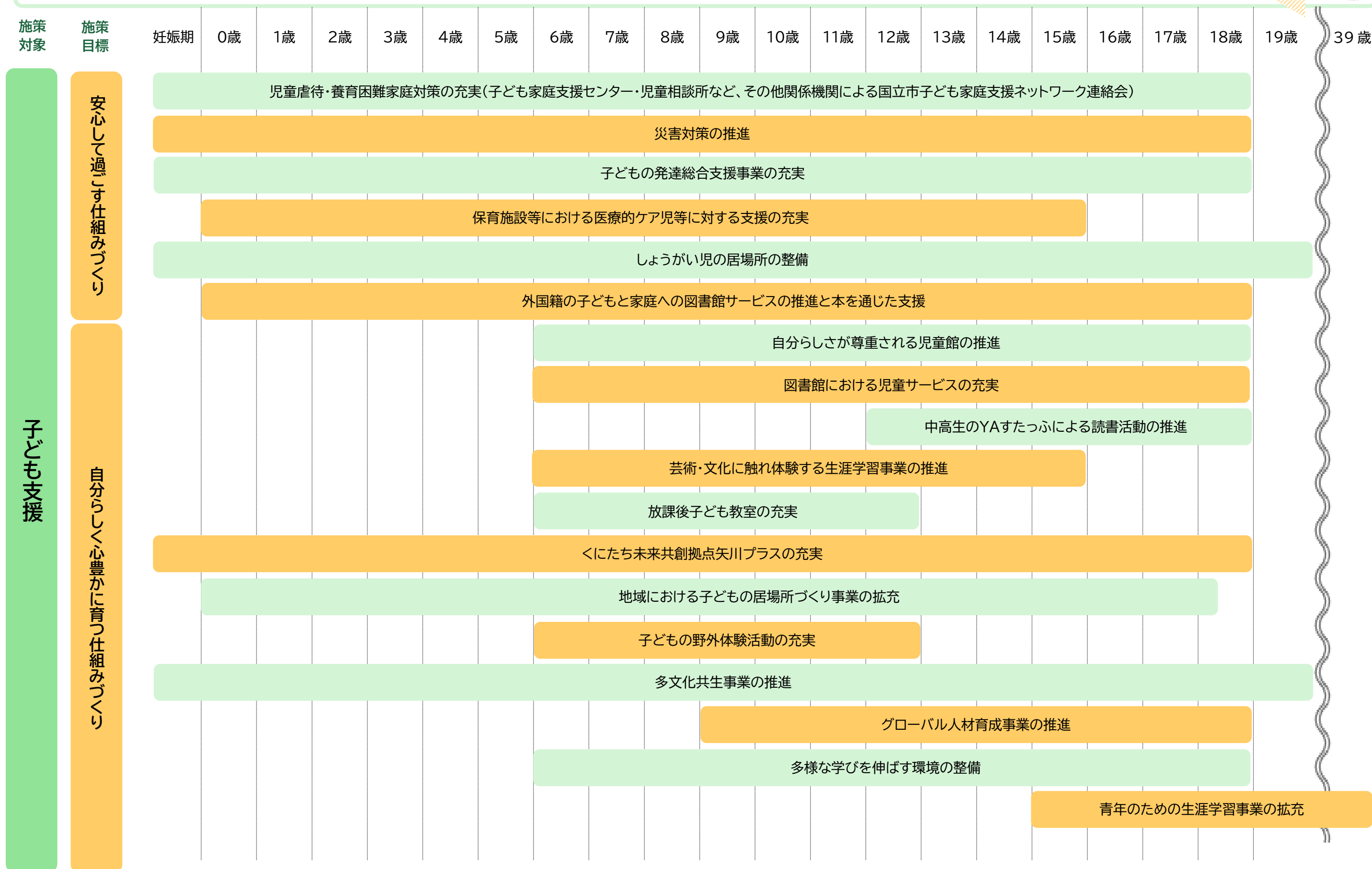
子どもの権利条約第12条の「意見を聴かれる子どもの権利(意見表明権)」は、単に子どもに意見を言う機会を持たせればよいのではなく、判断に必要な充分な情報提供をし、子どもの意向を丁寧に聴いたうえで、その意見を正當に重視することが求められています。子どもの希望通りにならないことが明らかのように見えるかもしれませんし、子どもの声と向き合うことが今ある制度やおとな達にとって不都合あるいは手間が掛かり目をそらしたくなるかもしれません。ですが、まずはいったん子どもの声を真剣に受け止め、子どもがどうしてそのような意向となったのかの背景も聴くなどし、子どもの意向が実現できない場合には丁寧な理由の説明と代替策などを子どもとともに考える姿勢が求められます。

意見を聴かれる子どもの権利は、子どもの最善の利益原則とも表裏の関係にあり、中核的な権利とされていますが、おとなの側の本気度が試される最たる場面とも感じます。子ども基本条例の制定を機に、様々な場面で子ども達の声を私達おとなが真剣に受け止める社会となることを願っています。

第5章

子ども支援

子どもの年齢に応じた支援制度【子ども支援】主な取組





施策目標2 安心して過ごす仕組みづくり

目標に向けた市の考え

子どもの権利の一つに「安心して生きる権利」があります。

国立市子ども基本条例

(安心して生きる権利)

第6条 子どもは、安心して生きる権利として、次に掲げることが保障される

- (1) 自らの命を大切に思い、そのかけがえのない命が守られること。
- (2) 愛情をもって大切に育てられること。
- (3) 健康を享受すること並びに病気の治療及び健康の回復のため適切な医療を受けること。
- (4) あらゆる差別を受けることがないこと。
- (5) 虐待、体罰、いじめその他の心身に対するあらゆる暴力及び不当な取扱い(以下「不当な取扱い等」という。)から守られること。
- (6) いつでも安心して相談し及び助けを求めることができること。
- (7) 安定した生活を送り並びに成長し及び発達する上で必要となる社会保険その他の社会保障からの給付を受けること。
- (8) プライバシーや誇りが守られること。

この権利は、とりわけ子どもの権利の4つの原則のうち「差別の禁止」「生命、生存及び発達に対する権利」と密接に関わるものであり、子どもが幸せに生きるための基礎となる権利と考えられます。

一方で現状は、国立市における2023(令和5)年度の児童虐待相談対応件数が351件と、2019(令和元)年度比で約2倍にのぼる状況にあり、子どもの心身の安心が脅かされている事実が存在しています。

また、発達に特性のある子どもやしょうがいのある子どもなどにおいては、それぞれの子どもの置かれた環境やライフステージに応じて、その発達や将来の自立、社会参画を実現できるようにしていくことが重要視されています。

国立市としては、虐待対策・養育困難家庭対策、相談体制の充実化を図るとともに、2017(平成29)年度より母子保健事業と発達支援事業を統合して展開している切れ目のない支援の実現につき、引き続き努めていく必要があると考えています。

全ての子どもが安心して国立市に暮らせる環境となるため、多様な状況や特性の子どもたちを支えることのできる体制づくりが大切と考えます。

施策3 虐待等から子どもを守る仕組み

重点的 取組3

児童虐待・養育困難家庭対策の充実

所管課

子育て支援課
教育指導支援課
福祉総務課

取組内容

1(継続) 児童虐待・養育困難家庭対策の充実

取組内容1 児童虐待・養育困難家庭対策の充実

子ども家庭支援センターでは、子ども・子育てに関する相談対応を行うことに加え、関係機関への研修や講演会の開催、他機関との連携調整、周知啓発活動等、子ども家庭支援センターに求められる役割が増加しました。2023(令和5)年度は、DV・子どもの虐待防止講演会、ヤングケアラー講演会のほか、母と子の関係を考える会(Mother and Child Group)、心が軽くなる子どもの居場所事業、四者協議会(児童委員・児童相談所・学校・子ども家庭支援センター)主催講演会、子どもと大人の絆を深めるCAREプログラム等を実施していました。

また、相談職員の資質向上のためのスーパーバイズや研修受講とともに、関係機関との連携構築や児童虐待の早期発見・早期対応のための研修を実施しています(2023(令和5)年度は、子ども家庭支援ネットワーク連絡会関係機関、新規採用教員、認可保育所保育士・幼稚園教諭、児童館・学童保育所職員向けに研修を実施)。

公立小中学校と認可保育所等との連絡会を毎年度実施しています。

近年において虐待対応件数が増加傾向にあることを受け、相談対応の必要性がより高まっている状況にあります。また、家族の介護その他の日常生活上の世話を過度に行っている、いわゆるヤングケアラーについて、国及び地方公共団体には、関係機関と共に当該児童のみならず家族に係る対応まで含めた支援が求められています。

児童福祉法改正によるこども家庭センターの設置を検討していることもあわせ、児童福祉、母子保健部門の連携強化等、子育て世帯の相談体制の構築が課題となっています。



児童相談所虐待相談ダイヤルチラシ
(こども家庭庁)



子育て悩み相談 LINE チラシ
(こども家庭庁)

引き続き、ヤングケアラーを含め、支援を必要としている児童や家庭の把握や相談支援対応を、関係機関との連携を図りながら着実に実施していきます。

また、こども家庭センターの設置等、児童相談体制の充実に取り組んでいきます。

加えて、子ども家庭支援センターの相談職員ほか関係機関職員の資質向上の研修を継続・充実していくとともに、公立小中学校や保育所等との定期的な連絡会の実施を図ります。

具体的手法

- (1) 子ども家庭支援センター相談体制の充実
- (2) 「国立市子ども家庭支援ネットワーク連絡会」の効果的運営
- (3) 小中学校・保育所等との連絡会の実施

取組	内容	所管課
虐待防止・対応マニュアルの活用による啓発活動の実施	関係機関向けに作成した「虐待防止・対応マニュアル」を配布・活用することにより、虐待の防止及び早期発見、啓発活動を積極的に行います。	子育て支援課
児童虐待防止に向けた市民意識向上のための啓発活動	児童虐待は、家庭が地域から孤立しているときによりリスクが高まります。地域で孤立している家庭を見つけたとき、あるいは虐待が疑われる家庭に気づいたときに、すぐに専門機関へつなげることが虐待の発生及び重症化を防ぐことになります。より多くの市民に、児童虐待に対する正しい理解と支援への協力を得るために、市民向けの講演会や周知活動等を実施します。	子育て支援課
虐待予防検討会の実施	虐待予防の取組として、3～4か月健診後に支援が必要な家庭に対して虐待予防検討会を実施し、支援方法などを検討し、適切な支援を行っていきます。	子育て支援課
子育て相談担当者研修事業の充実	相談内容がヤングケアラー対応も含め複雑・多岐にわたることや、疾病等の困難を併せもつ保護者からの相談も増えていることから、相談員の資質の向上を図るための研修を充実させるとともに、専門家によるスーパーバイズを行います。	子育て支援課
要支援家庭や子どもへの配慮と理解を促す職員研修の充実	支援が必要な子どもや家族への理解を深めてもらうとともに、虐待リスクのある家庭の早期発見、早期対応のため、より充実した相談・支援の連携体制を構築していくことを目的に、市内の子どもに関わる関係機関に対する研修を実施します。	子育て支援課
要支援家庭を対象としたショートステイ事業の実施検討	保護者の強い育児疲れや育児不安により、要支援家庭における養育が一時的に困難になった場合に、児童の生活の場を一時的に家庭から移すショートステイ事業の実施について検討します。	子育て支援課

取組	内容	所管課
児童相談所など専門性を有する関係機関への迅速な支援要請	社会的養護の必要性を含めて、本市による対応が困難と判断されるケースについては、対応の遅れを招くことがないよう、児童相談所をはじめ、専門性を有する関係機関への連絡及び支援要請を迅速に行います。	子育て支援課
「居住実態が把握できない児童」に関する調査の実施と状況把握	乳幼児健康診査未受診家庭及び就学時の健康診断未受診の家庭で、かつ合理的な理由なく受診しない家庭や、必要な調査を行っても居住実態が把握できない家庭については、各担当部署と子ども家庭支援センターで、家庭訪問等を実施し、当該児童の目視等による安全確認を行います。	子育て支援課
養育家庭制度の啓発の促進	児童虐待等の様々な理由により家庭で適切な養育を受けられない子どもを公的責任において養育する社会的養護の一つで、東京都が実施している養育家庭制度(ほっとファミリー)について、制度の普及や周知、登録家庭数の拡大のための啓発活動を、立川児童相談所との連携のもと推進していきます。	子育て支援課
災害対策の推進	子どもの生命を災害から守るため、防災教育、防災意識醸成を図ることを目的とした訓練やイベントの実施、各学校での防災授業や訓練に協力する。	防災安全課
薬物・タバコの害に対する正しい知識の普及	都薬物乱用防止推進国立地区協議会を通じ、都主催の中学生を対象とした薬物乱用防止「標語・ポスター」の募集、選考、表彰や、小中学生を対象に薬物乱用防止のための授業に組み込む等、普及啓発活動を行っていきます。	健康まちづくり戦略室
子育て相談事業の充実	18 歳未満の児童及び保護者を対象とし、子育てに関するあらゆる相談を受けます。複雑な家庭事情や重層的な課題がある相談については、児童相談所及び関係機関などと連携し、専門的な対応を行います。	子育て支援課
ファミリー・サポート・センター事業の実施	育児の支援をしたい方(支援会員)と育児の支援を希望する方(利用会員)が、互いの協力に基づいて子育てを支え合う地域の相互支援活動を通し、子育て家庭の仕事と育児の両立を図るとともに、地域の力を活用した子育てサポート体制を強化します。	子育て支援課
育児支援サポーター派遣事業の実施	妊娠中から産後 1 年(多胎の場合は 2 年)までの妊産婦の方及び要支援家庭を対象に、育児支援サポーターを派遣し家事等の援助を行うことで、家事・育児に係る負担を軽減します。また、依頼者のニーズに柔軟に対応できるようサポーターの資質向上、人材の確保に努めます。	子育て支援課
一時保育の充実	冠婚葬祭、就労、育児疲れなど様々な事情で、一時的に家庭において育児が困難となり保育が必要となる乳幼児を、保育所で 1 日又は半日単位でお預かりします。	子育て支援課
子どもショートステイ事業の実施	保護者が、病気や出産、育児疲れ、家族の介護、冠婚葬祭等で一時的に子どもの養育が困難となった場合に、市が委託する「ショートステイホーム・おひさま」で、宿泊又は日帰りにてお預かりします。	子育て支援課

取組	内容	所管課
子育て各種講座の充実	妊娠、出産、子育ての確かな知識を伝えるため、各種講座の充実を図ります。特に子育てに不安や悩みを抱えた保護者がより参加しやすくなるように、お互いの気持ちや考えを共感し、「孤育て」の予防や不安の解消につながるような工夫を図ります。	子育て支援課

子育て・ 子育てコラム

「子どもの意見表明権」の意味

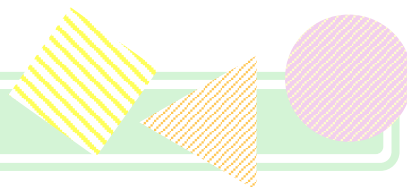
国立市子ども基本条例スーパーバイザー
弁護士 松原 拓郎

今回の子ども基本条例は、第 3 条で、基本理念として、「子どもを権利の主体として尊重すること」とともに、「子どもが自由に意見を表すことを保障するとともに、その意見を子どもの成長及び発達の段階、個性等を踏まえて尊重すること」を定めています。後者のことを「子どもの意見表明権」と言い、子どもの意見表明権の保障は、子どもの権利条約 12 条に定められています。なお、「意見表明権」という表現は政府訳に依っていますが、条約の英語正文はこの権利を「子どもたちの“Views”を表明する権利としていますので、ここで表明を保障されているものは、「意見」よりも広く、「思い」「気持ち」というように広い意味でとらえるべきでしょう。

では、子どもの「気持ち」を表明する権利を保障するということは、なぜ必要なのでしょう。それは、子どもが今感じている感情や感覚に向き合って、その感情や感覚と一緒に味わってくれる人がいること、そしてその感情や感覚に言葉を与えてくれる人がいることを子どもに知ってもらうことだと思います。そのことによって子どもは「今の気持ち」をしっかりと味わうことができるようになり、「今その気持ちを持っている自分」を大切にすることができるようになります。そのことは、「自分を大切に思える」ということにつながっていきます。「自分を大切に思える」とは、「自分が権利の主体である」と思えるということです。

子どもの思いを表明する機会を保障し、子どもの思いを感じ取る努力をし、それに応答し、向き合う姿勢を大人が示すこと（＝「その意見を子どもの成長及び発達の段階、個性等を踏まえて尊重する」）には、そのような意味があると私は思っています。「子どもの意見表明権」保障は、単に形式的に「子どもに発言の機会を与えればよい」ということにとどめてはいけません。大人の側がその意味を理解した上での活動につなげていくことが必要だと、私は考えています。

施策4 発達・しょうがい等様々な特性等への支援



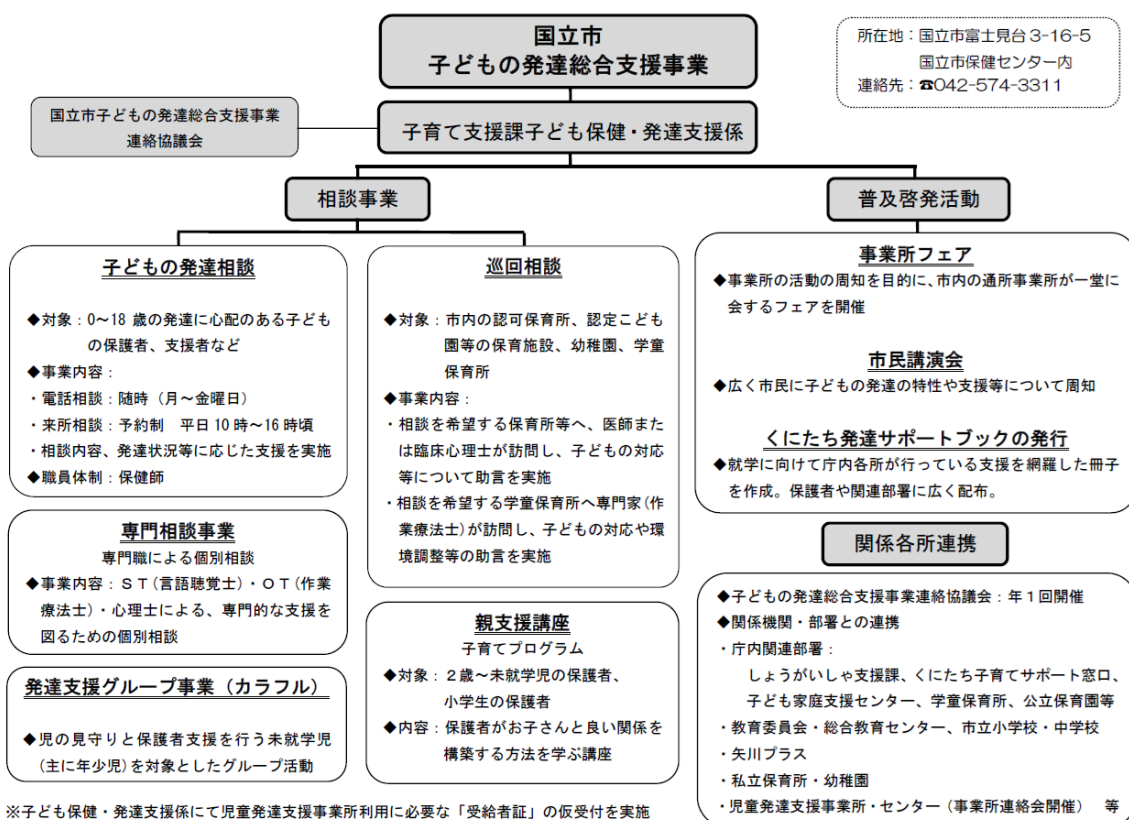
重点的 取組4	子どもの発達総合支援事業の充実	所管課	子育て支援課
取組内容			
1(継続)	子どもの発達総合支援事業の充実		
取組内容1 子どもの発達総合支援事業の充実			
2017(平成 29)年度の組織改正により、子育て支援課において母子保健事業と発達支援事業を1係に統合しました。母子保健担当保健師と発達支援担当保健師が双方で地区を担当し、出産後から就学期までの発達に係る切れ目ない支援の実施を図っています。 就学支援に向けた取組として、発達に特性のある子どもたちが、就学にあたり必要な支援を受けスムーズに学齢期に移行できるよう、「就学相談への繋ぎ」「学校との連携」を強化するべく、就学相談担当との会議の実施、学校と学童保育所への新 1 年生の送り会議を実施するとともに、保護者等に向けては必要情報をまとめた「くにたち発達サポートブック」の作成、市内の児童発達支援事業所や放課後等デイサービスの事業所フェアの実施、事業所の紹介冊子の作成、講演会等の開催等を行っています。 保護者支援として 2016(平成 28)年度より「子育てプログラム」を毎年実施、プログラムを終了したのちも、保護者が講師や受講者たちと継続して交流できる場を設け保護者の安心につなげることを目的に、2022(令和 4)年度より「子育てプログラム同窓サロン」を実施しています。また、2021(令和3)年度より、年少児を対象に、保護者交流の場づくりや子どもが安心できる場の提供を目的としたグループ活動「カラフルグループ」を実施しています。 毎年1回「国立市子どもの発達総合支援事業連絡協議会」を開催し、国立市の発達支援の内容や実績、課題等を共有するなど、関連部署との連携強化を図るとともに、2020(令和 2)年 10 月に市内に新設されたくにたち発達支援センターと、月 1 回の定例会を行い、市内のしょうがい児通所事業所とは年に 1 回の事業所連絡会を実施し情報交換を行っています。 また、障害福祉サービスの給付証明書として民間の療育施設を利用する際に必要となる「受給者証」の取得にあたり、保護者が窓口申請に行くことに対し精神的に不安があることや、当該取得に係る窓口対応の待ち時間が長引いている状況等を受け、利便性の向上として、2021(令和 3)年度からは、しょうがいしゃ支援課と連携し、子育て支援課において民間の療育施設を利用する際に取得が必要となる「受給者証」の手続きの仮申請の受付を実施しています。			

これらの取組により、2016(平成 28)年からの第三次国立市子ども総合計画の期間を通して、子どもの発達に関する「切れ目のない支援」実施の土台の強化を図ってきましたが、就学後から 18 歳まで、そしてそれ以降のライフステージへの繋ぎという点ではまだ整備が進んでおらず、引き続きこの時期の支援の充実が今後の大きな課題となっています。

今後については、地区担当保健師による母子保健をベースとして、ライフステージに沿った発達支援の充実を図っていきます。また、「就学相談へのつなぎ」「学校との連携」がよりスムーズに実施できるよう、教育機関との連携を強化していきます。

具体的手法

- (1) 伴走型相談支援体制の構築
- (2) 保護者の「早期の気づき」に向けた取組みの強化
- (3) 「国立市子どもの発達総合支援事業連絡協議会」の連携体制の強化



取組	内容	所管課
発達総合支援事業の活動拠点の拡充への取組み	子どもの発達総合支援事業の相談事業及び通所事業充実のために、必要な活動拠点の確保を検討します。他課と連携し進めています。	子育て支援課
子どもの発達を理解する取組みの拡充	子どもの発達総合支援事業の理解を広めるため、市民への普及啓発に取り組みます。毎年、市民講演会を実施しています。	子育て支援課
幼児教育・保育の支援者向け研修の拡充	発達支援に関して、幼児教育施設・保育施設などを巡回し支援者支援を行うとともに、支援者向けの専門的な研修を拡充します。	子育て支援課

取組	内容	所管課
子どもの育ちを支えるグループ支援	乳幼児健診後、支援が必要な乳幼児とその保護者を対象としたフォロー教室「くれよん」(1歳6か月児健診後の子どもと保護者対象)及び「ぱすてる」(就園前の子どもと保護者対象)を実施し、遊びを通じた健康の保持、育児への助言・指導、経過観察を行います。	子育て支援課

子育て・ 子育てコラム

子どもの権利

明星大学教育学部教育学科教授
保健学博士 日本音楽療法学会認定音楽療法士
一般社団法人こども家族早期発達支援学会会長
「一般社団法人 星と虹色な子どもたち」代表
一般社団法人 くにたち子どもの夢・未来事業団理事
星山 麻木

全ての子どもは、この世に唯一無二の命を授かった一人の人間であり、しょうがいなど様々な特性を有しているあらゆる人間は、生まれながらに等しく、自分らしく幸せに生きるための権利を持っています。

40 年間、脳の機能障害のある子どもたちとそこご家族が自分らしく幸せに生きられる環境とはどうあるべきかを追求してきた。私達の住む世界はいつの間にか、自然の多様性を忘れ、人工という人の手でつくられた画一的なものに慣れてしまった。しかし、元々、子どもたちは大自然である。子どもはみな同じという前提ではなく、子どもは一人ひとり違うということが前提であることを願う。

大自然の多様性の尊重と同様に子どもの発達の多様性の尊重と受容ができるかどうか。同じもの集めをしては、分けることを前提にしていく社会ではなく、違うことの尊さを尊重する社会が求められている。子どもはちがうからこそ尊く、その子にしかできない役割がある。一人の小さな子どもを幸せにできたなら、それはすべての人の幸せにつながっていくのであるが、それを忘れないための子どもの権利条例である。

重点的
取組5

保育施設等における医療的ケア児等に対する
支援の充実

所管課

保育幼児教育推進課
子育て支援課
しょうがいしゃ支援課

取組内容

- | | |
|---|--------------|
| 1 | 保育園等入園に向けた調整 |
| 2 | 園生活への支援 |

取組内容1 保育園等入園に向けた調整

国立市では2019(平成31)年度より、保育園における医療的ケア児の受け入れを開始しており、2020(令和2)年度に策定した「国立市保育園における医療的ケア児等受け入れに関するガイドライン」、また、2021(令和3)年度に施行された「医療的ケア児及びその家族に対する支援に関する法律」に基づき、保育園等入園の調整を行っています。

保育園等入園にあたっては、担当課のみならず、市役所内関係課との連携を図るとともに、国立市医師会、保育園等における医療的ケアの委託先である訪問看護ステーションとも密に連携を取りながら調整を行っています。

また、医療的ケア児の保護者の保育園等見学の同行や、希望園への情報提供を積極的に行うことで、保護者の不安を取り除くとともに、受け入れ側の不安も軽減できるよう、丁寧な取組を行っています。

今後もこうした取組を継続し、医療的ケア児、保護者の支援を行っていくとともに、国立市内の園で受け入れの経験がない医療的ケアを要するお子さんの入園希望があった場合に対応できるよう、体制を整えていきます。

具体的手法

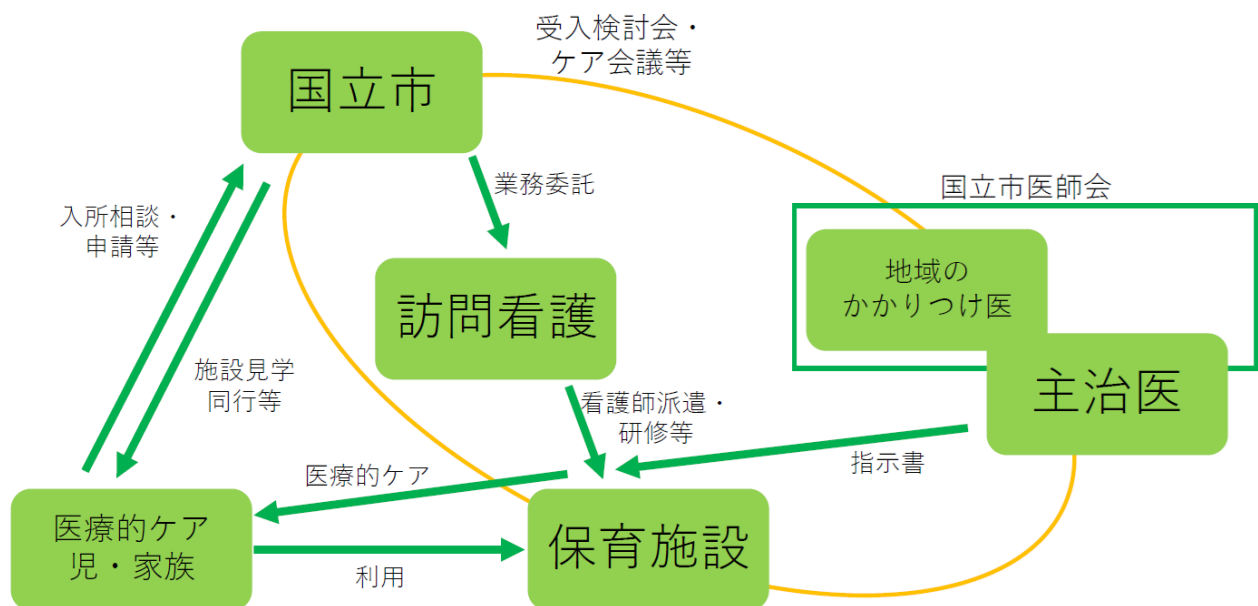
- (1) 医療や福祉の関係機関と連携した、入園を希望する医療的ケア児の状況の把握
- (2) 保育園等見学や園への積極的な情報提供による安全な受入れ体制の構築
- (3) 入園希望園関係者を集めた保育園等入所検討会議の開催
- (4) 入園決定園との入所に向けた保育内容、条件等の検討会議の開催
- (5) 「国立市保育園における医療的ケア児等受け入れに関するガイドライン」の定期的な見直し

取組内容2 園生活への支援

医療的ケア児が保育園等に入園した後も安心して園生活を送ることができるようサポート体制を整えています。園生活を送る上での課題があれば関係者で集まり、対応策について検討を行っています。

また、医療的ケア児の卒園にあたり、教育部、学校、学童保育所との引継ぎも行っています。

こうした支援を継続していくとともに、国立市内の保育園等で医療的ケア児への理解が進むよう、研修や啓発の機会を発展させていきます。



医療的ケア児への支援連携図

具体的手法

- (1) 訪問看護ステーションによる医療的ケアの実施
- (2) 加配職員を配置した場合の園への補助金の支給
- (3) 関係者による定期的なケア会議の実施
- (4) 幼・保・小連携による、医療的ケア児の学びの継続の確保
(教育部、学校、学童保育所との引継ぎの実施)
- (5) 保育園等職員向けの医療的ケアに関する研修の機会の充実

医療的ケア児と家族への支援について

株式会社 スペースなる 代表
梶原 厚子

日本の新生児・小児医療は急速に発展し、死亡率は世界で最も低い国になりました。

全国の医療的ケア児はこの10年で2倍になり2万人を超えて、人工呼吸管理を必要とする子どもは4倍近くに増えていきます。そのような子ども達のために医療保険で利用できる訪問看護ステーションがあります。当ステーションでは平成31年から医療的ケア児保育所等支援事業として包括委託を受けて保育園入園に向けた調整、園生活への支援を行っています。

訪問看護ステーションは、NICUなどの高度医療機関から直接在宅に退院する子どもと家族支援のために毎日訪問し、ご家族と共に不安定な時期を乗り越えて、社会に繋げていきます。看護師や理学療法士・作業療法士が主治医の指示を受け、ご自宅に訪問して看護やリハビリを提供します。在宅療養や療育を必要とする子どもや育てにくい子どもに対して獲得しにくい育児やケア、医療はもとより、発達支援や時には在宅でレスパイトも提供します。

医療的ケア児の家族は睡眠時間が短く断眠傾向にあり疲弊していることが多いです。家族が破綻しないように予防的で計画的な支援が必要です。自宅への訪問だけでは子どもへの発達支援や家族のレスパイト効果は不十分なので、保育園に通えることでより充実した支援になっています。

医療的ケア児の卒園時には教育委員会、学校学童にも引継ぎができて、これまでの子どもと家族は地域校を選び、インクルーシブな教育への繋がりを感じています。

自分の選んだ地域で自分らしい生きかたを実現するために、国立市内の保育園や学校等に信頼される訪問看護ステーションでありたいと思います。

	しょうがい児の居場所の整備	所管課	しょうがいしゃ支援課 児童青少年課 保育幼児教育推進課 教育指導支援課										
国立市には、2005(平成17)年に制定された「しょうがいしゃがあたりまえに暮らすまち宣言」があります。この宣言は、市民参加、特にしょうがいのある当事者の参画の下で検討され、本文には、しょうがいのある人もない人も、自分の選んだ地域で、自分らしい生き方を実現するために、差別のないまちでありつづけることが記載されています。 その後、2006(平成18)年12月に国際連合で「障害者の権利条約」が採択され、翌 2007(平成19)年には当該条約に日本が署名し、2013(平成25)年に「障害者差別解消法」が制定されました。これを受けて、国立市はこの宣言を基にした条例を作成し、2013(平成27)年9月に「国立市誰もがあたりまえに暮らすまちにするための「しょうがいしゃがあたりまえに暮らすまち宣言」の条例」を制定しています。 国立市子ども基本条例においても、前文に「全ての子どもは、この世に唯一無二の命を授かった一人の人間であり、しょうがいなど様々な特性を有しているあらゆる人間は、生まれながらに等しく、自分らしく幸せに生きるための権利を持っています。」と記載しており、しょうがい児が地域において差別なく、あたりまえに暮らすことは、子どもの権利の観点においても保障されるべきことです。 市では、これまでもしょうがいのある子どもが地域で育つことができる環境整備に努めてきました。しかし、保護者の生活様態が多様化する中、しょうがい児の保護者からは、それぞれの家庭の状況下ごとで更なる支援を求める声も受けています。この声を踏まえながら、支援の継続、また、しょうがい児の環境の在り方について研究を進めていきます。													
<table><tr><th colspan="2">取組内容</th></tr><tr><td>1(継続)</td><td>しょうがい児保育の充実</td></tr><tr><td>2(継続)</td><td>しょうがい児緊急入所事業の充実</td></tr><tr><td>3(継続)</td><td>しょうがいのある子どもへの支援</td></tr><tr><td>4</td><td>中学校進学後のしょうがい児の居場所について</td></tr></table>				取組内容		1(継続)	しょうがい児保育の充実	2(継続)	しょうがい児緊急入所事業の充実	3(継続)	しょうがいのある子どもへの支援	4	中学校進学後のしょうがい児の居場所について
取組内容													
1(継続)	しょうがい児保育の充実												
2(継続)	しょうがい児緊急入所事業の充実												
3(継続)	しょうがいのある子どもへの支援												
4	中学校進学後のしょうがい児の居場所について												
<table><tr><th>取組内容1 しょうがい児保育の充実</th></tr><tr><td>市内保育所、幼稚園、認定こども園、学童保育所において、しょうがい児の受入れ体制を整備します。</td></tr></table>				取組内容1 しょうがい児保育の充実	市内保育所、幼稚園、認定こども園、学童保育所において、しょうがい児の受入れ体制を整備します。								
取組内容1 しょうがい児保育の充実													
市内保育所、幼稚園、認定こども園、学童保育所において、しょうがい児の受入れ体制を整備します。													
<table><tr><th>取組内容2 しょうがい児緊急入所事業の充実</th></tr><tr><td>家庭において介護が困難となった場合やレスパイトを必要とする場合に、しょうがい児(主に就学期以降の子ども)を施設へ緊急入所させます。</td></tr></table>				取組内容2 しょうがい児緊急入所事業の充実	家庭において介護が困難となった場合やレスパイトを必要とする場合に、しょうがい児(主に就学期以降の子ども)を施設へ緊急入所させます。								
取組内容2 しょうがい児緊急入所事業の充実													
家庭において介護が困難となった場合やレスパイトを必要とする場合に、しょうがい児(主に就学期以降の子ども)を施設へ緊急入所させます。													

取組内容3 しょうがいのある子どもへの支援
「障害者総合支援法」に基づく居宅介護や短期入所、及び「児童福祉法」に基づく障害児通所（児童発達支援・放課後等デイサービス）について、利用の案内や支給決定を行います。 また、余暇活動や通学の支援を行う移動支援については、ヘルパー不足により希望通りに利用ができない状況があることを踏まえ、ヘルパー不足の解消に向けて取り組みます。
取組内容4 中学校進学後のしょうがい児の居場所について
中学校へ進学したしょうがい児のうち、保護者が就労等されている子どもについては、放課後、また学校の長期休業期間中の日中を放課後等デイサービスにおいて過ごすことができます。 しかし、放課後等デイサービスでの生活が馴染まないことや、また、学校の長期休業期間中の朝に受入れを行う放課後等デイサービスが少なく利用できないこと等の理由で、放課後・長期休業期間中の居場所の拡張が求められています。 このことを受け、国立市では、健康福祉部・子ども家庭部・教育部の3部が連携して支援について検討しています。 2023（令和5）年より放課後等デイサービスの受け皿として試行的に実施している中央児童館内で中学生しょうがい児の学童保育の状況を踏まえながら、しょうがい児の保護者の個々のニーズに応じた当該児童の居場所の在り方について検討していきます。

取組	内容	所管課
しょうがい児を育てる地域の支援体制整備事業	市外の特別支援学校に通学することにより、地域との関係性が薄れがちなしょうがい児（中学生を対象とする予定）が、サポーターの力を借りながら地域の店舗等で職場体験をし、交流を図る事業（仮称「ぷれジョブ」）として、実施していきます。	しょうがいしゃ支援課
しょうがいのある子どもへの支援	「障害者総合支援法」に基づく居宅介護や短期入所及び「児童福祉法」に基づく障害児通所（児童発達支援・放課後等デイサービス）について、利用の案内や支給決定を行います。	しょうがいしゃ支援課
しょうがいのある子の親への支援	相談支援を行い、保護者の了解のもと子育て支援や母子保健、学校などの市の関連部署の他、障害児相談支援事業所・サービス提供事業所等との連携をとり、社会資源を活用できるよう配慮します。	しょうがいしゃ支援課

取組	内容	所管課
心身障害者(児)福祉手当等の継続	児童の福祉の増進に寄与することを目的として、20 歳未満のしょうがい児の保護者に手当を支給します。	しょうがいしゃ支援課
重度手当支給の継続	重いしょうがい者が重複している 65 歳未満の方に支給される東京都の手当について、受給の案内や手続きを行います。	しょうがいしゃ支援課
外国籍の子どもと家庭への図書館サービスの推進と本を通じた支援	利用案内の外国版などを作成し、日本語を母語としない子どもやその保護者に対し、図書館の使い方や機能について周知を図るとともに、本に触れる機会を作ります。また、外国語絵本の充実を図り、外国語絵本の読み聞かせ会など、各国言語の絵本を通じた交流事業を、公民館やまちの振興課と連携して行っていきます。	くにたち中央図書館
しょうがい者、異年齢世代との交流事業の実施	しょうがいのある若者とない若者が共に活動して、異年齢世代の若者が相互に学び合う場をつくることを目的とした「しょうがいしゃ青年教室」や「コーヒーハウス」事業の継続を図ります。	公民館

子どもの権利をインクルーシブ社会で向上へ

国立市人権・平和のまちづくり審議会 会長

恩賜財団済生会理事長 炭谷 茂

現在日本では貧困家庭の子ども、発達障害、児童虐待、いじめ、不登校、引きこもり、校内暴力、少年犯罪、自殺、ヤングケアラー等子どもを巡る人権問題が多発している。これらの中には児童虐待のように古くからある問題が増加している一方、ヤングケアラーのように次々に新しい問題が発生している。国立市でも同様である。

このような状況は、日本だけでなく、世界各国で見られる。なぜだろうか。これは、世界共通に生じている家族・親族や地域社会の絆の脆弱化による社会的排除や孤立の拡大、所得格差の拡大による貧困層の増加、SNS等の情報社会の進展という背景があるからである。例えば児童虐待は、いずれの国も昔からあったが、現在の児童虐待は、地域社会から孤立した貧しい家庭で多発している。子どもの受ける被害も死に至るなど悲惨なケースが少なくない。だから問題を解決するためには、表面的な現象だけを捉え、対症療法的な対策では解決にほど遠く、問題の根底に潜む経済・社会構造の変化に着目した対策が必要不可欠である。

この観点に立脚すれば、国立市は先進的な位置にいる。全国に先駆けて平成30年にソーシャルインクルージョン(社会的包摂)を理念とする「人権を尊重し多様性を認め合う平和なまちづくり基本条例」の制定を始め、「誰もがあたりまえに暮らすまちにするための『しょうがいしゃがあたりまえに暮らすまち宣言』の条例」の制定、インクルーシブな教育環境の整備等の施策が積極的に進められている。

今後これらの施策とともに、この度制定された「子ども基本条例」が適切に実行されることによって子どもの権利を巡る諸問題を解決し、他の自治体のモデルとなるような「インクルーシブ社会の実現」に向けてさらに努力されることを願っている。



施策目標3 自分らしく心豊かに育つ仕組みづくり

目標に向けた市の考え

子どもの権利の一つに「自分らしく心豊かに育つ権利」があります。

国立市子ども基本条例

(自分らしく心豊かに育つ権利)

第 7 条 子どもは、自分らしく心豊かに育つ権利として、次に掲げることが保障される。

- (1) 自由に気持ちや考えを持つこと。
- (2) 自由に気持ちや考えを表現すること。
- (3) 自分らしさが認められ、尊重されること。
- (4) 仲間を作り、様々な人々と触れ合うこと。
- (5) 温かい見守りの中で、地域や社会の活動に参加すること。
- (6) 成長及び発達の段階、個性等に合わせて学ぶこと。
- (7) 自然、文化、芸術、スポーツ等に親しむこと。
- (8) 心身に必要な休息を取り、自由に遊び、及び安心して過ごすことのできる時間と場所を持つこと。

「自分らしく心豊かに育つ」ためには、自分の気持ちや考えが尊重され、その気持ちや考えに基づいて、遊び、学び、体験することができるとともに、他者と共生し、他者と尊重し合うことのできる環境があることがとても大切となります。

そのためには、ライフステージごとにおける丁寧な育て、主体的な育ちの環境を整備していくことが肝要です。

国が2023(令和5)年に発した「こども大綱」において示されているライフステージ別の重要事項として、乳幼児期においては、「大人との愛着形成を基礎とした情緒の安定や他者への信頼感の醸成、他者との関わりや基本的な生きる力の獲得を通じて、一人ひとりのこどもが、かけがえのない個性ある存在として認められ、自己肯定感をもって成長すること」、学齢期においては、「安全・安心が確保された場で、小さな失敗も経験しながら、直面した課題に全力で取り組んで達成する成功体験を重ね、自己肯定感を高めることができる環境を整えていくこと」、思春期については「アイデンティティを形成していく時期」とした上で、「自己肯定感を高めることができ、成育環境などを理由に自らの進路の選択が制約されないよう支えていくこと」が大切である旨が記載されています。

国立市では、これからの未来を生き抜く子どもたちにおいて、学力(認知能力)だけではなく、粘り強くやり遂げようとする力、友達と協力し合いながらがんばることで得られる共感やコミュニケーション力といった「非認知スキル」を育成していくことを目的に、2018(平成 30)年度より幼児教育推進プロジェクトを開始し、2019

(令和元)年度に市の設立した社会福祉法人くにたち子どもの夢・未来事業団と共に推進しています。

また、2022(令和4)年度には多世代の方が利用することのできる施設「未来共創拠点矢川プラス」をオープン(同事業団へ指定管理委託)し、当該施設内に矢川児童館を移設させることで、中高生世代の子どもたちが活動しやすい環境を整備しました。

地域においては、新型コロナウイルス感染症が蔓延した時期より、市内で子ども食堂や子どもの居場所を実施する団体等との連携を拡張し、市民との協働で子どもが頼ることのできる地域、様々な体験ができる地域の構築を図っています。

様々な事情により、学校へ行けない・行かない状態の児童・生徒の数が増加傾向にある中、当該児童・生徒が多様な学びに繋がることのできるための、教育・福祉連携による寄り添いも展開しています。

多様な子どもたちの心豊かな育ちを実現するため、各施策の更なる充実を目指していきます。

施策5 子どもの自分らしさが尊重される環境づくり

重点的 取組 7

幼児教育推進事業の充実

所管課

保育幼児教育推進課 子育て支援課

取組内容

- | | |
|---|---------------------------------|
| 1 | 社会福祉法人くにたち子どもの夢・未来事業団と連携した事業の実施 |
|---|---------------------------------|

取組内容1 社会福祉法人くにたち子どもの夢・未来事業団と連携した事業の実施

国立市では 2018(平成30)年度より、国立市内の幼児教育環境の向上を目指し、幼児教育推進プロジェクト「ここすき！」を立ち上げ、子育てひろばの運営や啓発事業などを実施することで、非認知スキルの視点を、保育園、幼稚園、認定こども園等の幼児教育の実践や未就園児の家庭内保育に生かせる環境づくりを進めてきました。

2023(令和5)年度より、くにたち未来共創拠点矢川プラスがオープンし、その中の機能の一つとして幼児教育センター「こどもラボ」が稼働を始め、指定管理事業として事業団が事業を運営しています。幼児教育推進プロジェクト「ここすき！」については、幼児教育センターの事業として位置づけられ、事業団と市が両輪となり、事業を拡充、充実させています。子育てひろばの運営をはじめ、引き続き幼児教育に関する研究・実践に取り組んでいきます。



「こどもラボ」での研修の様子

具体的手法

- (1) 市内幼児教育施設との連携の強化
- (2) 保育園・幼稚園・認定こども園等に向けた、保育の質の向上に係る研修の実施
- (3) 幼児教育に関する調査・研究事業
- (4) 幼児教育センターの研究成果の発信、子育て家庭に向けた情報発信
- (5) 幼保小連携推進事業を始めとした多種多様な個人・団体との連携事業の実施
- (6) 発達支援事業の実施
- (7) 子育てひろば「ここすきひろば」の運営



子どもの権利について

東京大学名誉教授・白梅学園大学名誉学長
くにたち子どもの夢・未来事業団 理事長
汐見 稔幸

子どもって、大人とは違う世界に住んでいるけれども、実は私たち大人と本質的に何も変わらない「人間」なんだと積極的に認めると、つまり、いつも彼らを人間とみて接していると、自分から輝く存在、だという気がします。

どうしてこんなこと思いつくんだろう、どうして何でも貪欲に学ぼうとするのだろうと、いつも大人が驚かされる存在、ということをつけ加えると、なお子どもという存在の意味がはっきりします。子どもは大人の扱い次第で、輝いたり沈んだりする関係的存在で、簡単にいうと子どもを人間としてリスペクトして接することが子ども輝くうえで大事なのです。

子どもを人間としてみてリスペクトして接するとはどういうことか。たとえば彼らの気持ちやつもりを聞くことなしに大人が勝手にあれこれ進めることを可能な限りなくすこと、うまく行かないで落ち込んでいたら、ドンマイと気持ちを込めて励ますこと、彼らのいたずら心に丁寧に付き合うこと、そして生育の社会的条件が奪われている子なら、親身に寄り添ってその子の人間としての人生に付き合うこと、等でしょうか。

権利などという難しい言い方をしたのでわかりにくいですが、こういうことが、子どもの権利を大事にするということではないでしょうか？

手始めに国立中の家庭、保育園、幼稚園、こども園、そして学校で、わが家では、わが園では、わが校では、子どもたちは次のような権利を持っています、という中身をみんなでワイワイつくって、交流しあいませんか。

重点的
取組8

保育サービスの充実

所管課

保育幼児教育推進課

取組内容

1	矢川保育園民営化の評価検証
2	(仮称)第二次国立市保育整備計画の策定

取組内容1 矢川保育園民営化の評価検証

これまで4園あった公立保育園のうち、矢川保育園を 2021(令和3)年4月に国立市が設立した「社会福祉法人くにたち子どもの夢・未来事業団」の運営による民営化をしたところです。2017(平成29)年11月に策定をした「国立市保育整備計画」では、2園目以降の公立保育園の民営化については、1園目の評価検証を十分に行ったうえで順次進めていくこととしています。その評価検証を行うため、学識経験者や矢川保育園の保護者、市内保育園・認定こども園の園長などが委員の「国立市保育審議会」を開催し、意見を求めています。

今後、国立市保育審議会にて、保育の質の確保・向上、民営化により生み出された保育人員の状況、民営化により生み出された財源を活用した新たな子育て施策の状況の主に3つの観点からの評価検証を進めていきます。

具体的手法

- (1) 国立市保育審議会への諮問および事務局運営
- (2) 評価検証の観点や手法の検討、矢川保育園保護者や職員等の関係者からの意見の集約
- (3) 公立保育園を利用する保護者への情報発信

取組内容2 (仮称)第二次国立市保育整備計画の策定

「国立市保育整備計画」の計画期間満了にともない、(仮称)第二次国立市保育整備計画の方向性について国立市保育審議会に矢川保育園民営化の評価検証と合わせて諮問しています。

市内の保育サービス充実をめざし、これから実現していくべき保育施策等(「基幹的保育園」や「保育ソーシャルワーカー」の配置等)について、多様な保護者のニーズに応えられるよう2園目以降の民営化園に整備すべき付加機能について検討していきます。

具体的手法

- (1) 国立市保育審議会への諮問および事務局運営
- (2) 庁内検討会の開催
- (3) 2園目以降の民営化方針(対象園、時期、付加機能等)の検討

はじめの 100 ヶ月

国立市子ども総合計画審議会委員

あいわ保育園園長

吉田 順

令和 5 年にこども家庭庁が発足し、「はじめの 100 ヶ月の育ちビジョン」が策定されました。「はじめの 100 ヶ月」は妊娠から小学校 1 年生までのだいたい 100 ヶ月間を差します。この 100 ヶ月で心と体が人生の中で最も成長著しい時期となり、これからの人生一番大事な根っこができる日々となります。

私自身、この大切な時期に地域のこども達と保育を通して深い関わりを持たせてもらっています。保育をする保育者はこどもが会える保護者以外のほぼ初めてとなる人物となり、こどもとの間に信頼と愛着関係をつくり、目と目を合わせ、こどもの声に耳を傾け、話をし、一緒に遊び、育ちを見守っていきます。保育室は家以外の長く過ごす環境となり、こども達が心地よく、安心して過ごせるように玩具や家具、遊具、保育室などを整えていきます。集団の中で、子ども達ひとりひとりが元気で安心して健やかに、生きる力を伸ばして成長できるようにすることが、保育をする者の務めだと思っています。

どのような人や物との関わるかによって、成長する道が変わってくると私は思います。こどもがより良く育つためには、こどもの権利が守られ、安心して過ごせる人的・物的環境があることが絶対に不可欠だと考えます。幸せな状態(ウェルビーイング)に過ごせる 100 ヶ月を、常に念頭に保育者として、大人として役割を果たしていきたいと思っています。

重点的
取組9

自分らしさが尊重される児童館の推進

所管課

児童青少年課

取組内容

1	子どもの権利が保障される空間としての児童館環境の整備
2(継続)	様々な世代の子どもの自分らしさが尊重される児童館の実現

取組内容1 子どもの権利が保障される空間としての児童館環境の整備

子どもの「自分らしく心豊かに育つ権利」が保障されるためには、自身の成長・発達・個性等に合わせて学ぶことや、自由に遊ぶこと、心身に必要な休息をとること、仲間を作り様々な人々と触れ合うことなどが具体的に実現できる環境が必要となります。

こども家庭庁においても、2023(令和5)年12月に発出した「子どもの居場所づくりに関する指針」では、子ども・子育て家庭と地域関係の希薄化、子どもを取り巻く課題の複雑多様化、また価値観の多様化が言及されています。子どもたちに居場所がないことは孤独・孤立に直結する問題とされ、居場所の存在は不可欠であると示しています。

このことを踏まえ、0～18歳未満の子どもが誰でも利用できる施設である児童館としては、改めて全ての子どもの育つ権利が保障される環境となるよう、整備していくことが肝要です。

これまでも、児童館まつりや単館企画などを通じて、子どもたちの「やってみたい」思いを丁寧に聴き取り、その実現を支えてきた経過がありますが、今後においてはより日常的に子どもの声を受け止められる環境になっていくための体制や機能を整えるとともに、配慮の必要な子どもたちに対する丁寧な寄り添いを行い、子どもをはじめすべての市民にとって、「児童館＝子どもの権利が保障される空間」と認知されることを目指します。



児童館イベントの様子

具体的手法

- (1) 子どもの意見表明・参加の仕組みづくりの推進
- (2) 児童館まつり等、子どもの「やってみたい」を実現する取組の実施
- (3) 児童館における子どもからの相談体制の整備、そのための職員の資質向上

取組内容2 様々な世代の子どもの自分らしさが尊重される児童館の実現

2023(令和5)年4月1日より、くにたち未来共創拠点矢川プラスが開所し、矢川児童館を当該施設内へ移設したことにより、児童館事業の大幅な拡充をしています。

具体的には開所日時について、従前は、日曜・祝日に閉館、また最大で19時までの開所時間だったところを、中高生世代の居場所を確保するため、矢川プラスの開所時間と合わせ、日曜・祝日も開館、最大で21時まで利用できるようにしたことで、特にこれまで取り込むことが難しいとされていた中高生の利用が徐々に増えている状況にあります。

引き続き、中高生までを含めた多様な世代の子どもが利用しやすい環境を整えるとともに、特に矢川児童館を中心に、多世代が利用する矢川プラスという施設内に所在することを活用し、地域の大人まで含めた世代間交流の実現に努めます。



イベント実施に向けた高校生打合せ

また、来館する子どもたちの「やってみたい」という気持ちを育み、この気持ちを実現するため、子どもとの対話の機会を積極的に設け、子どもたちと協力しながら遊びを創造していくプロセスをつくります。

加えて、新たな世代の利用に繋がりやすい広報の在り方を、利用している子どもたちとともに検討し、子どもたちと協力して発信していきます。

具体的手法

- (1) 中高生世代の利用促進に向けた取組の実施
- (2) 親子連れや子育てグループに向けた居場所づくりの推進(地域子育て支援拠点事業)
- (3) 地域の大人まで含めた多世代交流の仕掛けづくり
(子どもたちのライフデザインの参考となる、大学生や社会人等との交流の仕掛けづくり等)

取組	内容	所管課
子どもの参画による児童館事業の推進	「じどうかんまつり」や矢川プラスでのイベント、「中高生タイム」での企画や「チームプラス」での活動など、企画段階から子どもが参画する児童館事業の拡充を図るとともに、各館で実施している各種事業において、子ども同士、異世代間の関わりを生み出すことで、子どもの社会性を育む仕組みを作っていきます。	児童青少年課
児童館の施設と体制の整備	小学生の放課後の居場所として、また中高生の自主的な活動拠点としてなど、あらゆる年代の子どもが集える、子どもの居場所としての施設整備・体制整備を進めます。施設環境を整え、身近な児童館として利用しやすい施設開放のあり方を検討します。	児童青少年課

取組	内容	所管課
図書館における児童サービスの充実	選書会議による丁寧な選書を行い、児童・生徒の状況に合った多様な資料を提供します。また、お話し会、ブックマラソン事業などの、子どもを対象とした各種行事やサービスを充実させることにより「読書の楽しみ」を広げるとともに、自ら学ぶ習慣が身につく取組を実施します。	くにたち中央図書館
中高生のYAすたっふによる読書活動の推進	YA(ヤングアダルト)すたっふとして活動している中高生の目線で図書紹介やイベントの企画を行い、主体性を重視した読書活動を推進していきます。また、10代向け図書館広報紙「YA ペーパー」の作成や、中高生向けの図書資料を集めた書架「YA コーナー」の運営など、青年期につながる豊かな読書経験を育みます。	くにたち中央図書館
図書館ボランティアの育成	絵本の読み聞かせやYA(ヤングアダルト)コーナーを担当するボランティアを育成し、子どもが読書に親しんだり自ら参画する機会を広げます。	くにたち中央図書館
中学生への納税理解の促進	全国納税貯蓄組合連合会・国税庁共催「中学生の『税についての作文』」及び、全国間税会総連合会主催・(一財)大蔵財務協会後援「中学生の『税の標語』」の応募作品から、市立中学校の生徒の作品に対し、市長賞(賞状・図書カード)を授与することにより、次代を担う中学校の生徒に税への関心と理解を促します。	課税課
子どもや保護者、中高生への施設利用の推進	児童館や学童保育所の午前中の時間を活用し、未就学児童をもつ保護者の交流の場として施設利用を進めていきます。また、中高生による自主的な活動拠点として児童館等の公共施設の利用を促進します。	児童青少年課
放課後子ども教室の充実	小学校の施設を活用し、地域の協力を得ながら、大人の見守りのある安心で安全な子どもの居場所を提供します。子どもがいそいそと放課後の時間を過ごせるよう、市立小学校全校で実施している「ほうかごキッズ」の実施日数やプログラムについて更なる拡充を検討し、「放課後の居場所」としての機能を高めます。 事業の推進にあたっては、放課後子ども総合プランに基づいた学校等との連携強化を進めていきます。	児童青少年課
児童館におけるソーシャルワークの推進	改正された「児童館ガイドライン」に基づき、専門機関と適切に連携して、ソーシャルワークを展開できるよう体制を整備していきます。	児童青少年課
児童館と地域資源の連携の推進	児童館に集う子どもの活動を支援するために、地域住民・関係機関・関係団体等と適切に連携していく仕組みを作っていきます。	児童青少年課

子どもが権利の主体として尊重される、より一層素敵な街に

国立市子ども基本条例スーパーバイザー

国立市男女平等推進市民委員会委員

弁護士 山下 敏雅

児童福祉法という国の法律の冒頭、第1条は長らく、「すべて児童は…愛護されなければならない」という表現でした。これが2016年に、「全て児童は、児童の権利に関する条約の精神にのっとり…愛され…る権利を有する」と改められました。子どもが愛されるということ自体は同じでも、子どもを愛される「保護の対象」としてのみ見ていたこれまでと、子どもが愛される「権利の主体」であってそれを保障していこうとする今の条文とでは、視点が全く異なります。そしてこの、子どもを「権利の主体」として尊重することこそが、子どもの権利条約の精神です。

しかしこの第1条が変わっても、児童福祉の現場はこれまで同様に、保護・援助・指導・措置と、子どもを保護の対象として見てしまいがちな用語で溢れています。私たち弁護士が子どものケースに加わる時は、法の解釈適用についての助言はもちろん、それだけでなく、大人が子どもを権利の主体として見ているか、その子の思いや意見をきちんと聞いているか、その子ときちんと話し合っているか、その子に情報のフィードバックがきちんとされているか、などの視点を大切にしています。

国立市はこれまでも、様々な人権課題にしっかりと取り組んできました。その国立市が、条約の精神にのっとり子ども基本条例を制定し、市内の子どもたちの権利保障をさらに前進させていこうすることを、一弁護士として心から歓迎します。私は、豊島区で条例に基づいた子どもの権利擁護委員を15年務める中で、世界の条約、国の法律と共に、子どもたちがかけがえない時間を過ごす地域・自治体の条例が、子どもたち一人ひとりの権利保障にとって重要な役割を果たしていることを実感しています。国立市がこれまで積み重ねてきた幅広くかつ充実した子ども施策を、「子どもが権利の主体である」という視点から改めて照らし直し、子どもたちの意見をしっかりと聞いて施策をより良いものにしていくことで、国立市が一層素敵な街となることを確信しています。

重点的
取組 10

くにたち未来共創拠点矢川プラスの充実

所管課

児童青少年課
保育幼児教育推進課
子育て支援課

取組内容

1	くにたち未来共創拠点矢川プラスの充実
2	子育てひろば「ここすきひろば」の運営
3	国立市幼児教育センター(こどもラボ)の運営

取組内容1 くにとち未来共創拠点矢川プラスの充実

矢川プラスについては、2023(令和5)年4月1日に開業し、指定管理委託先である「くにたち子どもの夢・未来事業団」(以下「事業団」)において、基本計画当初より掲げている「まちなかの大きな家と庭」というコンセプトに基づきながら、多世代交流、居場所づくり、子育て・子育て支援、幼児教育の推進、健康づくりに関すること、地域コミュニティの活性化、まちのにぎわいづくり等に係る事業の展開を行うとともに、目的の有無にかかわらず、地域の子どもたちから高齢者の方まで誰にとっても学びのある心地よい空間となるよう、施設環境を整えています。

開館以降、多くの方に利用いただいております。子ども・子育て世帯を中心に1日平均900人を超える方々に来館いただいている状況があります(開所初年度である2023(令和5)年度の想定来館者数が81,500人に対し、実際の来館者数は33万人を超過)。



矢川プラス外観



矢川プラス内観

矢川プラスが特に子どもを中心とした地域の多世代交流の拠点としての役割を持つことから、施設内の児童館や市関係部局が積極的に連携して、多様な世代での交流や誰もが楽しむことのできる企画の実現を進めています。

また、現在、施設内に所在する矢川児童館については、市の直営となっていますが、「行財政改革プラン 2027」及び「令和6年度行財政改革取組方針」において、児童館の指定管理化の検討が記載されていることを踏まえ、運営の在り方について検討します。



矢川まつりの様子

具体的手法

- (1) 矢川プラスの適正かつ良好な状態での維持管理
- (2) 市内外の多様な団体や個人との連携を通じた、地域のにぎわい・つながりの創出
- (3) 人と地域、人と人をつなぐ仕組みの構築
- (4) 「行財政改革プラン 2027」に基づく児童館空間の運営の在り方についての検討

取組内容2 子育てひろば「ここすきひろば」の運営(地域子育て支援拠点事業)

矢川プラスの2階で実施している「ここすきひろば」(地域子育て支援拠点事業)については、特に多くの子育て世帯の方に利用いただいています。まちに開かれた子育て広場の運営を通じて、さらに多世代がつながり育ち合う環境づくりを進めます。

具体的手法

- (1) 保護者が悩み事を気軽に相談できる体制の整備(助産師や心理士、管理栄養士等の専門職との連携)
- (2) 地域で活動する子育て支援団体とのネットワークの強化
- (3) 子育て世帯向けプログラムの充実

取組内容3 国立市幼児教育センター(こどもラボ)の運営

市の重点施策とする幼児教育推進事業の推進拠点として、幼児教育に関する調査・研究、市内幼児教育施設の定期巡回訪問と情報共有・課題解決、啓発・情報発信、保育・幼児教育従事者への研修事業等について実施しています。

引き続き、市と事業団とで連携して、幼児教育の推進に努めていきます。

具体的手法

- (1) 幼児教育に関する調査・研究
- (2) 市内幼児教育施設の定期巡回訪問と情報共有・課題解決
- (3) 子育て家庭に向けた啓発・情報発信
- (4) 保育士等キャリアアップ研修など保育・幼児教育従事者への研修の実施

取組	内容	所管課
先輩ママパパによる子育て支援の推進	先輩ママパパが各種子育て支援事業へ主催者側として参加したり、事業そのものの企画・運営に関わることで、子育て経験の共有によるつながりの創出を図ります。	子育て支援課

取組	内容	所管課
子育てひろば事業の充実 (地域子育て支援拠点事業)	核家族化や地域におけるつながりが希薄化する中で、子育てへの不安や負担感を軽減し、地域での孤立を防ぐために未就学児とその保護者を対象にしたひろば事業(子ども家庭支援センター子育てひろば、児童館カンガルー広場)の充実を図ります。	児童青少年課 子育て支援課
【再掲】子育て相談事業の充実	18歳未満の児童及び保護者を対象とし、子育てに関するあらゆる相談を受けます。複雑な家庭事情や重層的な課題がある相談については、児童相談所及び関係機関などと連携し、専門的な対応を行います。	子育て支援課
【再掲】子育て各種講座の充実	妊娠、出産、子育ての確かな知識を伝えるため、各種講座の充実を図ります。特に子育てに不安や悩みを抱えた保護者がより参加しやすくなるように、お互いの気持ちや考えを共感し、「子育て」の予防や不安の解消につながるような工夫を図ります。	子育て支援課
親子グループ・子育てサークルの育成支援	出産後の親子グループ(月齢グループ)や地域の子育てサークルの活動に対する育成・支援やネットワーク化を推進します。	子育て支援課

子育て・ 子育てコラム

子どもが見ている世界

国立市子ども総合計画審議会委員

くにたち未来共創拠点矢川プラス館長・国立市幼児教育センター所長

細田 直哉

『もりのなか』(エッツ著・福音館書店)という長く親しまれている絵本があります。あるお母さんは、自分が大好きだったこの絵本を娘に読んであげたとき、びっくりしたそうです。絵が鉛筆の白黒だけで描かれていることに、そのとき初めて気づいたからです。母親から読んでもらったときには、色鮮やかな森や動物が確かに見えていたというのです。

この話を聞いたとき、いろんなことを考えさせられました。ひとつには、子どもに絵本を読む楽しみは、子どものまなざしを通して、大人が「子どもの時間」にもう一度入れることにあるということ。もうひとつは、これはもしかしたら、絵本の中だけのことではないということ。つまり、日常生活の中で、大人が無彩色に見ている世界の中に、子どもはたくさんの美しい色を見ていて、それを大人に教えてくれる存在なのではないかということです。子どもと歩けば、大人だけでは見えない世界が見え、大人だけでは行けない世界に行けるのではないのでしょうか。

そう考えると、子どもの権利を守ることは、実は子どもの育ちにとって重要であるだけでなく、この世界がより人間らしい世界へと育っていくためにも重要なのではないかな。そんな気がします。成長の過程で大人はこの世界に合うように、さまざまな人間らしさを切り捨ててきています。しかし、大人よりも人間のはじまりに近いところにいる子どもはそうした人間らしさをまるごと秘めているすばらしい人間です。子どもの声は、その倍音として、それと美しく響き合う新たな世界を求めています。子どもの声に耳を澄ませ、一人ひとりの命が輝くような世界を実現することで、この世界はより人間らしい世界へと育っていくことができます。それはかつて子どもだった大人が、失われた人間らしさを回復する過程でもあり、世界がまだ実現されていない人間らしさを獲得していく過程でもあるのです。

施策6 子どもの様々な体験機会の充実

重点的 取組 11

地域における子どもの居場所づくり事業の
拡充

所管課

児童青少年課

取組内容

1 地域における子どもの居場所づくり事業の拡充

取組内容1 地域における子どもの居場所づくり事業の拡充

子どもたち一人ひとりが異なる存在である中で、それぞれの興味や関心、好き・嫌いなども様々です。また、それぞれの個性や特性もまた多様であり、一人として同じ存在はありません。

そのような子ども一人ひとりが自分らしく育つ権利を支えられる環境をつくるにあたっては、子ども一人ひとりに適した、多様な環境が必要となります。

国立市では、新型コロナウイルス感染症が蔓延し、子どもたちの活動範囲が制限された中、地域で子どもたちの姿が見えなくなることや、子どもの体験機会が喪失することを懸念し、子ども食堂、また子どもの体験機会を展開する居場所を運営する団体と連携し、積極的な開所に努めてきました。各団体の協力もあり、2024(令和6)年度時点で、子ども食堂9か所、子どもの居場所11か所との連携を構築しています。

この間それぞれの団体においては、学校や児童館にはない体験企画の実施や、寄り添いを行っていただき、コロナ禍当時から現在まで多くの子どもたちが利用するに至っています。

市としては、各団体の活動内容をまとめた冊子の配布、活動場所を示したマップの定期的な配布(市立小中学校の全児童・生徒)、各団体の報告会の実施など、活動周知に努めるとともに、社会福祉協議会と連携して各団体が活動報告・意見交換するための連絡会を開催するなど、ネットワークの構築に努めています。



子ども食堂の様子



子どもの居場所の様子

これまでの事業を通じて地域団体との間で構築してきた繋がりを大切に、また、こども家庭庁の発する「子どもの居場所づくりに関する指針」等を通じて多様な居場所の創出・連携が求められている状況を受け、引き続き、地域における子ども食堂・子どもの居場所との連携・支援に努めていきます。

具体的手法

- (1) 子どもの居場所づくり事業補助金を活用した、子どもの居場所・子ども食堂の確保・連携
- (2) 地域の子どもの居場所・子ども食堂の周知活動の継続(マップ、ブックの配布等)
- (3) 地域の子どもの居場所・子ども食堂のネットワークの構築(報告会等の実施等)
- (4) 個性や特性のある子ども・配慮の必要な子どものつなぎ先となる居場所の創出

子どもの居場所MAPinくにたち

2023年度
Vol.3



国立市役所HP



① Okerashi
国立市役所
国立市役所(中1-8-9)
第24火曜日
10:00~15:00
042-575-3223(国際センター/アビタ)
VO (自転車) (Wi-Fi)

③ 子どもと芸術の自由空間
アートに囲まれながらほっとできる居場所
第315-11【芸術資源館】
※12月24日から1月5日は年末年始のためお休み
13:00~16:00
office@nu-art.tokyo
042-507-5795
VO (自転車) (Wi-Fi)

② 手話で溢れる空間 POC HOUSE
手話で繋がる空間・居場所
第2-2-11 ニューホープ102
第1土曜日
13:00~15:00
contact@poc-japanese.com
042-508-3015
VO (自転車) (Wi-Fi)

④ パワーアップ塾
地域での学習支援・食支援
東3-19-14-201
毎週月~金曜日 15:30~18:30
※12月27日から1月3日は年末年始のためお休み
nichigakuai@yahoo.ne.jp
080-7354-4192
VO (自転車) (Wi-Fi)

⑤ ひまわり
日本語学習支援教室
多様な国のルーツを持つ子ども達の学習支援・居場所
富士見台1-7-1 2-102【くにたち福祉会館分室】
小学生: 15:30~17:00
中学生: 17:10~18:40
042-575-3223
VO (自転車) (Wi-Fi)

⑥ 外国ルーツの子を中心とした学習・生活サポート「リング・リンクの学習室」
多様な国のルーツを持つ子ども達の学習支援・居場所
富士見台1-7-1【富士見台第一団地UR集会所】
毎週金曜日 15:30~17:00
※12月29日・1月5日は年末年始のためお休み
ringlinkunitachi@gmail.com
VO (自転車) (Wi-Fi)

⑦ 駄菓子や「くにちゃん」
10年以上続く駄菓子屋・自由な居場所
富士見台1-7-1【プラムジャム】
毎週土曜日 13:00~16:00
※12月30日・1月6日は年末年始のためお休み
ringlinkunitachi@gmail.com
VO (自転車) (Wi-Fi)

⑨ こどもまちライブラリー @くにたちダイヤ街
昔字列読等のイベントを実施する居場所
富士見台1-8-15【小島書房 2階】
毎週土曜日
16:00~19:00
VO (自転車) (Wi-Fi)

⑩ 谷保のネオおばあちゃん家
多様な学びの機会提供・イベント実施をする居場所
富士見台1-47-3【蔵松屋】
第2水曜日と土曜日または日曜日 14:00~17:00
詳細はInstagram@neoyakuをフォローしてください
neoyaku.bba@gmail.com
VO (自転車) (Wi-Fi)

⑪ りんごのほっぺ科学あそび教室
楽しく科学に触れる学習支援・居場所
富士見台1-47-3【蔵松屋】
月2回程度 水曜日14:00~17:00
ringo.hoppescience@gmail.com
詳細はInstagram@ringohoppescienceをフォローしてください
VO (自転車) (Wi-Fi)

⑫ こどもの居場所 by ひらくスペース
谷保駅近くの学習空間・居場所
富士見台1-17-25【VIPビル4-3階】
実施日時はTwitter@hiraokuspaceをフォローしてください
VO (自転車) (Wi-Fi)

⑬ 夕暮れフリースペース
夕食を共にしながら自由に過ごす居場所
谷保661【谷保くにたちはたけんぼ】
第1土曜日 18:15~20:00
※1月は12月28日に開催予定
eveningfreespaceunitachi@gmail.com
詳細はInstagram@evening_freespaceをフォローしてください
VO (自転車) (Wi-Fi)

⑭ フリースペースはたけんぼ
自然を活用した体験機会を提供する居場所
① 第5-21-1【城山公園】
② 谷保661【谷保くにたちはたけんぼ】
③ 毎週火曜日 9:30~14:00
④ 毎週水曜日 9:30~14:00
freespace.unitachi@gmail.com
VO (自転車) (Wi-Fi)

⑮ カワセミ塾
美川駅近くの学習支援・居場所
富士見台4-17-65【矢川プラス多目的ルーム】
富士見台3-32-4【矢川集会所】
毎週金曜日 12月29日は18:00~20:00
小学生16:00~18:00、中学生18:00~20:00
kawasemi.juku@gmail.com
090-7235-0759
VO (自転車) (Wi-Fi)

周知用居場所マップ

取組	内容	所管課
中高生のための学習支援の充実	市内在住・在学の中高生を対象にした学習支援事業「LABO☆くにすた」を継続的に実施します。大学生等のスタッフによる学習支援の他、交流イベント等を通じて、スタッフと生徒、生徒同士が交流できる居場所としての空間づくりをしていきます。	公民館
子どもと地域の交流の推進	学童保育所と放課後子ども教室の一体型プログラムを進める中で、青空児童館(出張児童館)活動を促進し、体験型のプログラムを充実していきます。その中で子どもと地域の方々との交流を促していきます。	児童青少年課
遊びと体験学習の場の充実	既存施設を活用しながら、自然体験活動の充実、生態系学習を通じた環境問題や自然保護意識の高揚を図り、安全で快適な遊びの空間づくりの推進を検討します。	環境政策課
親子で遊べる公園のPRの推進	親子で遊べる遊具等が設置されている公園等を紹介した公園ガイドマップを作成します。	環境政策課

取組	内容	所管課
子どもの野外体験活動の充実の推進	「青少年キャンプ」や「プレーパーク」といった野外での体験機会の充実を図り、子どもたちの自主性を育んでいきます。	児童青少年課
農業体験の充実	稲作体験学習会などの活動をはじめ、「城山さとのいえ」を中心拠点として農業体験イベントを市内農業者の協力のもとに実施し、子どもたちに広く農のある暮らしの体験を提供し、農に触れる機会や癒しの場を創出します。	南部地域まちづくり課
ビオトープの設置推進	大人と子どもが一緒になって、動植物が生息できる場所(ビオトープ)の保全を推進します。	環境政策課
桜守事業の推進	2000(平成12)年度より、大学通り緑地帯の桜の樹勢回復活動を市民ボランティアと行政との協働により実施しています。2002(平成14)年度からは市民ボランティアが主体的に、小学生等と一緒に実施しており、今後も多くの市民や子どもたちと継続的に実施していきます。	環境政策課
地域の自然環境を活かした環境教育の推進	日常の中で自然を意識し、環境保全の必要性を実感することができる場づくりを進めます。学校教育においては、各教科や総合的な学習の時間等を中心に、身近な環境から地球規模の環境学習を計画的に実施します。	教育指導支援課
子ども向け生涯学習事業の充実	芸術、文化、歴史、自然、スポーツの分野における子ども対象の生涯学習事業の充実を図ります。	生涯学習課
芸術・文化に触れ体験する生涯学習事業の推進	創造力・想像力豊かな子どもを育むため、引き続き、芸術小ホールなどで子どもが芸術・文化に触れる機会を創出します。	生涯学習課
各種スポーツ事業の充実	スポーツ推進委員と連携して子どもが各種スポーツを体験する事業を行い、興味をもつことにより、継続的にスポーツに親しむきっかけづくりを行います。	生涯学習課
地域の歴史や伝統行事に触れる生涯学習事業の推進	子どもたちが郷土史やまちの歴史に親しみ、地域の伝統行事や昔の暮らしを体験できる事業を実施します。	生涯学習課
青少年国内交流事業の推進	市民からの寄付を基に設立した「国立市青少年育英基金」を活用し、市内在住の小学6年生を国内に派遣し、その地域の歴史や風土に接し、また派遣先の青少年との交流を通して平和、人権等の相互理解や豊かなこころの形成を図ることを目的とした国内交流事業を推進します。	児童青少年課

取組	内容	所管課
わくわく塾くにたちの利用促進	市職員による出前講座「わくわく塾くにたち」を、未就学児の保護者や、小中学生の子どもとその保護者が気軽に利用できるメニューを提供できるよう努めます。	生涯学習課
市内の高校や大学との地域連携による子育て支援	市内高校の生徒による長期休業期間等の学習ボランティア支援や市内の各大学の特徴を活かして、国際交流事業や教育・スポーツ・芸術文化などの体験事業等により豊かな人間性や社会性を育みながら、子どもたちの健やかな成長を促します。	地域連携関係部署
イベントを活用したにぎわいによる子育て・子育て家庭の交流と支援	くにたちさくらフェスティバル、LINKくにたち、くにたち秋の市民まつりは、毎年、多くの団体が参加、出店しています。舞台やパレード、各種の出店といった多くのにぎわいにより、多くの子どもや子育て家庭が地域でふれあい、つながる場所を創出します。	まちの振興課
多文化共生事業の推進	外国から来た住民が安心して暮らすための基盤づくりとしての日本語学習支援「生活のための日本語講座」や「にほんごサロン」を実施します。あわせて、国籍や民族、文化、言葉の違いを認め合い、支えあい、助け合う関係を築くことを目的として日本語ボランティアの養成や多文化共生の意識啓発等の事業を実施します。また、地域のボランティアの協力を得て、子育ての課題をもつ保護者・家庭の相談・学習ができる場の充実を図ります。	公民館
世代間交流事業の推進	地域で活動する様々な団体の協力を得て、地域に暮らす人々の生活課題に関する事業を実施し、祖父母世代や親世代と、子どもたちが共に学び、考えることを通じて世代間交流の充実を図ります。	公民館
市職員による地域活動の参加・社会貢献の推進	安心かつ安全に子どもを育てられる環境づくりのため、地域住民の自主的な防犯活動などの地域活動への市職員の積極的な参加を支援します。	職員課
地区育成会への支援	地区育成会は青少年の健全育成等を目的として、小学校区ごとに地域の大人たちが協力し合った多様な学習機会や、体験活動の機会を提供しています。市ではこれらの活動に対して補助金交付や保険加入などの支援を行うとともに、地域人材のもつ多様なノウハウを子ども事業に積極的に活かしていきます。	児童青少年課
若年層性的マイノリティの交流の場づくり	若年層の性的マイノリティが安心して交流できる場を、近隣市や民間支援団体との連携により定期的開催します。	市長室

重点的
取組12

グローバル人材育成事業の推進

所管課

児童青少年課

国立市では、市民からの寄付をもとに 1986(昭和61)年から15年間、「国立市青少年海外派遣事業」を実施しました。この事業では100名以上の中高生を米国に派遣し、日本文化の紹介や青少年交流を行っていましたが、運用益の減少や国際情勢の変化などの理由により事業を中止し、代わりとして留学生との多文化交流キャンプや国連大学、大使館見学等を実施してきました。

その後 2013(平成25)年には市民から新たな寄付を受け、世界を舞台に活躍する人材を育成することを目的とした「国立市 RH グローバル人材育成基金」を設立しました。これを受けて、基金の活用に関して検討会において「グローバルカフェ事業」「海外短期派遣事業」「チャレンジ応援プロジェクト事業(運用方法検討中)」の実施が提言され、2014(平成26)年度より事業を開始しています。しかし、これらのうち「海外短期派遣事業」については、2019(令和元)年度に5回目の派遣を実施して以降、翌年より新型コロナウイルス感染症が蔓延したことや、その後の国際情勢・経済状況等を理由に、2024(令和6)年度時点で再開に至っておりません。

グローバル人材育成とは、単に語学力を高めるということではなく、この世界に様々な人種・文化・宗教・慣習などが混在している中で、それぞれが共存していくために、多文化理解を深めていくことを考えています。そうした多文化理解を深めることができる本事業は、子どもたちの体験機会としても貴重なものと捉えています。

今後子どもが地域や学校において多文化共生の理念が根付いていくことを目指し、改めて事業の推進を図ります。

取組内容

1(継続)	グローバルカフェ事業の推進
2(継続)	新たなグローバル人材育成事業の推進
3(継続)	地域や学校において活発な活動ができる人材育成の推進

取組内容1 グローバルカフェ事業の推進

「グローバルカフェ事業」は、将来的に世界を舞台に活躍するグローバル人材の「裾野を広げる」ことを目的に、市内在住または在学の中学生・高校生が、留学生との会話を通じて海外に関することを学ぶことで、世界へ羽ばたきたいと思う中高生を応援し、多文化共生の視点で、国際人としての行動ができる青少年を育成する事業です。

当該事業では、留学生との交流のほか、将来の夢を創造し、進路意識・職業意識につなげるために、海外で活躍していた人の話を聞く機会を設けています。また、国際的な取組を行う機関への訪問の機会も設けています。



グローバルカフェの様子

取組内容2 新たなグローバル人材育成事業の推進

基金活用に関する検討会で提案された事業以外に、多文化理解と広い視野をもった人材の育成を図る各種事業を検討します。

取組内容3 地域や学校において活発な活動ができる人材育成の推進

各事業に参加することで得た知識や経験を、地域や学校などの子ども参画等の場面において活用・発揮し、次世代のリーダーとなる人材育成を推進します。

取組	内容	所管課
地域で育む・深める国際理解の推進	国際機関等への訪問を通して、小学生から高校生の国際理解の一層の推進を図ります。	まちの振興課

子育て・ 子育てコラム

世界の子どもと国立市こども基本条例

西東京朝鮮第一初中級学校・付属幼稚班 学校長

キム チャドル

日本が国際人権規約を批准(1979年)して45年、そして国連子どもの権利条約を批准(1994年)してちょうど30年が経った節目の年(2024年)に国立市に子ども基本条例がつくられました。意義深い事です。

子どもの権利条約は世界中すべての子どもたちがもつ人権を定めた条約です。この条約を守ることを約束している「締約国・地域」の数は196にも及び世界で最も広く受け入れられている人権条約と言われています。もちろん日本も締約国のひとつです。

しかし今、世界中の子どもたちの人権状況はどうでしょうか？

現実が突き付けているものは、理念に制度が近づくことはとても難しく、さらに制度を行動に移すことは非常に困難であるということかもしれません。

そういった意味で条例を実行するための国立市の「総合計画」策定は大きな歩みだと思います。

国立市子ども基本条例の目標は「すべての子どもが自分らしくいきいきと暮らす・のびのびと育つまち」を作るところにあるとなっています。

今年は国連の人種差別撤廃条約に日本が加入(1995年)して30年を迎える年でもあります。他国の人権に向ける眼差しで自国に目を向けられる成熟した社会となれば子どもの人権も守られていくことでしょう。

国立市から朝鮮学校に通う生徒児童・園児の数は10数名になります。

出自や国籍、民族別などにかかわらず子ども達が胸を張って「自分を誇れる社会」になることを願い、またそのために私自身も力を尽くしてまいりたいと思っています。

「子どもは大人の父である」(child is father of the man)

イギリスの詩人ウィリアム・ワーズワースの詩の一節です。

子どもの頃に抱いた抱負がその大人になったときの姿勢をきめるということを詠っているこの一文の通り、現社会の未来である子どもたちの「偉大さ」を前に敬虔な気持ちで大人たちが条例に向き合っていくことを心より願います。

施策7 子ども・若者の自立に向けた支援

重点的 取組13

多様な学びを伸ばす環境の整備

所管課

子育て支援課
教育指導支援課
児童青少年課

取組内容

1 多様な学びを伸ばす環境の整備協議会を中心とした連携支援の実施

取組内容1 多様な学びを伸ばす環境の整備協議会を中心とした連携支援の実施

学校での人間関係や学業不振又は家庭環境等を理由に、学校へ行けない・行かない状態や登校渋りの状態にある、あるいはそのような状態になりうる児童・生徒やその家庭に対し、教育部、子ども家庭部、学校及び地域が連携し、福祉的な視点を包含した寄り添いについて協議・検討する「国立市児童・生徒の多様な学びを伸ばす環境整備協議会」を2022(令和4)年度に設置しました。

この協議会を通じ、これまで市立小中学校において当事者や家庭への寄り添いを各校の教員とスクールソーシャルワーカーが中心になって行っていたところ、子育て支援課 くにたち子育てサポート窓口(通称「くにサポ」)の専門職がこれに加わり、早期から当該児童・生徒及びその保護者への面談・家庭訪問による支援を行える体制を構築し、連携を進めています。

この取組に対する理解を深めるために、リーフレットを作成し、新規教員に向けた研修の場や、新入生保護者説明会等の場を通じて周知を行っています。

また、くにサポにおいては、当事者のつなぎ先となる施設や居場所とのネットワークを広げるため、近隣市に所在するフリースクールを視察し、連携の構築を行うとともに、当事者の同行訪問を行っています。

「くにサポ」とは

所属：国立市子ども家庭部 子育て支援課
くにたち子育てサポート窓口 通称：くにサポ (子ども総合相談)

子ども・子育てのための総合相談窓口。妊娠・子育てについての不安や心配事、家族関係の悩み、不登校、離婚やひとり親家庭の養育・面会交流についての相談、就労支援、学習支援や子ども食堂の利用、地域での子どもの居場所の案内等、寄り添いの支援を行う

■相談員 (保健師、心理士等の有資格者)

子育て家庭の様々なお困りごとについて、電話・面談・訪問等により、相談員が詳しくお話を伺います。

面談等を経て、ご家庭の状況と一緒に整理させていただきながら、必要な機関へのつなぎ・同行、サービス紹介など、ご家庭が新しい一歩につながるためのお手伝いをします。

※「スクールソーシャルワーカー (SSW)」とは
所属：国立市学校支援センター
いじめ、不登校、暴力行為、児童虐待など生徒指導上の課題に対応するため、社会福祉等の専門的な知識・技術を用いて、児童・生徒の置かれた様々な環境に働き掛けて支援を行う
(文部科学省「スクールソーシャルワーカー活用事業実施要綱」より)

■国立市には3名 (社会福祉士等の有資格者)

地図 (くにサポ)

住所 〒186-8501
国立市富士見台2丁目47番地の1

その他、国立市内の子どもの居場所情報は
こちらから！

- ・子どもの居場所
- ・子ども食堂
- ・子どもの学習支援空間

【問合せ】
代表番号 042-576-2111
国立市教育委員会教育部教育指導支援課 (内331)
国立市子ども家庭部子育て支援課
子ども総合相談窓口 (くにサポ) (内168)

学校に行けなくなっている事で
困っている方を
学校とくにサポが
連携して支援します!!



国立市教育委員会
国立市子ども家庭部

保護者向けリーフレット

楽しい学校生活の中にも、お子さんが不安を感じることがたくさんあります。

お友達との関係 勉強が難しい

入学や新学期、クラス替え等の環境変化

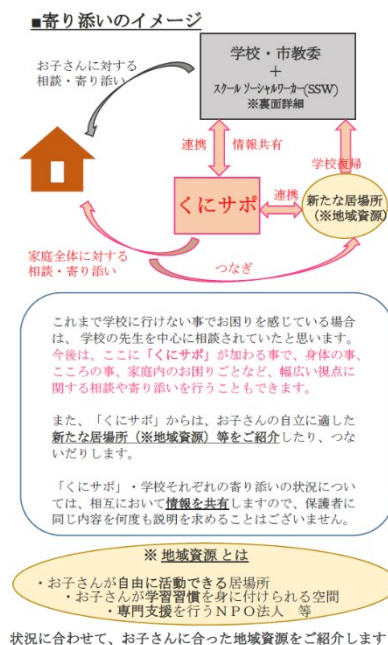
また、お子さんの学校生活を支える家庭におかれ、これまでになかったお困りごとが生じることもあります。

この不安やお困りごとが増えたり膨らんでいくと、

お子さんの欠席が増えたり、通学することをつらと感じてしまう状態にもつながりかねません。

そのような場合、学校への相談とともに、早いうちから支援者に寄り添ってもらうことが、とても重要となります。

そのようなお子さん・家庭における不安やお困りごとなどについて、**市役所の子ども総合相談窓口「くにサポ」のスタッフ**が、学校の先生方や教育委員会と共に寄り添っていきます！



■くにサポとつながるまでの流れ

相談・面談等

保護者 ↔ 学校 市教委

★くにサポとの連携について 同意確認

相談・面談等

保護者 ↔ 学校 市教委

くにサポ

学校での不安やお困りごとについては、保護者が学校に相談される場合や学校から保護者に連絡する場合など様々ですが、はじめから「くにサポ」が連携しているものではなく、原則として保護者の同意をいただいてから連携することとなります。

★くにサポとの連携の同意確認 について

学校と「くにサポ」とが連携するにあたっては、学校の情報を「くにサポ」と共有する必要があることから、個人情報保護の観点より、保護者にそのことについての同意をいただきます。保護者の同意なく連携を行うことはございません。

「くにサポ」と情報の共有、連携することについて、同意します。

署名

※この署名欄は実際に相談する際に使用するものです。説明会等での配布後に署名、提出するものではありません。

リーフレット裏面

一方現状としては、依然として学校へ行けない・行かない状態の児童・生徒数は右肩上がりの状態であり、支援の強化を行っていく必要があります。

また、近隣市のフリースクールのみをもってつなぎ先が充足したとは言えず、当事者のリズムに適した多様な居場所につないでいくために、ネットワークの更なる拡充に加え、新たな居場所の開拓・構築の必要も高まっています。

引き続き、教育部・子ども家庭部・学校の連携を強固にしながら、当事者及び世帯への早期対応に努めるとともに、当事者に適した支援方法の構築、親と子の向き合い方の研究、また、つなぎ先とのネットワークの拡充を図っていきます。加えて、当該連携についてより多くの人に浸透するよう、周知啓発を継続していきます。

具体的手法

- (1) 「多様な学びを伸ばす環境整備協議会」の実施
- (2) くにサポと学校の連携支援の継続・周知啓発の実施
- (3) 当事者に適した支援方法の構築、親と子の向き合い方の研究
- (4) つなぎ先の開拓・構築、ネットワーク強化

取組	内容	所管課
地域の教育資源を活かした学校に行けない・行かない児童・生徒への学びの場の充実	子どもたちが主体的に、いきいきと学ぶ場として、小・中学校の教育支援室の学習内容や体験活動などの充実を図ります。スクールソーシャルワーカーを核とした、ひきこもり傾向の未然防止を進めます。	教育指導支援課 総合教育センター
青年のための生涯学習事業の拡充	しょうがいの有無に関わらず幅広い青年層を対象にして取り組んでいる「しょうがいしゃ青年教室」や「コーヒーハウス」事業など、多様な体験・交流の機会や、生活と労働等に関する学習機会を通して、主体性を育む生涯学習事業の充実を図ります。	公民館
雇用機会の提供の検討	商工会や商店会等と連携を図り、子育て家庭やひとり親、ひきこもりなどの課題にも対応できるよう、就労体験の場の確保に努めます。	まちの振興課

子育て・ 子育てコラム

子どもの権利の保障における「ゆとり」の大切さ

国立市子ども総合計画審議会副会長

国士舘大学 准教授

堀井 雅道

子どもの権利を保障するためには、子どもにとって「ゆとり」が重要です。なぜなら、国連子どもの権利条約や国立市子ども基本条例などで定められている子どもの意見表明や参加する権利について、子どもが実際にそれらを行行使するにあたっては、時間的、精神的、そして体力的な側面の余裕、すなわち「ゆとり」が求められるからです。

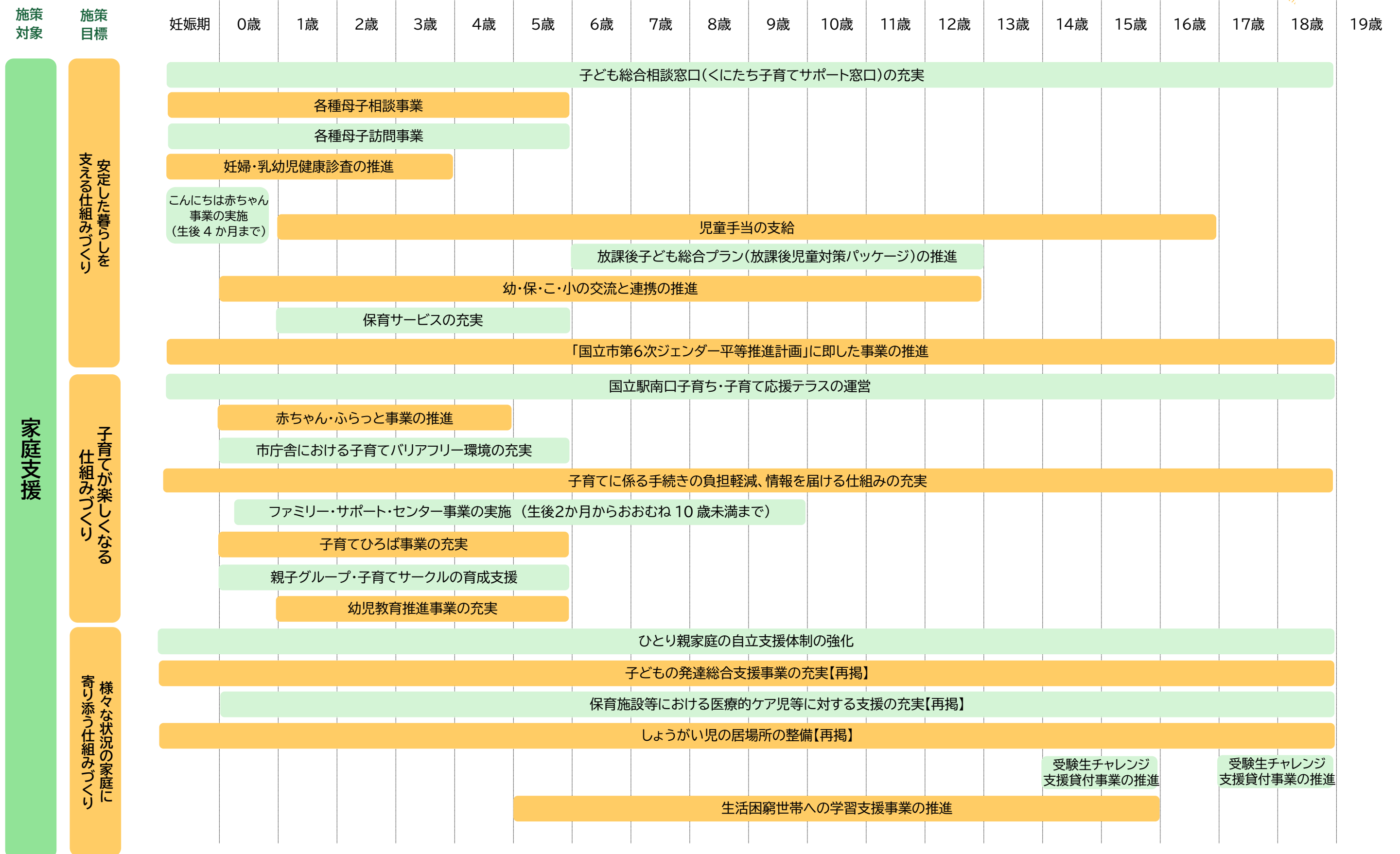
しかしながら、昨今の子どもを取り巻く環境、特に教育(学校)に焦点をあてて見た場合、子どもにとって、決してそのような「ゆとり」があるとはいえません。周知の通り、学校では、教員の長時間労働と多忙化が指摘され、「働き方改革」が進んでいます。そして、国の議論の中では、OECD(経済協力開発機構)の言葉を借りつつ、「カリキュラム・オーバーロード」が指摘されています。つまり、学校における授業時間数や学習量の増加などに伴う負担の問題です。これは、教える側の教員だけではなく、教育を受ける権利を持ち、学ぶ側の子どもにも言えることです。また、学校外の習い事や通塾等も、子どもの「ゆとり」のなさに拍車をかけています。このような状況は、子どもにとって「ウェルビーイング」の状態とは程遠いものといえるでしょう。

国連子どもの権利条約 31 条には、子どもの休息・余暇、遊び等の権利が定められています。そのような権利をはじめ、子どもの意見表明や参加をはじめとする権利を保障するためには、「ゆとり」の創出が今後の大きな課題だと考えます。もちろん、子どもを支える側のおとな(親・保護者、教員等)の「ゆとり」も大切です。この実現にあたっては、教育を含めた子ども・子育てに関する国レベルや自治体レベルでの政策・施策の展開はもとより、子どもを取り巻くおとなたちの理解もとても大切です。

第6章

家庭支援

子どもの年齢に応じた支援制度【家庭支援】主な取組





施策目標4 安定した暮らしを支える仕組みづくり

目標に向けた市の考え

1989(平成元)年のいわゆる「1.57ショック」で、厳しい少子化の現状が社会につきつけられたことを端に、日本における少子化対策の歴史がはじまりました。1994(平成6)年に最初の総合的な少子化対策となる「エンゼルプラン」が策定、仕事と子育ての両立に向けた雇用環境の整備や保育所の増設などのサービス拡充が展開され、1999(平成11)年の「少子化対策推進基本方針」・「新エンゼルプラン」、2001(平成13)年の「仕事と子育ての両立支援等の方針」等においては子育て負担の軽減等が図られました。2003(平成15)年には「次世代育成支援対策推進法」が制定、次世代を担う子どもを育成する家庭を社会全体で支援するための計画的取組が促進され、なお厳しい少子化の進行を受け、2012(平成24)年には社会保障・税一体改革の一環として、子ども・子育て関連三法(子ども・子育て支援法、認定こども園法の一部改正、子ども・子育て支援法及び認定こども園法の一部改正法の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律)が成立しました。各自治体としても、子ども・子育て支援法に基づき、子ども子育て支援事業計画を策定し、ニーズ量の見込みに対し確保提供の数値目標を設計し、取組を進めてきたところにあります。

しかし、少子化については依然として厳しい状況にあり、2023(令和5)年における合計特殊出生率は全国では1.20人、東京都では0.99人と7年連続での低下という結果に至っています。

少子化の要因としては、結婚や子育てだけが人生ではないという価値観の変化、晩婚化、未婚化、晩産化に伴う第二子、第三子出生の減少などに加え、経済的な不安、子育ての負担感、仕事と結婚・子育ての両立の課題、核家族化、地域関係の希薄化・孤立化に伴い育児の手伝いをお願いする相手がいないことなどが複雑に絡み合っています。

2023(令和5)年に実施した国立市のニーズ調査における「子育てに関する悩み」に関する問の回答(就学前児童の保護者)では、ほぼすべての選択肢において前回調査である2018(平成30)年と比較して「悩んでいる」と回答した人が上昇している結果でした。特に「子どものしつけや接し方等、育児方法がわからない・自信が持てない」「仕事や自分のやりたいことが十分できないこと」「育児のストレスを子どもに対してぶつけてしまうこと」「経済状況に関すること」などの選択をした方が一定数以上いることを踏まえ、育児に対する不安と今日の少子化との関係に一定の相関性があると捉えられます。

国立市としては、妊娠期から出産期・学齢期まで切れ目のない支援ができるよう、保育環境の整備等のもとより、妊娠期から保護者の不安や困りごとにワンストップで寄り添う子ども総合相談窓口を2017(平成29)年に設置しました。また、幼・保・こ・小の連携推進により、子どものライフステージの変化のギャップの解消と学びの質の向上などに取り組んでいます。

また、仕事と家庭の両立支援として、ジェンダー平等推進計画に即した事業の実施などを図ってきています。

さらに2025(令和7)年7月には、国立駅南口子育て・子育て応援テラスのオープンを予定しており、従前より課題となっていた在宅乳幼児等とその親への支援の解消に向けて歩みを進めています。

子どもの権利を保障するのは、すべての大人の役割となります。

特に保護者は、子どもにとって最も身近で、かけがえのない存在として、子どもの権利に向き合うことが、子どもの強い求めでもあります。

このことを踏まえながら、その保護者が安心して子どもに向き合うことができるよう、また、これから保護者になる方が子どもと共に過ごす生活に対する不安を払拭することができるよう、更なる取組の推進が重要と考えています。

施策8 妊娠から出産・子育て・就学期までの切れ目のない支援

重点的 取組 14

子ども総合相談窓口(くにたち子育てサポート窓口)の充実

所管課

子育て支援課

妊娠期からおおむね18歳までの子ども及びその家族のための総合相談窓口として、2017(平成29)年7月に「くにたち子育てサポート窓口(くにサポ)」を開設しました。

- ・妊娠、子育てについて不安や心配事がある
- ・家族関係で悩んでいる
- ・学校に行きづらくなっている子どもがいる
- ・離婚や養育費、親子交流について相談したい
- ・ひとり親の支援について知りたい



といった相談について包括的に受け付け、専門職員による寄り添った支援や担当部局・地域資源等へのつなぎを行います。

取組内容

1(継続)	妊娠・出産時の支援の推進
2(継続)	子育てに関わる総合的な相談とサービスの案内・提供
3	学校へ行けない・行かない状態の児童・生徒及びその家庭への寄り添いの実施 (多様な学びを伸ばす環境の整備)

取組内容1 妊娠・出産時の支援の推進

妊娠している方が安心して出産を迎えられるように、2017(平成29)年の開設より妊婦全数面接を実施しています。過去5年間における実施率は95.4%となります。

引き続き全数面接を継続していくとともに、妊娠・出産に関わる具体的な支援の情報提供を行っていきます。また、様々な子育て支援サービスの案内と利用方法等について情報提供を行います。

具体的手法

- (1) 妊婦全数面接の継続的な実施
- (2) 出産・子育て応援ギフトの申請受付
- (3) 8か月アンケートの実施
- (4) サポートプランの作成



取組内容2 子育てに関わる総合的な相談とサービスの案内・提供

過去5年間の新規相談受付総数は435件、そのうち、ひとり親支援に係る相談が90件、子育てに係る相談が41件でした。

様々な状況(ひとり親、生活困窮など)を抱える家庭においては、子育てについて不安や悩み、負担が生じていながらも、誰に何を相談すればよいかかわからない等の事情で、ひとりで抱え込んでしまう場合があります。子ども総合相談窓口としては、不安や悩みの性質に関わらず、最初に相談できる場所と相談者に理解いただけるよう、引き続きサービスの案内に努めるとともに、相談者に丁寧に寄り添いながら、必要に応じ庁内外の専門の部署につなげるなど関係機関と連携を強化して支援します。



相談の様子

また、2024(令和6)年の民法改正により、父母が離婚した後も子どもの利益を確保することを目的として、子どもを養育する親の責務を明確化するとともに、親権、養育費、親子交流などに関するルールの見直しが図られたこと(2026(令和8)年5月までに施行予定)を踏まえ、必要な職員研修等を通じながら、今後において適切な相談対応ができるよう努めていきます。

具体的手法

- (1) 養育費確保支援事業(養育費の継続した履行確保を支援するための補助)の実施
- (2) 個別家族相談会の実施
- (3) ひとり親家庭を対象とした助成・支援の実施
(住宅費助成、ホームヘルプサービス、児童訪問援助、日帰りバスツアー(親子ふれあい事業)、交流会、就労に関する支援など)
- (4) 離婚後の子の養育相談の実施(民法等改正法に伴う親権や親子交流など)

取組内容3 学校へ行けない・行かない状態の児童・生徒及びその家庭への寄り添いの実施 (多様な学びを伸ばす環境の整備)

過去5年間の新規相談受付件数のうち、学校に行けない・行かない状態や引きこもりに関する相談件数は30件で、相談者に対しては寄り添った支援、また地域資源へのつなぎ等を行っています。

また、学校へ行けない・行かない状態の児童・生徒に対し、教育部・子ども家庭部・学校の三者が連携して支援を検討する「多様な学びを伸ばす環境整備協議会」での協議を経て、子ども総合相談窓口の職員が早期から学校と連携して当事者及びその保護者に対する支援を実施する仕組みを構築しました。今後この仕組みに基づく取組をより積極的に展開し、早期から当事者に支援の手が届くようにします。

加えて、当事者のつなぎ先をより豊富にするため、近隣市に所在するフリースクール等を訪問して繋がりをつくり、ネットワーク化を図っています。当事者の学びが滞ることのないよう、引き続きつなぎ先との関係性の構築、ネットワークの拡充を実施します。

取組	内容	所管課
【再掲】子育て相談事業の充実	18 歳未満の児童及び保護者を対象とし、子育てに関するあらゆる相談を受けます。複雑な家庭事情や重層的な課題がある相談については、児童相談所及び関係機関などと連携し、専門的な対応を行います。	子育て支援課
出産・子育て応援事業の推進	すべての子育て家庭に対して、妊娠期から専門職（保健師・助産師・看護師）が面接を行う相談支援とともに、給付金を支給する経済的支援を行うことで、出産・子育てに関する不安を軽減し、妊産婦等の心身の不調を予防します。 なお、相談支援は妊娠初期・妊娠中期・出産後に、経済的支援は妊娠初期・出産後に行っています。	子育て支援課
母子保健相談事業の推進	乳幼児の発育・発達、子育てに関する相談の場として「育児相談」を毎月開催します。専門職（保健師・助産師・栄養士）が生活習慣の確立や育児方法、離乳食などの相談や助言、情報提供を行います。「両親学級」や個別相談にて「妊産婦健康相談」を実施します。また、電話にて随時相談を受け付けます。	子育て支援課
母子保健連絡会の充実	母子保健に関する継続的なケアの充実や向上、連携を目的に、関係機関（保育園・幼稚園・認定こども園・学校・医療機関・庁内関係部署等）が集まり、情報交換及び講演会を実施します。	子育て支援課
母子訪問事業の推進	妊娠、出産、育児などに対する不安の軽減や、疾病を予防し、健康の保持・増進を図るため、保健師等が「妊産婦訪問指導」「新生児訪問指導」「未熟児訪問指導」「こんにちは赤ちゃん事業」「乳幼児訪問指導」として家庭訪問を実施します。	子育て支援課
妊婦・乳幼児健康診査の推進	疾病やしょうがい早期発見、児童虐待予防や子育て支援を目的に、「3～4か月児健康診査」「1歳6か月児健康診査」「2歳児歯科健康診査」「3歳児健康診査」を実施し、適切な指導を行います。対象者には個別通知で周知を行い、未受診の方については子ども家庭支援センターと連携し、受診を促します。 各健康診査後のフォロー健診として、「経過観察健診（1回/月）」、小児神経専門医による「発達健診（1回/月）」を実施しています。 妊婦健康診査は、母子健康手帳交付時に「妊婦健康診査 14 回分」「妊婦超音波検査 4 回分」「妊婦子宮頸がん検査 1 回分」「妊婦歯科健康診査 1 回分」の受診券を配布し、定期的な受診を促します。	子育て支援課
こんにちは赤ちゃん事業の実施	生後4か月までの乳児のいるすべての家庭を保健師・助産師・看護師が訪問し、様々な不安や悩みを聞き、子育て支援に関する情報提供を行います。また、母子の心身の状況や養育環境等の把握及び助言を行い、支援が必要な家庭に対し適切なサービス提供につなげます。	子育て支援課

取組	内容	所管課
歯科健康教育事業の推進	妊婦を対象に個別に指定されている医療機関で歯科検診を実施します。また、乳幼児を対象に、1歳6か月・2歳・3歳児歯科健診、乳幼児歯科相談(月2回)、歯科予防処置(フッ素塗布)を実施します。	子育て支援課
予防接種事業の推進	各種予防接種に関する正しい知識の普及・啓発に努め、乳幼児を感染症の疾病から守るため、接種率の維持、向上を図ります。また、実施にあたっては、医療機関との連携を図りながら、受診しやすい環境整備に努めます。	子育て支援課
栄養改善事業の推進	保護者の生活習慣病予防や低出生体重児の予防のため、両親学級(2日間コース)の2日目に管理栄養士による講話を実施しています。事前に提出していただいた1日分の食事記録を管理栄養士が個別に分析し、その分析結果を見ながら妊婦の方に理解を深めてもらうよう努めます。	子育て支援課
【再掲】一時保育の充実	冠婚葬祭、就労、育児疲れなど様々な事情で、一時的に家庭において育児が困難となり保育が必要となる乳幼児を、保育所で1日又は半日単位でお預かりします。	子育て支援課
【再掲】育児支援サポーター派遣事業の実施	妊娠中から産後1年(多胎の場合は2年)までの妊産婦の方及び要支援家庭を対象に、育児支援サポーターを派遣し家事等の援助を行うことで、家事・育児に係る負担を軽減します。また、依頼者のニーズに柔軟に対応できるようサポーターの資質向上、人材の確保に努めます。	子育て支援課
子どもショートステイ事業の実施	保護者が、病気や出産、育児疲れ、家族の介護、冠婚葬祭等で一時的に子どもの養育が困難となった場合に、市が委託する「ショートステイホーム・おひさま」で、宿泊又は日帰りにてお預かりします。	子育て支援課
助産施設入所委託事業の推進	出産費用に困窮する妊婦を助産施設に入所させ、安心して出産に臨めるよう環境を整え、母子の健康の維持に努めます。	子育て支援課
児童手当の支給	生活の安定や子どもの健やかな成長のため、父母その他の保護者など児童を養育している方に児童手当を支給し、児童の福祉の増進に努めます。	子育て支援課
子どもへの医療費助成の支給	保護者の経済的負担の軽減を図り、安心して医療にかかることのできる環境の整備に努めます。	子育て支援課

重点的
取組15

幼・保・こ・小の交流と連携の推進
(幼稚園・保育園・認定こども園・小学校)

所管課

教育指導支援課
保育幼児教育推進課

国立市は、「人間を大切にする」というまちづくりの基本理念を基にした保育・教育施策の実現を目指してきました。しかしながら、「幼児期の生活と遊びを通した学び」と「小学校教育の教科を中心とした学び」にはギャップが生じやすい状況があり、幼稚園、保育園、認定こども園で個を主体として育ててきた子どもたちの力がスムーズにつながらないという現状がありました。本市は、2020(令和2)年度からの4年間、東京都による「就学前教育と小学校教育の一層の充実に関する研究協力地区事業」の指定を受けた研究の成果を基盤とし、幼・保・こ・小の連携をより一層充実させ、就学前教育から小学校教育へのバトンパスをスムーズに行うことで、子どもたちの資質・能力の育ちが豊かにつながり、学びの質が高まるよう取組を進めていきます。

取組内容

1	国立市版「幼・保・こ・小連携プログラム」の実施
2	就学前教育施設(園)の「アプローチカリキュラム」の取組
3	国立市立小学校の「スタートカリキュラム」の取組

取組内容1 国立市版「幼・保・こ・小連携プログラム」の実施

市内8小学校を核として、連携のしやすい小グループを編成し、相互の授業(保育)参観、意見交換会等を実施することで、就学前教育施設での取組を振り返る機会とするともに、小学校1年生のスタートカリキュラムに活かしていきます。また、幼・保・こ・小の職員が共に学び合う研修会を定期的の実施することで、お互いの関係性の構築や相互の理解促進、教員、幼稚園教諭、保育士等のレベルアップにつなげていきます。

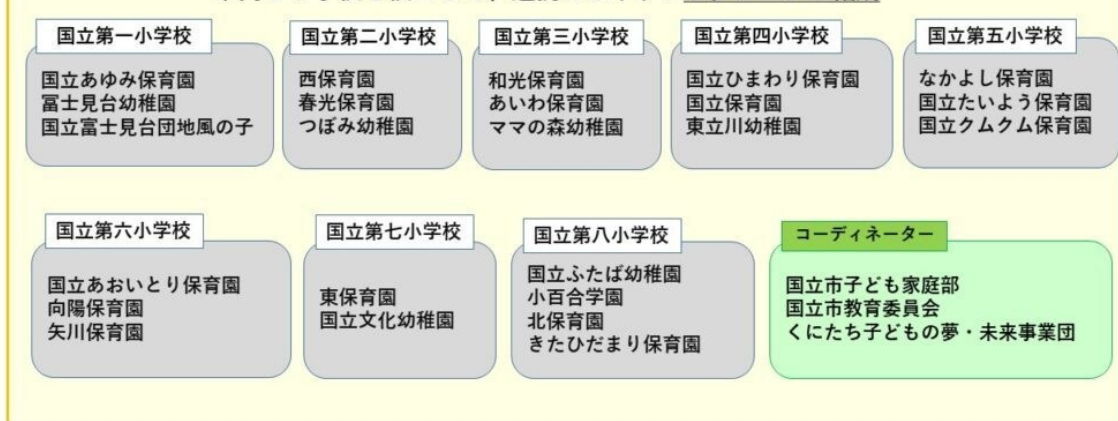
つなぐ

園と学校をつなぐ



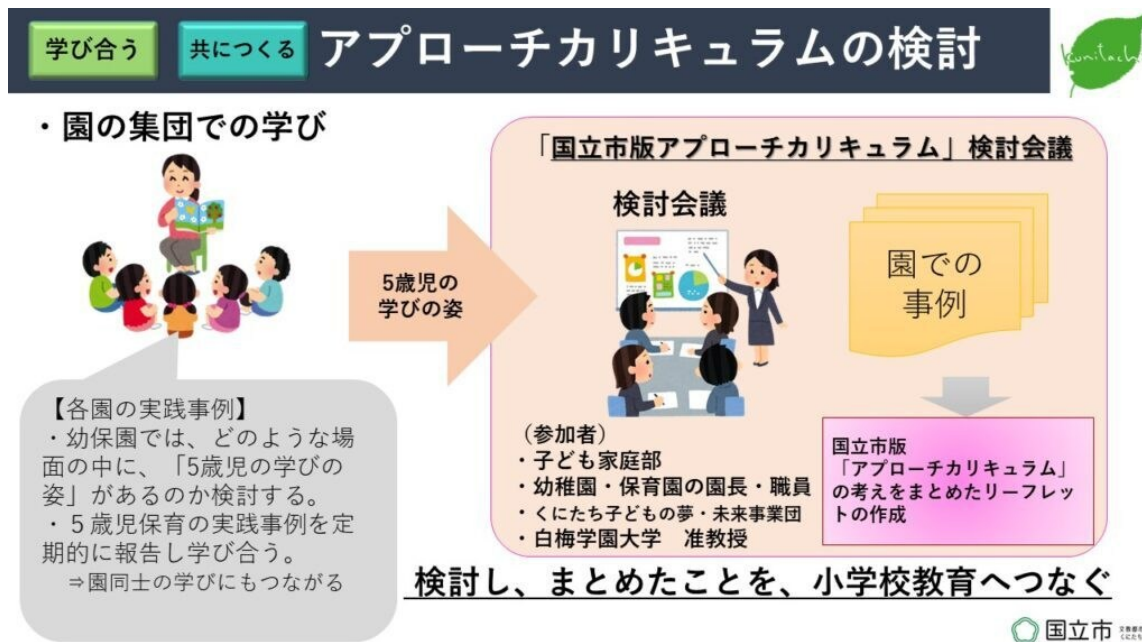
国立市版『幼保小連携プログラム』

市内8小学校を核として、連携のしやすい小グループの編成



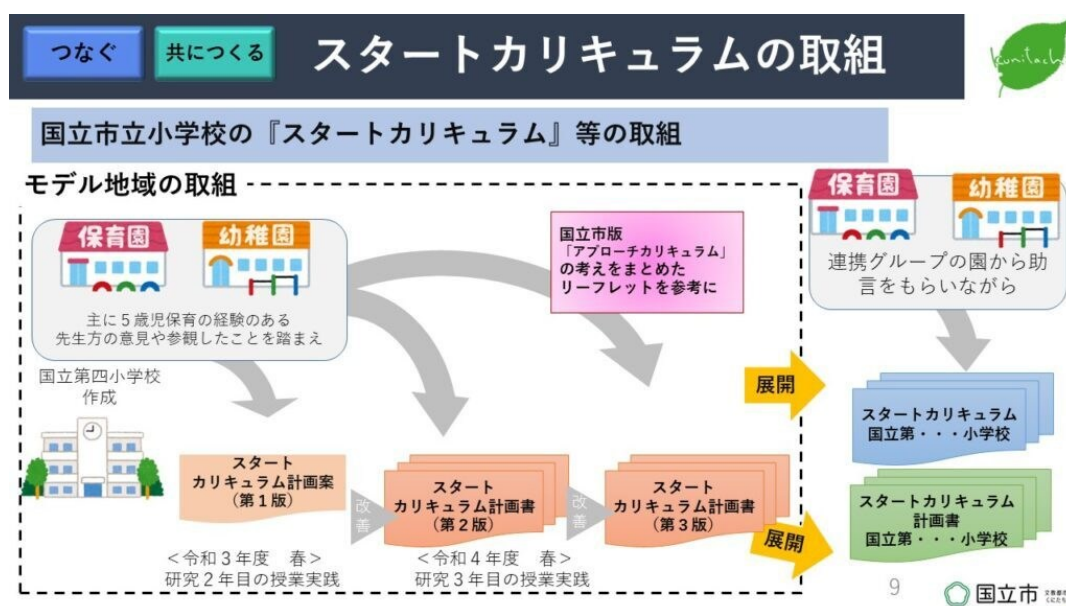
取組内容2 就学前教育施設(園)の「アプローチカリキュラム」の取組

就学前教育施設で育つ子どもたちの姿やそこで育まれている力について、小学校に理解をしてもらい、スタートカリキュラムに活かしていけるよう、幼稚園や保育園での実践を国立市版「アプローチカリキュラム」として、リーフレットにまとめました。研修の機会等でこれを活用することで、就学前教育施設での取組を小学校教育にスムーズにつなげていきます。



取組内容3 国立市立小学校の「スタートカリキュラム」の取組

各校で作成している「スタートカリキュラム」について、近隣の就学前教育施設と意見交換しながら、より効果的なカリキュラムとなるよう毎年度改善を図っていきます。



取組	内容	所管課
研修の体系化と各種研修の推進	保育、教育関係者が幅広い分野で体験や知識の交換、学習を通じて交流を深め、専門性を高めるとともにお互いの資質向上になるよう、各種研修や体験学習の機会の充実に努めます。	職員課
家庭的保育事業の推進	0歳児から2歳児の子どもに対し、小規模できめ細やかな家庭的保育を提供します。	保育幼児教育推進課
休日保育の検討	年末などに保育を実施することで多様な保育ニーズに応え、保護者の就労を支援します。	保育幼児教育推進課
【再掲】一時保育の充実	冠婚葬祭、就労、育児疲れなど様々な事情で、一時的に家庭において育児が困難となり保育が必要となる乳幼児を、保育所で1日又は半日単位でお預かりします。	子育て支援課
病児・病後児保育の充実	病気等の理由で乳幼児を保育園で預かることができないときに、一時的に病児・病後児保育施設で預かることで保護者の就労を支援します。	保育幼児教育推進課
ファミリー・サポート・センター事業の実施	育児の支援をしたい方(支援会員)と育児の支援を希望する方(利用会員)が、互いの協力に基づいて子育てを支え合う地域の相互支援活動を通し、子育て家庭の仕事と育児の両立を図るとともに、地域の力を活用した子育てサポート体制を強化します。	子育て支援課
私立幼稚園等園児の保護者補助金の拡充	幼稚園等の保護者に対して教育費用の負担を軽減するため補助を行います。	保育幼児教育推進課
私立幼稚園運営助成金の充実	幼稚園運営費による負担を軽減し、よりよい教育を行うことができるように、園に対して補助を行います。	保育幼児教育推進課

はじめに子どもありき

国立市子ども総合計画審議会委員

国立市立小中学校校長会会長

小菅 和子

入学式の翌日から、1年生は子どもだけで歩いて登下校します。3月までは、大人と通園していたのに、急に自立が求められます。張り切って入学した1年生はやがて、授業中立ち歩いたり、泣いて教室に入れなかったり、疲れてお休みしたり、様々な「SOS」を発信し始めます。

平成29年から「スタート・カリキュラム」が位置づけられ、1年生は入学後すぐに教科学習をせず、園での学びを活かして過ごします。国立市立小学校では、市内幼稚園・保育園・子ども園と連携して、園から小学校へ滑らかに接続できるようにしています。それでも、1年生のやる気と元気が失われる実態がありました。

4月は、初めて出会う友達が多く、緊張の連続です。そこで、今年は、まず入学前の保護者会で、近所の保護者同士知り合ってもらいました。黒板の方に机を向けて話を聞く教室のイメージを覆し、近所の友達4人グループで、園のように机を向き合わせて生活しました。子どもは、すぐに友達の名前を覚えて、自然に助け合いながら、馴染んでいきました。「一緒に学校に来ているよ。」と、グループの友達と登校する子どももいました。5月から、30人の学級集団で生活を始めましたが、その後も友達とワイワイ話し合いながら、のびのび楽しく学んでいます。

子どもの姿をよく見ると、学校の決まりや仕組みが実態に合っていないことがあります。子どもの思いを受け止めて「はじめに子どもありき」でやり方を見直したことで、子どもが安心して、伸びていきました。

**重点的
取組16**

放課後子ども総合プラン(放課後児童対策パッケージ)の推進

所管課

児童青少年課
保育幼児教育推進課
子育て支援課

「放課後子ども総合プラン」は、共働き家庭等のいわゆる「小一の壁」を打破するとともに、次代を担う人材を育成するため、すべての児童が放課後等を安心・安全に過ごし、多様な体験・活動を行うことができるよう、子どもたちの放課後の「居場所」はどうあるべきかを提示するものとして、文部科学省と厚生労働省により2014(平成26)年7月に策定されたものです。

国立市では、これを受けて2016(平成28)年3月に市の行動計画として策定、その後国がさらに推進させるために、待機児童の早期解消等を記載した「新・放課後子ども総合プラン」を2018(平成30)年9月に策定し、国立市もこれに基づくアップデート版として2020(令和2)年3月に「第2期国立市放課後子ども総合プラン」を策定しました。

これまでのプランでの取組を通じて、子どもの受け皿の確保や待機児童対策に集中的に取り組んできましたが、国の「新・放課後子ども総合プラン」最終年度にあたり、全国的には目標の達成が困難な状況にあり、一層の強化を図るため、こども家庭庁と文部科学省が連携し、2023(令和5)年12月に「放課後児童対策パッケージ」が取りまとめられました。

具体的な内容としては、従前のプランと同様、放課後児童クラブ(学童保育所)の整備(待機児童解消)等のほか、国の役割として、放課後児童クラブ施設整備の補助や、全ての子どもが放課後を安全・安心に過ごすための強化策(多様な居場所づくりの推進等)などが示されたところとなります。

国立市としては、学童保育所のニーズの高まり、また、放課後子ども教室(以下、ほうかごキッズ)の拡充が求められている状況などを踏まえ、児童が放課後の時間において安全に過ごすことができるためには、引き続き、現行プランの考え方に沿った事業連携・展開が必要であるという認識に至っています。

このことを踏まえ、国立市としては、現行プランを踏襲する新たなプランである「第3期国立市放課後子ども総合プラン(放課後児童対策パッケージ)」を策定し、引き続きプランに基づく環境整備に努めていきます。

取組内容

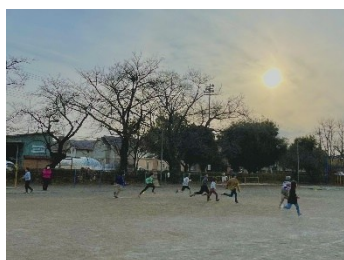
1(継続)	学童保育所の達成されるべき目標事業量
2(継続)	学童保育所及びほうかごキッズの一体的な、または連携によるほうかごキッズの継続・拡充
3(継続)	小学校の余裕教室等の学童保育所及びほうかごキッズへの活用に関する具体的な方策
4(継続)	学童保育所の質的向上

取組内容1 学童保育所の達成されるべき目標事業量

(第8章 第三期国立市子ども・子育て支援事業計画参照)

取組内容2 学童保育所及びほうかごキッズの一体的な、または連携によるほうかごキッズの継続・拡充

放課後子ども教室推進事業(ほうかごキッズ)は、放課後の時間において、主に校庭において子どもたちが安全かつ自由に遊ぶための場所を設ける事業として、現在、各校週2回(雨天時及び夏季休業期間中は学校教室を借用できる場所については室内で実施)開催しています。



放課後の過ごし方



放課後の過ごし方



講師を招いて折り紙教室の実施

昨年度の調査のほか様々な場面において、実施日の拡張を求める声があり、ニーズが高まっていますが、現場体制の確保など様々な課題があり、拡張に至っていません。

今後においては、現状のとおり、雨天時・夏季休業期間まで含め事業の恒常的な実施に努めるとともに、地域の大学や学童保育所と人員体制に係る連携について対話を進め、拡張の可能性について検討をします。

具体的手法

- (1) ほうかごキッズの安定的な実施
- (2) 大学との連携や学童保育所との調整に基づく、ほうかごキッズ拡充について検討

取組内容3 学童保育所及びほうかごキッズへの活用に関する具体的な方策

国立市の学童保育所については、2024(令和6)年度時点で全か所が公設公営、全学年を対象に全員入所の方針を維持しており、要件を満たす世帯において待機児童は発生していない状況となります。

一方で、学童保育のニーズは増加傾向で、登録児童数は2024(令和6)年4月時点で定員数を超過した状況となっており(登所児童数は登録児童数の7割程度)、保育空間が狭小な状況や、また、多人数を対象とした保育の困難さが課題となっています。

2027(令和9)年度に、第二小学校の敷地内に複合棟(学童保育所含む)の完成により、一部において保育空間の確保は見込める状況がありますが、学校の特別教室を放課後に一時的に利用する方法で保育空間を確保している学童保育所においては、今後各校の児童数やカリキュラムの変化に伴い、保育空間の借用が困難になる場合も想定されるなどの課題もあります。

これらを踏まえながら、2023(令和5)年度の調査結果を参考に、利用希望者全員が安心して放課後の時間を過ごすことができるよう、引き続き、学校と協力・連携し、保育空間の確保に努めてまいります。

具体的手法

- (1) 学校と連携した、学童保育空間の確保・整備

取組内容4 学童保育所の質的向上

学童保育所とは、子どもたちが放課後に学校から解放されて自由に過ごすことができる居場所であり、子どもたちが自分らしく過ごせる環境づくり、また、職員の資質向上に努めていきます。また、しょうがいや発達に特性があるなど、配慮の必要な児童の利用があることを踏まえ、研修・連携等を通じて当該児に対しより丁寧に寄り添うための職員の資質の向上に努めます。

具体的手法

- (1) 子どもの気持ちや考えに寄り添う学童保育環境の整備
(2) 学童保育所の職員の資質向上に係る研修の実施
(3) しょうがいや発達に特性のある児童への支援を行う機関・部署間での連携の強化

取組	内容	所管課
学童保育所運営の充実	各学童保育所の地域特性や施設の特性を活かし、魅力あるプログラムづくりに努めます。また、4～6年生の受け入れを継続して実施していきます。	児童青少年課
学童保育所施設の整備	児童が放課後の居場所として、安心・安全に過ごすことができるよう、施設と体制の整備に引き続き取り組んでいきます。	児童青少年課
学童保育所の延長保育の実施	男女が共に仕事の責任を果たしつつ、家事・育児・介護等がしやすい環境づくりを整える必要があることから、延長保育を実施しています。保護者が安心して就労できるよう、延長保育の実施に継続して取り組んでいきます。	児童青少年課

施策9 仕事と家庭の両立支援

重点的 取組17

「国立市第6次ジェンダー平等推進計画」に即した事業の推進

所管課

市長室

取組内容

1(継続) ジェンダー平等の意識づくり

取組内容1 ジェンダー平等の意識づくり

性別による無意識の思い込み(アンコンシャスバイアス)や固定的性別役割分担意識はジェンダー平等の実現に向けた障壁となっています。次世代を担う子どもたちが、成長する過程でジェンダー平等意識を自然と身に付け、性別に捉われずその個性と能力を十分に伸ばしていくため、教育内容の充実や子どもの育成に携わるすべての関係者のジェンダー平等意識の醸成を図ります。

具体的手法

(1) 保護者、教職員、保育士等の理解促進

ジェンダー平等に基づく教育や保育を実践できるよう、教職員、保育士、学童保育所職員への研修のほか、保護者向け公開授業、啓発講座を実施します。

(2) 様々な主体と連携した意識啓発

くにたち男女平等参画ステーションが拠点となり、大学や市民団体への出張講座をはじめ、地域における様々な団体と連携し、意識啓発に取り組んでいき、地域全体での意識醸成を図ります。

取組	内容	所管課
子育てしやすい労働環境整備に向け検討するための情報提供	商工会や商店会を通じて労働法規等の情報提供を行います。 また、子育て世代向けの就労支援セミナーを開催します。	まちの振興課
男性のワーク・ライフ・バランスを考える学習機会の充実	男性のワーク・ライフ・バランスを考えることを目的に、仕事や育児・介護などの生活全般を見直すための学習会や講座を実施します。	公民館
男性の育児・家事参加の支援	父子(祖父子)を対象に「男性の料理教室」を実施し、父親の育児・家事参加意識の醸成と子どもとのきずなを深める機会づくりを進めます。	公民館
子育て中の女性の社会・地域活動参加への支援	女性のライフデザインを考える講座や、年間を通した自主的な学習活動に公民館保育室における保育を提供し、子育て中の女性の社会・地域参加を継続して支援します。	公民館

取組	内容	所管課
子育てしやすい職場環境づくり	子育て中の市職員が、仕事と両立しやすい職場環境をつくるため、コミュニケーションを図り、悩みを相談できる窓口を設置します。また、公私のバランスが図れるよう休暇の取得推進や、超過勤務の縮減に努めます。	職員課
少子高齢化社会における「ダブルケア」への取組みの検討	少子化と高齢化が同時進行する中で、これまでの仕事と子育ての両立だけではなく、仕事に子育てと親の介護を同時にしなければならない世帯(ダブルケア)の増加が予測され、これまでの子育て支援や高齢者支援だけでなく、見直しも含めた新たな対策が必要になります。現状の各支援策を充実させるとともに、関係各課による子育て・介護を合わせた包括支援策の検討を進めます。	高齢者支援課

子育て・ 子育てコラム

「ジェンダー平等のまちづくり」

くにたち男女平等参画ステーション・パラソル ステーション長
木山 直子

くにたち男女平等参画ステーション・パラソル(以下 パラソル)は、国立駅前くにたち・こくぶんじ駅前プラザ内にあり、2018年に施行された「国立市女性と男性及び多様な性の平等参画を推進する条例」の拠点施設として開館しました。相談業務を中心にジェンダー平等社会の実現に向け、啓発活動を行っています。

相談は多岐にわたり、人間関係、生き方について回数制限なく聞き、すべての悩みの根底にジェンダー規範※があると感じています。「男は強く」「女性は控えめに」「息子は活発であってほしい」など。自ら選んで、決めたわけではなく、「ふつう」そうだからと自分や相手の選択肢を狭くしてしまっているように思います。

ジェンダー平等は、誰もが機会を均等に与えられること。子ども達が選択肢を多くもてることを願い、学校への活動は積極的に行っています。夏休みには、矢川プラスでジェンダー教室も開催しました。子ども達に何かを教えるというよりは、自分の気持ちを自分の言葉で話せる場所を作るようにしています。

小学生はジェンダーギャップ指数※の日本の順位を紹介すると、あまりの低さにがっかりしながら、自分達が大人になるまでには上位になりたいと言います。そのためにできることを考えようと提案するといつも「国立駅に目標を貼る」「ジェンダー勉強会を大人も子どもも月に一回やる」たくさんのアイデアがでるのですが、ある時「仲良くする」という意見がありました。「男のほうに損だ、女はずいといと戦ってばかりいるから、仲良くしたい」納得した言葉でした。小学生達は、「今日のお話をうちのの人に話す。大人は習えないから」と言います。子ども達と共にすべての人が自分らしく暮らすことができる地域を作っていきたいです。

※ジェンダー規範 男性と女性がどうあるべきかという考え

※ジェンダーギャップ指数 毎年発表される男女格差を表す指標。日本は2024年146か国中118位



施策目標5 子育てが楽しくなる仕組みづくり

目標に向けた市の考え

子育てに関する不安や負担感を覚える保護者が増加傾向にある中、子育てとは本来楽しいものである、ということを取り戻していくことが大切です。

子育て家庭の不安については、先の施策目標にも記載したとおり、「子どものしつけや接し方等、育児方法がわからない・自信が持てない」「仕事や自分のやりたいことが十分できないこと」「育児のストレスを子どもに対してぶつけてしまうこと」「経済状況に関すること」などが挙げられます。このことは、核家族化や地域とのつながりが希薄化する中で、子育てについて対話したり相談することができる相手がいない「孤育て」となることが一因であると考えられます。保護者の自分自身で全ての責任を負う意識が、プレッシャーやストレス、不安を発生させ、子育てを楽しむ意識から遠ざけている傾向が想定されます。

こうした状況を受け、国立市として「孤育て」からの解消、子育てに関する不安への寄り添いの実現に努めています。近年では、2023(令和5)年にオープンした矢川プラス内の子育てひろば「ここすきひろば」が想定を超える利用状況にあり、地域で子育て世代同士が集う居場所、有資格者に相談できる環境のニーズが確認されています。

さらに 2025(令和7)年7月には、国立駅南口子育て・子育て応援テラスのオープンを予定しており、従前より課題となっていた在宅乳幼児等とその親への支援の解消に向けて歩みを進めています。

こうした空間の整備、また寄り添いの実現に合わせて、今後より子育てが楽しくなるためには、子育て家庭が、子育てに関する様々な情報を簡単に受け取ることができる仕組み、各種手続きの簡素化、また、幼児教育をはじめ、保護者が子育てについて学ぶ機会が、身近な環境において充実していくことが大切であると考えます。

施策 10 子育て支援サービスの充実

重点的 取組 18

国立駅南口子育て・子育て応援テラスの運営

所管課

子育て支援課

国立駅周辺では以前から、「子どもの遊び場の不足」、「在宅乳幼児等とその親への支援」が課題となっており、この課題解消に向けて市では国立駅南口複合公共施設整備基本計画に沿った子育て支援機能を持つ施設「国立駅南口子育て・子育て応援テラス（以下「国立駅南口テラス」）」を整備することとしてこれまで検討を進め、2025（令和7）年7月に当該施設の開所を予定するところに至っています。



国立駅南口子育て・子育て応援テラス外観

本施設の設置目的は、「子どもの主体的な成長を育むとともに、幼児教育及び子育て支援の環境の向上を図ることにより、子ども及び子育てにやさしいまちづくりの推進に寄与すること」であり、施設機能としては、（1）未就学児及びその保護者が集う「子育てひろば」、（2）保育の必要性に関わらず子どもを一時的に預かる「一時預かり室」、（3）幅広い世代が利用可能な「学習・交流スペース」「情報ストリート」で構成されています。

また、本施設の整備にあたっては、様々な手法により異なる年代の子どもたちの声を集め、設計内容に反映させてきました。



子育てひろば



情報ストリート

本施設の運営については、矢川プラスの指定管理受託者である社会福祉法人くにたち子どもの夢・未来事業団が矢川プラスと同様に指定管理することを予定しています。

国立駅南口テラスでは、矢川プラスと同様、事業団の強みである、高度な知見に基づく安心・安全かつ子どもたちの成長につながる遊び場環境の構築及びスタッフのきめ細やかな対応や相談支援等が受けられるひろば事業の運営を中心に、国立市に暮らすすべての子どもの「子育て」と保護者の「子育て」を応援していきます。

取組内容	
1	地域子育て支援拠点事業「ここすきひろば」の運営
2	駅前立地をいかした一時預かり室の運営(一般型一時預かり事業の実施)
3	誰もが利用できる交流・学習スペースの環境整備
4	シティプロモーションにつながる情報ストリートの活用

取組内容1 地域子育て支援拠点事業「ここすきひろば」の運営	
矢川プラスにおいても実施している地域子育て支援拠点事業「ここすきひろば」を本施設でも展開します。当該広場においては、0歳から就学前までの子どもと保護者が安心して遊ぶことができる室内空間として整備するほか、有資格者による相談支援業務の実施、ひろば通信「ここすき」等を活用した子育て世帯向けの情報発信業務、また、矢川プラス内ひろばと同様、子育て講座(産後ママのケアや栄養士講座など)、プレママ・プレパパ講座等についても実施し、子育て世帯とつながる工夫に努めていきます。また、矢川プラス内の幼児教育センターとの連携した取組の実現にも努めていきます。 具体的手法 - (1) 安心できる居場所としてのひろば環境の整備 - (2) フロアワークを中心とした、寄り添い方の相談支援業務 - (3) 子育て世帯に対する情報発信業務 - (4) 子育て世帯とつながる工夫としての、講座等の企画・開催	
取組内容2 駅前立地をいかした一時預かり室の運営(一般型一時預かり事業の実施)	
一時的に家庭での保育が困難となる場合や保護者の心理的・身体的負担を軽減するため、また、駅前という立地を踏まえた利用も想定し、一時預かり事業を実施します。	
取組内容3 誰もが利用できる交流・学習スペースの環境整備	
誰もが気軽に寄ることができ、様々な用途で活用できる場として、交流・学習スペース(キッチンスペースあり)を運営します。自由に利用できることを原則としつつも、利用者のニーズを踏まえて、子どもたちの育ちを応援するイベントや交流、施設の設置目的に応じた活動を推進します。	
取組内容4 シティプロモーションにつながる情報ストリートの活用	
旧国立駅舎や近隣の商店会と連携し、国立市の魅力を発信できるコーナーを設置します。また、幼児教育の推進について発信するなど、国立市が子育てしやすいまちとして推進している施策について発信するとともに、保護者が子育てに関する知識を切れ目なく得られるよう、地域に点在している子育て情報を収集し、子育て情報のステーションとなるような運営を行います。	

取組	内容	所管課
赤ちゃん・ふらっと事業の推進	東京都の「乳幼児を持つ親が安心して外出できる環境の整備事業」に基づき、市の施設に「赤ちゃん・ふらっと」を設置し、運営管理を行うとともに、都が交付する適合証を表示して、市民にその所在を広く周知します。また、市内の民間事業所への設置を推進します。	子育て支援課
子どもや子育てサークルへの公共施設開放の推進	児童館や学童保育所の午前中の時間を活用し、未就学児童をもつ保護者のサークルの活動場所として施設開放を進めます。また、中高生による自主的な活動拠点として児童館等の公共施設の利用を促進します。	児童青少年課
公園等遊べる施設の整備	公園が子どもが集える身近な遊び場になるよう、また幼児から高齢者までが利用できるよう施設の充実を図ります。また、水辺や緑などの自然に関わることができるルートや城山公園の散策路などの整備を図ります。	環境政策課
コミュニティバス運行事業の見直し検討	くにっこについては、2024（令和6）年8月に高架下駐輪場前（上り）バス停を追加しており、あおやぎっこについては2019（平成31）年4月から本格運行しています。 今後も利便性等を地域公共交通会議で議論していきます。	道路交通課
大型自転車駐輪スペース整備事業の検討	幼児2人同乗用自転車（3人乗り自転車）等の増加により、自転車駐車場には、スペースを増やす対応を行っています。今後も、利用状況を見極め、スペースを確保していきます。	道路交通課
市庁舎における子育てバリアフリー環境の充実	男女を問わず子ども連れの市民が来庁しやすい市役所にするため、幼児の遊び場や「赤ちゃん・ふらっと」を設置するなどして施設環境の整備を図るとともに、親切で丁寧な対応を心がけることで、庁舎内の子育てバリアフリーを推進します。	職員課
子育てひろば事業の充実（地域子育て支援拠点事業）	核家族化や地域におけるつながりが希薄化する中で、子育てへの不安や負担感を軽減し、地域での孤立を防ぐために未就学児とその保護者を対象にしたひろば事業（子ども家庭支援センター子育てひろば、児童館カンガルー広場）の充実を図ります。	子育て支援課
【再掲】子育て相談事業の充実	18歳未満の児童及び保護者を対象とし、子育てに関するあらゆる相談を受けます。複雑な家庭事情や重層的な課題がある相談については、児童相談所や関係機関と連携して対応します。	子育て支援課
親子グループ・子育てサークルの育成支援	出産後の親子グループ（月齢グループ）や地域の子育てサークルの活動に対する育成・支援やネットワーク化を推進します。	子育て支援課

取組内容3 子ども・子育て関連の資源を掲載したマップの作成

市内において子ども・若者支援のための活動を行っている団体等が、相互に繋がりを持つことを目的に公民館とNHK学園の共催事業として開催された「つながりワークショップ」の成果物として、2018(平成30)年に「つながるまっぷ こども・わかものくにペディア」が発行され、市内の子どもに関わる地域資源が可視化されました。その後、「くにペディア」については2020(令和2)年3月に第2版が発行されました。

また、2020(令和2)年に新型コロナウイルス感染症が蔓延した時期において、地域で開所している子ども食堂や子どもの居場所の活動を広く子どもたちに知ってもらうため、子どもの居場所マップ in くにたちを作成しました。当該マップは市立小中学校の全児童・生徒に向けて定期的に配布しています。

子どもへの支援や地域資源が適切に子どもに届くように、マップは見るのが楽しく、かつ情報を一元的に認識できるツールとして活用できます。引き続き、子どもが見たくなるようなマップの作成、配布を継続していきます。

取組内容4 DXの推進による手続き負担の軽減

2023(令和5)年に策定した国立市DX(デジタル・トランスフォーメーション)推進計画に基づき、「書かない」「行かない」スマートな窓口の実現等に向けた取組について検討をしています。同年には、学童保育所の入所申請について、オンラインでの受付を開始し、家庭の負担軽減に努めています。

子どもや子育て家庭の手続き等について、引き続き当該計画に基づくICTの導入等につき、研究・検討を進めていきます。

取組	内容	所管課
育児パンフレットによる支援の充実	妊娠届出、両親学級や新生児訪問の際に、これから子育てを始める親や始めた親へ、育児に関する内容や「子育てひろば」の案内などを記載したパンフレットによる情報提供を行います。 両親学級参加者には妊娠時の適正な体重増加を周知するため、栄養面からの食事アドバイスのパンフレットを配付します。	子育て支援課
リーフレットによる食育の推進	食育を推進するため、市内栄養士連絡会議において「食育リーフレット」を毎年度作成しており、保育園・小中学校・3歳児健康診断時に配布しています。 また、両親学級参加者には妊娠時の適正な体重増加を周知するため、栄養面からの食事アドバイスを行います。	子育て支援課
救急医療情報提供の推進	休日における医科および歯科の応急診療体制を確保するとともに、市民が必要な医療機関の情報を入手できるよう、情報提供の充実に努めます。	健康まちづくり戦略室
【再掲】子育て相談事業の充実	18歳未満の児童及び保護者を対象とし、子育てに関するあらゆる相談を受けます。複雑な家庭事情や重層的な課題がある相談については、児童相談所や関係機関と連携して対応します。	子育て支援課

取組	内容	所管課
【再掲】ファミリー・サポート・センター事業の実施	育児の支援をしたい方(支援会員)と育児の支援を希望する方(利用会員)が、互いの協力に基づいて子育てを支え合う地域の相互支援活動を通し、子育て家庭の仕事と育児の両立を図るとともに、地域の力を活用した子育てサポート体制を強化します。	子育て支援課
【再掲】子育てひろば事業の充実(地域子育て支援拠点事業)	核家族化や地域におけるつながりが希薄化する中で、子育てへの不安や負担感を軽減し、地域での孤立を防ぐために未就学児とその保護者を対象にしたひろば事業(子ども家庭支援センター子育てひろば、児童館カンガルー広場)の充実を図ります。	子育て支援課
【再掲】親子グループ・子育てサークルの育成支援	出産後の親子グループ(月齢グループ)や地域の子育てサークルの活動に対する育成・支援やネットワーク化を推進します。	子育て支援課

施策 11 親の学びの機会の確保

重点的
取組
再掲

幼児教育推進事業の充実

所管課

保育幼児教育推進課
子育て支援課

取組	内容	所管課
親と子の健康教育事業の推進	保護者の生活習慣病予防や低出生体重児の予防、妊産婦や乳幼児の健康増進のため、両親学級にて専門職(歯科医師・保健師・助産師・栄養士)が妊娠、出産、育児などに関し、必要な知識や情報の普及に努め、仲間づくりを支援します。	子育て支援課
両親学級の開催	妊婦やその夫を対象に、妊娠中の経過や子どもの育ち、育て方など育児に関する知識の普及や親性を育む場として、両親学級を開催します。また、親の健康づくりへの意識を高める働きかけを行います。	子育て支援課
子育て教室の開催	毎月1回離乳食教室(初期対象)と離乳食フェア(中期から完了期対象)を実施します。	子育て支援課
親子で共有の時間をもつ事業の推進	未就学児から小学校低学年の子どもとその保護者を対象に、親と子が、他の親子と関わることで共に学び成長していくことを目的とし、年間を通じて様々なプログラムを行う「親子で遊ぼう・考えよう」事業を実施していきます。実施にあたっては、学校やNPO法人等の民間団体と事業連携を図っていきます。	公民館
読み聞かせによる親子のきずなの形成と豊かなところと創造力の育成	保健センターでの 3~4 か月健診時に保護者と赤ちゃんに絵本の読み聞かせと、絵本を贈るブックスタート事業を行っています。読み聞かせは、子どものころ・創造力を育むとともに言語能力を高め、人間関係を豊かにするため、本事業により親子で触れ合う喜びと子育ての楽しさを知ることで親子のきずなを強くします。また、本事業の他にも、中央図書館、分室やその他の子育て施設で乳幼児家庭を対象とした読み聞かせやワークショップ、研修会を推進します。	くにたち中央図書館
【再掲】子育て各種講座の充実	妊娠、出産、子育ての確かな知識を伝えるため、各種講座の充実を図ります。特に子育てに不安や悩みを抱えた保護者がより参加しやすくなるように、お互いの気持ちや考えを共感し、「孤育て」の予防や不安の解消につながるような工夫を図ります。	子育て支援課
家庭の教育力向上のための事業の充実	家庭教育支援の充実につながる講座等を実施します。	生涯学習課



施策目標6 様々な状況の家庭に寄り添う仕組みづくり

目標に向けた市の考え

国立社会保障・人口問題研究所の「第16回出生動向基本調査」(2021(令和3)年)によると、夫婦が結婚した当時に予定していた子どもの数について、「2人」が最も多く4～5割、3人以上と回答した割合も2割近くであったのに対し、実際の出生子ども数は、結婚当時1割以下だった「1人以下」の割合が3割近くまで達しており、予定と現実とで乖離があることが分かります。

理想の数の子どもを持たない理由については、当該調査過去5回にさかのぼってみると、「子育てや教育にお金がかかりすぎるから」という回答が他の回答項目と比較して相対的に高い結果となっています。子育てに係る経済的負担が、少子化や子育てに係る保護者の不安に直結していることが読み取れます。

ニーズ調査における子育ての悩みに関する質問において、就学前児童保護者・低学年保護者ともに、「経済状況に関すること」と回答した割合が約 17%に及んでいます。就学前児童保護者の前回調査結果と比較して、約 4%増加しています。この結果が 2023(令和5)年時点のものであるため、その後の急激な物価高騰に伴い現状はさらに高まっている可能性があります。

ひとり親家庭などにおいては特にその影響が大きく、生計を立てるための活動と子育てに係る負担を一人で抱えることになります。子育てに必要な時間を確保するため、キャリアを中断したり、その後において正規雇用の再参入が難しいために非正規労働が多くなる傾向にあるなど、生活改善を図ること自体が困難な状況に陥る場合もあります。

そのほか、様々な理由で生活困窮となった世帯等においても、子育てに係る経済的負担を理由に家計が厳しい状況となり、ひいて子どもの体験機会や学ぶ権利などが守られない事態となるおそれがあります。

様々な家庭環境が存在する中、すべての子どもの権利が保障されるためには、それぞれの家庭において配慮すべき状況に寄り添っていく仕組みが不可欠となります。

施策 12 ひとり親への支援

重点的
取組 20

ひとり親家庭の自立支援体制の強化

所管課

子育て支援課

取組内容

1(継続)	ひとり親家庭の生活支援、就業・自立支援の充実
2(継続)	ひとり親家庭が抱える問題に対する相談・支援体制の充実

取組内容1 ひとり親家庭の生活支援、就業・自立支援の充実

生活支援としては、ひとり親家庭のホームヘルプ、東京都母子及び父子福祉資金の貸付等の利用件数が大きく伸びている傾向にあります。ひとり親の多くは非正規雇用であり、労働時間が直接収入に反映されるため、家事や育児の一部分をホームヘルプで補う必要があります。また、子どもが成人した後も自立した生活を送るためには、より安定した収入や、福利厚生が充実した正規雇用を目指すことが求められています。

この状況を踏まえながら、引き続き、ホームヘルプによる生活支援、福祉資金貸付の活用による経済的支援の実施、養育費の確保に関わる支援、ひとり親家庭の子どもに対する生活習慣や学習習慣が身につく支援など、親子が安心して生活できるサービスの提供を行います。

また、ひとり親家庭の保護者に対し、職業訓練事業による資格取得など、安定した就労ができるような支援に加え、生涯就労形態をベースとした個別的就労支援計画の策定を行い、保護者が真に自立した生活を送ることができるように取り組みます。

具体的手法

- (1) 母子及び父子福祉資金の貸付事業の実施
- (2) ひとり親ホームヘルプサービスの実施
- (3) 母子父子自立支援プログラム策定事業の推進
- (4) 職業訓練事業の実施

取組内容2 ひとり親家庭が抱える問題に対する相談・支援体制の充実

臨床心理士や専門相談員による個別家族相談会については参加者からの評価も高く、近年は実施回数を増加するとともに、新たに離婚テラスによる離婚の専門講座等も開催するなど、ひとり親家庭に向けた相談の充実に努めています。

引き続き、個別家族相談回答、ひとり親家庭が抱える問題に対する相談・支援を継続的に実施し、周知を広げることで支援を強化していきます。

具体的手法

- (1) 臨床心理士による個別家族相談会の実施
- (2) 専門相談員による養育費・面会交流個別相談会の実施
- (3) 離婚テラスによる離婚に関する基礎知識講座の実施

取組	内容	所管課
ひとり親家庭の生活の安定の強化	ひとり親の子育てや家事などの負担を軽減するためのホームヘルパー派遣や、両親の離婚などでところが不安定になっている児童がいるひとり親家庭に児童訪問員を派遣する事業を推進します。	子育て支援課
ひとり親家庭の特性を踏まえた相談支援体制の強化	ひとり親家庭に共通した課題に加え、各家庭事情に応じた課題がある母子及び父子家庭に対し、ニーズに合ったひとり親相談・支援体制の強化を図ります。	子育て支援課
ひとり親家庭医療費助成事業の充実	ひとり親家庭等の親及び子どもが通院、または入院による治療を受けた場合の医療費の一部を助成し、ひとり親家庭等の福祉の増進を図ります。	子育て支援課
児童育成手当支給事業の継続	父または母と生計を同じくしていない児童や、父または母が重度の心身のしょうがいをもつ児童の家庭、あるいはしょうがいを有する児童がいる家庭等へ手当を支給し、児童の福祉の増進に努めます。	子育て支援課
児童扶養手当の支給	父または母と生計を同じくしていない等、所定の要件を満たす児童を育成する家庭へ手当を支給し、児童の福祉の増進に努めます。	子育て支援課
母子及び父子福祉資金貸付事業の推進	母子及び父子家庭の生活の安定と、その子どもの福祉の充実を進めるため、各種資金の貸付を継続します。	子育て支援課

施策 13 【再掲】発達・しょうがい等様々な特性等への支援

 重点的 取組 再掲	子どもの発達総合支援事業の充実	所管課	子育て支援課
---	-----------------	-----	--------

取組	内容	所管課
【再掲】発達総合支援事業の活動拠点の拡充への取組み	子どもの発達総合支援事業の相談事業及び通所事業充実のために、必要な活動拠点の確保を検討します。他課と連携し進めています。	子育て支援課
【再掲】子どもの発達を理解する取組みの拡充	子どもの発達総合支援事業の理解を広めるため、市民への普及啓発に取り組めます。毎年、市民講演会を実施しています。	子育て支援課
【再掲】幼児教育・保育の支援者向け研修の拡充	発達支援に関して、幼児教育施設・保育施設などを巡回し支援者支援を行うとともに、支援者向けの専門的な研修を拡充します。	子育て支援課
【再掲】子どもの育ちを支えるグループ支援	乳幼児健診後、支援が必要な乳幼児とその保護者を対象としたフォロー教室「くれよん」(1歳6か月児健診後の子どもと保護者対象)及び「ぱすてる」(就園前の子どもと保護者対象)を実施し、遊びを通じた健康の保持、育児への助言・指導、経過観察を行います。	子育て支援課

 重点的 取組 再掲	保育施設等における医療的ケア児等に対する支援の充実	所管課	保育幼児教育推進課 子育て支援課 しょうがいしゃ支援課
---	---------------------------	-----	-----------------------------------

 重点的 取組 再掲	しょうがい児の居場所の整備	所管課	しょうがいしゃ支援課 児童青少年課 保育幼児教育推進課 教育指導支援課
---	---------------	-----	--

取組	内容	所管課
【再掲】しょうがい児を育てる地域の支援体制整備事業	市外の特別支援学校に通学することにより、地域との関係性が薄れがちなしょうがい児(中学生を対象とする予定)が、サポーターの力を借りながら地域の店舗等で職場体験をし、交流を図る事業(仮称「ふれジョブ」)として、実施していきます。	しょうがいしゃ支援課
【再掲】しょうがい児保育の充実	しょうがい児の保育所、幼稚園、認定こども園、学童保育所の受け入れ体制を整備します。	児童青少年課

取組	内容	所管課
【再掲】しょうがいのある子どもへの支援	「障害者総合支援法」に基づく居宅介護や短期入所及び「児童福祉法」に基づく障害児通所(児童発達支援・放課後等デイサービス)について、利用の案内や支給決定を行います。	しょうがいしゃ支援課
【再掲】しょうがい児緊急入所事業の充実	家庭において介護が困難となった場合やレスパイトを必要とする場合に、しょうがい児を施設へ緊急入所させます。	しょうがいしゃ支援課
【再掲】しょうがいのある子の親への支援	相談支援を行い、保護者の了解のもと子育て支援や母子保健、学校などの市の関連部署の他、障害児相談支援事業所・サービス提供事業所等との連携を取り、社会資源を活用できるよう配慮します。	しょうがいしゃ支援課
【再掲】心身障害者(児)福祉手当等の継続	児童の福祉の増進に寄与することを目的として、20歳未満のしょうがい児の保護者に手当を支給します。	しょうがいしゃ支援課
【再掲】重度手当支給の継続	重いしょうがい重複している65歳未満の方に支給される東京都の手当について、受給の案内や手続きを行います。	しょうがいしゃ支援課
【再掲】児童育成手当支給事業の継続	父または母と生計を同じくしていない児童や、父または母が重度の心身のしょうがいを有する児童の家庭、あるいはしょうがいを有する児童がいる家庭等へ手当を支給し、児童の福祉の増進に努めます。	子育て支援課
【再掲】児童扶養手当の支給	父または母と生計を同じくしていない等、所定の要件を満たす児童を育成する家庭へ手当を支給し、児童の福祉の増進に努めます。	子育て支援課
【再掲】外国籍の子どもと家庭への図書館サービスの推進と本を通じた支援	利用案内の外国版などを作成し、日本語を母語としない子どもやその保護者に対し、図書館の使い方や機能について周知を図るとともに、本に触れる機会を作ります。また、外国語絵本の充実を図り、外国語絵本の読み聞かせ会など、各国言語の絵本を通じた交流事業を、公民館やまちの振興課と連携して行っています。	くにたち中央図書館
【再掲】しょうがい者、異年齢世代との交流事業の実施	しょうがいのある若者となない若者が共に活動して、異年齢世代の若者が相互に学び合う場をつくることを目的とした「しょうがいしゃ青年教室」や「コーヒーハウス」事業の継続を図ります。	公民館

施策 14 経済的に困窮する家庭への支援

重点的
取組 21

生活困窮世帯への学習支援事業の推進

所管課

福祉総務課

取組内容

1 生活困窮世帯に対する学習機会の創出

取組内容1 生活困窮世帯に対する学習機会の創出

生活に困窮する世帯に属する子どもたちは、学習塾等の学校外での学習や様々な体験活動の機会が少なくなってしまうことがあります。子どもの心身の健やかな成長には、学習、体験活動は重要と考えられます。一方で学習塾等を利用するための費用負担は大きく、経済的な理由からそのような体験の機会が少なかったり、できなかったりすることもあります。

病気やケガ、失業、配偶者との離別など様々な事情で生活に困窮している世帯の子どもに対する支援として、学習機会や居場所を創出することが社会的にも求められています。市としては子どもの学習機会が確保されるよう、クーポン券等を活用した学習塾費用の助成や、受験生チャレンジ支援貸付事業などに取り組んでいます。引き続き、学習機会の創出・支援に努めていきます。

具体的手法

- (1) 生活困窮者自立支援法に基づく「子どもの学習・生活支援事業」の実施
- (2) 被保護者等自立促進事業による学習塾費用の助成
(対象は小学生、中学生、高校生、上限あり、現金給付又はクーポン券方式)
- (3) 受験生チャレンジ支援貸付事業の申請受付
(東京都社会福祉協議会による中学校3年生、高校3年生の塾代及び受験料の貸付)

取組	内容	所管課
受験生チャレンジ支援貸付事業の推進	塾代及び受験料の捻出が困難な低所得世帯の中学3年生・高校3年生等受験生の子どもがいる保護者等を対象に、都が資金を貸し付け、市が相談受付をすることにより、低所得世帯の子どもを支援します。	福祉総務課
生活保護世帯のための健全育成事業の実施	生活保護を受けている世帯の子どもを対象に、学童服・運動衣購入費や修学旅行参加支度金を支給します。	福祉総務課

第7章

地域支援

子どもの年齢に応じた支援制度【地域支援】主な取組

施策 対象	施策 目標	妊娠 期	0歳	1歳	2歳	3歳	4歳	5歳	6歳	7歳	8歳	9歳	10歳	11歳	12歳	13歳	14歳	15歳	16歳	17歳	18歳	19歳							
地域 支援	育ち学ぶ施設における権利保障の仕組みづくり								一人ひとりがその子らしくいられる教育の推進																				
									ICT化が進む社会への対応力の育成																				
									人権出張授業の実施																				
		学校と地域との連携による、豊かな育ちの推進																											
		あらゆる事件・事故から子どもを守るまちづくりの推進(各種見守りネットワークやパトロールを含む)																											
										地域の教育資源を活かした外国語教育の推進																			
										子ども自身が考え、主体的に取り組む活動の推進																			
										グローバル人材の育成を目指した日本語適応指導の開発																			
	地域における権利保障の仕組みづくり	国立駅南口子育ち・子育て応援テラスの運営【再掲】																											
		くにたち未来共創拠点矢川プラスの充実【再掲】																											
		地域における子どもの居場所づくり事業の拡充【再掲】																											
		学校と地域との連携による、豊かな育ちの推進【再掲】																											



施策目標7 育ち学ぶ施設における権利保障の仕組みづくり

目標に向けた市の考え

保育園や幼稚園、認定こども園、学校等、いわゆる育ち学ぶ施設は、子どもが生活の多くの時間を過ごす場所です。そこで子どもたちの豊かな育ちが実現されていくにあたっては、それぞれに関わる大人たちが一人ひとりの気持ちや考えに向き合い、尊重していくことが大切とされます。

例えば学校現場においては、近年では実情に即していない不合理な校則が原因で、主体的な意見を発しにくくなったり、ひいては生徒の尊厳が傷つけられたりするといった事案が全国において散見されています。不登校状況にある児童・生徒は全国的にも増加を続け、それに伴い、学ぶ機会が十分に保障されていない子どもが増えています。また、いじめや差別による人権侵害が起きることもあれば、教員による体罰や不適切な指導も根絶できていない状況もあります。

そのような課題がある中で、学校現場では、大人の都合ではなく、子どもを中心とした対応となるよう、これまで以上に子どもの声を聴いていく必要があります。国立市子ども基本条例制定に向けて実施した子どもへのヒアリングにおいても、子どもたちから、全ての大人に対し「もっと自分たちの声を聴いてほしい」「自分たちの気持ちや考えに向き合ってほしい」という思いを受け取ってきました。

この声への応答として、国立市ではこれまで、育ち学ぶ施設が子どもたちの主体性を尊重する環境となるための取組を推進してきました。幼・保・こ・小の連携推進においては、就学前教育から小学校教育への移行がスムーズにできるよう、相互に意見交換しながら効果的な「スタートカリキュラム」や「アプローチ・カリキュラム」の構築・実践に努めてきています。

幼児教育推進事業として、保育園・幼稚園・認定こども園等に向けた、保育の質の向上に係る研修も実施しています。

また、既に子ども自身が考え、主体的に取り組む活動として、校則の見直し、私服で学校生活を送ることができる「カジュアルウィーク」の実施などの取組も始まっています。これらの取組は決して大人主導ではなく、子どもたちの主体性が重視された形で実現に至っており、まさに子どもたちの声を大人たちが尊重している事例となります。

これらの取組のより一層の推進と、そこで対話した子どもたちの思いを大切に、一人ひとりの子どもの主体的な権利が守られる育ち学ぶ施設の実現に向けて努めていきます。

施策 15 保育園・幼稚園・認定こども園・学校での権利保障

重点的 取組 22

一人ひとりがその子らしくいられる教育の推進

所管課

教育指導支援課

国立市は、「人間を大切にする」をまちづくりの基本理念として、誰もが社会から排除されることなく、社会の一員として包み支えあう「ソーシャル・インクルージョン」を理念としたまちづくりを推進しています。

2019(平成 31)年には、「国立市人権を尊重し多様性を認め合う平和なまちづくり基本条例」を制定し、「人権侵害を許さない」という強い意志を示すとともに、ソーシャル・インクルージョンの理念の下、一人ひとりが当事者として、自ら考え主体的に行動し、互いの多様性を認め合い人権を尊重することによって平和なまちの実現を目指す姿勢を明らかにしました。

この基本理念を学校教育にも反映するため、2019(令和元)年に改訂した「国立市教育大綱」では、「しょうがいのある児童・生徒もしょうがいのない児童・生徒も同じ場でともに学び、相互に成長できるフルインクルーシブ教育を目指すこと、併せて、児童・生徒が持つ能力を最大限発揮できるよう個別支援のための環境整備を進めること」を示し、2024(令和6)年度末までその方向性を検討してきました。

今後も引き続き、学校・学級の包括力を高める取組を進め、一人ひとりがその子らしくいられるための教育を一步ずつ進めてまいります。

取組内容

1	一人ひとりがその子らしくいられる教育の方向性の検討
2	様々な立場の人からの意見聴取及びそれぞれの考えを踏まえた対話を行う取組
3	学校への専門的な支援
4	人的配置・環境整備

取組内容1 一人ひとりがその子らしくいられる教育の方向性の検討

一人ひとりがその子らしくいられる教育の方向性について、各方面から複数名のアドバイザーに助言をいただきながら作成を進めていきます。多様な考えがあることを踏まえつつ、対話によって得られた気づきを大切にしながら、時間をかけて丁寧に作成していきます。

具体的手法

- (1) 検討委員会の開催

取組内容2 様々な立場の人からの意見聴取及びそれぞれの考えを踏まえた対話を行う取組

様々な意見や考えがあることを踏まえ、様々な立場の人からの意見聴取や、対話を行う取組を進めていきます。

具体的手法

- (1) 保護者、地域住民と意見交換をする会の開催
- (2) 国立市教育フォーラムの開催

取組内容3 学校への専門的な支援
教員の知見では対応が難しいケースについて、専門的な助言を得られる体制を整備します。 具体的手法 (1) 教育環境コーディネーターの支援 (2) 特別支援教育専門家チームの活用 (3) 各方面からの教育アドバイザーによる助言 (4) 人権擁護委員等との連携
取組内容4 人的配置・環境整備
一人ひとりがその子らしくいられるために必要な人的配置や環境整備を可能な限り進めます。 具体的手法 (1) スマイリースタッフ(Ⅰ種)の配置 (2) スマイリースタッフ(Ⅱ種)(介助員)の配置 (3) 医療的ケア看護師派遣 (4) 環境整備(備品及び消耗品の充実)

取組	内容	所管課
多様な人々と共に暮らすための人権教育の推進	学校教育の全体を通じて、人権等に関する基本的な知識を学ぶことにより、人権がもつ価値や重要性を共感的に受けとめる態度等を育みます。総合的な学習の時間等に人と人との関わりを通じて実践力を高めます。	教育指導支援課
多様な性のあり方に配慮した支援体制の強化	性的マイノリティに関わる悩みをもつ児童・生徒の就学時において、本人・保護者と相談の上、関係性を十分に築きながら、学校等の関係機関と密接に連絡を取り、情報共有をする中で、組織として対応します。また、教職員の理解を深めるための研修等を実施します。	教育指導支援課
子どもたちの未来をつむぐ教育相談事業の推進	教育相談事業では、電話、来所等の相談を実施しています。これらの相談を糸口に、教育、発達、福祉等の連携強化のためスクールソーシャルワーカーを活用しながら充実を図り、子どもにとっての最善の利益を考え、子育て、子育ての助言に努めます。	総合教育センター
ICT化が進む社会への対応力の育成	様々な体験機会を通じて、発達段階に応じたメディアリテラシーの育成を推進します。学校教育においては、タブレット型端末の導入を進め、児童・生徒の情報活用能力の育成、日常の教科指導におけるICTの活用、校務の情報化の充実を図ります。	教育指導支援課

取組	内容	所管課
学校における食物アレルギーへの対応	2014(平成 26)年より、教育部では、学校と教育委員会、病院などが、緊急時にすぐ連絡を取れるよう、学校管理職、養護教諭、学級担任等にPHSを配布しています。 また、都の指針、医師や養護教諭の意見などを踏まえ、緊急時の校内での役割分担、PHSを使用した模擬訓練の定期的な実施や新入生のアレルギー情報を共有する手順などを載せたアレルギー対応マニュアルを 2015(平成 27)年度に作成しています。今後も、PHSやマニュアルを活用し、教育部、学校、給食センターで密に連携し、アレルギーへの対応の充実を図っていきます。	教育総務課
安心・安全で豊かな消費生活を営むための消費者教育	学校教育においては、社会科、家庭科、生活科、特別活動などの教科・領域の学習で実施されており、今後、実生活との結びつきを一層図っていきます。	教育指導支援課
学校における平和講話事業の推進	市が委嘱したくにたち原爆・東京大空襲体験伝承者による講話を、市内の学校で実施します。	市長室
人権出張授業の実施	人権擁護委員等を講師に招いた人権出張授業を、市内の学校で実施します。	市長室



重点的 取組 再掲	幼・保・こ・小の交流と連携の推進	所管課	教育指導支援課 保育幼児教育推進課
-----------------	------------------	-----	----------------------

取組	内容	所管課
【再掲】研修の体系化と各種研修の推進	保育、教育関係者が幅広い分野で体験や知識の交換、学習を通じて交流を深め、専門性を高めるとともにお互いの資質向上になるよう、各種研修や体験学習の機会の充実に努めます。	職員課



重点的 取組 再掲	保育サービスの充実	所管課	保育幼児教育推進課
-----------------	-----------	-----	-----------

重点的
取組 23

学校と地域との連携による、豊かな育ちの推進

所管課

教育指導支援課

子どもや学校の抱える課題の解決、未来を担う子どもたちの豊かな成長のためには、地域でどのような子どもたちを育てるのか、何を実現していくのかという目標やビジョンを地域住民等と共有し、地域と一体となって子どもたちを育む「地域とともにある学校」へ転換することが求められています。

取組内容

1	コミュニティ・スクールの導入
2	地域学校協働推進員の活用
3	地域の教育資源の活用

取組内容1 コミュニティ・スクールの導入

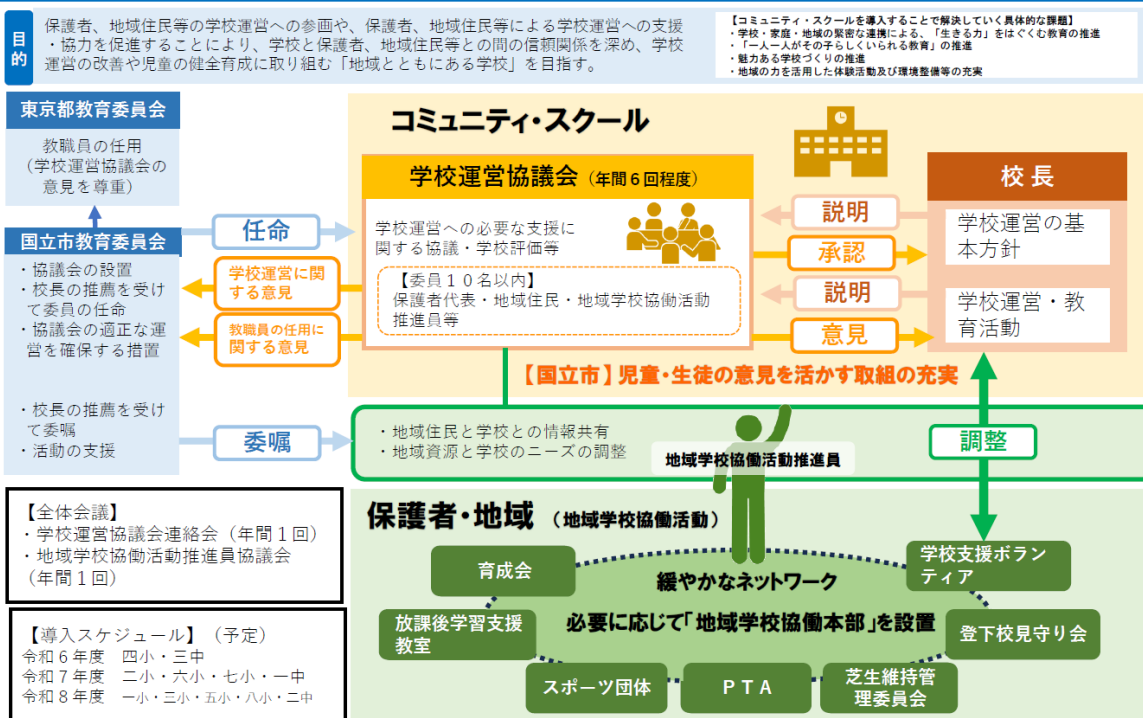
学校と保護者・地域がともに知恵を出し合い、学校運営に意見を反映する仕組みである「コミュニティ・スクール」の導入を 2024(令和6)年度から 2026(令和8)年度にかけて順次進めていきます。

具体的手法

- (1) 学校運営協議会委員の任命
- (2) 学校運営協議会研修会

国立市のコミュニティ・スクール

国立市教育委員会
令和6年7月



国立市のコミュニティ・スクール概要

取組内容2 地域学校協働活動推進員の活用
地域学校協働活動に関する事項について、地域住民等と学校との間の状況共有を図るとともに、地域学校協働活動を行う地域住民等に対する助言その他の援助を行う「地域学校協働活動推進員」を活用する。 具体的手法 (1) 地域学校協働活動推進員の委嘱 (2) 地域学校協働活動推進員連絡会の開催
取組内容3 地域の教育資源の活用
学校の教育活動に地域の教育資源を活用します。 具体的手法 (1) 学校教育活動支援者の活動 (2) 学校支援ボランティアの活動 (3) 地域にある教材を活用した校外学習

取組	内容	所管課
子どもの登下校時の見守りの強化	市内公立学校関係者によるパトロール、朝の登校指導を実施するとともに、自治会や防犯協会など、市民と連携して、取組の拡充を図ります。また、下校時に、子どもの見守りをお願いするメッセージを流すとともに、ボランティア保険に加入し、地域の見守りを促していきます。さらに、緊急時に子どもが逃げ込める民家や店舗を確保し、その周知に努めます。 また、児童の見守り等の防犯活動団体への防犯用品の貸与を推進します。	教育総務課
危険を予測し回避する交通安全教育の推進	子ども自身の危険を予測し回避する能力の向上と、発達段階に応じた地域社会の安全に貢献するために、各校で年間の指導計画を作成し交通安全教育を推進します。特に、家庭教育との関連を図り、日常生活での交通安全意識を高めます。	教育指導支援課
交通安全推進事業の促進	2019(令和元)年11月に国立市交通安全計画、自転車安全利用促進計画を策定し、これに基づき、外側線等の塗りなおし、自転車ナビマークの設置を進めています。また、小中学校においても交通安全教室を実施も行っています。	道路交通課

取組	内容	所管課
通学路、通園路の安全確保	子どもたちもドライバーもお互いの存在を早く確認できるように、住宅地の歩道のない道路や狭い道路、特に通学路の交差点部分に、緑化による低い生垣を設けてもらうPR活動を行います。	環境政策課
児童委員・児童相談所・学校・子ども家庭支援センター等の関係機関による地区連絡協議会による取組み	児童委員、児童相談所職員、学校職員及び子ども家庭支援センター等児童福祉関係職員等が集い、地域の児童問題について講演会などを開催し、情報交換及び協議を行い、相互の理解を深めるとともに、関係機関の連携を強化し、児童福祉の向上を図ります。	福祉総務課
家庭・地域と連携したごみ減量・資源化啓発学習の推進	家庭・地域と連携し、日常生活の中で、子どもたちがごみ減量や資源化を実感する場づくりを進めます。学校においては、社会科、家庭科を中心に、ごみ問題やリサイクルについての学習を進めます。	教育指導支援課
地域と協力したスポーツ活動の促進	体育協会、くにたち文化・スポーツ振興財団やスポーツを行うクラブ・団体と協力して、市内のスポーツ環境を充実させます。	生涯学習課
地域の教育資源を活かした外国語教育の推進	小・中学校に派遣している外国語指導助手（ALT）と連携した学習を進め、留学生、NPO 等との連携による国際理解教育を進めます。また、体験型プログラムを通じ、グローバルな世界を味わい、コミュニケーションツールや外国文化等に慣れ親しむ機会の充実を図ります。	教育指導支援課

重点的
取組 24

子ども自身が考え、主体的に取り組む活動の
推進

所管課

教育指導支援課

子ども基本条例に示された子どもの意見表明権を踏まえ、学校の教育活動の中で可能な限り、子ども自身が考え、主体的に取り組む活動を推進します。

取組内容

1	校則(学校のきまり)の見直し
2	カジュアル・ウィークの実施(中学校)
3	スクール・バディの活動(中学校)
4	特別活動の充実

取組内容1 校則(学校のきまり)の見直し

既存の校則(学校のきまり)について、その意義について児童・生徒が自ら考え、実態に応じて改訂する取組を支援します。

取組内容2 カジュアル・ウィークの実施(中学校)

普段とは異なる服装を通して生徒自身の個性を表現したり、周りの人と意見交換する機会を提供したりすることで、主体性や表現力を育むことを目的とし、私服等自由な服装で学校生活を送ることができる期間を設ける「カジュアル・ウィーク」を実施します。



カジュアル・ウィークの実施

取組内容3 スクール・バディの活動(中学校)

「いじめ」について、自分たちで未然防止の方策を考え実行する自助組織「スクール・バディ」の取組を支援します。

具体的手法

- (1) スクールバディ・スポット講演の開催
- (2) スクールバディ・サポートの実施
- (3) スクールバディ交流会の開催

取組内容4 特別活動の充実	
自主性・自律性の育成を図るため、特別活動の充実を図ります。 具体的手法 (1) 自分たちの生活をよりよくする学級会活動 (2) 主体的な活動としての児童会活動・生徒会活動 (3) 子どもたちが企画・運営する学校行事	

取組	内容	所管課
学ぶ意味を大切にする教育の推進	学習指導要領改訂の趣旨を踏まえた、学ぶ意味を大切にする適正な教育活動の実施を進めます。グローバル化する社会の様々な課題に対して、子どもたちが主体的に考え、行動する力を育みます。	教育指導支援課
豊かなこころを育む学校図書館の充実	読書好きの子どもを増やし、確かな学力、豊かな人間性を育みます。また、探究的な学習活動等を行い、子どもの情報活用能力を育みます。学校司書等との触れ合いを大切に、こころの居場所づくりに努めます。	教育指導支援課
地域との連携協力による部活動の充実	部活動の一層の充実を図るため、課外活動外部指導者を学校へ派遣し、部活動の専門的技術指導の支援を行います。地域との協力により部活動の活性化を図る体制づくりを検証します。	教育指導支援課
子どもたち自身が考え行動するいじめ予防等の推進	特別の教科道徳、いじめ防止プログラム、弁護士によるいじめ予防の系統的な研修等を通じて、いじめ等の人権侵害に対する子ども、保護者、地域の意識を醸成します。また、スクール・バディ交流会を通して、生徒が主体的に取り組んでいけるよう定期的な情報交換を行います。	教育指導支援課
グローバル人材の育成を目指した日本語適応指導の開発	外国籍児童・生徒及び帰国児童・生徒を対象に140時間を上限として日本語指導員を配置します。	教育指導支援課

子どもの権利について

国立市子ども基本条例の施行に向けて学校が取り組むべきこととは

国立市立中学校長会長

国立市立国立第三中学校校長

山口 茂

国立市子ども基本条例が昨年 11 月、国立市議会第4回定例会において制定され、本年4月1日から施行されます。本条例には、第2章に子どもの権利として「安心して生きる権利」「自分らしく心豊かに育つ権利」「意見を表明する権利、意見が尊重される権利及び参加する権利」の3点について、子どもの権利が保障される内容が規定されています。「人間を大切にする」という理念を掲げる国立市にふさわしい本条例を受け止め、学校が成すべきことは何かを考えたとき、まずは、全教職員が条例内容を理解すること、そして、全ての児童・生徒にわかりやすく伝えていくことが必要だと私は思っています。これまでも学校では、子どもたちの人権を第一とした教育に取り組んでまいりましたが、今後は、そうした取り組みをより進展させ、子どもたちにとって最善の利益を追求していく場とすることの必要性を感じています。

本条例の第8条では、「意見を表明する権利、意見が尊重される権利及び参加する権利」の保障が掲げられています。国立三中では、生徒会活動の一環としてこれまでもカジュアルウイーク、校則の見直し、放課後カフェなどに取り組み、生徒の考えや意見を取り上げ、学校生活に積極的に活用していく場を設けてきました。今後もこうした取り組みの継続はもとより、本条例を実効性あるものとしていくためにも更にブラッシュアップを図ってまいりたいと思っております。



施策目標8 地域における権利保障の仕組みづくり

目標に向けた市の考え

核家族化、地域との関係性の希薄化など、近年においては地域と子ども・子育て家庭のつながりが少ないことにより、地域における子ども・子育て家庭の孤独感・孤立感が高まり、地域で子どもが育つ姿が少なくなっています。

他方で、児童虐待の相談件数や学校へ行けない・行かない児童・生徒の数、自殺者数の増加など、子どもを取り巻く課題の複雑化・複合化、価値観の多様化などの現状から、地域において全ての子どもが安心して過ごせる居場所が求められています。

こども家庭庁が2023(令和5)年に作成した「こどもの居場所づくりに関する指針」では、上記課題に触れた上で、「全ての子どもが安心して過ごせる多くの居場所を持ちながら、様々な学びや、社会で生き抜く力を得るための糧となる多様な体験活動や外遊びの機会に接することができ、自己肯定感や自己有用感を高め、身体的・精神的・社会的に将来にわたって幸せな状態(ウェルビーイング)で成長し、こどもが本来もっている主体性や創造力を十分に発揮して社会で活躍していけるよう」居場所づくりを推進する必要があると記載されています。

家庭や育ち学ぶ施設という、子どもの成長に必然的な環境だけでない、「地域」の中において、子どもが自分の居場所だと自信を持って言える場所や、いつでも頼ることのできる人の存在があれば、もし何かのきっかけで家庭や育ち学ぶ施設において息苦しさを感じるがあった場合にも、地域に支えられて自己肯定感を取り戻していくことが想像されます。

国立市では、様々な事業を通じて、地域との連携・協働を推進しています。

新型コロナウイルス感染症が蔓延した時期には、学校が閉鎖したことにより子どもが給食を得られない状況が発生したり、国の発した緊急事態宣言によりステイホームを余儀なくされ地域から子どもの姿が見えなくなったことにより、様々な不安や懸念が顕在化しました。このとき、今こそ子どもたちがいつでも頼ることのできる居場所が必要という考えのもと、市内の子ども食堂・子どもの居場所と連携し、開所に踏み切った経過があります。

この取組は今日まで続いており、2023(令和5)年度は子ども食堂が延べ 9,093 人、子どもの居場所が延べ 5,956 人の利用があったことを確認しています。

このほか、地区育成会の活動や、各種事業における学生ボランティアによる協力など、地域を担う人たちの多くの協力が国立市の子育ち・子育て環境を支えてくれています。

地域全体で子どもの安全な暮らし・主体的な育ちをつくっていくため、地域を担う人たちとの連携・協働の在り方を丁寧に構築し、推進に務めていく必要があります。

施策 16 子どもや子育て家庭を応援する施設の充実

重点的
取組
再掲

国立駅南口子育て・子育て応援テラスの運営

所管課

子育て支援課

取組	内容	所管課
【再掲】赤ちゃん・ふらっと事業の推進	東京都の「乳幼児を持つ親が安心して外出できる環境の整備事業」に基づき、市の施設に「赤ちゃん・ふらっと」を設置し、運営管理を行うとともに、都が交付する適合証を表示して、市民にその所在を広く周知します。また、市内の民間事業所への設置を推進します。	子育て支援課
【再掲】子どもや子育てサークルへの公共施設開放の推進	児童館や学童保育所の午前中の時間を活用し、未就学児童をもつ保護者のサークルの活動場所として施設開放を進めます。また、中高生による自主的な活動拠点として児童館等の公共施設の利用を促進します。	児童青少年課
【再掲】公園等遊べる施設の整備	公園が子どもが集える身近な遊び場になるよう、また幼児から高齢者までが利用できるよう施設の充実を図ります。また、水辺や緑などの自然に関わることができるルートや城山公園の散策路などの整備を図ります。	環境政策課
【再掲】コミュニティバス運行事業の見直し検討	くにっこについては、2024(令和6)年8月に高架下駐輪場前(上り)バス停を追加しており、あおやぎっこについては2019(平成31)年4月から本格運行しています。今後も利便性等を地域公共交通会議で議論していきます。	道路交通課
【再掲】大型自転車駐輪スペース整備事業の検討	幼児2人同乗用自転車(3人乗り自転車)等の増加により、自転車駐輪場には、スペースを増やす対応を行っています。今後も、利用状況を見極め、スペースを確保していきます。	道路交通課
【再掲】市庁舎における子育てバリアフリー環境の充実	男女を問わず子ども連れの市民が来庁しやすい市役所にするため、幼児の遊び場や「赤ちゃん・ふらっと」を設置するなどして施設環境の整備を図るとともに、親切で丁寧な対応を心がけることで、庁舎内の子育てバリアフリーを推進します。	職員課
【再掲】子育てひろば事業の充実(地域子育て支援拠点事業)	核家族化や地域におけるつながりが希薄化する中で、子育てへの不安や負担感を軽減し、地域での孤立を防ぐために未就学児とその保護者を対象にしたひろば事業(子ども家庭支援センター子育てひろば、児童館カンガルー広場)の充実を図ります。	子育て支援課

取組	内容	所管課
【再掲】子育て相談事業の充実	18 歳未満の児童及び保護者を対象とし、子育てに関するあらゆる相談を受けます。複雑な家庭事情や重層的な課題がある相談については、児童相談所や関係機関と連携して対応します。	子育て支援課
【再掲】親子グループ・子育てサークルの育成支援	出産後の親子グループ(月齢グループ)や地域の子育てサークルの活動に対する育成・支援やネットワーク化を推進します。	子育て支援課

	くにたち未来共創拠点矢川プラスの充実	所管課	児童青少年課 保育幼児教育推進課 子育て支援課
---	--------------------	-----	-------------------------------

取組	内容	所管課
【再掲】先輩ママパパによる子育て支援の推進	先輩ママパパが各種子育て支援事業へ主催者側として参加したり、事業そのものの企画・運営に関わることで、子育て経験の共有によるつながりの創出を図ります。	子育て支援課
【再掲】子育てひろば事業の充実(地域子育て支援拠点事業)	核家族化や地域におけるつながりが希薄化する中で、子育てへの不安や負担感を軽減し、地域での孤立を防ぐために未就学児とその保護者を対象にしたひろば事業(子ども家庭支援センター子育てひろば、児童館カンガルー広場)の充実を図ります。	子育て支援課
【再掲】子育て相談事業の充実	18 歳未満の児童及び保護者を対象とし、子育てに関するあらゆる相談を受けます。複雑な家庭事情や重層的な課題がある相談については、児童相談所及び関係機関などと連携し、専門的な対応を行います。	子育て支援課
【再掲】子育て各種講座の充実	妊娠、出産、子育ての確かな知識を伝えるため、各種講座の充実を図ります。特に子育てに不安や悩みを抱えた保護者がより参加しやすくなるように、お互いの気持ちや考えを共感し、「孤育て」の予防や「親力」の向上につながるような工夫を図ります。	子育て支援課
【再掲】親子グループ・子育てサークルの育成支援	出産後の親子グループ(月齢グループ)や地域の子育てサークルの活動に対する育成・支援やネットワーク化を推進します。	子育て支援課

施策 17 地域が担い手となる子育て・子育て支援

	地域における子どもの居場所づくり事業の拡充	所管課	児童青少年課
---	------------------------------	------------	---------------

取組	内容	所管課
【再掲】子どもと地域の交流の推進	学童保育所と放課後子ども教室の一体型プログラムを進める中で、青空児童館(出張児童館)活動を促進し、体験型のプログラムを充実していきます。その中で子どもと地域の方々との交流を促していきます。	児童青少年課
【再掲】桜守事業の推進	2000(平成 12)年度より、大学通り緑地帯の桜の樹勢回復活動を市民ボランティアと行政との協働により実施しています。2002(平成 14)年度からは市民ボランティアが主体的に、小学生等と一緒に実施しており、今後も多くの市民や子どもたちと継続的に実施していきます。	環境政策課
【再掲】各種スポーツ事業の充実	スポーツ推進委員と連携して子どもが各種スポーツを体験する事業を行い、興味をもつことにより、継続的にスポーツに親しむきっかけづくりを行います。	生涯学習課
【再掲】市内の高校や大学との地域連携による子育て支援	市内高校の生徒による長期休業期間等の学習ボランティア支援や市内の各大学の特徴を活かして、国際交流事業や教育・スポーツ・芸術文化などの体験事業等により豊かな人間性や社会性を育みながら、子どもたちの健やかな成長を促します。	地域連携関係部署
【再掲】イベントを活用したにぎわいによる子育て・子育て家庭の交流と支援	くになちさくらフェスティバル、LINKくになち、くになち秋の市民まつりは、毎年、多くの団体が参加、出店しています。舞台やパレード、各種の出店といった多くのにぎわいにより、多くの子どもや子育て家庭が地域でふれあい、つながる場所を創出します。	まちの振興課
【再掲】多文化共生事業の推進	外国から来た住民が安心して暮らすための基盤づくりとしての日本語学習支援「生活のための日本語講座」や「にほんごサロン」を実施します。あわせて、国籍や民族、文化、言葉の違いを認め合い、支えあい、助け合う関係を築くことを目的として日本語ボランティアの養成や多文化共生の意識啓発等の事業を実施します。また、地域のボランティアの協力を得て、子育ての課題をもつ保護者・家庭の相談・学習ができる場の充実を図ります。	公民館

取組	内容	所管課
【再掲】世代間交流事業の推進	地域で活動する様々な団体の協力を得て、地域に暮らす人々の生活課題に関する事業を実施し、祖父母世代や親世代と、子どもたちが共に学び、考えることを通じて世代間交流の充実を図ります。	公民館
【再掲】地区育成会への支援	地区育成会は青少年の健全育成等を目的として、小学校区ごとに地域の大人たちが協力し合った多様な学習機会や、体験活動の機会を提供しています。市ではこれらの活動に対して補助金交付や保険加入などの支援を行うとともに、地域人材のもつ多様なノウハウを子ども事業に積極的に活かしていきます。	児童青少年課
【再掲】学ぶ意味を大切にする教育の推進	学習指導要領改訂の趣旨を踏まえた、学ぶ意味を大切にする適正な教育活動の実施を進めます。グローバル化する社会の様々な課題に対して、子どもたちが主体的に考え、行動する力を育みます。	教育指導支援課
高齢者見守りネットワーク等との連携による子どもの見守りの推進	高齢者見守りネットワークの協力団体などが、各家庭を集配などで訪問の際に、高齢者同様に子どもや家庭の異変を感じたり、市内巡回の際に不審者を目撃したり、危険か所を発見した場合など連携を図り、地域全体でさりげない見守りシステムを検討します。	高齢者支援課
防犯に配慮したまちづくりの推進	防犯協会、警察との連携による防犯パトロール及び啓発活動を実施します。また、児童の見守り等の防犯活動団体への防犯用品の貸与を推進します。	防災安全課
【再掲】若年層性的マイノリティの交流の場づくり	若年層の性的マイノリティが安心して交流できる場を、近隣市や民間支援団体との連携により定期的に開催します。	市長室
「ピーポくんの家」の実施に対する支援	子どもたちが通学路や公園等で身の危険を感じた時に、助けを求めることができる緊急の避難場所として、また、犯罪の抑止のために、9校のPTAが、地域の家庭、店舗、事業所等の協力を得て「ピーポ君の家」の取組を実施しています。市は、この取組を支援します。	児童青少年課

 重点的 取組 再掲	学校と地域との連携による、豊かな育ちの推進	所管課	教育指導支援課
--	------------------------------	------------	----------------

取組	内容	所管課
【再掲】 地域との連携協力による部活動の充実	部活動の一層の充実を図るため、課外活動外部指導者を学校へ派遣し、部活動の専門的技術指導の支援を行います。地域との協力により部活動の活性化を図る体制づくりを検証します。	教育指導支援課

おわりに

子ども・若者・子育ての支援について大きな転換期を迎えています。2023(令和5)年4月1日に「こども基本法」が施行され、同年12月に「こども大綱」が決定されました。子どもの権利が実定法上に規定されて、権利を保障・実現することが社会と大人に求められています。そのことを具体化するために行政計画の策定が必要となります。国立市はそうした動向に対して、子どもの権利に関する条例制定(「国立市子ども基本条例」)、およびその条例を基盤に置いた「第四次国立市子ども総合計画」の策定を同時進行で取り組みました。こう書いてしまうと何でもないように思われると思います。しかし、同時進行による準備は、2025(令和7)年4月1日に条例と総合計画を施行および実施することを意味しており、どれだけ両者が密接に関係しているのか、条例に規定される子どもの権利を具体的に保障・実現していきたいという姿勢であり、そこに強い意思と決意がなければ取り組めないことなのです。ここに国立市役所の子ども・若者・子育て支援の充実へ向けた確実な歩みを感じることができます。

「国立市子ども総合計画審議会」の会長を就任させていただき、審議会委員および事務局職員と連携と協力により、この総合計画は誕生しました。審議会では率直な意見交換と徹底的な議論を尽くしてきました。また、事実や実態に立った計画策定に必要な市民のみなさまの声を聴かせていただくために、各種の調査と意見聴取に取り組ませていただきました。市民のみなさまのご協力とご意見をいただけたことに感謝申し上げます。「第四次国立市子ども総合計画」の実施は、計画にもとづいた進捗とともに、新たに必要となる施策等について、策定後もご意見をお寄せ願います。

「国立市子ども基本条例」と「第四次国立市子ども総合計画」が誕生しました。誕生後は、すべての市民のみなさまの参画により、より豊かに、より確かに育まれることを期待しています。子ども・若者・子育てに優しく、住んでいて良かったと思える国立市をgoいっしょにつくり続けていきましょう。

国立市子ども総合計画審議会会長 長谷川 俊雄

第8章

第三期国立市子ども・子育て 支援事業計画

1 計画の基本的な考え方

(1)「認定区分」と「家庭類型」による事業の対象家庭の抽出

① 認定区分について

子ども・子育て支援法では、保護者の申請を受けた市町村が、当該児童の年齢と、以下に記載する保育の必要性に係る事由といった客観的基準に基づき、保育の必要性について 1・2・3 号認定に区分したうえで、給付を支給する仕組みとなっています。

※認定区分について(内閣府 子ども・子育て支援制度ハンドブックより)

1号認定:満3歳以上の小学校就学前の子どもであって、2号認定子ども以外のもの。

2号認定:満3歳以上の小学校就学前の子どもであって、保護者の労働又は疾病その他の内閣府令で定める事由により家庭において必要な保育を受けることが困難であるもの。

3号認定:満3歳未満の小学校就学前の子どもであって、保護者の労働又は疾病その他の内閣府令で定める事由により家庭において必要な保育を受けることが困難であるもの。

以下のいずれかの事由に該当すること

※同居の親族その他の者が当該児童を保育することができる場合、その優先度を調整することが可能

①就労

- ・フルタイムのほか、パートタイム、夜間など基本的にすべての就労に対応(一時預かりで対応可能な短時間の就労は除く)
- ・居宅内の労働(自営業、在宅勤務など)を含む

②妊娠、出産

③保護者の疾病、しょうがい

④同居の親族(長期入院等をしている親族を含む。)を常時介護又は看護していること

⑤災害復旧

⑥求職活動

- ・起業準備を含む

⑦就学

- ・職業訓練校等における職業訓練を含む

⑧虐待やDVのおそれがあること

⑨育児休業取得時に、既に保育を利用している子どもがいて継続利用が必要であること

⑩その他

上記に類する状態として市町村が認める場合

更に、標準時間(主にフルタイムの就労を想定。)及び短時間(主にパートタイムの就労を想定。)の2区分の保育必要量を設けることとなります。上記内容に加え、年齢で区分すると認定区分は、以下のとおりとなります。

	保育を必要とする		保育を必要としない	
0～2歳児	3号認定	保育標準時間利用(最長11時間)	—	
		保育短時間利用(最長8時間)		
3～5歳児	2号認定	保育標準時間利用(最長11時間)	1号認定	教育標準時間利用 (標準4時間)
		保育短時間利用(最長8時間)		

② 家庭類型について

特定教育・保育施設や地域子ども・子育て支援事業の見込み量を把握するためには、1・2・3 号の認定区分にそれぞれどれだけの家庭が該当するか想定することが必要です。そのためにニーズ調査の結果から、対象となる子どもの父母の有無、就労状況から8種類の類型化を行います。

※特定教育・保育施設とは、子ども・子育て支援法第 27 条に示されるもので、市町村長が施設型給付費の支給に係る施設として確認する「教育・保育施設」を言い、施設型給付を受けず、私学助成を受ける私立幼稚園は含まれません。

類型化した区分を「家庭類型」と言い、“現在の家庭類型”と、母親の就労希望を反映させた“潜在的な家庭類型”の種類ごとに算出します。

父親 \ 母親		ひとり親	フルタイム 就労 (産休・育休 含む)	パートタイム就労(産休・育休含む)		未就労
			120時間 以上	120 時間 未満 64 時間以上	64 時間 未満	
ひとり親		タイプA				
フルタイム就労 (産休・育休含む)			タイプB	タイプC	タイプC'	タイプD
パート タイム就労 (産休・育 休含 む)	120 時間以上		タイプC	タイプE	タイプE'	
	120 時間未満 64 時間以上					
	64 時間未満		タイプ C'			
未就労				タイプD		タイプF

保育の必要性あり

保育の必要性なし

タイプA：ひとり親家庭(母子または父子家庭)

タイプB：フルタイム共働き家庭(両親ともフルタイムで就労している家庭)

タイプC：フルタイム・パートタイム共働き家庭(就労時間：月 120 時間以上＋月 64～120 時間)

タイプC'：フルタイム・パートタイム共働き家庭(就労時間：月 64 時間未満)

タイプD：専業主婦(夫)家庭

タイプE：パートタイム共働き家庭(就労時間：双方が月 120 時間以上＋月 60～120 時間)

タイプE'：パートタイム共働き家庭(就労時間：いずれかが月 64 時間未満)

タイプF：無業の家庭(両親とも無職の家庭)

育児・介護休業中の人もフルタイムで就労しているとみなして分類しています。

(3)「量の見込み」の推計方法のステップ

見込み量の推計方法は、全国共通の算出方法が国から示されており、以下のフローとなっています。

なお、ニーズ調査の回答により算出した量の見込みが実態と大きく乖離する場合は、妥当性を検証した上で、実績をもとに量の見込みを算出する場合があります。

ステップ1

～家庭類型の算出～

ニーズ調査の回答者について、両親の就労状況でタイプ进行分类します。

タイプAからタイプFの8つの家庭類型があります。

ステップ2

～潜在家庭類型の算出～

ステップ1の家庭類型からさらに、両親の今後1年以内の就労意向を反映させてタイプ进行分类します。

市民のニーズに対応できるよう、新制度では、潜在家庭類型でニーズ調査の回答者の教育・保育のニーズを把握することがポイントです。

- 現在パートタイムで就労している母親のフルタイムへの転換希望
- 現在就労していない母親の就労希望

ステップ3

～潜在家庭類型別の将来児童数の算出～

人口推計を算出し、各年の将来児童数と潜在家庭類型を掛け合わせます。

ステップ4

～事業やサービス別の対象となる児童数の算出～

事業やサービス別に定められた家庭類型等に潜在家庭類型別の将来児童数を掛け合わせます。

例えば、放課後児童健全育成事業等は保育を必要とする家庭に限定されています。

ステップ5

～利用意向率の算出～

事業やサービス別に、回答者数を利用希望者数で割ります。

本当に利用したい真のニーズの見極めが重要です。

ステップ6

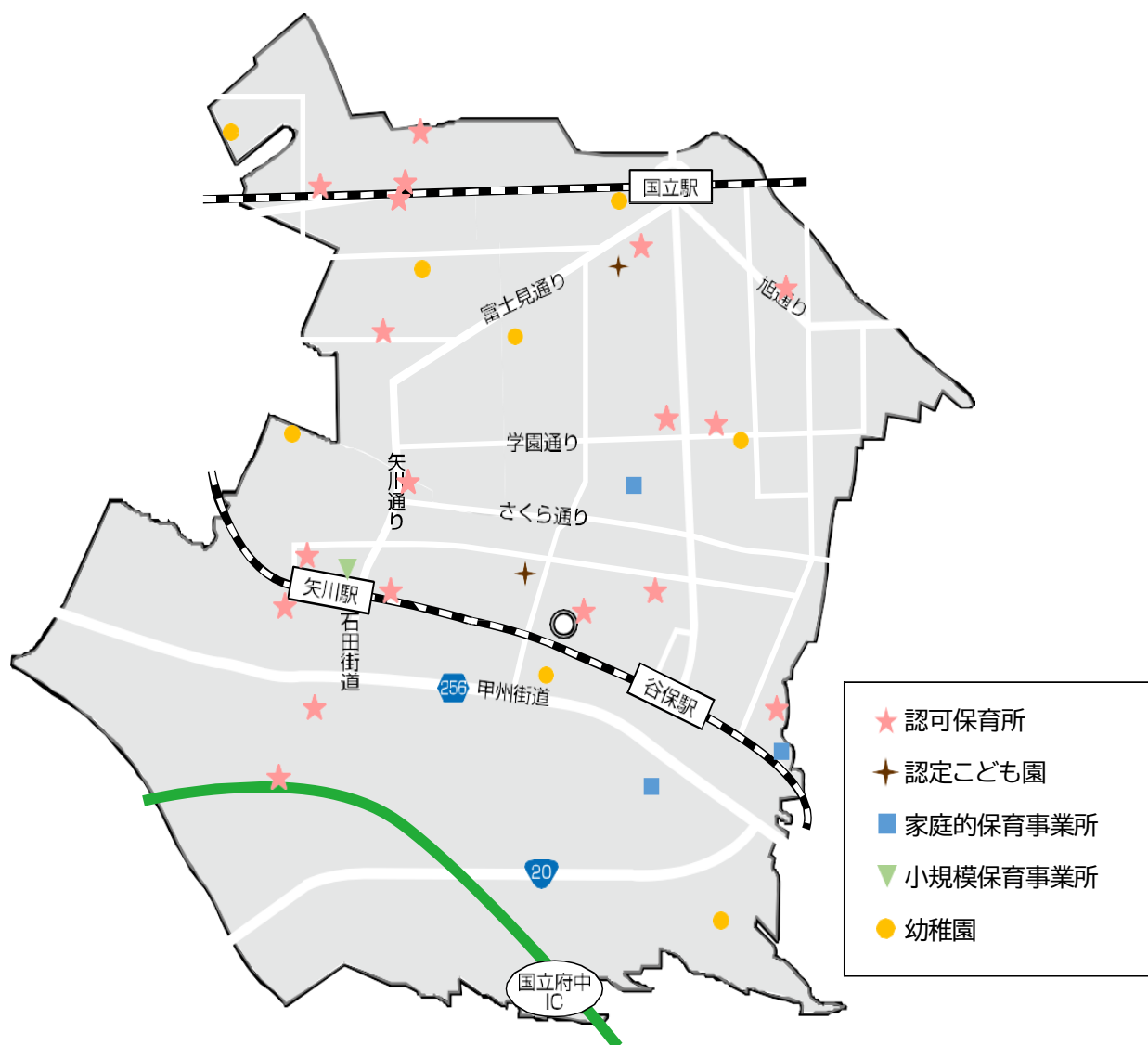
～見込み量の算出～

事業やサービス別に、対象となる児童数に利用意向率を掛け合わせます。

将来児童数を掛け合わせることで、2020(令和2)年度から2024(令和6)年度まで各年度の見込み量が算出されます。

(4)教育・保育の提供区域

区域設定については、現在の教育・保育の利用状況、教育・保育を提供するための施設整備状況、その他の条件を総合的に勘案して、市全体を一区域と設定します。



2 乳幼児期の教育・保育の整備

① 5年間(2020(令和2)年度～2024(令和6)年度)の事業内容

■待機児童数の推移（人）

<旧定義>	0歳	1歳	2歳	3歳	4歳	5歳	計
R2.4	20	32	19	1	2	1	75
R3.4	22	24	8	3	1	2	60
R4.4	22	10	5	2	0	0	39
R5.4	18	30	7	1	2	2	60
R6.4	16	33	10	2	0	1	62

<新定義>	0歳	1歳	2歳	3歳	4歳	5歳	計
R2.4	7	7	13	0	0	0	27
R3.4	1	5	5	1	0	0	12
R4.4	3	0	2	1	0	0	6
R5.4	2	8	2	0	1	2	15
R6.4	2	10	4	0	0	0	16

■2024(令和6)年 5 月時点の申込状況等

幼稚園等(幼稚園(施設型)・幼稚園(確認を受けない)・認定こども園(1号))

	3歳	4歳	5歳	計
市内園の定員数	456	543	578	1,611
利用児童数(市民)	148	175	185	508
利用児童数(市外)	56	77	92	225
利用児童数計	204	252	277	733

保育園等(認可保育所・認定こども園(2号)・地域型保育事業所)

	0歳	1歳	2歳	3歳	4歳	5歳	計
定員数	129	282	316	311	325	332	1,695
入所申込数	125	304	334	283	289	310	1,645
利用児童数	109	271	324	281	289	309	1,583
待機児童(旧)	16	33	10	2	0	1	62
待機児童(新)	2	10	4	0	0	0	16

2020(令和2)年度 国立富士見台団地風の子開園(幼稚園類似施設の認定こども園化)(3～5 歳、保育定員 20 人)、向陽保育園改修(定員+10 人)
 2023(令和5)年度 ひよこマールーム閉園(令和6年3月閉園、0～2 歳、定員3人)
 2024(令和6)年度 バンビ開園(令和6年4月開園、0～2 歳、定員3人)

■確保実績(人)

計画年度	利用者区分		④ 量の見 込み	確保実績				⑤－④	前年比
				教育・ 保育施 設	確認を 受けな い幼稚 園	地域型 保育事 業	⑥計		
(令和2)年度 2020	1号認定		757	429	1,182		1,611	854	-
	2号認定	学校教育を希望	101	953	0		953	-15	-
		上記以外	867						-
	3号認定	0歳児	157	135		6	141	-16	-
		1・2歳児	646	601		22	623	-23	-
	計		2,528	2,118	1,182	28	3,328	800	-
(令和3)年度 2021	1号認定		754	429	1,182		1,611	857	3
	2号認定	学校教育を希望	107	958	0		958	-12	3
		上記以外	863						
	3号認定	0歳児	156	135		6	141	-15	1
		1・2歳児	628	596		22	618	-10	13
	計		2,508	2,118	1,182	28	3,328	820	20
(令和4)年度 2022	1号認定		733	429	1,182		1,611	878	21
	2号認定	学校教育を希望	104	974	0		974	30	42
		上記以外	840						
	3号認定	0歳児	154	120		6	126	-28	-13
		1・2歳児	639	586		22	608	-31	-21
	計		2,470	2,109	1,182	28	3,319	849	29
(令和5)年度 2023	1号認定		729	429	1,182		1,611	882	4
	2号認定	学校教育を希望	103	968	0		968	30	0
		上記以外	835						
	3号認定	0歳児	153	120		6	126	-27	1
		1・2歳児	632	579		22	601	-31	0
	計		2,452	2,096	1,182	28	3,306	854	5
(令和6)年度 2024	1号認定		714	429	1,182		1,611	897	15
	2号認定	学校教育を希望	101	968	0		968	50	20
		上記以外	817						
	3号認定	0歳児	151	120		6	126	-25	2
		1・2歳児	628	579		22	601	-27	4
	計		2,411	2,096	1,182	28	3,306	895	41

② 5年間(2020(令和2)年度～2024(令和6)年度)を通しての課題

- これまで施設整備に努めてきたことや、保育需要の伸びの落ち着きもあり、待機児童数はほぼ解消している状況になりました。
- 2024(令和6)年4月時点においてもなお若干の待機児童が生じており、1歳・2歳に集中していることがわかります。

③ 今後(2025(令和7)年度～2029(令和11)年度)の方向性

- 上記の分析を踏まえ、今後の待機児童解消対策においては、以下の方向性をもって取り組んでいくこととします。
- ア)新規施設整備について
待機児童の減少に伴い、新規施設整備の予定はありません。

イ)幼稚園教育への理解の推進

短時間就労の方も保育園への入所申込みをしている状況がうかがえる一方で、国立市内の各幼稚園は、預かり保育の充実等に力を入れていることから、それらの就労ニーズに応えつつ、各幼稚園の特色ある幼児教育を提供することができます。各幼稚園と協力し、保護者への PR 強化等、更なる幼稚園教育への理解の推進を図ります。

ウ)認可外保育施設等の入所者への対応策

近年、認可外保育施設の多様化や無償化等保護者補助の増大により、認可外保育施設への入所希望者が増えています。このため、認可外保育施設等を利用する保護者への利用支援を実施していきます。

エ)新規施設整備以外の対策の検討

ベビーシッター利用支援事業等の施設整備を要しない対応策について、継続実施します。

年度途中の入所希望等への対応として、市内認可保育園等の定員弾力化を行う条件を規定し、当該条件を満たした場合には弾力化することとします。

待機児童数の旧定義と新定義について

「旧定義」：認可保育園等の入所申込者数から、実際の入所者数を差し引きした人数。

「新定義」：旧定義の待機児童数から、厚生労働省により定められた基準に該当する方の数を差し引いた人数で、厚生労働省に報告する待機児童数。

<厚生労働省により定められた主な基準>

- ・認証保育所や企業主導型保育所、その他地方単独の保育施策(ベビーシッター 利用支援事業等)を利用する方。
- ・保護者の私的な理由により待機している方(特定の保育園等を希望し待機している場合など)。
- ・育児休業中の方のうち、入所に伴う復職を予定していない方(入所不承諾通知の交付を希望している方を含む)。

(1)乳幼児期の教育・保育の確保方策

【担当部署】:保育幼児教育推進課

■ニーズ量と確保提供量

(人)

		2025(令和7)年度					
		1号認定	2号認定		3号認定		
			教育希望が強い	左記以外	0歳	1歳	2歳
量の見込み		319	160	643	133	245	247
特定教育・保育施設	幼稚園、保育所、 認定こども園	435	35	956	120	273	306
		470					
確認を受けない幼稚園 (私学助成幼稚園)	上記以外の幼稚園	957	225	0	0	0	0
		1,182					
特定地域型保育 事業	小規模保育、家庭 的保育、居宅訪問 型保育、事業所内 保育等	0	0	0	6	13	9
認可外保育施設		0	0	12	3	6	14
提供量合計		1,392	260	968	129	292	329
過不足分(提供量－量の見込み)		+1,073	+100	+325	-4	+47	+82

(人)

		2026(令和8)年度					
		1号認定	2号認定		3号認定		
			教育希望が強い	左記以外	0歳	1歳	2歳
量の見込み		303	151	609	132	250	243
特定教育・保育施設	幼稚園、保育所、 認定こども園	435	35	956	120	273	306
		470					
確認を受けない幼稚園 (私学助成幼稚園)	上記以外の幼稚園	841	166	0	0	0	0
		1,007					
特定地域型保育 事業	小規模保育、家庭 的保育、居宅訪問 型保育、事業所内 保育等	0	0	0	6	13	9
認可外保育施設		0	0	12	3	6	14
提供量合計		1,276	201	968	129	292	329
過不足分(提供量－量の見込み)		+973	+50	+359	-3	+42	+86

(人)

		2027(令和9)年度					
		1号認定	2号認定		3号認定		
			教育希望が強い	左記以外	0歳	1歳	2歳
量の見込み		293	147	590	131	247	248
特定教育・保育施設	幼稚園、保育所、 認定こども園	435	35	956	120	273	306
		470					
確認を受けない幼稚園 (私学助成幼稚園)	上記以外の幼稚園	841	166	0	0	0	0
		1,007					
特定地域型保育 事業	小規模保育、家庭 的保育、居宅訪問 型保育、事業所内 保育等	0	0	0	6	13	9
認可外保育施設		0	0	12	3	6	14
提供量合計		1,276	201	968	129	292	329
過不足分(提供量－量の見込み)		+983	+54	+378	-2	+45	+81

(人)

		2028(令和10)年度					
		1号認定	2号認定		3号認定		
			教育希望が強い	左記以外	0歳	1歳	2歳
量の見込み		289	145	582	129	244	246
特定教育・保育施設	幼稚園、保育所、認定こども園	435	35	956	120	273	306
		470					
確認を受けない幼稚園(私学助成幼稚園)	上記以外の幼稚園	841	166	0	0	0	0
		1,007					
特定地域型保育事業	小規模保育、家庭的保育、居宅訪問型保育、事業所内保育等	0	0	0	6	13	9
認可外保育施設		0	0	12	3	6	14
提供量合計		1,276	201	968	129	292	329
過不足分(提供量－量の見込み)		+987	+56	+386	0	+48	+83

(人)

		2029(令和11)年度					
		1号認定	2号認定		3号認定		
			教育希望が強い	左記以外	0歳	1歳	2歳
量の見込み		289	144	581	128	242	242
特定教育・保育施設	幼稚園、保育所、認定こども園	435	35	956	120	273	306
		470					
確認を受けない幼稚園(私学助成幼稚園)	上記以外の幼稚園	841	166	0	0	0	0
		1,007					
特定地域型保育事業	小規模保育、家庭的保育、居宅訪問型保育、事業所内保育等	0	0	0	6	13	9
認可外保育施設		0	0	12	3	6	14
提供量合計		1,276	201	968	129	292	329
過不足分(提供量－量の見込み)		+987	+57	+387	+1	+50	+87

★確保提供量の内訳

- ・2号認定のうち「教育希望が強い」方については、幼稚園及び認定こども園における「預かり保育の受入数」の合計値を示しています。
- ・1号認定については、幼稚園及び認定こども園の定員数(園則上)の合計値から、2号認定の「教育希望が強い」の値を引いた値を示しています。

今後の具体的な事業計画(2025(令和7)年度～2029(令和11)年度)

これまで保育施設整備を進めてきたことから待機児童がほぼ解消している状況を鑑み、今後、新たな保育施設整備は予定していません。なお、0～2歳に若干の待機児童がいる状況から、0歳児クラスの未充足加算や定員弾力化による受入れ調整、都制度のベビーシッター利用支援事業の活用を継続します。

(2)認定こども園の普及に係る基本的な考え方

【担当部署】:保育幼児教育推進課

認定こども園は幼稚園と保育園の機能や特長を併せ持ち、地域の子育て支援も行う施設であることから、保護者のニーズが高まるとともに、待機児童がほぼ解消し、幼稚園、保育園の定員割れが進む中、移行を希望する園が増加することが予想されます。

国においても、認可手続きの簡素化などにより、新たな設置や幼稚園・保育園からの移行をしやすいなど、普及が図られています。

本市においては、2023(令和5)年度に認定こども園移行支援対象施設選定事業実施要領により支援の方針を定めたため、方針に基づき、事業者の意向を踏まえながら、幼稚園・保育園から認定こども園への移行を支援してまいります。

(3)質の高い教育・保育の提供と地域の子育て支援の推進

【担当部署】：保育幼児教育推進課

すべての子どもが健やかに育つためには、特に乳幼児期は生涯にわたる人格形成の基礎が培われる重要な時期であることに留意し、発達段階に応じた質の高い教育・保育、地域での子育て支援が適切に提供されることが重要です。

子どもの最善の利益が実現される社会を目指し、地域社会全体ですべての子育て家庭を支えていけるよう、子育て支援施策を推進していきます。

2018(平成 30)年から施行された「幼稚園教育要領」、「保育所保育指針」、「幼保連携型認定こども園教育・保育要領」において、3 歳以上の幼児教育に関する記載がおおむね共通化され、保育園も幼稚園・幼保連携型認定こども園同様、「幼児教育施設」として位置づけられました。

こうした背景のなか、国立市では幼児教育環境の向上を目指し、子どもが将来に向けて生き抜く力を身につけていくための基礎となる「非認知スキル」の視点を幼稚園・保育園・幼保連携型認定こども園における実践や乳幼児の家庭内での保育に生かせるようにするための幼児教育推進プロジェクト「ここすき！」を 2018(平成 30)年度より開始しました。また、多様化している子どもや子育てをめぐる課題に積極的に取り組むため、2019(令和元)年 9 月に、社会福祉法人くにたち子どもの夢・未来事業団を設立しました。2023(令和5)年度には、幼児教育推進プロジェクトを土台に、くにたち未来共創拠点矢川プラス内に「国立市幼児教育センター(こどもラボ)」を開設し、国立市幼児教育センターを核として、保育園・幼稚園・認定こども園等の幼児教育の実践や未就園児童の家庭内保育に「非認知スキル」の視点を生かせる環境づくりについて、市と事業団が両輪となり推進しているところです。

事業団の運営には、これまでに教育・保育や芸術など各分野で多くの実績と経験を積んでこられた識者が理事として携わり、全国に先駆けて国立市が推し進めるソーシャル・インクルージョンのまちづくりの理念の下、子どもの育ちにおいて、「非認知スキル」の育てを乳幼児期から丹念に保証する必要性が高まるなか、早期からの保育・幼児教育環境を向上させることに積極的に取り組むこととしています。

この取組を通じて、子ども一人ひとりが夢と希望を叶え、未来に向かって光輝き、自立した生活ができるようになることを目指していきます。そして、次世代育成のまちづくりに貢献し、「子どもの最善の利益」が実現される社会を希求していきます。そのためには、これまで不断の努力により保育・幼児教育環境を築き上げてきた関係機関、各分野の専門の先生方や地域の皆様と共に、保育・幼児教育環境を積極的に向上させるべく必要な調査・研究・実践に取り組むこととしています。

◎幼児教育センター事業

＜実践＞ 未就園児家庭の親子を対象とした子育てひろばを運営し、幼児教育の実践に取り組みます。

＜連携＞ 新たなステージへ進む子どもたちの滑らかな就学に向けた幼保小連携の課題に取り組みます。

＜発達支援＞ ソーシャル・インクルージョンの理念の下、個性を認め合い、発達段階に応じた幼児教育により、自分らしく輝く子どもたちを育てます。

＜啓発・推進＞ まちぐるみで子どもたちの個性や感性を生かす幼児教育の環境づくりに取り組みます。

＜研究・研修＞ 職員の専門性を高める各種研修・研究や人材確保・育成による市内全体の資質向上を目指します。

(4)幼稚園教諭と保育士の資質の向上

【担当部署】：保育幼児教育推進課

質の高い教育・保育及び子育て支援を提供するには、幼稚園教諭、保育士等の専門性や経験が重要になります。

教育・保育の一体的提供に関する意義や課題を共有できるよう、前述の事業団と連携した幼児教育センター事業等を通じ、幼稚園教諭と保育士の合同研修の開催等の支援・実施をしていきます。

① 幼稚園教諭や保育士等による合同研修

幼稚園教諭と保育士が、教育と保育を一体的に提供する意義や課題を共有できるよう、合同研修の開催などによる職員の資質向上のための支援を行います。

② 配慮を要する子どもに関わる職員の資質向上

すべての子どもの健やかな育ち、子どもの最善の利益の保障の重要性から、しょうがいのある子どもや特別な支援を要する子どもについて、その状況を的確に把握し適切な教育・保育が提供されるよう、専門機関との連携を強化するとともに、職員の資質向上に努めます。

③ 教育・保育に関わる職員の処遇改善

様々な教育・保育の量的確保や質の改善を図ることによって、結果としてその担い手である保育士等の確保がこれまで以上に切実な課題となっているため、今後とも国の制度等を活用し、保育士の処遇改善に努めます。

(5)教育・保育施設と地域型保育事業者の役割と連携

【担当部署】：保育幼児教育推進課

幼稚園、保育園、認定こども園は、子ども・子育て支援の中核的な役割を担う教育・保育施設です。一方、小規模保育施設等の地域型保育事業は、供給が不足しがちな3歳児未満の保育を、地域に根差した身近な場で提供する役割を担うものです。この両者が相互に補完しあうことによって、教育・保育の量の確保と質の充実が図られるものと考えます。

さらに、地域型保育事業を利用した満3歳未満の子どもが、満3歳以降も幼稚園、保育園、認定こども園で、切れ目なく適切に教育・保育が受けられるための配慮も必要となります。

こうしたことから、教育・保育施設と地域型保育事業者の十分な情報共有と連携支援の充実を図ります。

(6)幼稚園や保育園、認定こども園と小学校との連携

【担当部署】：保育幼児教育推進課

乳幼児期における子どもの健やかな育ちや、教育・保育の連続性を確保するためには、小学校教諭と幼稚園・保育園・認定こども園の職員が、共に子どもの発達を長期的な視点でとらえ、互いの教育内容や指導方法の違いや共通点について理解を深め共有することが大切です。

幼稚園や保育園、認定こども園での生活が、小学校以降の生活や学習の基盤の育成につながることに配慮し、乳幼児期にふさわしい生活を通して、創造的な思考や主体的な生活態度などの基礎を培うことが必要であると考えられます。

こうしたことから、国立市では子ども家庭部と教育部、事業団が連携し、幼保小連携の取組を推進しています。この取組を通して、幼稚園・保育園・認定こども園と小学校の児童との交流や、職員同士の意見交換や合同研究の機会を設けたりするなど、連携を通じた小学校への円滑な接続の支援に取り組んでいきます。

3 地域子ども・子育て支援事業の整備

(1) 地域子ども・子育て支援事業の量の見込みと確保方策

1-(1) 利用者支援事業

【担当部署】：子育て支援課

① 事業の概要について

地域の子育て支援情報を集約し、子どもや保護者からの相談や、必要な情報提供・助言をするとともに、関係機関との連絡調整などを行います。

本市における事業名：くにたち子育てサポート窓口

② 5年間(2020(令和2)年度～2024(令和6)年度)の事業内容

■くにサポの所掌範囲

所掌	具体的支援内容	くにサポ開設前の所管部署
子ども総合相談	18歳までの子どものいる子育て家庭に対する相談支援 ※ひきこもり、子どもの貧困を含む	新設
妊婦面接 (ゆりかご事業)	妊娠届(母子手帳)交付 併せて妊婦面接を実施(支援方針会議の実施) ※妊婦面接は全数実施	市民課 保健センター
ひとり親支援	ひとり親家庭等への就学資金等貸付(滞納整理含む)、ホームヘルパー派遣、住宅・緊急保育等の助成、入院助産等、児童訪問 他各種給付・助成事業 ※DV被害に関する相談のみ、「市長室」へ移行	子育て支援課

※保育園の増設や認定こども園の開園といった待機児解消の施策の展開等については、保育コンシェルジュ機能として、事務を所管する保育・幼稚園係が担っています。

<子ども相談支援(子ども総合相談窓口相談受付件数)>

	2020 (令和2)年度	2021 (令和3)年度	2022 (令和4)年度	2023 (令和5)年度	2024 (令和6)年度
新規相談受付件数	109	95	84	80	
実施か所数	1か所	1か所	1か所	1か所	1か所

<ひとり親支援(ひとり親家庭等相談状況)>

	2020 (令和2)年度	2021 (令和3)年度	2022 (令和4)年度	2023 (令和5)年度	2024 (令和6)年度
延べ相談受付件数	1,908	1,636	1,770	1,991	
実施か所数	1か所	1か所	1か所	1か所	1か所

<妊婦面接(ゆりかご事業)(妊娠届及び妊婦面談数)※本庁、保健センター、北プラザ、駅前プラザで実施>

	2020 (令和2)年度	2021 (令和3)年度	2022 (令和4)年度	2023 (令和5)年度	2024 (令和6)年度
妊娠届出数	461	473	421	397	
妊婦面接数	430	446	411	395	
面談実施か所数	4か所	4か所	4か所	4か所	4か所

③ 市民の声(ニーズ調査より抜粋)

- ・保健センターや市役所以外で、子育て相談をできるブースがあれば仕事帰り等に少し利用したい。気軽に、短時間で相談できるような事業。
- ・悩みを親身になって聞いてくれたり、気持ちに寄り沿ってもらえる相談口があると嬉しいです。
- ・子どもの発達相談、もっと手厚くして欲しい。 保育園への専門家(心理士、リハビリ等)からの見守りとか子育ての不安をもっと気軽に相談できる所。
- ・月齢が小さいうちだけでなく、大きくなってからの発達や食事について気軽に相談できる場所が欲しい。

④ ニーズ量と確保提供量

	2025 (令和7)年度	2026 (令和8)年度	2027 (令和9)年度	2028 (令和10)年度	2029 (令和11)年度
ニーズ量					
実施か所数 (確保方策)	2	2	2	2	2

※確保方策の考え方…子ども家庭センター型のくにたち子育てサポート窓口に加えて、2025(令和7)年度に国立駅の南口施設に地域子育て相談機関を新たに開設予定。

⑤ 今後の具体的な事業計画(2025(令和7)年度～2029(令和11)年度)

児童福祉法改正に伴い、2024(令和6)年度より設置が努力義務となったこども家庭センターを2025(令和7)年度設置に向けて進めており、これまでの児童福祉と母子保健の更なる連携を図り、すべての妊産婦、子育て世帯、子どもへ一体的に相談支援を行える土壌を整えます。

「多様な学びを伸ばす環境整備協議会」における一層の連携強化を図り、通えない・通わない児童生徒又はその保護者の多様な学びの在り方を支援するとともに、復学を希望する者が円滑に復学できる仕組みを作ります。また、学校現場におけるくにサポの認知を高め、ブランディング強化を図ります。

その他、引き続き子育て支援課における相談支援機能の発展に努めます。

1-(2)地域子育て支援拠点事業

【担当部署】:子育て支援課

① 事業の概要について

乳幼児及びその保護者が相互に交流を行う場所を常設し、子育てについての相談、情報提供などを行います。

② 5年間(2020(令和2)年度～2024(令和6)年度)の事業内容

名称	日時	実施内容
子ども家庭支援センター内 子育てひろば	月～土曜日 午前10時～午後4時 (ただし木曜は午後1時まで)	・0歳から親子で自由に遊べる空間の提供、子育て相談 ・手作りおもちゃ・絵本完備、授乳室・ミルク用お湯提供あり ・絵本の読み聞かせを実施(第2・4火曜日の午前 11時～) ・地域の公共施設において出張子育てひろば、子育て講座を開催 ・月齢グループや地域子育てグループの育成や活動支援 ・令和5年度からは矢川プラス内に移転
市内学童保育所 カンガルーひろば (各学童週1回)	木・金曜日 午前10時～11時30分 (木曜:東・中央・矢川学童保育所・北市民プラザ、金曜:南・本町・西学童保育所)	・中央・矢川・西学童では、0～1歳の子どもと保護者が、東・南・本町学童と北市民プラザでは、0～5歳の子どもと保護者が一緒に遊ぶことができる空間を提供(保育士への相談可能)
地域子育て支援拠点事業 「つちのこひろば」	週4日開設 10時～午後3時	・0歳から親子で自由に遊べる空間の提供、保護者同士が相互に交流できる機能あり、授乳・おむつ交換可能子育てに関する相談可能 【例】 ・子どもの健康に関する講座や、「わらべうた」「えほんのじかん」の企画 ・市南部の城山公園周辺で出張ひろば ・畑を活用した企画 ・しょうがい児の歯科指導や離乳食のつくり方等、保護者の学びの企画

項 目		2020 (令和2)年度	2021 (令和3)年度	2022 (令和4)年度	2023 (令和5)年度	2024 (令和6)年度
第二期支援事業 計画策定時の 確保目標量	子育てひろば	10,750	10,750	10,750	15,200	15,200
	カンガルーひろば	9,020	9,020	8,910	8,910	8,910
	つちのこひろば	3,120	3,120	3,120	3,120	3,120
実利用者数	子育てひろば	4,656	4,367	5,247		
	カンガルーひろば	2,047	1,994	1,896		
	つちのこひろば	2,645	3,868	5,027		
施設数		9か所	9か所	9か所	9か所	9か所

③ 市民の声(ニーズ調査より抜粋)

- ・ここすきひろばになるまえの、旧家庭支援センターの子育てひろばの雰囲気や規模、アットホームな感じが好きでした。矢川プラスのような、大きな施設も必要でよく利用しますが、小さな場所を、もう少し増やして、点在させてほしいです。
- ・保健センターと子ども家庭支援センターも分室のようなものが駅周辺にあったら助かる。
- ・今、現在で児童館や支援センターが少ない、古い。他の市町村に比べて足りないと思う。
- ・国立の児童館のカンガルー広場は未就学児にもっと利用しやすかったり、イベントを行ったりしてほしい。
- ・つちのこ・矢川プラス・南口施設を17時頃まで運営して欲しい。

④ ニーズ量と確保提供量

項目		2025 (令和7)年度	2026 (令和8)年度	2027 (令和9)年度	2028 (令和10)年度	2029 (令和11)年度
ニーズ量(延べ人)		12,812	12,781	12,791	12,660	12,519
提供量(確保方策) (延べ人)		39,230	43,230	43,230	43,230	43,230
提供量 (延べ人)	ここすきひろば	27,200	31,200	31,200	31,200	31,200
	カンガルーひろば	8,910	8,910	8,910	8,910	8,910
	つちのこひろば	3,120	3,120	3,120	3,120	3,120

※ここすきひろば:ひろば参加者 290 日/年×50 人/日=14,500、出張・講座等 700 人/年

2025(令和 7) 年 7 月より 同規模のひろばを国立駅南口施設に増設。年間 16,000 人の予定

2025(令和 7)年度。

※カンガルーひろば:7 か所それぞれの見込み定員数に実施日数を乗じています。

※つちのこひろば :52 週×開所4日/週×利用者 15 人/日=3,120

※確保方策の考え方…地域子育て支援拠点事業については、実施場所や回数の増、内容等について既存施設の利用拡大や新設等により、地域の実情に即し体系的に今後検討していきます。

⑤ 今後の具体的な事業計画(2025(令和7)年度～2029(令和 11)年度)

矢川プラス内のここすきひろばについては、引き続き、(福)くにたち子どもの夢・未来事業団と連携しながら、より利用がしやすいひろばとして安定的な運営ができるよう、施設利用方法の見直しを図るとともに、子育て講座やスタッフの充実を図ります。

つちのこひろばについては、充実したひろば運営や配慮を必要とする家庭への対応のため、引き続き、NPO法人くにたち農園の会と連携しながらひろば事業を実施するとともに、開設日数の拡充や安定的な運営に必要な体制の構築を図ります。

また、2025(令和 7)年度中に、国立駅南口に子育て支援施設を開設予定であり、同施設内で子育てひろばを展開する予定です。施設開設に際して、親子が安心して過ごせる場所として気軽に利用できるひろばとなるよう、運営内容について検討を進めていきます。

1-(3)妊婦健康診査事業

【担当部署】:子育て支援課

① 事業の概要について

妊婦の健康の保持及び増進を図るため、妊婦に対する健康診査として、①健康状態の把握、②検査、③保健指導を実施するとともに、妊娠期間中の適時に、必要に応じた医学的検査を実施します。

② 5年間(2020(令和2)年度～2024(令和6)年度)の事業内容

■本事業の流れ

全ての妊婦に対して14回の健診の補助券を渡しています。

14回の根拠…妊娠初期～23週までは4週間に1回、24週～35週までは2週間に1回、36週～出産までは週1回の受診を勧奨、妊娠8週頃を1回目とした場合の合計回数が14回程度となります(厚労省HPより)。

※14 回目以降の検査については、自己負担となります。

※また、補助券1回あたりの補助金額には上限があり、これを超過した検査等を実施する場合も自己負担となります。

※生活保護需給世帯、非課税世帯については、別にある、妊産婦と子どもの健検診費用を助成する制度を活用します。

項 目	2020 (令和2)年度	2021 (令和3)年度	2022 (令和4)年度	2023 (令和5)年度	2024 (令和6)年度
確保提供量 (延べ人数)	7,546	7,490	7,406	7,378	7,294
実利用回数 (延べ人数)	5,571	5,849	5,756		

項目	2020 (令和2)年度	2021 (令和3)年度	2022 (令和4)年度
出生数(見込み)	539	535	529
出生数(実績)	438	457	438
出生数(実績-見込み)	-101	-78	-91
実績ベースでの確保提供量と実利用者数			
①確保提供料	6,132	6,398	6,132
②実利用回数	5,571	5,849	5,756

また、里帰り等の理由により医療券が使用できなかった方に関しては償還払いで対応しているところ です。

項目	2020 (令和2)年度	2021 (令和3)年度	2022 (令和4)年度
償還払い申請数	479 件(37 名)	395 件(71 名)	280 件(57 名)

■2023(令和5)年度より

①厚生労働省が定める基準(妊婦に対する健康診査についての望ましい基準)を満たすため、超音波検査の公費負担回数を1回から4回に拡充しました。

※妊婦健康診査事業は東京都全域で実施されているが、超音波検査の公費負担回数は自治体ごとに異なります。

②多胎妊婦を対象に、通常公費負担をしている14回を超えて受診した妊婦健康診査の受診費用の一部助成を開始しました。

■2024(令和6)年度より

実施医療機関は、風しん抗体検査の結果、低抗体価が判明した妊婦の方に対して、妊娠中における風しんウイルス感染の防止に必要な事項を説明するとともに、出産後早期に風しんの予防接種を受けることを助言し、接種後2か月間は妊娠を避けるように指導するよう要綱改正が行われました。

また、同居者に対しては風しん抗体検査及び予防接種を案内することとしています。

■妊婦健検診実施者

指定医療機関(東京都内で実施している医療機関)(市内3か所)

■市と指定医療機関との連携の流れ

対象者が補助券を利用した場合、後日医療機関から補助券の複写したものが市へ送付されます。

この補助券の複写に、「要指導」等の記載のあった方に対し、地区担当の保健師が医療機関と協力して指導を行っています。

■本事業の普及について

保健師の妊婦全数面接にて本事業についての説明を行っており、未周知の割合は極めて低いと考えます。

★検査に行かない例

・特定妊婦(駆け込み出産の事例)

・様々な理由により、妊娠を誰にも言えなく、出産直前になって申請に来たケース等

→これらの方については、受診勧奨にとどまらず、必要な機関につなぐ等といった実態に応じたフォローを行っています。

③ ニーズ量と確保提供量

項目	2025 (令和7)年度	2026 (令和8)年度	2027 (令和9)年度	2028 (令和10)年度	2029 (令和11)年度
ニーズ量(回)	5,866	5,810	5,754	5,698	5,642
実施体制 (確保方策)	実施場所:都内の契約医療機関 検査項目:体重・血圧測定、尿検査、血液型、貧血、血糖、不規則抗体・HIV抗体検査、梅毒・B型肝炎・風疹、クラミジア抗原、C型肝炎、経膈超音波、HTLV-1抗体、B群溶連菌、NST(ノンストレステスト)				

※妊婦健康診査 14 回分で算出していますが、補助券 14 回分を使い切らない利用者もいます。

④ 今後の具体的な事業計画(2025(令和7)年度～2029(令和11)年度)

妊婦健康診査については、ニーズ量は満たしていると考えられるため、今後は妊産婦のメンタルヘルスケアに関する相談支援体制の充実に努めていきます。

※関連事業としては、産後ケア事業や各種相談事業があります。

産後ケア事業については、2024(令和6)年度より通所事業の委託を2か所から4か所に、短期入所事業の委託を1か所から2か所に拡充する予定です。

また、相談事業として、2023(令和5)年度より国立市子育て世帯伴走型支援事業として妊娠8か月頃の面談を実施します。

1-(4)乳児家庭全戸訪問事業

【担当部署】:子育て支援課

① 事業の概要について

出生後 3・4か月のすべての乳児のいる家庭を保健師・助産師・看護師が全戸訪問し、発育・栄養・育児・生活環境の相談や子育て支援に関する情報提供等を行う事業です。実施率は 98%となっており、未実施者は未熟児、長期里帰り者、無届け転出者、帰国外国人のみです。その時期分の訪問は不可能な場合でも、全数の把握を実施しています。

本市における事業名:新生児訪問、こんにちは赤ちゃん事業

② 5年間(2020(令和2)年度～2024(令和6)年度)の事業内容

■本事業の流れ

事業名	対象	訪問者	内容
新生児訪問	生後60日までの乳幼児がいる世帯	主に助産師	赤ちゃんの体重測定発育状況の確認 育児相談 授乳相談 等
こんにちは赤ちゃん(※1)	生後4ヶ月までの乳児がいる全世帯	主に看護師	発育・栄養・育児・生活環境の相談(※2) 子育て支援に関する情報提供(※3)等

※1 新生児訪問ができなかった世帯について、本事業の訪問でカバーします。

※2 国立市の保育園の待機状況について、兄弟がいる場合は上の子の赤ちゃん返りについての相談等

※3 主に子育てひろばに関するチラシや一時保育サービスの一覧表(官民)、ファミリーサポート事業の案内等。一式をクリアファイルにまとめて入れて配布しています。

妊婦面接時に配布される母子バックに入っている「出生通知票」を、出産後に送付してもらい、これを基に訪問しています(出生届(戸籍法に定める、戸籍に入るために必要な手続き書面)とは異なります)。

妊婦面接時には、出生届との違い、両方の提出が必要なこと等の説明を行っています。

項目	2020 (令和2)年度	2021 (令和3)年度	2022 (令和4)年度	2023 (令和5)年度	2024 (令和6)年度
確保提供量	539	535	529	527	521
実利用回数	441	457	445	408	
実施率	82	85.4	84.1	77.4	

※確保提供量は、出生数見込みとなっています。

ただし、計画策定時よりも出生数が下振れているため、出生数の実績ベースで算出すると以下ようになります(実績の出生数は事務報告書より引用)。

■2020(令和2)年より

コロナ禍ではタブレットを活用した面談を実施しました。

■2023(令和5)年1月より

出産後の育児の悩みや疲れなどに寄り添いながら相談支援と経済支援を一体として行うことを目的として国立市子育て世帯伴走型支援事業を開始しました。

出産後は新生児訪問時に面談を実施しており、実施後に国立市みらい応援給付金を進呈しています。

○コンタクトが取れない世帯への訪問

- ・出生通知票未提出者→妊婦面接において把握した連絡先を活用して周知、また、訪問前には文書で通知します。
- ・訪問時に不在の方→ほとんどの方が3・4ヶ月健検診に来るため、この時点で訪問日時をセッティングします。
- ・全くコンタクトが取れない方→子ども家庭支援センターにリストを渡し、子ども家庭支援センターが入国管理局等へ問い合わせたり、市内医療機関での受検診履歴の追及を行います。

③ ニーズ量と確保提供量

	2025 (令和7)年度	2026 (令和8)年度	2027 (令和9)年度	2028 (令和10)年度	2029 (令和11)年度
ニーズ量(人)	419	415	411	407	403
実施か所数 (確保方策)	子育て支援課子ども保健・発達支援係(保健センター内)にて実施				

④ 今後の具体的な事業計画(2025(令和7)年度～2029(令和11)年度)

乳幼児全戸訪問事業については、実施率の高さから既に充足していると考えられますが、要支援家庭等については、子ども家庭支援センターと連携し切れ目のない支援に努めていきます。

1-(5) 養育支援訪問事業、子どもを守る地域ネットワーク強化事業

【担当部署】：子育て支援課

① 事業の概要について

子どもの養育について支援が必要な家庭に対し、安定して子どもを養育できるよう、専門的な育児指導及び育児・家事援助を行う事業です。

要保護児童対策地域協議会を通じて専門機関の連携強化を図り、支援ネットワークを構築し、要保護児童や養育困難家庭への支援をしていく事業です。

② 5年間(2020(令和2)年度～2024(令和6)年度)の事業内容

養育支援訪問事業については、相談支援の中で利用勧奨を図り、利用件数は増加傾向となっています。また必要に応じて助産師による訪問相談支援を実施しています。

2023(令和5)年度からは事業所による養育支援ホームヘルパー派遣事業を開始しました。

要保護児童対策協議会を通じた関係機関の連携強化については、例年、代表者会議・実務者会議・個別ケース会議のほか、各学校・保育園との連絡会等様々な場面で連携を図っています。

【国立市の養育支援訪問事業の現状】

① 専門的相談支援(子ども家庭支援センター職員、保健センター職員、保育心理資格保有のボランティア等にて実施)

要支援家庭を訪問し、相談や家族間の調整等を行います。

② 育児・家事援助(原則、研修を受け登録した市民がサポーターとして実施)

「育児支援サポーター派遣事業(※)」を活用し、要支援家庭をサポートします。

※育児支援サポーター派遣事業：産前から産後1年の間に20回まで(多胎の場合は産後2年の間に40回まで)、育児・家事のサポーターを派遣する事業。生保・非課税世帯には利用料助成があります。要支援家庭に対しては、通常の利用回数や期間、対象年齢や利用料の枠を超え、サービスを提供可能としています(サービスの開始・終了時等に支援方針会議を実施することが必須)。

項目		2020 (令和2)年度	2021 (令和3)年度	2022 (令和4)年度	2023 (令和5)年度	2024 (令和6)年度
確保提供量 (人)	実人数(人)	10	10	10	10	10
	訪問件数(件)	40	40	40	40	40
実利用者数	実人数(人)	5	5	6		
	訪問件数(件)	32	169	377		
実施体制		子ども家庭支援センターにて実施				

※訪問件数には養育支援訪問事業以外での訪問も含む。

④ ニーズ量と確保提供量

	2025 (令和7)年度	2026 (令和8)年度	2027 (令和9)年度	2028 (令和10)年度	2029 (令和11)年度
ニーズ量 (訪問件数(件))	43	45	47	49	51
実施体制	子ども家庭支援センターにて実施				

※確保方策の考え方・・・養育支援訪問事業、子どもを守る地域強化ネットワーク事業については、ネットワークの構築は出来ているので、今後さらなる機関連携や専門性の強化を図っていきます。

⑤ 今後の具体的な事業計画(2025(令和7)年度～2029(令和11)年度)

2024(令和6)年度より、家事・育児援助の訪問については、児童福祉法の改正に伴い子育て世帯訪問支援事業に移行し、引き続き育児支援サポーター派遣事業及び養育支援ホームヘルパー派遣事業を継続していきます。

専門的訪問支援事業についても、引き続き子ども家庭支援センター職員及び助産師等外部専門員による相談支援を行っていきます。

要保護児童対策協議会を通じた関係機関の連携強化についても、引き続き、代表者会議・実務者会議・個別ケース会議のほか、各学校・保育園との連絡会等様々な場面で連携を図っていきます。

ヤングケアラーについて、早期把握・支援体制構築のため、関係機関との連携を図っていきます。

虐待対応件数が増加する中、専門的相談の必要性も高まっていることから、子ども家庭支援センターの相談体制について、心理職、保健師等専門職の配置や、虐待対策ワーカーの増配置を検討しています。

こども家庭センターの設置に向け、母子保健分野(子ども総合相談窓口、子ども保健・発達支援係)との連携強化のための体制構築を図っていきます。

1-(6)子育て短期支援事業

【担当部署】:子育て支援課

① 事業の概要について

家庭において養育を受けることが一時的に困難となった児童について、児童養護施設等において、必要な養育または保護を行う事業です。

本市における事業名:ショートステイ事業

② 5年間(2020(令和2)年度～2024(令和6)年度)の事業内容

市内で児童養護施設を運営する公益財団法人生長の家社会事業団の委託事業として実施しています。安定的な運営体制の構築が難しい事業ではありますが、24時間、365日の運営体制を確保し、当日の受入れ、アレルギー児や発達特性のある児童等についても柔軟に受入対応をしています。

新型コロナウイルス感染症拡大の影響による利用控え等により利用実績は見込みよりも少ない傾向にありました。

【国立市のショートステイ事業の現状】

・生長の家神の国寮へ委託し、ショートステイホーム「おひさま」として実施。一般的なアパートを借り上げ、アットホームな雰囲気の中で対象者を受入れ日帰り型(トワイライトステイ事業)も同事業者へ委託、同一の場所で実施。保育園・学校への送迎あり。

原則 定員 宿泊2人(緊急の場合に限り、4人まで)

(きょうだいの場合、それぞれを1人ずつ計上)

日帰り4人(ただし宿泊利用者の状況を優先)

利用者傾向…小学生児童の利用が中心的(中学生の利用は少ない状況です)

項 目	2020 (令和2)年度	2021 (令和3)年度	2022 (令和4)年度	2023 (令和5)年度	2024 (令和6)年度
第二期支援事業 計画策定時の 確保目標量	718	718	718	718	718
実利用者数	147	145	169		

④ ニーズ量と確保提供量

	2025 (令和7)年度	2026 (令和8)年度	2027 (令和9)年度	2028 (令和10)年度	2029 (令和11)年度
ニーズ量(延べ人)	285	288	291	294	297
実施か所数(か所) (確保方策)	1	1	1	1	1
提供量(延べ人)	730	730	730	730	730

※365 日/年×定員 2 人=730 人

※確保方策の考え方…ショートステイ事業については、目的に沿った支援内容となる様努めていきます。

⑤ 今後の具体的な事業計画(2025(令和7)年度～2029(令和11)年度)

引き続き事業を継続するとともに、要配慮児童加算等、柔軟な受け入れを安定的に行える体制に向けて委託事業者と協議していきます。

ショートステイ(宿泊)とトワイライトステイ(日帰り)の実施場所や運営体制等について検討を進めていきます。

ニーズが集中した際や地域的な配慮を要する際に受け入れてもらえるよう、協力家庭にて預かるショートステイについて検討を進めます。

見守りが必要な母子等(妊婦を含む)に対して、ショートステイを実施し、育児・家事指導を行うことによりその後の生活支援につなげる母子一体型ショートステイについて検討を進めます。

1-(7)子育て援助活動支援事業

【担当部署】:子育て支援課

① 事業の概要について

乳幼児や小学生等の児童を有する子育て中の保護者を会員として、児童の預かり等の援助を受けることを希望する者と当該援助を行うことを希望する者との相互援助活動に関する連絡、調整を行う事業です。

本市における事業名:ファミリー・サポート・センター事業

② 5年間(2020(令和2)年度～2024(令和6)年度)の事業内容

ファミリー・サポート・センター事業については、新型コロナウイルス感染症拡大の影響による利用控え等により利用実績は見込みよりも少ない傾向にありましたが、感染拡大防止キットを支援会員に配布するなど、事業の継続に努めました。2020(令和2)年度より、生活困窮世帯等に対する利用料減免制度を開始しました。

2022(令和4)年度より、ファミリー・サポート・センター支援会員と、育児支援サポーターの養成研修を合同で行い、それぞれの登録者数の増加を図りました。

2023(令和5)年4月の子ども家庭支援センターの機能移転に伴い、市役所本庁に事務所を移転し、引き続き市の直営事業として実施しています。

2023(令和5)年度より、矢川プラスここすきひろばにて利用会員登録説明会を実施し利用会員の増加を図っています。

項 目	2020 (令和2)年度	2021 (令和3)年度	2022 (令和4)年度	2023 (令和5)年度	2024 (令和6)年度
確保見込量	2,800	2,940	3,220	3,360	3,500
延べ提供件数	1,486	1,684	2,378	2,560	

③ 市民の声(ニーズ調査より抜粋)

- ・ファミサポの方と登録する前にいろんな方とお話をする機会があればいいなと思いました。
- ・ファミリーサポートの WEB 予約(空きが確認できるもの等) 仕事をしているとおむかえが遅くなり、寝る時間や、ゆっくりする時間が少なくなりがちなので、保育園のおむかえで活用できると嬉しい。
- ・ベビーシッターやファミサポがもう少し気軽に利用できたらうれしいです。
- ・ファミサポは料金が高すぎます。

④ ニーズ量と確保提供量

	2025 (令和7)年度	2026 (令和8)年度	2027 (令和9)年度	2028 (令和10)年度	2029 (令和11)年度
ニーズ量(延べ人)	2,611	2,637	2,633	2,690	2,717
提供量(延べ人)	2,664	2,712	2,760	2,808	2,856
過不足 (提供量－ニーズ量)	257	259	291	263	265

※支援会員 1 人が活動した件数 12 件(2023(令和5)年度)

支援会員 222 人×12 件=2,664(活動できる支援会員が年に 5 人増え、1 人退会とする)

※確保方策の考え方…支援会員の量と質の向上のため、研修を充実していきます。また、スムーズな相互援助活動を進めていくために、支援会員と利用会員に対し、きめ細やかなマッチングを行っていきます。また、利便性を高めることを目的に、委託も視野に入れていきます。

⑤ 今後の具体的な事業計画(2025(令和7)年度～2029(令和11)年度)

利用会員、支援会員の増加や支援会員の質の向上を図りながら、引き続き事業を継続していきます。

また、利用会員、支援会員双方にとって適正な利用料金について検討していきます。

1-(8-1)一時預かり事業(幼稚園在園児対象の預かり保育)

【担当部署】:保育幼児教育推進課

① 事業の概要について

幼稚園在園児を対象とし、通常の教育時間の前後や長期休業期間中などに、希望者を教育(保育)する事業です。

② 5年間(2020(令和2)年度～2024(令和6)年度)の事業内容

■確保提供量と実利用者数					(延べ人)
項 目	2020 (令和2)年度	2021 (令和3)年度	2022 (令和4)年度	2023 (令和5)年度	2024 (令和6)年度
第二期支援事業 計画策定時の 確保目標量	50,300	50,300	50,300	50,300	50,300
実利用回数	21,021	24,915	25,232	24,011	25,000

- ・現時点において、市内の全ての幼稚園において預かり保育事業を実施しており、ニーズ量は満たしています。
- ・実施時間や夏季休暇期間の対応などにばらつきがあり、日数や時間の拡大を希望する声があります。
- ・満3歳児の預かり事業は、非課税世帯で第2子以降の国の無償化の対象となっていたが、2023(令和5)年10月から課税世帯についても都制度として無償化と同様の補助が受けられるようになりました。

③ 市民の声(ニーズ調査より抜粋)

- ・現在、幼稚園に通っており、兄弟の行事や通院の際に預かり保育を利用しているが、9時～14時の保育時間中とは異なり、保育士の人数が少なく、室内で自由あそびをさせているだけか、雨の日にはDVDを見させているだけという日もあり、積極的に預けたい環境ではない。
- ・幼稚園の預かり保育料の補助が少なく、認定こども園ももっと増やしてほしい。
- ・幼稚園の預かり保育の時間が短く(17:30 までなど)、両親共働きの場合、必然的に近くの幼稚園ではなく遠くの保育園を利用しなくてはいけない。
- ・預かり保育や園バスをやってくれる幼稚園が市内にもっと増えればよいと思う。

④ ニーズ量と確保提供量

項目	2025 (令和7)年度	2026 (令和8)年度	2027 (令和9)年度	2028 (令和10)年度	2029 (令和11)年度
ニーズ量 (在園児を対象とした一時預かり)(延べ人)	1,229	1,164	1,129	1,112	1,111
ニーズ量 (新2号認定による定期的な利用)(述べ人)	39,692	37,610	36,459	35,939	35,884
ニーズ量計(延べ人)	40,921	38,774	37,588	37,051	36,995
提供量(延べ人)	50,359	38,854	38,854	38,854	38,854
過不足 (提供量－ニーズ量)	9,438	80	1,266	1,803	1,859

※提供量等には、私学助成(預かり保育推進事業)による分も含まれます。

※確保方策の考え方…各園の預かり保育定員(定員を設定していない場合、1日の最大利用見込み人数)×事業実施日数

⑤ 今後の具体的な事業計画(2025(令和7)年度～2029(令和11)年度)

- ・市内の全ての幼稚園において預かり保育事業を実施し提供量を維持していきます。
- ・預かり保育の利用料は、夏休み等の長期休業では、預かり時間が長時間になり、利用者負担が高額になっている現状があり、金銭的支援の要望もあることから、今後は、利用料金の低減につながる施策を検討します。

1-(8-2)一時預かり事業(幼稚園の預かり保育以外)

【担当部署】:子育て支援課

① 事業の概要について

一時保育事業:日ごろ保育所を利用していなくても、一時的に児童を預けることができる事業です。

ファミリー・サポート・センター事業:児童の預かりを希望する利用会員(保護者)と、援助を行う提供会員との相互援助活動に関する連絡・調整を実施する事業です。

トワイライトステイ:保護者の帰宅が遅い場合や休日に不在の場合、夜間や休日に児童養護施設等で児童を預かる事業です。

② 5年間(2020(令和2)年度～2024(令和6)年度)の事業内容

保育所での一時保育事業については、安定的な運営体制の構築が難しい事業であり、国立あゆみ保育園と国立保育園(2020(令和2)年度及び2021(令和3)年度は国立ひまわり保育園)の2園で実施してきました。新型コロナウイルス感染症拡大の影響による利用控え等により利用実績は見込みよりも少ない傾向にありましたが、感染拡大防止策を講じて、事業の継続に努めてきました。

ファミリー・サポート・センター事業については、新型コロナウイルス感染症拡大の影響による利用控え等により利用実績は見込みよりも少ない傾向にありましたが、感染拡大防止キットを支援会員に配布するなど、事業の継続に努めました。2020(令和2)年度より、生活困窮世帯等に対する利用料減免制度を開始しました。2022(令和4)年度より、ファミリー・サポート・センター支援会員と、育児支援サポーターの養成研修を合同で行い、それぞれの登録者数の増加を図りました。2023(令和5)年4月の子ども家庭支援センターの機能移転に伴い、市役所本庁に事務所を移転し、引き続き市の直営事業として実施しています。2023(令和5)年度より、矢川プラスここすきひろばにて利用会員登録説明会を実施し利用会員の増加を図っています。

トワイライト事業については、ショートステイ事業と同じ場所にて実施しています。安定的な運営体制の構築が難しい事業であり、2022(令和4)年4月より職員体制の確保等の都合により事業を休止していましたが、2022(令和4)年11月から事業を再開しました。新型コロナウイルス感染症拡大の影響による利用控え等により利用実績は見込みよりも少ない傾向にありました。

項目		2020 (令和2)年度	2021 (令和3)年度	2022 (令和4)年度	2023 (令和5)年度	2024 (令和6)年度
第二期支援事業計画策定時の確保目標量	一時保育事業	4,050	4,050	4,050	4,050	4,050
	ファミリー・サポート・センター事業	2,800	2,940	3,220	3,360	3,500
	トワイライトステイ	1,436	1,436	1,436	1,436	1,436
実利用者数	一時保育事業	1,265	1,491	1,342		
	ファミリー・サポート・センター事業	1,486	1,684	2,378		
	トワイライトステイ	386	158	27		

③ 市民の声(ニーズ調査より抜粋)

- ・一時保育の施設が増えるとありがたいです。1歳児のここすき！がよかったので、来年度2歳児のここすき！があるとうれしいです。
- ・一時保育ができる場所をもっとふやしてほしいです。バスの便をふやして子供と移動しやすくしてほしい。
- ・他自治体と比べると、一時保育やトワイライト病児OKの保育施設が少なく、保育園への送迎サービスもない。子育て世帯へのタクシー助成がない。
- ・一時預かりの施設が少ない。遊び場へのアクセスが悪い。

④ ニーズ量と確保提供量

項目		2025 (令和7)年度	2026 (令和8)年度	2027 (令和9)年度	2028 (令和10)年度	2029 (令和11)年度
ニーズ量(延べ人)		4,558	4,454	4,403	4,351	4,318
延べ人 提供量	①一時保育事業	5,988	6,420	6,420	6,420	6,420
	②ファミリー・サポート・センター事業	2,664	2,712	2,760	2,808	2,856
	③トワイライトステイ	1,460	1,460	1,460	1,460	1,460
提供量－ニーズ量		4,193	4,323	4,400	4,479	4,539

①一時保育事業 260 日/年×18 人=4,680 人

2025(令和7)年度より国立駅南口施設にて 290 日/年×6 人=1,740 人増加
(初年度は9か月)

②ファミリー・サポート・センター事業(再掲)

③トワイライトステイ 365日/年×定員4人=1,460 ただしショートステイの利用状況によります。

※確保方策の考え方…一時預かり事業については、1 施設増やすことで、確保していきます。預かり人数については 6 人以上とします。また、子育て援助活動支援事業(ファミリー・サポート・センター事業)については、民間委託を視野に入れながら供給を増やしていきます。

⑤ 今後の具体的な事業計画(2025(令和7)年度～2029(令和11)年度)

一時保育については、実施保育園と引き続き連携を図りながら事業継続を図るとともに、配慮を要する児童の受入れや安定的な運営の体制構築に向けて各事業者と連携を図っていきます。矢川保育園での一時預かり事業の実施を検討します。2025(令和7)年度中に開設予定の国立駅南口に子育て支援施設での一時預かり事業の実施を検討します。

ファミリー・サポート・センター事業については、利用会員、支援会員の増加や支援会員の質の向上を図りながら、引き続き事業を継続していきます。利用会員、支援会員双方にとって適正な利用料金について検討していきます。

トワイライトステイについては、引き続き事業を継続するとともに、要配慮児童加算等、柔軟な受け入れを安定的に行える体制に向けて委託事業者と協議していきます。ショートステイ(宿泊)とトワイライトステイ(日帰り)の実施場所や運営体制等について検討を進めていきます。

1-(9)延長保育事業

【担当部署】:保育幼児教育推進課

① 事業の概要について

保護者の就労形態の多様化に対応するため、保育所の通常開所時間 11 時間を超えて保育を行います。

② 5年間(2020(令和2)年度～2024(令和6)年度)の事業内容

- ・延長保育事業については、現在、市内の保育施設すべてで実施しています。
- ・新型コロナウイルス感染症対策として家庭保育の協力をお願いしたことにより、保育園の利用率は約3割程度にまで減少しました。ただし、延長保育については、新型コロナウイルス感染症の拡大前の 2019(令和元)年度の実利用人数が326人であり、感染症による利用状況の影響は少なかったです。

■確保提供量と実利用者数

項 目	2020 (令和2)年度	2021 (令和3)年度	2022 (令和4)年度	2023 (令和5)年度	2024 (令和6)年度
①確保見込量	1,716	1,735	1,735	1,735	1,735
②実利用者数	347	301	254	307	310

③ 市民の声(ニーズ調査より抜粋)

- ・幼稚園の延長保育もっと長くしてほしい。
- ・19時15分まで延長保育でみて頂けるのは助かるが、遅れてしまうこともあり、保育園の保育士さんの負担がないならば延長時間が30分でも延びると助かる。
- ・保育園より時間と金銭面に負担がかかるので、預かり保育の内容をもっと充実させてほしい。

④ ニーズ量と確保提供量

項目	2025 (令和7)年度	2026 (令和8)年度	2027 (令和9)年度	2028 (令和10)年度	2029 (令和11)年度
ニーズ量(人)	408	396	390	385	383
提供量(定員数)(人)	1,674	1,674	1,674	1,674	1,674

※確保方策の考え方…市内の全保育施設で実施。提供量は実施園の保育定員数(各園とも延長保育事業の利用者数に制限を設けていないため)

⑤ 今後の具体的な事業計画(2025(令和7)年度～2029(令和11)年度)

延長保育事業については、現在、市内の保育施設すべてで実施しています(緊急利用のみの園を含む)。引き続き、市内のすべての保育施設にて実施していきます。

1-(10)病児保育事業

【担当部署】:保育幼児教育推進課

① 事業の概要について

病気や病後回復期の児童や突然の発熱などで集団保育が困難な児童を、保育所・病院等に付設された専用スペース等において、看護師等が一時的に保育等を行う事業です。

② 5年間(2020(令和2)年度～2024(令和6)年度)の事業内容

- ・2021(令和3)年12月に府中市にある「都立小児総合医療センター」内において広域利用での病児・病後児保育「くるみ」を開設しました。
- ・新型コロナウイルス感染症の影響により利用者数が減少し、現在も、流行以前の利用者数に戻らない状況にあり、2023(令和5)年度でも定員を満たした日はない状況となっています。

■確保提供量と実利用者数

項目	2020 (令和2)年度	2021 (令和3)年度	2022 (令和4)年度	2023 (令和5)年度	2024 (令和6)年度
確保提供量	1,708	3,172	3,172	3,172	3,172
実利用者数 (延べ)	46	150	160	240	240

③ 市民の声(ニーズ調査より抜粋)

- ・病児保育(すでにあるが、コロナ以降、利用しづらく、利用回数が激減した。利用時間を 19:30 までにしたい)
- ・病児保育を安定的に、受け入れ可否の不安なく利用できるようなサポートがあるとうれしい。
- ・フルタイムで働く母の為のサポート(子どもの送迎・食事作り)病児保育がもっと増えてほしい。

④ ニーズ量と確保提供量

項目	2025 (令和7)年度	2026 (令和8)年度	2027 (令和9)年度	2028 (令和10)年度	2029 (令和11)年度
ニーズ量(延べ人)	1,949	1,971	1,940	1,917	1,905
提供量(延べ人)	2,684	2,684	2,684	2,684	2,684
過不足 (提供量－ニーズ量)	735	713	744	767	779

※確保方策の考え方・・・ 確保量＝定員数(7人+4人)×開所日数(平日 244日)

⑤ 今後の具体的な事業計画(2025(令和7)年度～2029(令和11)年度)

- ・ニーズを見極めながら、病児保育室「つくしんぼ」と病後児保育室「くるみ」の施設の定員を維持していきます。
- ・「くるみ」では、他市と比べて利用人数が少なく、十分に周知されていないことも考えられるため、利用者を増やすための方法について検討が必要です。

1-(11)放課後児童クラブ(放課後児童健全育成事業)

【担当部署】:児童青少年課

① 事業の概要について

小学校に就学している児童であって、その保護者が就労等により昼間家庭にいないものに、放課後等に児童厚生施設や学校の余裕教室を利用して、適切な遊び及び生活の場を与えて、その健全な育成を図る事業です。

本市における事業名:学童保育事業

② 5年間(2020(令和2)年度～2024(令和6)年度)の事業内容

■2020(令和2)年度より

年々ニーズが高まる中、保育空間の確保のため、学校教室を借用し希望する家庭全てを受け入れる全入所を維持しました。

量に対する対応のみでなく、保育の質向上のため、指導員への応急処置・しょうがい児対応研修等を実施しました。

新型コロナウイルス感染症の流行により、可能な限りの家庭保育のお願いを実施する一方、保護者の就労等により保育が欠ける児童には、感染症対策を十分に行ったうえで受入れ、放課後子ども教室(ほうかごキッズ)との連携については、放課後子ども総合プラン運営委員会での協議・情報共有を行うとともに、日頃の放課後子ども教室実施における現場での連携を図りました。

■2023(令和5)年度

保護者等よりいただいたご意見を基に、対応についての具体的なケースを検討しました。

学童保育所への登所に課題を抱える児童に対し、タクシー移送事業を開始しました。

放課後等デイサービスが馴染まない、中学生しょうがい児に対し、試行的に中学生学童を開始しました。

項 目		2020 (令和2)年度	2021 (令和3)年度	2022 (令和4)年度	2023 (令和5)年度	2024 (令和6)年度
①確保提供量 (人)	定員数	905	905	905	905	905
②実利用者数	入所児童数 (5/1時点)	843	851	929	954	
①-②		62	54	-24	-49	
施設数		7か所 (22単位)	7か所 (22単位)	7か所 (22単位)	7か所 (22単位)	7か所 (22単位)

※実利用者数が確保提供量を上回っている年度においても、入所要件を満たす家庭は全て受入れを行ったため、待機児童は発生していません。

③ 市民の声(ニーズ調査より抜粋)

- ・学童保育は朝も必要、保育園と同じ開所時間で、学童の支援員の充実。
- ・学童保育をもっと充実させてほしい。
- ・医療現場、保育施設、学校の連携が弱いと感じるため、できるかぎり、すりあわせできるようなサポート、チェック体制が必要。(学校と学童保育も含む)
- ・学童保育の単発利用が出来ると助かるなと思うことがあります。
- ・学童保育の施設が古く、良い環境とはいえないように思う。
- ・学童保育の充実(施設、保育の質)気軽に相談や情報提供を受けられる場。子育てをしながら安心して働けるようなサポート。
- ・学童保育所が安心して預けられる場なのかわからず不安です。
- ・小学校の中に学童保育を設置してほしい。

④ ニーズ量と確保提供量

項目		2025 (令和7)年度	2026 (令和8)年度	2027 (令和9)年度	2028 (令和10)年度	2029 (令和11)年度
ニーズ量	1学年(人)	287	267	262	300	281
	2学年(人)	270	269	250	245	281
	3学年(人)	221	218	216	201	197
	4学年(人)	143	145	143	142	132
	5学年(人)	61	64	65	64	64
	6学年(人)	28	30	32	32	32
ニーズ量合計(人)		1,010	993	968	984	987
提供量(定員数)(人)		905	905	995	995	995

※ニーズ量の考え方…2019(令和元)年度の学童保育所入所児童実績に基づき、当該割合を各年度の予定児童数に乘以て算出

※確保方策の考え方…2018(平成 30) 年度・2019(令和元)年度の2か年をかけて、小学校の特別教室の放課後の一時的・臨時的利用等により、高学年の受入れ体制を整備し、現在は市内全学童保育所7か所において、全学年の利用希望者全員が入所するために必要な面積を確保しています。これは、ニーズの高い夏季休業期間中においても充足しています。今後、女性の就業率の上昇等といった社会情勢により、ニーズ量が上記の数値より上振れることも考えられるため、中間見直しの時期に、その時点の実績と計画の数値の変動率を算出し、本確保提供量がさらなるニーズ量に適うものか検証していきます。

2027(令和9)年度には、国立市立第二小学校の校舎建て替えに伴う施設整備により、第二小学校の全学年の学校内学童が開始する予定となっています。その影響で、提供量(定員数)が増加しています。

今後、実利用者数が確保提供量を上回っている年度においても、入所要件を満たす家庭は全て受入れを行う予定であるため、待機児童は発生しない見込みです。

⑤ 今後の具体的な事業計画(2025(令和7)年度～2029(令和11)年度)

全国的に課題となっている「小1の壁」を打破するため、国においては、「放課後子ども総合プラン」「新・放課後子ども総合プラン」を策定し、当該プランに基づき、放課後児童対策を推し進めてきました。また、2023(令和5)年12月に策定された、「放課後児童対策パッケージ」においても、引き続き保育の受け皿整備について推進することが求められています。

これらの動向を踏まえ、国立市においても、増加するニーズに対応し、小学生全学年の受入れ(全入)を継続していくべく、学校施設の活用を積極的に調整するなど環境整備を進めます。また、放課後子ども教室との連携について、学童保育所に登所する児童と、放課後子ども教室より参加する児童の交流の観点、及びより効率的な事業運営の観点から、より強力に連携できる方法を検討します。

同時に量のみならず、保育の質向上のため、引き続き指導員への研修等を実施するとともに、更なる質向上のための取組を検討します。

1-(12)実費徴収に係る補足給付を行う事業

【担当部署】:保育幼児教育推進課

① 事業の概要について

幼稚園や保育所の保育料は、国が定める公定価格を基に、各市町村が条例により利用者負担額を設定することとされていますが、施設によっては実費徴収(教材費、行事参加費等)などの上乗せ徴収を行う場合があると想定されます。

本事業は、教育・保育施設が上乗せ徴収を行う際、実費負担の部分について低所得者の負担軽減を図るため、公費による補助を行うものです。

② 5年間(2020(令和2)年度～2024(令和6)年度)の事業内容

2019(令和元)年 10 月から、私学助成幼稚園に通う園児に対する副食材料費の補足給付を制度化。対象は以下のとおりとなります。

■ 年収360万円以下相当の世帯の私学助成幼稚園に通う園児に係る副食材料費

■ 世帯所得に関わらず第3子の私学助成幼稚園に通う園児に係る副食材料費

項 目		2020 (令和2)年度	2021 (令和3)年度	2022 (令和4)年度	2023 (令和5)年度	2024 (令和6)年度
実利用額 (延べ世帯数)	支給額	856,472	700,116	615,697	725,710	725,710
	利用世帯数	67	46	35	44	44

③ 今後の具体的な事業計画(2025(令和7)年度～2029(令和11)年度)

- ・私学助成幼稚園に通う園児に対する副食材料費に係る補足給付を継続して実施します。
- ・物価高騰の影響により、子ども子育て支援事業補助金では 2023(令和5)年度に 4500 円から 4700 円に補助上限額が改正されている。市は 2022(令和4)年度と 2023(令和5)年度に、物価高騰を理由とする給食費の値上げを行わないことを条件に、国や都の補助を活用して幼稚園に対して補助を行なった。今後、国や都の補助がない場合、市では単独での補助は困難であり、幼稚園に対して物価高騰に対する支援が行えず、その結果として園が副食費を値上げする場合も想定されるため、保護者の負担を軽減するための対策を講じる必要があります。

1-(13)多様な主体が本制度に参入することを促進するための事業

【担当部署】：保育幼児教育推進課

① 事業の概要について

新たに開設された施設等が、安定的かつ継続的に事業を運営し保護者や地域住民との信頼関係を構築していくには、一定の時間が必要であることから、新規施設事業者が円滑に事業を実施できるよう、設置又は運営を促進するための事業です。

確保方策については、新規施設等に対する相談・助言、小規模保育事業等の連携施設のあっせん等を実施していきます。

② 5年間(2020(令和2)年度～2024(令和6)年度)の事業内容

「『待機児童解消加速化プラン』に基づく保育の受け皿の確保」における多様な主体の参入促進事業について

本事業について、国や都では、市に対し「子ども・子育て支援交付金」の一事業として補助を行っています。

この国・都補助の対象となる事業は、以下のとおりとなります。

○市が、行政担当者、保育士OB、公認会計士、福祉分野の法人経営者等により構成された支援チームを設け、新規参入事業者巡回支援等を行うこと

【支援内容】

- (1)事業開始前における事業運営や事業実施に関する相談・助言、各種手続きに関する支援等を行う事業
- (2)事業開始後、事業運営が軌道に乗るまでの間、保護者や地域住民との関係構築や、利用児童への対応等に関する実地支援、相談・助言等を行う事業
- (3)小規模保育事業の連携施設のあっせんなど、事業実施に当たっての連携先の紹介等を行う事業
- (4)小規模保育事業の連携施設に係る経過措置として、支援チーム自らが連携施設に代わる巡回支援等を行う事業
- (5)その他

- ・国立市においては、特別な支援チームを設けていないことから、当該補助は受けていません。
- ・ただし、各行政担当者において、支援内容に記載のあるような相談や助言について適宜実施し、新規参入事業者が円滑に事業を開始、運営できるように支援しています。

・具体的に支援した施設・内容は以下のとおり

	施設名	開設日	施設類型等	事業者	支援内容
2015 (平成27)年	きたひだまり保育園	2016 (平成28)年 4月	認可保育所・新設	市内保育園運営者	(1)・(2)
	小百合学園	2016 (平成28)年 4月	認定こども園・移行	市内施設(認証・幼稚園)運営者	(1)・(2)
2016 (平成28)年	あじさい保育園	2017 (平成29)年 1月	小規模保育所・新設	新設NPO法人	(1)～(4)
	こぐまこどものいえ	2017 (平成29)年 4月	認可保育所・移行	市内施設(認証)運営者	(1)・(2)
2017 (平成29)年	国立たいよう保育園	2018 (平成30)年 4月	認可保育所・新設	市外保育園運営者	(1)・(2)
2018 (平成30)年	国立クムクム保育園	2019 (平成31)年 4月	認可保育所・新設	市外保育園運営者	(1)・(2)
	さくらっこ保育園	2019 (平成31)年 4月	認可保育所・移行	市内施設(認証)運営者	(1)・(2)
	国立ひまわり保育園	2019 (令和元)年 8月	認可保育所・新設	市内保育園運営者	(1)・(2)
2019 (令和元)年	国立富士見台団地風の子	2020 (令和2)年 1月	認定こども園・新設	既設NPO法人 (保育園事業新規 参入)	(2)

③ 今後の具体的な事業計画(2025(令和7)年度～2029(令和11)年度)

新設園の計画はありませんが、今後の状況に応じて実施を検討します。

1-(14)子育て世帯訪問支援事業

【担当部署】:子育て支援課

① 事業の概要について

子育て世帯訪問支援事業は、家事・子育て等に対して不安や負担を抱える子育て家庭、妊産婦、ヤングケアラー等がいる家庭の居宅を、訪問支援員が訪問し、家庭が抱える不安や悩みを傾聴するとともに、家事・子育て等の支援を実施することにより、家庭や養育環境を整え、虐待リスク等の高まりを未然に防ぐ事業です。

当市では、子ども家庭支援センターの相談員が相談支援を行う中で、支援が必要な家庭に対して、育児支援サポーター派遣事業、養育支援ホームヘルパー派遣事業により、家事・育児等の支援を行います。

② ニーズ量と確保提供量

項目	2025 (令和7)年度	2026 (令和8)年度	2027 (令和9)年度	2028 (令和10)年度	2029 (令和11)年度
ニーズ量(延べ人)	110	110	110	110	110
確保提供量	110	110	110	110	110

③ 今後の具体的な事業計画(2025(令和7)年度～2029(令和11)年度)

子ども家庭支援センターの相談支援において、子育て世帯訪問支援事業による支援が必要な家庭の把握に努めるとともに、該当家庭が訪問支援を受け入れられるように理解の促進に努めます。

また訪問支援の担い手の確保のため、育児支援サポーターの養成講座やフォローアップ講座の周知や内容の充実を図るとともに、養育支援ホームヘルパー派遣事業の委託事業所へも講座へのスタッフの参加を働きかけていきます。

養育支援ホームヘルパー派遣事業については、新たな委託事業所の確保に努めます。

1-(15)児童育成支援拠点事業

【担当部署】:子育て支援課

① 事業の概要について

児童育成支援拠点事業は、養育環境等に課題を抱える、家庭や学校に居場所のない児童等に対して、当該児童の居場所となる場を開設し、児童とその家庭が抱える多様な課題に応じて、生活習慣の形成や学習のサポート、進路等の相談支援、食事の提供等を行うとともに、児童及び家庭の状況をアセスメントし、関係機関へのつなぎを行う等の個々の児童の状況に応じた支援を包括的に提供することにより、虐待を防止し、子どもの最善の利益の保障と健全な育成を図る事業です。

② 今後の具体的な事業計画(2025(令和7)年度～2029(令和11)年度)

子ども家庭支援センターの相談支援において、それぞれの課題に沿って、児童相談所、学校、教育部、子どもショートステイ、子ども食堂や学習支援室等の子どもの居場所など、様々な関係機関と連携協力を図り、個々の状況に応じた包括的な支援に努めます。

また児童育成支援拠点事業のニーズの把握や、担い手となり得る事業者や拠点の調査研究に努めます。

1-(16)親子関係形成支援事業

【担当部署】:子育て支援課

① 事業の概要について

親子関係形成支援事業は、児童との関わり方や子育てに悩みや不安を抱えている保護者及びその児童に対し、講義やグループワーク、ロールプレイ等を通じて、児童の心身の発達の状況等に応じた情報の提供、相談及び助言を実施するとともに、同じ悩みや不安を抱える保護者同士が相互に悩みや不安を相談・共有し、情報の交換ができる場を設ける等その他の必要な支援を行うことにより、親子間における適切な関係性の構築を図る事業です。

当市では、子ども家庭支援センターの子育てひろば(矢川プラス内「ここすきひろば」)の指定管理事業の中で、児童の成長段階等にあわせた親子関係形成支援事業を実施します。

② ニーズ量と確保提供量

項目	2025 (令和7)年度	2026 (令和8)年度	2027 (令和9)年度	2028 (令和10)年度	2029 (令和11)年度
ニーズ量(延べ人)	108	108	108	108	108
確保提供量	120	120	120	120	120

③ 今後の具体的な事業計画(2025(令和7)年度～2029(令和11)年度)

就学前の子どもを育てている保護者を対象に、他の参加者と学びあい、子育ての孤独感を軽減し、子育てのスキルを高めることを目的としたグループワークを通じたプログラムや、産後2から5か月の第1子とその母を対象に、初めての出産後の不安感を軽減し、自己肯定感を育むことを目的としたプログラムを実施します。

子育て中の保護者の不安感、負担感、孤立感を解消し、地域の中で楽しく子育てができることにつながるようなプログラムの調査研究に努めます。

2025(令和7)年度に開所となります国立駅南口子育て・子育て応援テラス内の子育てひろば(社会福祉法人くにたち子どもの夢・未来事業団の指定管理)においても、矢川プラス内ここすきひろばでのノウハウを活かしたプログラムの実践について検討していきます。

1-(17)妊婦等包括相談支援事業

【担当部署】:子育て支援課

① 事業の概要について

妊婦・その配偶者等に対して、面談等の実施により、必要な情報提供や相談に応じるとともに、ニーズに応じて必要な支援につなげる伴走型相談支援を行う事業です。

② ニーズ量と確保提供量

項 目		2025 (令和7)年度	2026 (令和8)年度	2027 (令和9)年度	2028 (令和10)年度	2029 (令和11)年度
量の見込み	対象妊娠届出数 (件)	419	415	411	407	403
	1組当たり面談 回数(回/件)	3	3	3	3	3
	面談実施合計回数 (回)	1,257	1,245	1,233	1,221	1,209
確保方策 (回)	こども家庭 センター	1,257	1,245	1,233	1,221	1,209

③ 今後の具体的な事業計画(2025(令和7)年度～2029(令和11)年度)

妊娠期から積極的に関わりを持つことで、支援の必要な妊婦を早期に把握するとともに、成長に応じて適切なサービスに繋がられるような支援体制の構築を推進してまいります。

1-(18)乳児等通園支援事業

【担当部署】：保育幼児教育推進課

① 事業の概要について

全ての子どもの育ちを応援し、子どもの良質な成育環境を整備するとともに、全ての子育て家庭に対して、多様な働き方やライフスタイルにかかわらない形での支援を強化するため、月一定時間までの利用可能枠の中で、就労要件を問わず時間単位等で柔軟に利用できる事業です。

② ニーズ量と確保提供量

項 目		2025 (令和7)年度	2026 (令和8)年度	2027 (令和9)年度	2028 (令和10)年度	2029 (令和11)年度
0歳児	量の見込み (延べ時間)	380	375	375	370	365
	確保方策 (延べ時間)	396	432	432	432	432
1歳児	量の見込み (延べ時間)	880	895	890	880	870
	確保方策 (延べ時間)	207	732	1,024	1,656	1,656
2歳児	量の見込み (延べ時間)	460	455	460	455	450
	確保方策 (延べ時間)	1,384	2,928	4,100	6,624	6,624

③ 今後の具体的な事業計画(2025(令和7)年度～2029(令和11)年度)

2025(令和7)年度については、地域子ども・子育て支援事業として自治体の判断において実施することとなっていることから、東京都の「多様な他者との関わりの機会の創出事業」を活用し、2026(令和8)年度以降は、改正子ども・子育て支援法等に基づく新たな給付制度のもと実施します。実施する施設については、今後国から示される認可手続き等を踏まえ、協議・決定していきます。

1-(19)産後ケア事業

【担当部署】:子育て支援課

① 事業の概要について

退院直後の母子に対して心身のケアや育児のサポート等きめ細かい支援を実施する事業です。

② ニーズ量と確保提供量

項 目		2025 (令和7)年度	2026 (令和8)年度	2027 (令和9)年度	2028 (令和10)年度	2029 (令和11)年度
量の見込み	利用見込み産婦 数(人)	85	85	85	85	85
	平均利用日数 (日)	4	4	4	4	4
	合計	340	340	340	340	340
確保方策 (延べ人数)	合計 (人日)	2,880	2,880	2,880	2,880	2,880
	ショートステイ型	720	720	720	720	720
	デイサービス型	1,200	1,200	1,200	1,200	1,200
	アウトリーチ型	960	960	960	960	960

※国立市では、安心して産後を過ごせるように心身のケアや育児支援を行う産後ケア事業を実施しております。

ご自宅まで助産師がうかがうアウトリーチ型の他、委託施設においてケアを受けるデイサービス型(日帰り)・ショートステイ型(宿泊)の3種類を提供しており、育児相談(授乳や沐浴の方法など)・休息の確保などにご利用いただくことができます。

③ 今後の具体的な事業計画(2025(令和7)年度～2029(令和11)年度)

本事業の利用件数は年々増加しているため、事業を円滑に利用できるよう必要な量の確保に努めてまいります。また、利用者が安心して過ごせる環境を整備するため、産後ケア事業における安全管理についても定期的に見直してまいります。

第9章

第3期国立市

放課後子ども総合プラン

(1)放課後児童クラブ(学童保育所)の達成されるべき目標事業量

国立市では、市内7か所の学童保育所で、要件を満たす児童の全員入所待機児童を出さない「全入」対応が叶う体制の整備によって、小学3年生までの児童を受入れしていましたが、子ども・子育て支援新制度により、放課後児童クラブ(学童保育所)の対象児童がこれまでの「小学3年生まで」から「小学校に就学している児童」へ拡大されたことにともない、2018(平成30)年度から4か所(本町、東、北、南)で試行的に6年生までの児童の受入れを実施し、2019(令和元)年度より全7学童保育所にて、全ての小学生の受入れを実施しています。

2030(令和11)年度までの学童保育所利用者推計については、2023(令和5)年度までの実績とニーズ調査の結果等を勘案して算出しています。

確保提供量については、既存の学童保育所と各小学校から借用する特別教室について、「国立市放課後児童健全育成事業の設備及び運営の基準に関する条例」第9条第1項に定める、「児童1人につきおおむね1.65平方メートル以上」を基準として算出しています。

現在も、待機児童は発生していませんが、今後の学童保育のニーズ量増加に伴い、当面の期間において登録児童数が定員を超過することが想定されます。今後の環境整備においては、第二小学校敷地内の複合棟(学童保育所含む)が完成する2027(令和9)年度において、西学童保育所のうち第二小学校の児童の保育空間について複合棟へ移設予定、それにより増加する確保提供量により、定員超過はおおむね解消する見込みとなっています。

いずれも、利用者数は登録者数の約7割程度にあり、運営においては基準を下回る状況には至っていませんが、登録人数ベースでこれを目指すことが必要と考えています。引き続き、全学年を対象に、全員入所の方針を継続しながら、登録人数に対して基準を満たす健全な面積・人員体制の確保に努めてまいります。

指標：放課後児童クラブの整備量

項目		2025 (令和7)年度	2026 (令和8)年度	2027 (令和9)年度	2028 (令和10)年度	2029 (令和11)年度
ニーズ量	1学年(人)	287	267	262	300	281
	2学年(人)	270	269	250	245	281
	3学年(人)	221	218	216	201	197
	4学年(人)	143	145	143	142	132
	5学年(人)	61	64	65	64	64
	6学年(人)	28	30	32	32	32
ニーズ量合計(人)		1,010	993	968	984	987
提供量(定員数)(人)		905	905	995	995	995

(2)放課後児童クラブ(学童保育所)および放課後子ども教室(ほうかごキッズ)の一体的な、 または連携による放課後子ども教室の継続・拡充

国立市では、全ての小学校において、放課後児童クラブ及び放課後子供教室を文部科学省の推進する「校内交流型※」において実施しています。

他方、現状各校週2日の頻度で開催している放課後子供教室について、ニーズ調査等において拡張を求める声があります。例えば実施日を1日増加するにあたっては、実施場所・人員体制の確保等が課題となります。今後においては、「校内交流型」による連携をより強化し、日数増加について試行的な実施を踏まえながら検証していきます。国立市では、すでに全ての学区において、放課後児童クラブ及び放課後子供教室が連携して、共働き家庭等の児童を含めた全ての児童が放課後子供教室の活動プログラムに参加し、交流できる「連携型」の実施をしており、さらに全ての学区において、文部科学省の推進している、同一小学校内等で両事業を実施する「校内交流型」での事業を実施しています。

今後においては、現状のとおり、雨天時・夏季休業期間まで含め事業の恒常的な実施に努めるとともに、地域の大学や学童保育所と人員体制に係る連携について対話を進め、拡張の可能性について検討をします。

※参考:連携型、校内交流型の定義(パッケージより抜粋)

放課後児童クラブ及び放課後子供教室が連携して、共働き家庭等の児童を含めた全ての児童が放課後子供教室の活動プログラムに参加し、交流できるものを「連携型」と呼ぶこととする。また、「連携型」のうち、同一小学校内等で両事業を実施しているものを、新プランにおいては「一体型」として推進してきたが、これを「校内交流型」と呼ぶこととする。同一小学校区内で両事業を実施する場合は、全ての放課後児童クラブと放課後子供教室が「校内交流型」又は「連携型」として連携が進められるようにする。

(3) 小学校の余裕教室等の放課後児童クラブ(学童保育所)及び放課後子ども教室(ほうかごキッズ)への活用に関する具体的な方策

放課後児童クラブについては、単独施設内で十分な保育空間を確保できる本町学童保育所を除き、全ての学童保育所において主に高学年の保育空間として各校の特別教室等を放課後に活用しています。また、放課後子供教室についても、基本としては校庭での実施ですが、荒天時・長期休業期間中における室内での実施場所として、各校の特別教室を借用しています。

特別教室の借用にあたっては、学校のカリキュラムや児童数に伴い年次ごとに編成が変化することから、現時点で使用している教室の継続利用が困難な場合があります。また、大型の工事の実施に伴い、一部教室について利用出来ない期間が生じることもあります。

この状況を踏まえつつ、恒常的に学校の特別教室の借用が実現できるよう、年度ごとに相互協定のやりとりをしながら、放課後子どもたちが安心・安全に過ごせる空間の確保に努めています。引き続き、天候やその他状況において事業実施が左右されることの無いよう、教室借用に係る連携を継続していきます。現在、7か所ある放課後児童クラブは、第二小学校、第五小学校、第八小学校の高学年の校内実施分を含め学校敷地内又は隣接地にて事業実施しています。これらの実施に当たっては、学校との協議のもと各校の特別教室等を活用した事業を行っています。

また、放課後子ども教室の実施に当たっても、原則は校庭での事業実施としつつ、雨天時や夏季の猛暑日等は、体育館や特別教室を活用し、子どもの過ごせる空間の確保に努めています。

一方、学童保育のニーズは増加傾向にあり、登録児童数は 2024(令和6)年4月時点で定員数を超過した状況となっており(登録児童数は登録児童数の7割程度)、保育空間が狭小な状況や、また、多人数を対象とした保育の困難さが課題となっています。

2027(令和9)年度に、第二小学校の敷地内に複合棟(学童保育所含む)の完成により、一部において保育空間の確保は見込める状況がありますが、学校の特別教室を放課後に一時的に利用する方法で保育空間を確保している放課後児童クラブにおいては、今後各校の児童数やカリキュラムの変化に伴い、借用が困難になることも想定されます。

これらの状況を踏まえながら、2023(令和5)年度のニーズ調査結果を参考に、希望者全員が安心して放課後の時間を過ごすことができるよう、国からの通知等を参考に引き続き学校と協議・連携し、空間の確保に努めてまいります。

参考通知

○「放課後児童クラブの実施における学校施設の管理運営上の取決めについて」(2019(令和元)年7月4日付け元教地推第 12 号・子子発 0704 第1号文部科学省総合教育政策局地域学習推進課長、厚生労働省子ども家庭局子育て支援課長通知

○「放課後児童クラブの待機児童の解消等に向けた学校施設の活用等について」(2023(令和5)年8月 31 日付け成環第 125 号・5教地推第 71 号 こども家庭庁成育局成育環境課長、文部科学省 5 総合教育政策局地域学習推進課長、大臣官房文教施設企画・防災部施設助成課長、総合教育政策局地域学習推進課長、大臣官房文教施設企画・防災部施設助成課長、初等中等教育局初等中等教育企画課長通知

(4)放課後児童クラブ(学童保育所)の質的向上

学童保育所とは、子どもたちが放課後に学校から解放されて自由に過ごすことができる居場所であることに留意して、子どもたちが自分らしく過ごせる環境づくりを目指します。

そのためには、権利保障の研修等の実施等を通じ、信頼される職員の資質向上に努めます。また、自分らしい過ごし方を実現するための、放課後子供教室との連携を通じて、子どものニーズに寄り添う事業の実現・環境の整備を行います。

また、配慮の必要な児童(しょうがい、発達等)に対する寄り添いとしましては、根幹にある人権意識の構築に加え、しょうがい・発達への対応の在り方に係るスキル向上の取組、ソフト面として、登所が困難な児童に対する移送の仕組みの継続、その他の連携として、学校、子ども家庭支援センター等との連携による子どもへの多角的支援、世帯への支援の実施学童保育所を利用する児童の中には、しょうがい等の理由により自らの力のみで登所できない場合があり、その場合は地域サポーター等のサービス利用を活用していました。しかし、利用したいタイミングでサービス提供者が見つからないことや、児童の移動そのものが難しいなどの課題もあったため、タクシーを利用した移送支援を開始するなどにより、サービス向上を進めて参ります。

併せて、保護者の負担軽減を図る観点から、夏季休業中の昼食提供を開始しています。昼食提供については、配膳時間や残飯処理等の衛生面の懸念があり、また、提供に係る人員の保育へ影響を最小限に抑える必要があることなどから、より良い手法を引き続き検討していきます。

資料編

1 国立市子ども基本条例

令和6年11月28日条例第26号

すべての子どもたちへ

あなたが生まれたこと、大きくなっていくこと、あなたらしくいられることを、このまちと、このまちにいる大人は、うれしく思っています。

あなたが感じていること、思っていること、考えていることを、あなたの近くにいる大人にいつでも聴かせてください。

うれしいこと、かなしいこと、困っていること、遊びたいこと、学びたいこと、やってみたいこと。もっと自分たちの声を聴いてほしい、自分たちに目を向けてほしいと思っていること。

このまちと、このまちにいる大人は、いつでもあなたのそばで、一緒に考えて、せいっぱい応援します。

あなたがあなたらしく、今を幸せに生きること、幸せな未来に向かっていくこと、すべての子どもが一人の人として等しく持つ、大切な権利を、このまちと、このまちにいる大人は、あなたと一緒に大切に守って、守っていくことを約束します。

全ての子どもは、この世に唯一無二の命を授かった一人の人間であり、しょうがいなど様々な特性を有しているあらゆる人間は、生まれながらに等しく、自分らしく幸せに生きるための権利を持っています。

この権利は、子どもが成長・発達の過程にあることから、自分の力で行使できないときがあり、そのときに大人の支援が必要となります。

子どもたちは、生まれてきた瞬間から、自分の思いを様々な形で精一杯大人に表明しています。この思いを、大人たちが真剣に受け止め、これを尊重し、その上でその子にとって最善の利益とは何かを考え、これに応えることによって、子どもの権利が保障されます。

「人間を大切にする」という理念を掲げる国立市は、子どもたちの思いを深く受け止め、また、様々な社会課題が想定される未来を生きる子どもたちのことを思い、改めて、子どもの権利について真剣に考え、子どもの権利が恒久的に保障されるまちの実現を目指し、この条例を制定します。

第1章 総則

(目的)

第1条 この条例は、児童の権利に関する条約の精神にのっとり、国立市に関わる全ての子どもの権利を保障し、社会全体で子どもを支え合う仕組みを定めることにより、子どもが自分らしく幸せに生き、育つことができるまちを実現することを目的とする。

(定義)

第2条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

- (1) 子ども 市内に在住し、在学し、又は在勤する18歳未満の者その他これらの者と等しく子どもの権利を保障することが適当と認められる者をいう。
- (2) 保護者 子どもの親権者、児童福祉法(昭和22年法律第164号)に規定する里親その他親権者に代わり子どもを監護・養育する者をいう。
- (3) 育ち学ぶ施設 市内に所在する、児童福祉法に規定する児童福祉施設、学校教育法(昭和22年法律第26号)に規定する学校、社会教育法(昭和24年法律第207号)に規定する社会教育施設その他子どもが育ち又は学びを目的として通学し、通所し、入所し、又は利用する施設をいう。
- (4) 事業者 市内で事業活動を行う個人及び法人その他団体(前号に掲げる施設に係るものを除く。)をいう。
- (5) 市民 市内に在住し、在学し、又は在勤する者をいう。

(基本理念)

第3条 子どもの権利の保障は、次に掲げることを基本理念として進めるものとする。

- (1) 子どもを権利の主体として尊重すること。
- (2) 子どもがいかなる差別も受けることがないようにすること。
- (3) 子どもにとって最もよい事とは何かを第一に考えること。
- (4) 子どもがその命を守られ、愛され及び保護され、並びに心身ともに健やかに育つことを保障すること。
- (5) 子どもが自由に意見を表すことを保障するとともに、その意見を子どもの成長及び発達の段階、個性等を踏まえて尊重すること。

(市等の役割)

第4条 市は、子どもの権利が保障されるまちの実現を図るため、育ち学ぶ施設、事業者その他の関係機関(以下単に「関係機関」という。)と連携し、必要な取組を推進するものとする。

2 保護者は、自身が子どもの成長及び発達において大切な存在であることを受け止め、子どもが心身共に健

やかに育つようその監護・養育に努めるものとする。

3 育ち学ぶ施設の関係者及び事業者は、その活動において、子どもの権利を保障するものとする。

4 市民は、子どもの権利についての理解を深め、これを保障するとともに、市や関係機関の行う子どもの権利の保障に係る取組に協力するよう努めるものとする。

第2章 子どもの権利

(子どもの権利)

第5条 子どもは、児童の権利に関する条約の精神にのっとり、この章に定める権利を始めとする子どもの権利が保障される。

2 子どもは、その権利が保障されるに当たっては、一人の人間として生き、育つために尊重されるとともに、成長及び発達の段階、個性等を踏まえて配慮がされる。

(安心して生きる権利)

第6条 子どもは、安心して生きる権利として、次に掲げることが保障される。

- (1) 自らの命を大切に思い、そのかけがえのない命が守られること。
- (2) 愛情をもって大切に育てられること。
- (3) 健康を享受すること並びに病気の治療及び健康の回復のため適切な医療を受けること。
- (4) あらゆる差別を受けることがないこと。
- (5) 虐待、体罰、いじめその他の心身に対するあらゆる暴力及び不当な取扱い(以下「不当な取扱い等」という。)から守られること。
- (6) いつでも安心して相談し及び助けを求めることができること。
- (7) 安定した生活を送り並びに成長し及び発達する上で必要となる社会保険その他の社会保障からの給付を受けること。
- (8) プライバシーや誇りが守られること。

(自分らしく心豊かに育つ権利)

第7条 子どもは、自分らしく心豊かに育つ権利として、次に掲げることが保障される。

- (1) 自由に気持ちや考えを持つこと。
- (2) 自由に気持ちや考えを表現すること。
- (3) 自分らしさが認められ、尊重されること。
- (4) 仲間を作り、様々な人々と触れ合うこと。

- (5) 温かい見守りの中で、地域や社会の活動に参加すること。
 - (6) 成長及び発達段階、個性等に合わせて学ぶこと。
 - (7) 自然、文化、芸術、スポーツ等に親しむこと。
 - (8) 心身に必要な休息を取り、自由に遊び、及び安心して過ごすことのできる時間と場所を持つこと。
- (意見を表明する権利、意見が尊重される権利及び参加する権利)

第8条 子どもは、意見を表明する権利、意見が尊重される権利及び参加する権利として、次に掲げることが保障される。

- (1) 自分の気持ちや考えを表明すること。
- (2) 自分の表明した気持ちや考えが、成長及び発達段階、個性等を踏まえて尊重されること。
- (3) 自分の関わる環境における意思決定の場や政策決定の場に参加すること。
- (4) 自分に関する情報その他自分の成長に役立つ多くの情報を大人又は社会に求め、集めること。

第3章 子どもの権利の保障

(家庭における権利の保障)

第9条 保護者は、子どもが心身ともに健やかに育つよう監護・養育するに当たり、子どもの成長及び発達段階、個性等を踏まえて、子どもに寄り添い、子どもの気持ちや考えに耳を傾け、真剣に受け止め、子どもにとって最もよい事を第一に考えるものとする。

- 2 保護者は、子どもを監護・養育するに当たり、市や関係機関に対し必要な協力を求めることができる。
- (育ち学ぶ施設における権利の保障)

第10条 育ち学ぶ施設の関係者は、その活動において関わる全ての子どもの育ちと学びを支えるに当たり、その子どもの気持ちや考えに耳を傾け、真剣に受け止め、子どもにとって最もよい事を第一に考えるものとする。

- 2 育ち学ぶ施設の関係者は、配慮が必要な子どもに対し、特にその子どもの心情に寄り添い、その子どもの主体性を尊重して、生じている課題や不安の解決を図るとともに、その子どもに適した育ちや学びの環境を提供するよう努めなければならない。
- 3 育ち学ぶ施設の関係者は、子どもが自分の抱える課題や不安、日常的に困っていること等(以下「課題等」という。)について気軽に相談できる環境の整備に努めなければならない。
- 4 育ち学ぶ施設の関係者は、子どもに対する不当な取扱い等が生じないよう予防に努めるとともに、子どもに対する不当な取扱い等が判明した場合、市及び関係機関と協力して、早期に対応しなければならない。

(地域における権利の保障)

第11条 市民及び事業者は、子どもを地域社会の一員として、その意見や活動を尊重し、対話をもって支えるものとする。

2 市民及び事業者は、地域の中で子どもが安心かつ安全に過ごすことができるよう、見守り、支えるものとする。
(不当な取扱い等の禁止)

第12条 何人も、子どもに対し不当な取扱い等を行ってはならない。

2 何人も、子どもに対する不当な取扱い等を発見したときは、速やかに市や関係機関に連絡しなければならない。

第4章 子どもにやさしいまちづくりの推進

(子どもの意見が尊重される環境の整備)

第13条 市は、子どもが自分の気持ちや考えを表明することができるよう、必要な環境を整備するものとする。

2 市は、施策を実施するに当たり、子どもの意見を聴くとともに、その意見については、子どもの成長及び発達の段階、個性等を踏まえて尊重し、子どもにとって最もよい事を第一に考えて施策に反映させるために必要な措置を講ずるよう努めるものとする。

3 市は、市民、育ち学ぶ施設の関係者及び事業者(以下「市民等」という。)に対し、子どもが自分の気持ちや考えを表明できる環境を整備するよう働きかけるとともに、これを積極的に支援し、及び市民等と連携するよう努めるものとする。

(子どもが相談できる環境の整備)

第14条 市は、子どもが自分の抱える課題等について気軽に相談できる環境を整備しなければならない。

2 市は、市民等に対し、子どもが自分の抱える課題等について気軽に相談できる環境を整備するよう働きかけるとともに、これを積極的に支援し、及び市民等と連携するよう努めるものとする。

(子どもの権利の周知と学び)

第15条 市は、市民等に対し、この条例及び子どもの権利について周知するとともに、市民等が子どもの権利について理解を深めることができるよう支援しなければならない。

(国立市子どもの権利の日)

第16条 市は、広く市民の子どもの権利に対する理解と関心を深め、もって子どもにやさしいまちづくりを推進するため、国立市子どもの権利の日を設ける。

2 国立市子どもの権利の日は、11月20日とする。

(子育て家庭への支援)

第17条 市は、保護者に対し、安心して子どもを監護・養育し、もって保護者が子どもの権利を保障できるよう支援するものとする。

2 市は、市民等において、保護者に対し、安心して子どもを監護・養育するための支援を行う場合は、これに協力するよう努めるものとする。

（配慮が必要な子ども・家庭への支援）

第18条 市は、特に配慮が必要な子どもの把握に努めるとともに、その存在を確認した場合は、当該子どもとその家庭の状況を把握し、関係機関と連携・協力して適切な支援をしなければならない。

（乳幼児期から豊かな学びを受けることができる環境の整備）

第19条 市は、子どもの学ぶ意欲や学ぶ権利を保障し、子どもの可能性を最大限に伸ばすことができるよう、育ち学ぶ施設の関係者と協力して学びの環境を整備するよう努めるものとする。

2 市は、子どもが成長・発達の過程及びその後の生涯において、複雑多様化した課題を乗り越えていくことができるよう、育ち学ぶ施設の関係者及び事業者と協力し、子どもが乳幼児期から自己肯定感や主体性を育むことができる環境を整備するよう努めるものとする。

（子どもの居場所づくりの推進）

第20条 市は、市民及び関係機関と連携・協力し、全ての子どもにおいて、自分にとって大切となる多様な経験を得ること、様々な世代の人々と触れ合うこと、自然と親しむことなどができる居場所、何もしなくてよい、ほっとできる居場所その他の子どもの豊かな育ちにつながる居場所をつくるよう努めるものとする。

（不当な取扱い等に対する取組）

第21条 市は、関係機関と協力し、子どもに対する不当な取扱い等の予防と早期発見に取り組むものとする。

2 市及び関係機関は、不当な取扱い等を受けた子どもに接するに当たっては、特にその子どもの心情に寄り添い、その子どもの意思を尊重するよう努めなければならない。

3 市は、不当な取扱い等を受けた子どもを速やかに救済するため、関係機関と協力し、必要な対応を行うものとする。

4 市及び市民等は、犯罪等に巻き込まれた子どもが再び犯罪等に関わることをないよう、それぞれの子どもの背景に留意しつつ、必要な取組を行うよう努めるものとする。

（危険な環境等からの保護）

第22条 市及び市民等は、子どもが家庭や地域社会の中で健やかに育つことができるよう、子どもの成長や発達に影響を及ぼす公害、子どもの日常生活において著しく事故や事件につながるおそれがある環境、子どもの人格形成に有害であると法律等で認められている情報等（以下この条において「危険な環境等」とい

う。)から子どもを守るとともに、子どもたちが自ら危険な環境等から身を守るために必要な情報の提供に努めるものとする。

第5章 権利侵害の相談・救済

第23条 子どもは、自分の抱える課題等について、市及び関係機関に相談することができるほか、国立市総合オンブズマン条例(平成28年12月国立市条例第38号)の規定に基づき、国立市子どもの人権オンブズマン(以下この条において「子ども人権オンブズマン」という。)に対し、相談し、又は救済を求めることができる。

2 市の機関は、子ども人権オンブズマンに関する周知、子どもが子ども人権オンブズマンに相談しやすい環境の整備その他の子ども人権オンブズマンの取組について相互に連携・協力するよう努めるものとする。

第6章 子どもに関する施策の推進と検証

(子どもに関する施策の推進)

第24条 市長は、子どもにやさしいまちづくりを推進するための計画を策定するものとする。

2 前項の計画は、国立市子ども総合計画をもって充てる。

(子どもの権利に関する検証)

第25条 市は、この条例に基づき、市内において子どもの権利が保障されているかどうかについて、子どもを始め市民の意見を聴いて検証するものとする。

付 則

この条例は、令和7年4月1日から施行する。

2 国立市子ども総合計画審議会条例

(設置)

第1条 国立市子ども総合計画に関する事項を審議するため、国立市子ども総合計画審議会(以下「審議会」という。)を設置する。

(所掌事項)

第2条 審議会は、市長からの諮問に応じて、次に掲げる事項について審議し、その結果を市長に答申する。

- (1) 子ども総合計画の策定に関すること。
- (2) 子ども総合計画の推進及び評価に関すること。

(組織)

第3条 審議会は、委員11人以内をもって組織する。

2 委員は、次に掲げる者のうちから市長が委嘱する。

- (1) 学識経験者 2人以内
- (2) 学校教育、保育及び幼稚園の関係者 4人以内
- (3) 地域教育の関係者 2人以内
- (4) 公募により選出された市民 3人以内

(委員の任期)

第4条 委員の任期は2年とし、委員が欠けた場合における補欠委員の任期は、前任者の残任期間とする。
ただし、再任を妨げない。

(特別委員)

第5条 第3条第2項に定めるもののほか、特別の事項の調査及び審議に関し必要がある場合には、審議会に特別委員を置くことができる。

2 特別委員は市長が委嘱又は任命する。

3 特別委員の任期は、当該特別の事項の調査及び審議が終了するまでとする。

(会長及び副会長)

第6条 審議会に会長及び副会長を置く。

2 会長及び副会長は、委員の互選により定める。

3 会長は、審議会を代表し、会務を主宰する。

4 副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるときは、副会長がその職務を代理する。

(専門委員)

第7条 第3条第2項に定めるもののほか、専門的な事項を調査させるため必要がある場合には、審議会に専門委員を置くことができる。

2 専門委員は市長が任命する。

3 専門委員の任期は、当該専門的な事項の調査が終了するまでとする。

(審議会の会議)

第8条 審議会の会議(以下「会議」という。)は、会長が招集し、議長となる。

2 会議は、委員及び議案に関係ある特別委員の過半数の出席がなければ開くことができない。

3 会議の議事は、出席した委員及び議案に関係ある特別委員の過半数をもってこれを決し、可否同数のときは、会長の決するところによる。

4 会議は、必要に応じて委員及び議案に関係ある特別委員以外の者の出席を求め、意見又は説明等を聴くことができる。

(庶務)

第9条 審議会に関する庶務は、子ども家庭部児童青少年課において処理する。

(委任)

第10条 この条例に定めるもののほか、審議会に関し必要な事項は、市長が定める。

付 則

1 この条例は、平成17年4月1日から施行する。

2 国立市非常勤特別職職員の報酬および費用弁償に関する条例(昭和49年11月国立市条例第25号)の一部を次のように改正する。

第2条中第55号を第56号とし、第26号から第54号までを1号ずつ繰り下げ、第25号の次に次の1号を加える。

(26) 子ども総合計画推進委員会委員

第4条中「第52号」を「第53号」に改める。

第5条中「第53号」を「第54号」に、「第55号」を「第56号」に改める。

別表第2中

「社会教育委員	〃 9,100円」
---------	-----------

を

「 社会教育委員	// 9,100円
子ども総合計画推進委員会委員	// 9,100円」

に改める。

付 則(平成20年9月24日条例第23号抄)

(施行期日)

- 1 この条例は、平成20年11月1日から施行する。

付 則(平成21年3月31日条例第5号)

- 1 この条例は、平成21年4月1日から施行する。
- 2 国立市非常勤特別職職員の報酬および費用弁償に関する条例(昭和49年11月国立市条例第25号)の一部を次のように改正する。

第2条第28号中「子ども総合計画推進委員会委員」を「子ども総合計画審議会委員」に改める。

別表第2職名の欄中

「 子ども総合計画推進委員会委員 」

を

「 子ども総合計画審議会委員 」

に改める。

付 則(平成24年12月26日条例第28号抄)

(施行期日)

- 1 この条例は、平成25年4月1日から施行する。

付 則(平成27年3月31日条例第5号)

(施行期日)

- 1 この条例は、平成27年4月1日から施行する。
- (国立市非常勤特別職職員の報酬および費用弁償に関する条例の一部改正)
- 2 国立市非常勤特別職職員の報酬および費用弁償に関する条例(昭和49年11月国立市条例第25号)の一部を次のように改正する。

第2条第34号中「子ども総合計画審議会委員」を「子ども総合計画審議会委員(特別委員を含む)」に改める。

3 国立市子ども総合計画審議会委員名簿

国立市子ども総合計画審議会委員名簿(2023(令和5)年2月21日～2025(令和7)年2月20日)

分 野	所 属	氏 名	備 考
学識経験者	白梅学園大学	長谷川 俊雄	名誉教授
	国土館大学	堀井 雅道	准教授
学校教育、 保育・幼稚園 関係者	国立市立小中学校校長会	日野 正宏 (2023(令和5)年2月21日～ 2024(令和6)年3月31日)	校長
		小菅 和子 (2024(令和6)年4月1日～ 2025(令和7)年2月20日)	
	国立市私立幼稚園協会	小澤 崇文	園長
	国立市私立保育園園長会	吉田 順	園長
	東京都立第五商業高等学校	熊川 英里	主幹教諭
地域教育関係者	日本放送協会学園高等学校 (NHK 学園高等学校)	國府 功太	教員
	社会福祉法人 くにたち子ども もの夢・未来事業団	細田 直哉	くにたち未来共創拠点矢川 プラス館長 国立市幼児教育センター長
公募選出市民	市 民	佐藤 昌文	市民
	市 民	原田 あかね	市民
	市 民	鈴木 拓斗 (2023(令和5)年2月21日～ 2024(令和6)年8月31日)	市民



第四次国立市子ども総合計画

発行 国立市

編集 国立市子ども家庭部児童青少年課

住所 東京都国立市富士見台 2-47-1

電話 042-576-2111(代表) FAX 042-576-2283



